

令和元年度

社会福祉施策と連携した多頭飼育対策推進事業

アンケート調査結果（詳細）

【確報】

（単純集計・自由回答）

令和2年（2020）年3月

目次

1. 多頭飼育対策に係る自治体の状況について (Q1)	3
1.1. 動物の多頭飼育の届出制度の状況	3
(1) 多頭飼育の登録、届出等の条例又は要項等による制度の状況	3
(2) 「1. 届出制度有り(動物愛護管理法第9条に係る条例)」と答えた自治体のうち届出の対象となる動物の種別及び頭数について	3
1.2. 多頭飼育に対する対応状況	3
1.3. 苦情のあった世帯における飼育頭数ごとの内訳	4
1.4. 多頭飼育に対する動物愛護管理部局の取組の状況	5
(1) 動物愛護管理部局の取組の状況について	5
(2) 「1 実施済み・取組中である」の自治体のうち) 会議の開催方法について	9
1.5. 多頭飼育に対する福祉部局との連携・協力の状況	11
1.6. 多頭飼育に対する他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況	14
(1) 社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制の構築状況	14
(2) 自治会・町内会との連携・連絡体制について	15
(3) 獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について	16
(4) 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制について	17
(5) 警察との連携・連絡体制について	18
(6) 都道府県内市町村との連携・連絡体制について	19
1.7. 動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題	22
2. 各自治体が把握している多頭飼育の個別事例について (Q2)	24
2.1. 多頭飼育者にかかる基本情報	24
(1) 最初の情報の把握年度	24
(2) 最初の情報把握から解決(あるいは継続中)の期間	25
(3) 動物の種別	26
(4) 動物の飼育頭数	26
(5) 主たる多頭飼育者の性別	27
(6) 主たる多頭飼育者の年齢	27
(7) 多頭飼育者の同居者	28
(8) 同居していない親族の有無	28
(9) 居住環境	29
(10) 住宅の規模	29
(11) 居住地の地域性	30

(12)	最初の情報提供者・機関.....	30
(13)	多頭飼育に係る動物を入手した経緯.....	31
(14)	飼育者が多頭飼育状態に陥った経緯.....	31
(15)	多頭飼育者の生活保護の受給の状況.....	32
(16)	障害等の認定の有無.....	32
(17)	課題の解決について.....	33
(18)	事案終結の経緯（飼育者の状況）.....	33
(19)	事案終結の経緯（動物の状況）.....	2
(20)	引取り時の説明.....	2
(21)	各自治体において把握している多頭飼育者の属性についてその他特筆すべき点（自由回答）.....	3
2.2.	生活状況.....	30
(1)	経済状況.....	30
(2)	認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状.....	30
(3)	生活の乱れ.....	31
(4)	健康状態.....	32
(5)	動物とのかかわりにみられる特徴（ホーダー気質の有無等）.....	32
(6)	行政関係者との関係構築.....	33
(7)	暴力的な言動（コミュニケーション、社会性有無）.....	34
(8)	生活状況に関連してその他特筆すべき点（自由回答）.....	35
2.3.	セルフ・ネグレクトについて.....	46
(1)	住宅内の衛生状態について.....	46
(2)	飼育者自身の衛生状態について.....	47
(3)	保健医療福祉サービスの利用状況について.....	47
(4)	他人との関わりについて.....	48
(5)	金銭・財産管理能力の有無について.....	48
(6)	セルフ・ネグレクトに関連してその他特筆すべき点（自由回答）.....	49
2.4.	動物の様子.....	59
(1)	動物の飼育の状況について.....	59
(2)	動物の衛生状態について.....	60
(3)	動物の様子に関連してその他特筆すべき点（自由回答）.....	61
2.5.	虐待が疑われる状況.....	72
(1)	動物への虐待の可能性.....	72
(2)	飼育者の世帯における人への虐待の可能性.....	73
(3)	虐待が疑われる状況（自由回答）.....	74
2.6.	関与する民間団体の様子.....	80

(1)	自治会・町内会等との関係	80
(2)	動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員等の関わり	80
(3)	獣医師会・動物病院による支援の状況	81
(4)	関与する民間団体の様子に関連してその他特筆すべき点（自由回答）	82
2.7.	各事例に対する行政側の課題・対応・対応策	93
(1)	他の部署、他の機関との情報共有の状況	93
(2)	各事例に対する行政側の課題・対応・対応策に関連してその他特筆すべき点 （自由回答）	94
2.8.	その他、本事例に関する特記事項	103
2.8.1.	各該事例において、状況の改善または解決に寄与した、他部署・他機関との連 携・協力等のプロセスや、その他の要因についての気づき（自由回答）	103
2.8.2.	各該事例において、解決を困難にしている要因や、直面している課題等につい ての気づき（自由回答）	123

アンケート実施概要

1. アンケートの調査目的

各自治体（都道府県、政令指定都市、中核市）で取り組んでいる多頭飼育対策について事例の収集を行い、福祉部局等と連携した多頭飼育対策を進める場合に活用できるガイドライン策定に向けた基礎情報とする。

2. 調査実施方法

以下の日程で電子媒体（Excel 形式）によるアンケートを対象の自治体に配布・回収を実施した。

- ① 配布：2019年10月9日（水）
- ② 締切：2019年10月30日（水）

3. アンケートの構成

アンケートは大きく Q1 及び Q2 の二つで構成され、それぞれの質問構成は以下のとおりである。

- ・ Q1：不適正な多頭飼育対策に係る自治体の状況について
- ・ 動物の多頭飼育の届出制度の状況
 - ・ 多頭飼育に対する対応の状況
 - ・ 多頭飼育に対する動物愛護管理部局の取組の状況
 - ・ 多頭飼育に対する福祉部局との連携・協力の状況
 - ・ 多頭飼育に対する他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況
- ・ 動物愛護管理部局が抱えている多頭飼育に関する課題
- ・ Q2：自治体が把握している不適正な多頭飼育の個別事例について（以下、「Q2 個別事例」という）
 - ・ 多頭飼育者にかかる基本情報
 - ・ 生活の状況
 - ・ セルフ・ネグレクト
 - ・ 動物の様子
 - ・ 虐待が疑われる状況
 - ・ 関与する民間団体の様子
 - ・ 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策
 - ・ その他、本事例に関する特記事項

「Q2 個別事例」については、各自治体に対して最大 5 事例までの回答を求めている（事例の選定の条件については、アンケート調査票を参照のこと。）。国内で報告されている多頭飼

育の事例を網羅するものでない点に留意が必要である。

4. アンケート回収状況

アンケートは、都道府県・政令指定都市（以下、「政令市」という）・中核市の計 125 自治体に配布した。

回収状況は以下の通りである。

自治体区分（自治体数）	回収状況	回収率
都道府県（47 自治体）	47 件	100.0%
政令市（20 自治体）	20 件	100.0%
中核市（58 自治体）	58 件	100.0%
合計（125 自治体）	125 件	100.0%

なお、Q2 の事例の回収状況は以下のとおりである。

自治体区分（自治体数）	回収状況	1 自治体あたり事例数
都道府県（47 自治体）	187 件	4.0 事例
政令市（20 自治体）	52 件	2.6 事例
中核市（58 自治体）	146 件	2.5 事例
合計（125 自治体）	385 件	3.1 事例

アンケート調査結果

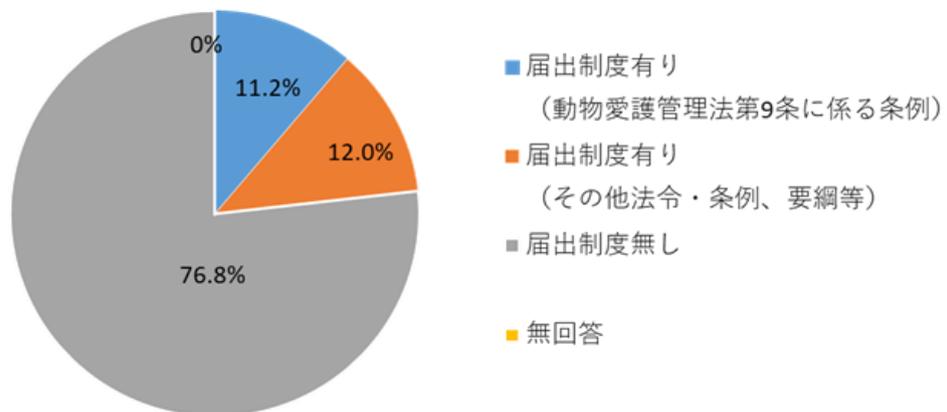
1. 多頭飼育対策に係る自治体の状況について（Q1）

1.1. 動物の多頭飼育の届出制度の状況

(1) 多頭飼育の登録、届出等の条例又は要項等による制度の状況

多頭飼育の登録、届出等の条例又は要項等による制度について、「届出制度無し」(76.8%)が過半数を占め、「届出制度有り(その他法令・条例、要綱等)」(12.0%)、「届出制度有り(動物愛護管理法第9条に係る条例)」(11.2%)が続く。

図 1-1 届出の対象となる動物の種別及び頭数について（単一回答, n=125）



(2) 「1. 届出制度有り(動物愛護管理法第9条に係る条例)」と答えた自治体のうち)届出の対象となる動物の種別及び頭数について

動物愛護管理法第9条に基づく多頭飼育の届出制度を有する自治体において、届出対象動物は犬と猫のみであり、うさぎや鳥類の届出を求めている自治体はなかった。頭数は、犬猫合計で6頭と回答した自治体が1件あったのみであり、無回答を除き、すべて犬猫合わせて10頭以上での届出が求められている。

図 1-2 多頭飼育の届け出等の対象となる動物の種別及び個数（複数回答, n=14）

種類	6頭	10頭	無回答	合計
1) 犬	0	0	14	14
2) 猫	0	0	14	14
3) 犬猫(合わせて)	1	13	0	14
4) うさぎ	0	0	14	14
5) 鶏	0	0	14	14
6) 鶏以外の鳥類	0	0	14	14

1.2. 多頭飼育に対する対応状況

平成30年度の多頭飼育に関する苦情件数（動物2頭以上の飼育者に関して、複数の住

民から苦情が寄せられたケース)は、自治体全体で2,149件であった。1自治体あたりの平均の苦情世帯数は20.5件であり、1世帯も多頭飼育に関して苦情が寄せられなかった自治体があった一方で、最も苦情が寄せられた自治体の世帯数は、201件である。

都道府県の1自治体あたり苦情件数は26.6件であり、政令市は22.0件、中核市は7.9件となっている。

図 1-3 苦情世帯数（平成 30 年度）

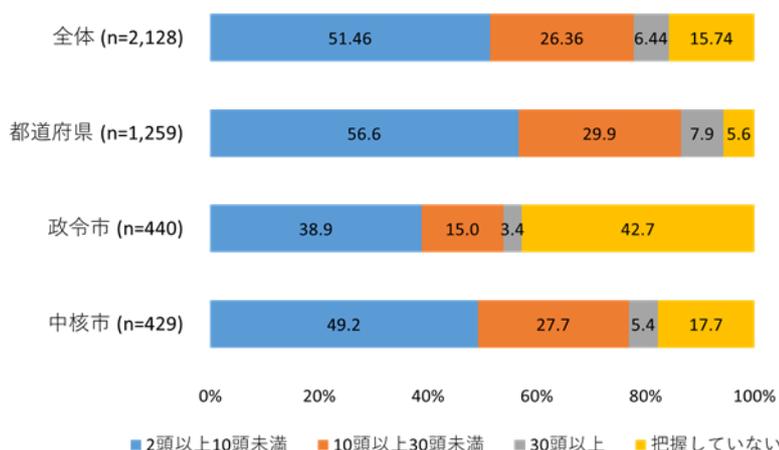
選択肢	苦情件数 (合計)	平均値	最小値	最大値
苦情のあった世帯数（全体）	2,149	20.5	0	201
苦情のあった世帯数（都道府県）	1,252	26.6	1	201
苦情のあった世帯数（政令市）	440	22.0	0	88
苦情のあった世帯数（中核市）	457	7.9	0	165

1.3. 苦情のあった世帯における飼育頭数ごとの内訳

平成 30 年度の苦情が寄せられた世帯の飼育頭数ごとの内訳は、「2 頭以上 10 頭未満」（51.5%）がもっとも多く、「10 頭以上 30 頭未満」（26.4%）、「30 頭以上」（6.4%）と続く。

都道府県及び中核市ともに「2 頭以上 10 頭未満」がそれぞれ 56.6%、49.2%と最も高い割合を示しているが、政令市では、「把握していない」（42.7%）が最も高くなっている。

図 1-4 世帯数における飼育の頭数ごとの内訳（自治体区分別）



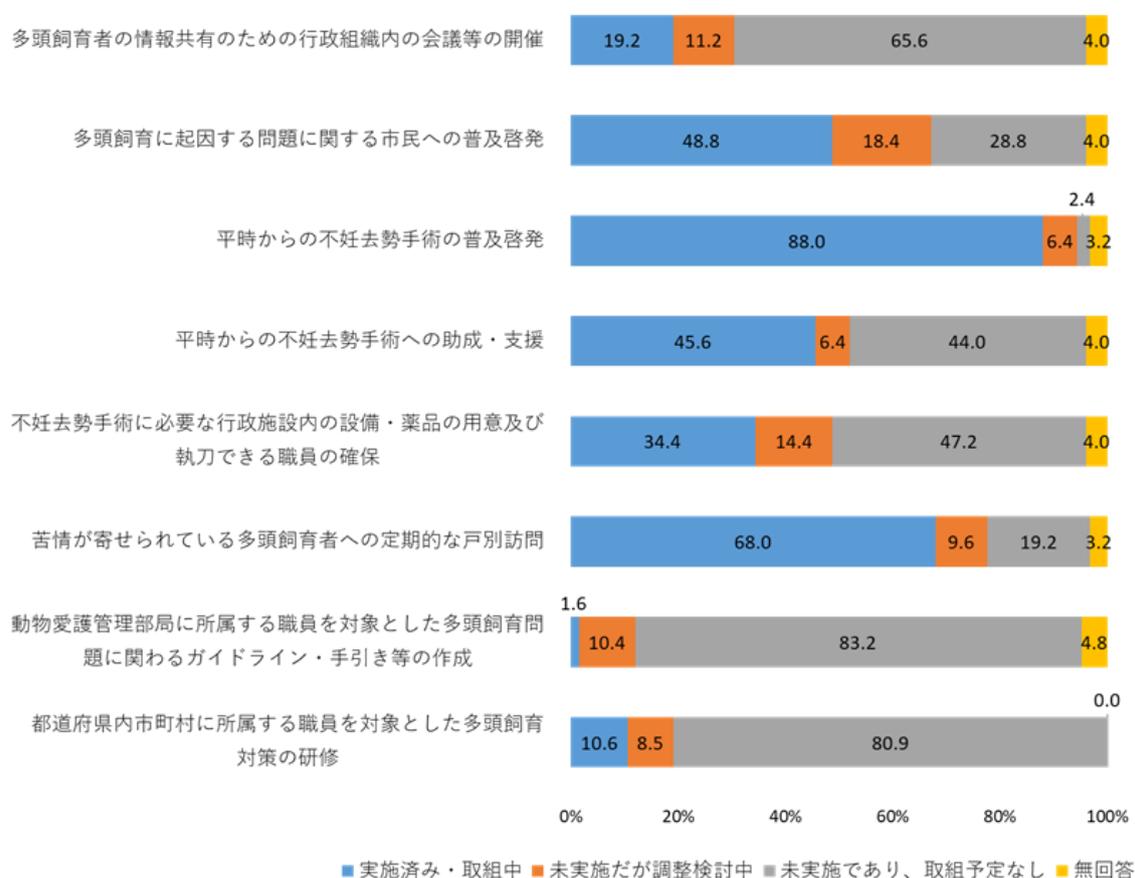
※：Q1（2）項目1で報告されている値の合計（2,149件）と、項目2において報告されている内訳欄の合計値（2,128件）は一致しない点に留意が必要である。

1.4. 多頭飼育に対する動物愛護管理部署の取組の状況

(1) 動物愛護管理部署の取組の状況について

動物愛護管理部署の取組の状況について、実施済みの取組では、「平時からの不妊去勢手術の普及啓発（例：リーフレットの配布の協力等も含む）」（88.0%）が最も多く、「苦情が寄せられている多頭飼育者への定期的な戸別訪問」（68.0%）、「多頭飼育に起因する問題に関する市民への普及啓発（例：HP、リーフレット、セミナー等）」（48.8%）と続く。一方で、「動物愛護管理部署に所属する職員を対象とした多頭飼育問題に関わるガイドライン・手引き等の作成」（1.6%）はわずか2自治体（都道府県）のみである。

図 1-5 動物愛護管理部署の取組の状況について（単一回答, n=125*）



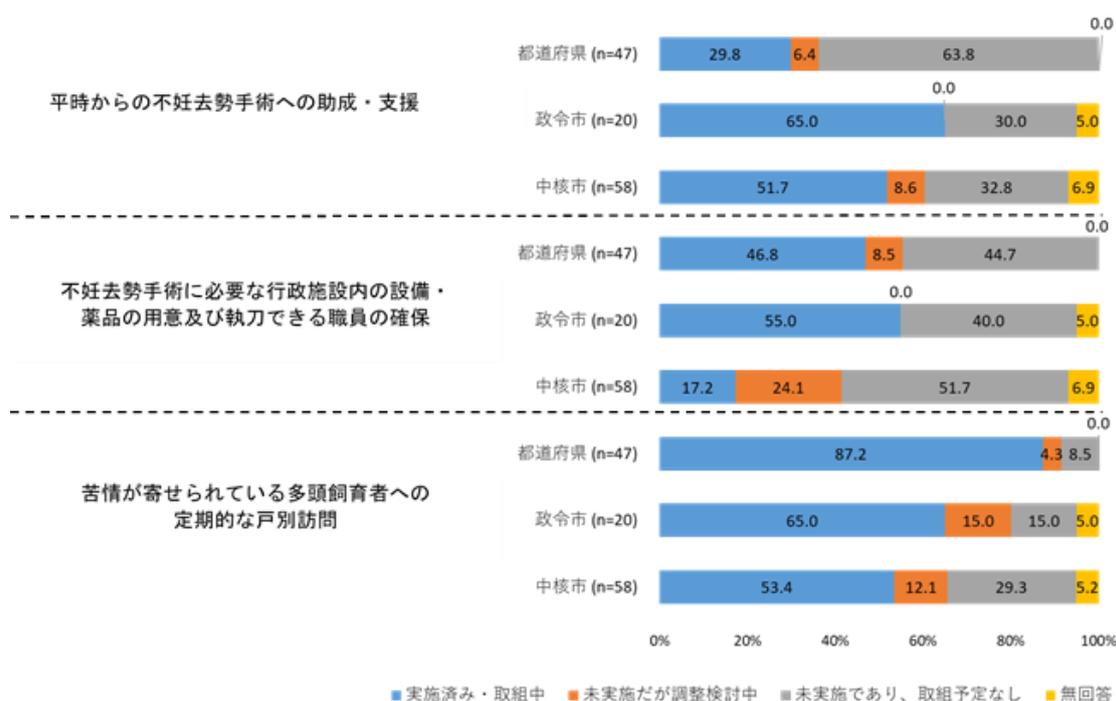
※：選択肢のうち、「都道府県内市町村に所属する職員を対象とした多頭飼育対策の研修」については都道府県のみ回答（n=47）

自治体区分別に見ると、「平時からの不妊去勢手術への助成・支援」、「不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保」、「苦情が寄せられている多頭飼育者への定期的な戸別訪問」の項目で、差異がみられる。都道府県の取組は、「平時からの不妊去勢手術への助成・支援」(29.8%)は3割に留まる一方で、「苦情が寄せられている多頭飼育者への定期的な戸別訪問」(87.2%)は9割近くで実施されている。

一方で政令市や中核市では、「平時からの不妊去勢手術への助成・支援」はそれぞれ、65.0%及び51.7%と半数に達し都道府県よりも取組がなされている一方で、「苦情が寄せられている多頭飼育者への定期的な戸別訪問」は65.0%及び53.4%と5~6割程度、都道府県に比べると低い割合となっている。

また、中核市においては、「不妊去勢手術に必要な行政施設内の設備・薬品の用意及び執刀できる職員の確保」(17.2%)の割合が低いものの、取組を検討している自治体(24.1%)が2割程度存在している。

図 1-6 動物愛護管理部署の取組の状況について（自治体区分別）（単一回答）



■ その他の取組（自由回答）

動物愛護管理部門によるその他の取組としては、住民向け又は多頭飼育者に関わる機会のある人（民生委員）に対する啓発活動、他部署・他機関との情報共有、いわゆる「ごみ屋敷条例」に基づく対応（福祉部署の保健師の寄り添い支援を主とし、動物愛護部署と連携）の実施、シンポジウムのテーマとして多頭飼育問題を採択する取組みなどが行われている。

分類	内容
住民向けの啓発活動	市民向けの猫の正しい飼い方講習会の開催。
多頭飼育者に関わる機会のある人向けの啓発活動	県内市町村の民生委員の連絡会議等に動物保護管理センター職員を派遣し、ペットを飼う高齢者等に対して、ペットを飼い続けられなくなった場合の依頼先や、動物適正飼養について周知を図っている。
	民生委員へリーフレットを配布し、多頭飼育問題の周知啓発と早期相談の呼びかけを実施。
他部署・他機関との連携（情報共有・同行等）	一部の行政組織外（町内会、地域包括支援センター、民生委員等）とも情報共有を適宜実施。
	事案が発生した際には、各区役所の生活衛生課と関係部門で連携を取り、個々のケースに応じて対応しています。
	条例を所管する都道府県と、必要に応じ連携して対応する。
	多頭飼育を所管するのは当市ではなく都道府県であるが、多頭飼育により生じている問題について関連部局（都道府県、福祉、保健センター、地域包括支援センター等）に情報提供し、ケース会議に出席して多方面から飼い主への働きかけをする場合がある。
	行政組織内での会議等は開催していないが、子供・福祉・生活支援課等、関係機関に多頭飼育者の情報提供を行い、必要に応じで戸別訪問時に同行してもらうなどの対応を行っている。
引き取り説得	多頭飼育が判明した時点で、早急に全頭引き取りを行うよう取り組んでいる。 ※飼い主への説得を含む。
不妊去勢手術の案内・推進	不妊去勢手術については、助成のある市町や団体を案内している。
	飼い主のいない猫の避妊去勢手術費の助成を実施。
	多頭飼育者に対して、動物愛護団体の協力のもと不妊去勢手術を推進している。

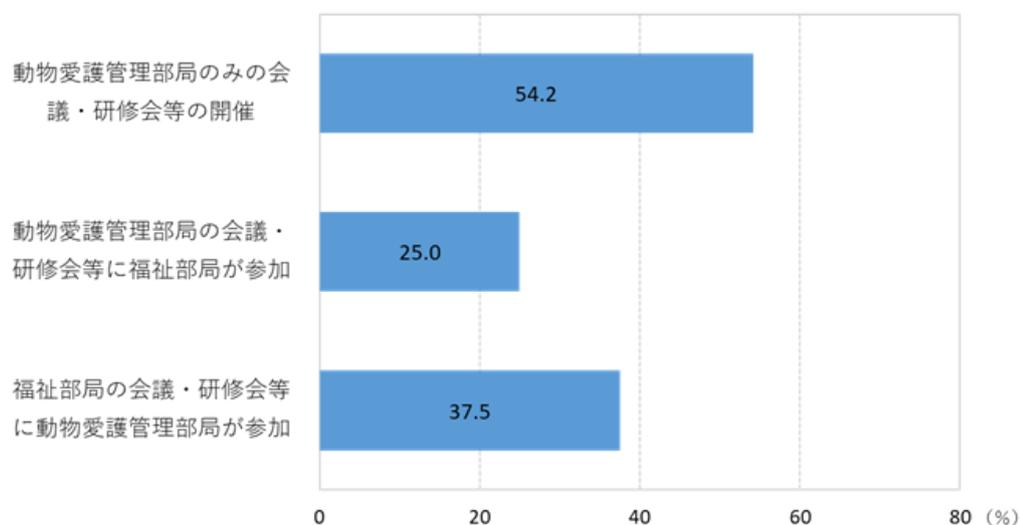
<p>条例の制定及び条例に基づく活動</p> <p>条例の制定及び条例に基づく活動</p>	<p>当自治体では、ごみのため込み等により、近隣を含む生活環境に悪影響を与えるいわゆる「ごみ屋敷」の問題解決に向け、「ごみ屋敷条例」を制定している。この条例に基づき、「ごみ屋敷」であり、かつ多頭飼育の状況にある世帯に対して、福祉部署の保健師の寄り添い支援を主に、動物愛護部署と連携を取りながら対応を進めている。</p> <p>「ごみ屋敷条例」に基づき、他部課と情報共有する場合がある。</p>
<p>シンポジウム開催</p>	<p>動物愛護関連のイベントの開催時に多頭飼育に関するシンポジウムの実施。</p>
<p>その他（モデル事業・アンケート・他）</p>	<p>県全体の取組としてはないが、県内の市にてモデル事業を実施。</p> <p>取組状況：関係者（当自治体の動物愛護推進員、動物愛護関連業務担当課、福祉担当課、社会福祉協議会、地域包括センター、動物愛護団体）で協働会議を開催し、情報共有、啓発チラシの作成・配布、民生委員および介護支援専門員への研修会を開催。</p> <p>福祉関係者等を通じて、多頭飼育問題、高齢者のペット飼育問題等を早期探知・早期相談できる関係を構築し、問題が深刻化する前に動物関係部局による飼い主への支援が可能となるよう、啓発冊子を作成し、配布・説明を行っている。今年度は効果的な対象を抽出するためにアンケート調査を実施。</p>

(2) 「1 実施済み・取組中である」の自治体のうち) 会議の開催方法について

動物愛護管理部局において、多頭飼育者の情報共有のための行政組織内の会議等を開催している自治体は24件のみであるが、会議の開催方法は「動物愛護管理部局のみの会議・研修会等の開催」(54.2%)が最も多く、「福祉部局の会議・研修会等に動物愛護管理部局が参加」(37.5%)、「動物愛護管理部局の会議・研修会等に福祉部局が参加」(25.0%)と続く。

なお、「動物愛護管理部局の会議・研修会等に福祉部局が参加」及び「福祉部局の会議・研修会等に動物愛護管理部局が参加」を実施している自治体の多くは、「動物愛護管理部局のみの会議・研修会等の開催」も実施している。

図 1-7 会議開催方法（「1 実施済み・取組中である」と回答した自治体のみ
(複数回答, n=24)）



なお、上記以外のその他の会議体の形として、以下の形態が報告されている。

- 環境部局を主体とし動物愛護管理部局及び福祉部局を交えた会議
- 福祉部局、市民、警察、動物病院との会議
- 主体のない協働会議（動物愛護推進員が会議を進行。多頭飼育問題は動物の問題ではなく人の問題であるとの認識から、主体を設けていない。）

■ その他の取組（自由回答）

その他の会議体のあり方として、環境部局を主体とし動物愛護部局及び福祉部局を交えた会議、福祉部局、市民、警察、動物病院との会議、あえて主体のない協働会議を開催するケースが存在する。

分類	内容
環境部局を主体とし、動物愛護部局及び福祉部局を交えた会議	環境部局を主体として、動物愛護部局、福祉部局等と情報共有のため定期的に会議を実施している。
福祉部局、市民、警察、動物病院との会議	関連部局(福祉)、市民、警察、動物病院
動物愛護部局及び福祉部局と合同での会議	<p>部全体での実施（健康福祉部）</p> <p>1 保健所において、市の関係部局（福祉等）も含めた会議を実施。</p> <p>衛生課（動物関係）、保護課（生活保護関係）、高齢・障害課（高齢者・障害者支援関係）等が組織されており、適宜、会議等で情報共有を行っている。</p>
主体のない協働会議	多頭飼育問題は動物の問題ではなく人の問題であるとの認識から、動物に偏ることの無いよう主体のない協働会議を開催している。（会議の進行は当該県の動物愛護推進員が実施）

1.5. 多頭飼育に対する福祉部局との連携・協力の状況

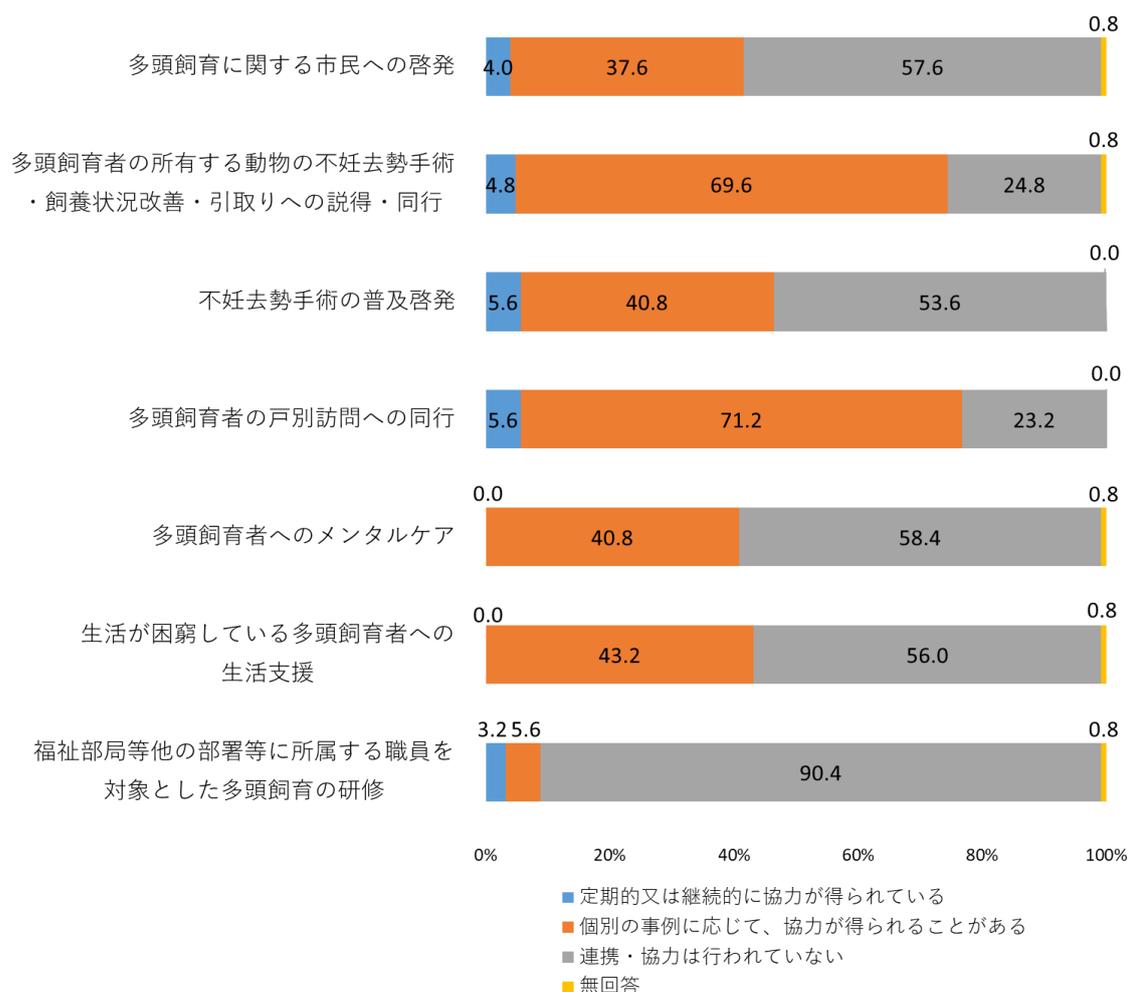
多頭飼育に対する福祉部局との連携・協力の状況では、「多頭飼育者の戸別訪問への同行」(71.2%)及び「多頭飼育者の所有する動物の不妊去勢手術・飼養状況改善・引取りへの説得・同行」(69.6%)に関し、7割程度の自治体において「個別の事例に応じて、協力が得られることがある」と回答している。

一方で、どの取組においても「定期的又は継続的に協力が得られている」と回答した自治体は、いずれも1割に満たず少ないのが現状である。

また、「連携・協力は行われていない」取組は、「多頭飼育者の所有する動物の不妊去勢手術・飼養状況改善・引取りへの説得・同行」(24.8%)及び「多頭飼育者の戸別訪問への同行」(23.2%)を除いて、過半数を占めている。

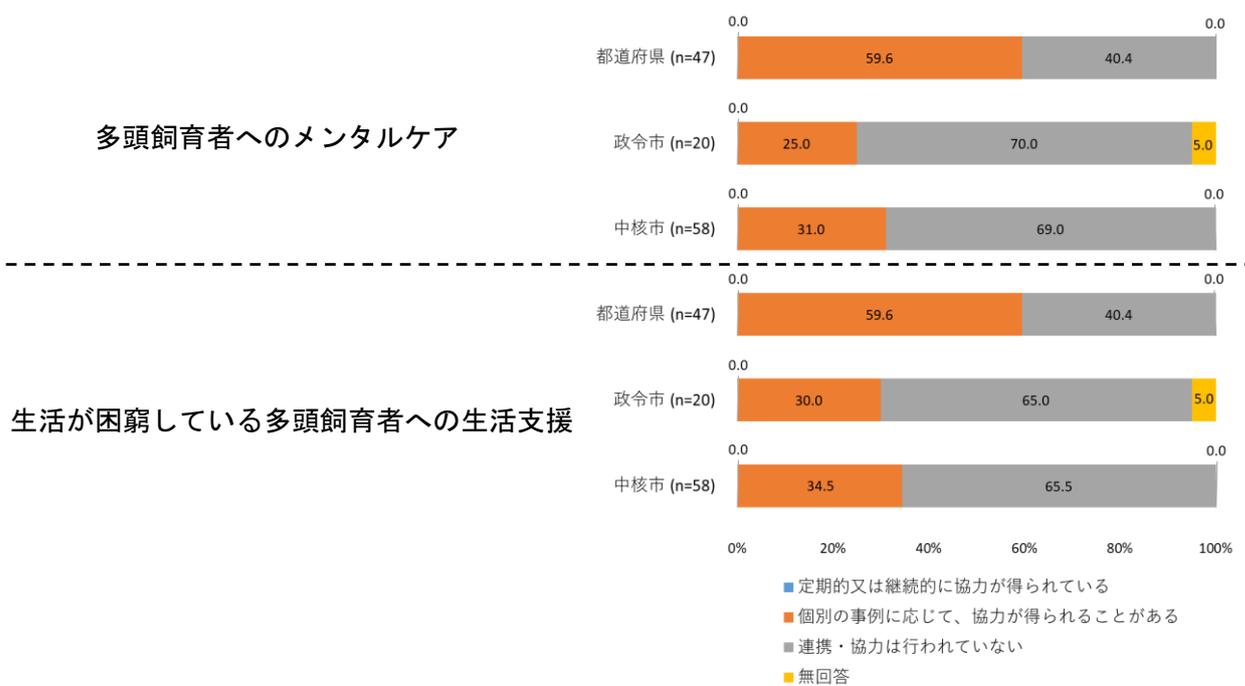
多頭飼育を解決するための取組として、定期的・定例化された対応がなされているケースは極めて少なく、動物の不妊去勢手術・飼養状況改善・引取りの説得時の同行や、戸別訪問への同行など、個別の事案に応じて現場で対応がなされているのが現状である。

図 1-8 福祉部局との連携・協力の状況（単一回答、n=125）



なお、「多頭飼育者へのメンタルケア」、「生活が困窮している多頭飼育者への生活支援」は、自治体区分により回答に差がでている。都道府県ではいずれも 59.6%と過半数が連携している一方で、政令市及び中核市では、3割前後に留まる。

図 1-9 福祉部局との連携・協力の状況（自治体区分別）（単一回答）



■ その他の取組（自由回答）

その他の連携・協力のあり方として、福祉部局との連携（情報提供・連絡会議の開催（予定））、個別のケースに応じて都道府県内の市町村、区役所等と情報共有を行うケース、関係者（福祉部局、民生委員、介護支援専門員等）に対する研修会、ごみ屋敷条例に基づき福祉部局の依頼で動物愛護部署が同行するケースなどが行われている。

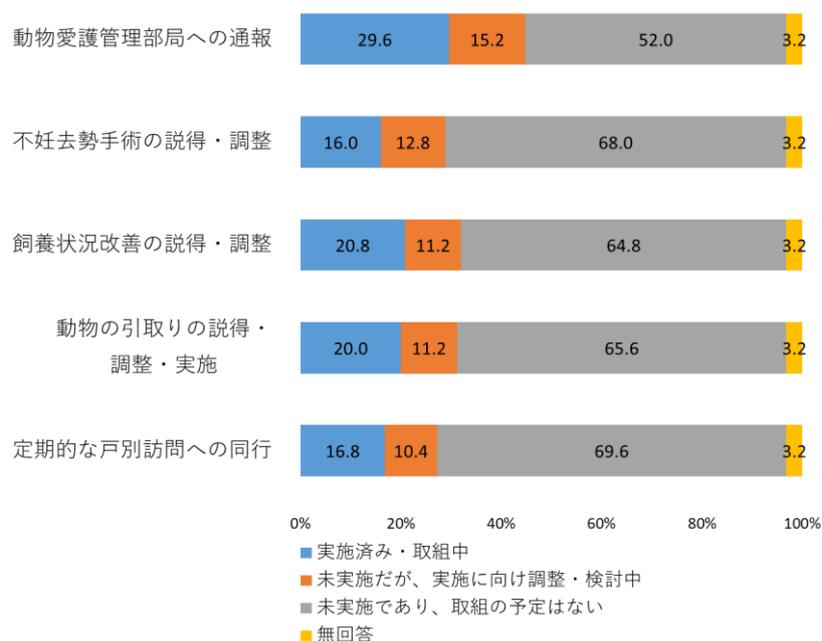
分類	内容
福祉部局との連携	<p>福祉部局と連携し、ケースワーカーが生活保護受給者を訪問する際に犬猫の多頭飼育に該当すると判断した場合、当課へ情報提供いただいている。</p> <p>福祉部局には、非課税世帯を対象に不妊手術啓発パンフレットの配布に協力いただいている。また、過去に1度福祉部局に対し多頭飼育に関する研修を行ったことがある。</p> <p>近日中には福祉部局その他関連部局との多頭飼育問題に関する連絡会議を開催する予定で、関連部局間で問題を共有し、連携体制を設計していく予定である。</p>
個々のケースに応じて対応	<p>福祉部局との連携というより、保健所での個別対応の際に保健師の協力を得ることや、市町村から情報提供を得たりすることがある。</p> <p>事案が発生した際には、各区役所の生活衛生課と関係部門で連携を取り、個々のケースに応じて対応しています。</p>
社会福祉協議会、地域包括支援センター	社会福祉協議会や地域包括支援センター等への相談受付表の配布。
民生児童委員の研修会、介護支援専門員協会	民生児童委員の研修会、介護支援専門員協会総会時の研修会
県内自治体によるモデル事業の実施	<p>県全体の取組としてはないが、県内自治体（市）にてモデル事業を実施。</p> <p>取組状況：関係者（本県の動物愛護推進員、市の動物愛護関連業務担当課、福祉担当課、社会福祉協議会、地域包括センター、動物愛護団体）で協働会議を開催し、情報共有、啓発チラシの作成・配布、民生委員および介護支援専門員への研修会を開催。</p>
ごみ屋敷条例に基づく対応	「ごみ屋敷条例」により、福祉部署の依頼で動物愛護部署が同行する。動物愛護部署の依頼で福祉部署が動くことは少ない。
福祉サービスからの要望への対応	福祉サービス側からの同行相談と同行例はある。
その他	多頭飼育崩壊に係る事前の情報提供、相談

1.6. 多頭飼育に対する他部署・他機関との連携・連絡体制の構築の状況

(1) 社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制の構築状況

社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「動物愛護管理部局への通報」（29.6%）が最も多いが、その他の取組については、概ね全自治体の15%～20%程度に留まる。その一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、すべての項目で約5～7割と過半数を占めている。

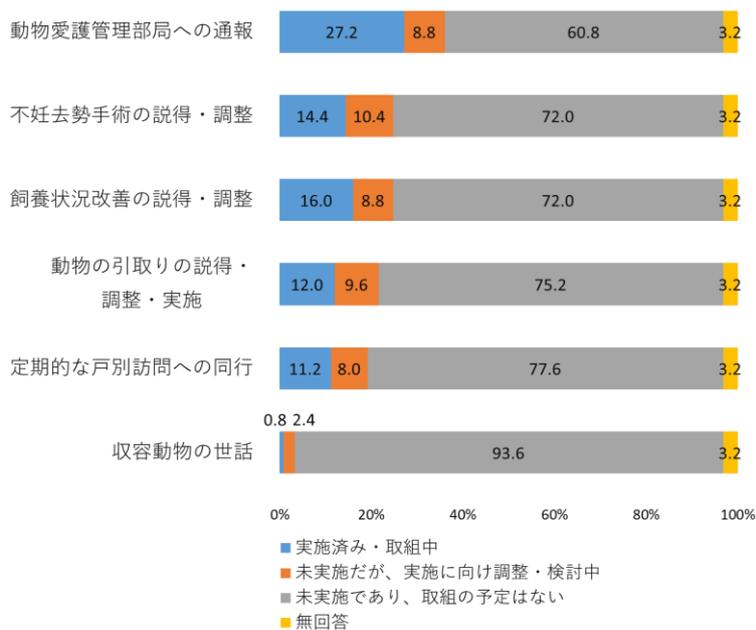
図 1-10 社会福祉協議会・民生委員との連携・連絡体制（単一回答、n=125）



(2) 自治会・町内会との連携・連絡体制について

自治会・町内会との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「動物愛護管理部局への通報」（27.2%）が最も多いが、その他の取組については、概ね全体の10%～15%程度となっている。一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、すべての項目で約6～9割と過半数を占めている。

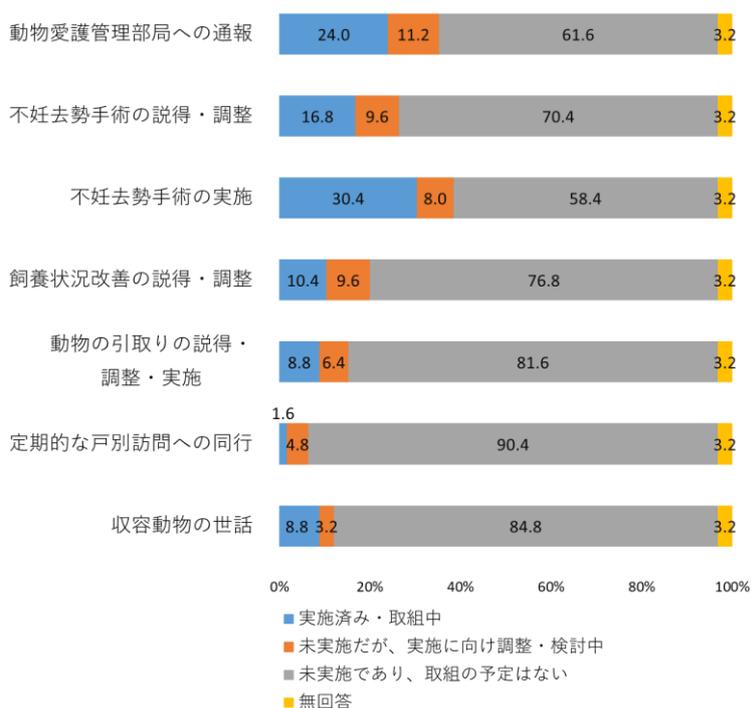
図 1-11 自治会・町内会との連携・連絡体制（単一回答, n=125）



(3) 獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について

獣医師会・動物病院との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「不妊去勢手術の実施」(30.4%)、「動物愛護管理局への通報」(24.0%)で2割を超えているが、その他の取組については、概ね全体の10%~15%程度に留まっている。一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、すべての項目で約6~9割と、過半数を占めている。

図 1-12 獣医師会・動物病院との連携・連絡体制（単一回答, n=125）

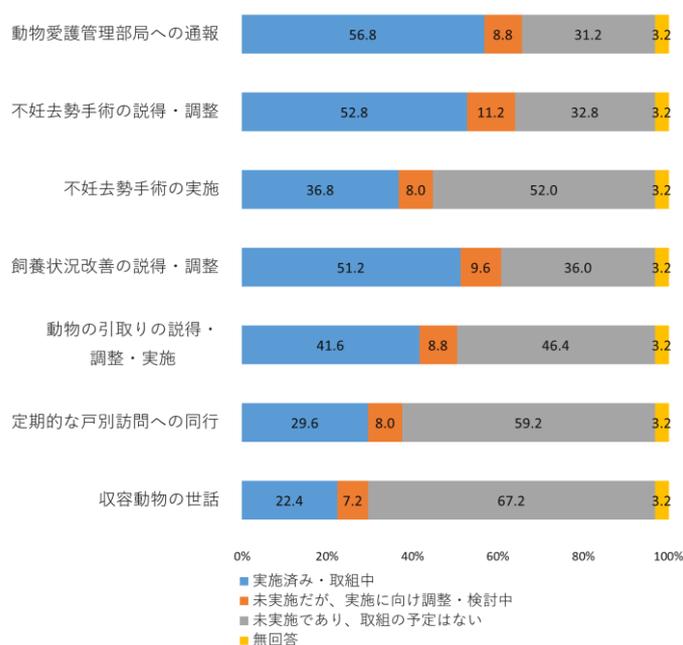


(4) 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制について

動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「動物愛護管理部局への通報」(56.8%)が最も多く、続く「不妊去勢手術の説得・調整」(52.8%)、「飼養状況改善の説得・調整」(51.2%)においても、過半数を占めている。

一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、「収容動物の世話」(67.2%)、「定期的な戸別訪問への同行」(59.2%)「不妊去勢手術の実施」(52.0%)で、いずれも過半数を占めている。

図 1-13 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との連携・連絡体制（単一回答, n=125）

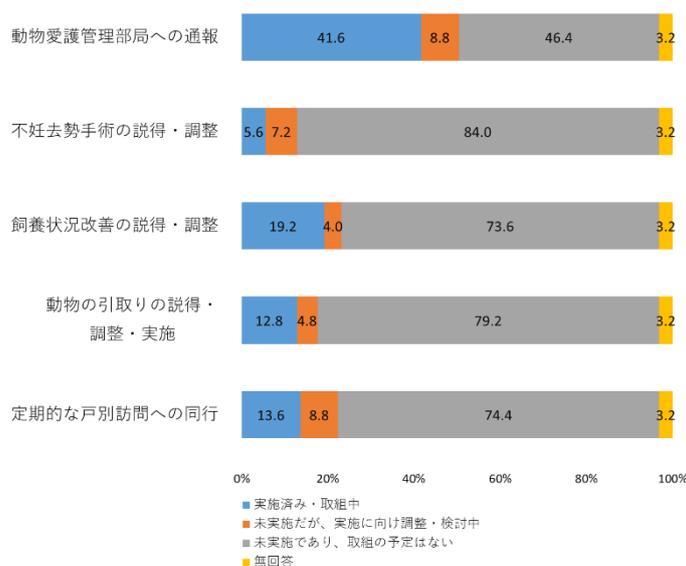


(5) 警察との連携・連絡体制について

警察との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「動物愛護管理部局への通報」(41.6%)が最も多いが、その他の取組については、概ね全体の5%~20%程度に留まっている。

一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、「動物愛護管理部局への通報」(46.4%)を除くすべての項目で約7~8割と、過半数を占めている。

図 1-14 警察との連携・連絡体制（単一回答, n=125）

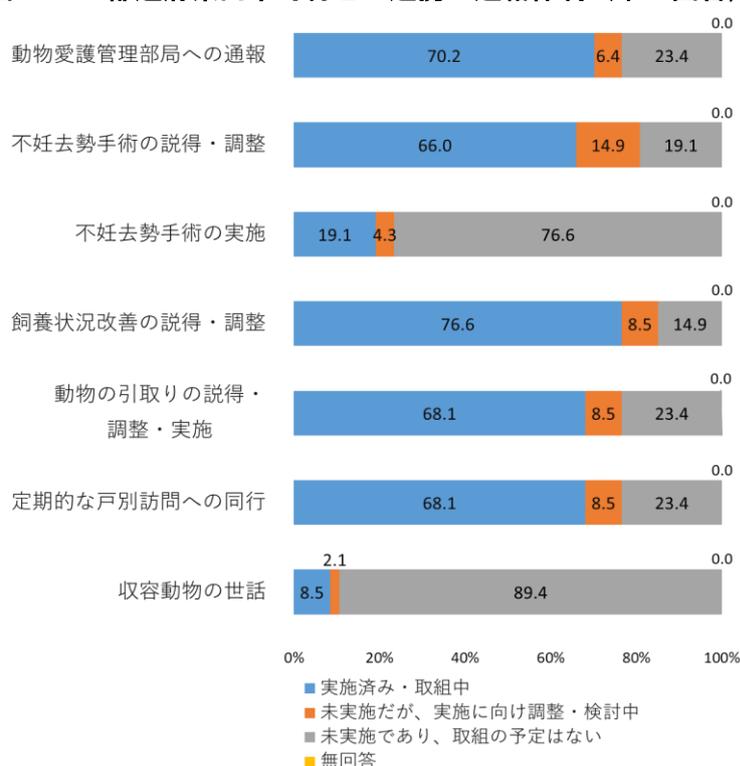


(6) 都道府県内市町村との連携・連絡体制について

各都道府県による都道府県内市町村との連携・連絡体制について、「実施済み・取組中」と答えた自治体の割合は、「飼養状況改善の説得・調整」(76.6%)と最も高く、「動物愛護管理部局への通報」(70.2%)と続き、一部の項目(「不妊去勢手術の実施」及び「収容動物の世話」)を除く全ての項目で6~7割と、高い割合を占めている。

一方で、「未実施であり、取組の予定はない」という回答は、「収容動物の世話」(89.4%)、「不妊去勢手術の実施」(76.6%)で高く、8~9割程度を占めている。

図 1-15 都道府県内市町村との連携・連絡体制 (単一回答, n=47)



■ その他の連携・連絡体制 （自由回答）

その他の連携・連絡体制について、大学と連携した不妊去勢手術の実施や、地域包括支援センター、ケアマネージャー、ヘルパー、配食ボランティアなどへの啓発などが行われている。

また、前述の機関との取組みに関して、あくまで個々のケースに応じて対応することが多いことを指摘する自治体や、同じ自治体内においても地域によって取組にばらつきがあることを指摘する自治体もある。

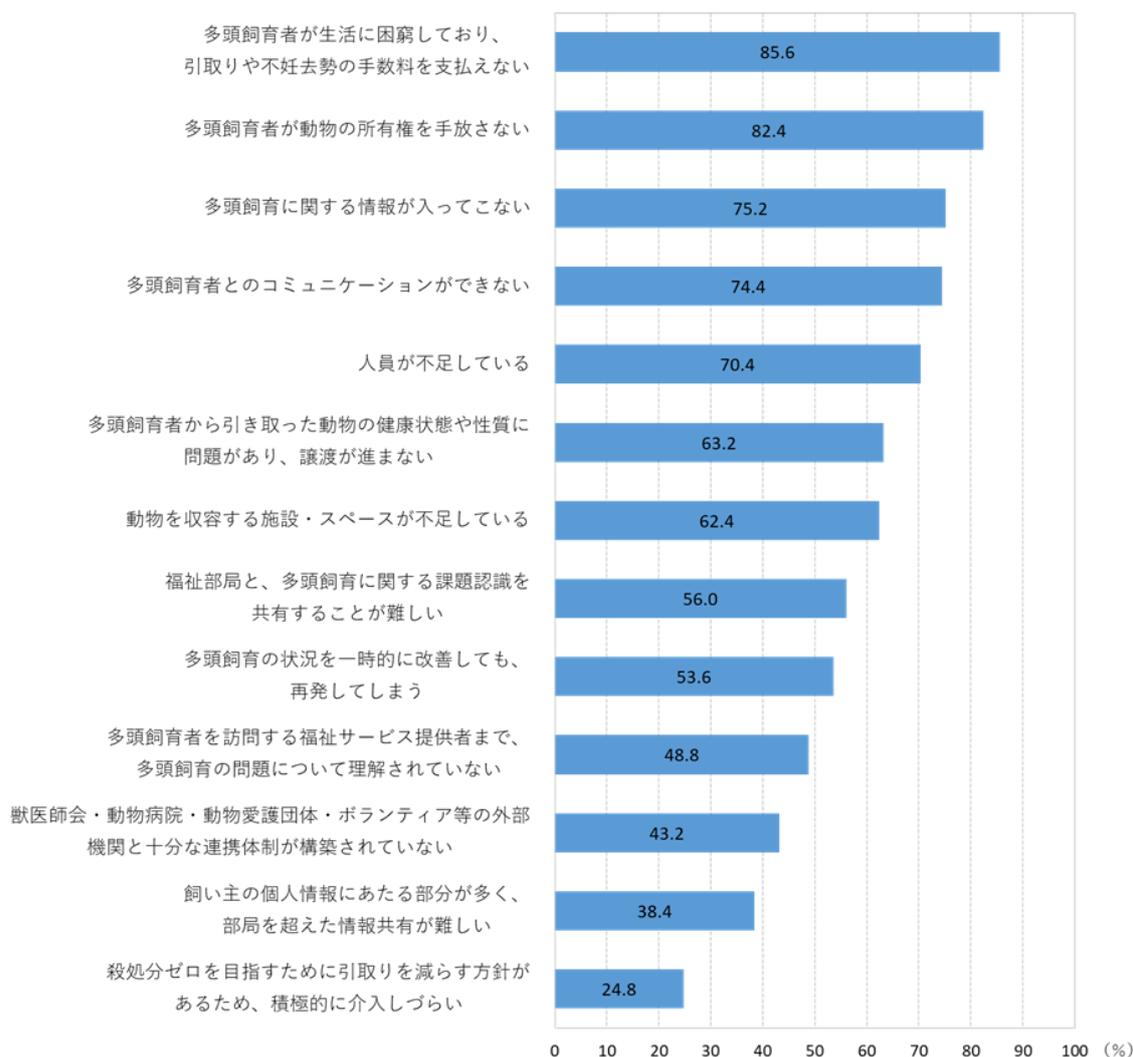
分類	内容
各種関係機関との連携・情報共有 (市及び県保健福祉事務所の生活保護担当部署)	生活保護受給者の不適正な多頭飼育による周辺環境被害防止を目的として、令和元年度より県保健所動物愛護担当部署と市及び県保健福祉事務所の生活保護担当部署とで情報の共有を主体とした連携を開始した。
(庁内の支所、生活保護担当部署、高齢者担当部署、障害者担当部署)	庁内の支所、生活保護担当部署、高齢者担当部署、障害者担当部署との情報共有や同行訪問の実績あり。
(保健福祉関係機関・団体、警察)	当自治体では事例に応じて、保健及び福祉の関係機関・団体と連携して対応している。加えて、事例によっては警察とも連携して現場調査など立ち入り調査している。
(県内の市町の犬の登録等動物担当課)	多頭飼育に限らず、必要に応じて各自自治体の関係機関との連携がスムーズにできるよう、県内の市町の犬の登録等動物担当課との連絡会議を開催する等緊密な関係づくりを行っている。
(大学)	大学と不妊手術の実施について連携・協力している。
(地域包括支援センター、民生委員、ケアマネージャー、ヘルパー、配食ボランティア)	地域包括支援センター、民生委員、ケアマネージャー、ヘルパー、配食ボランティア等に啓発冊子を配布し、説明を行っている。
(ケアマネージャー)	ケアマネージャーから通報を受け、対応することもある。
(獣医師会)	獣医師会の不妊去勢事業を補助している。
(生活保護関連部署)	生活保護に関する生活指導の際に、把握した案件について情報提供を受ける体制がある。
(その他)	担当機関から問合せ等があれば、動物愛護関連業務の部分について連携を図っています。

個々のケースに応じて対応	個別の事例に応じて協力が得られる場合がある。 協定など、一定の制度があるわけではない。
	個別の事例に応じて各関係機関と連絡・協力している。
	必要に応じて他部署・他機関と連携をとっている。
	事案が発生した際には、連携を取り、個々のケースに応じて対応しています。
	個別の事例に応じて連携して対応することはあるが、体制整備は未実施。
地域間のばらつき	地域によりばらつきあり。
その他	民生委員から飼養状況について相談が寄せられ、指導等に同行する場合があった。 虐待が疑われる事例で警察と一緒に飼養者を訪ね、指導したケースもある。

1.7. 動物愛護管理局が抱えている多頭飼育に関する課題

動物愛護管理局が抱えている多頭飼育に関する課題について、「多頭飼育者が生活に困窮しており、引取りや不妊去勢の手数料を支払えない」(85.6%)が最も多く挙げられ、「多頭飼育者が動物の所有権を手放さない」(82.4%)、「多頭飼育に関する情報が入ってこない」(75.2%)、「多頭飼育者とのコミュニケーションができない」(74.4%)と続く。一部を除きほとんどの項目において、半数以上の自治体が課題であると指摘している。

図 1-16 動物愛護管理局が抱えている多頭飼育に関する課題（複数回答, n=125）



■ その他の課題（自由回答）

その他の課題については、都道府県内の市町村との間で、連携や協力体制が得られにくい場合があること、飼育者とのコミュニケーションの難しさ、収容後の動物の扱いの問題などが挙げられている。

分類	内容
都道府県内市町村との連携の難しさ	（都道府県の立場から）域内の市町村との連携や協力体制について十分な理解が得られない場合がある。
飼育者とのコミュニケーションの難しさ	飼い主が所有放棄する気がなく、周辺住民から苦情がない場合介入できない。 多頭飼育者と主義主張が異なり、話が平行線をたどる。 飼育者の生活改善の面から引取りを判断せざるを得ない場合もある。また、担当課は動物の面に関わるのだが、飼育者は概ね動物以外にも生活困窮・精神面・年齢からくる認知等を抱えている。
収容後の動物の扱い・飼育者とのコミュニケーションの難しさ	事前に動物愛護団体が情報を掴んでいることが多く、収容後の動物の処分が難しくなるケースが多い。 経済的に困窮しているだけではなく精神疾患等も抱えた飼い主に対して、指導・助言がうまく伝わらず、苦慮するケースが多い。

2. 各自治体が把握している多頭飼育の個別事例について（Q2）

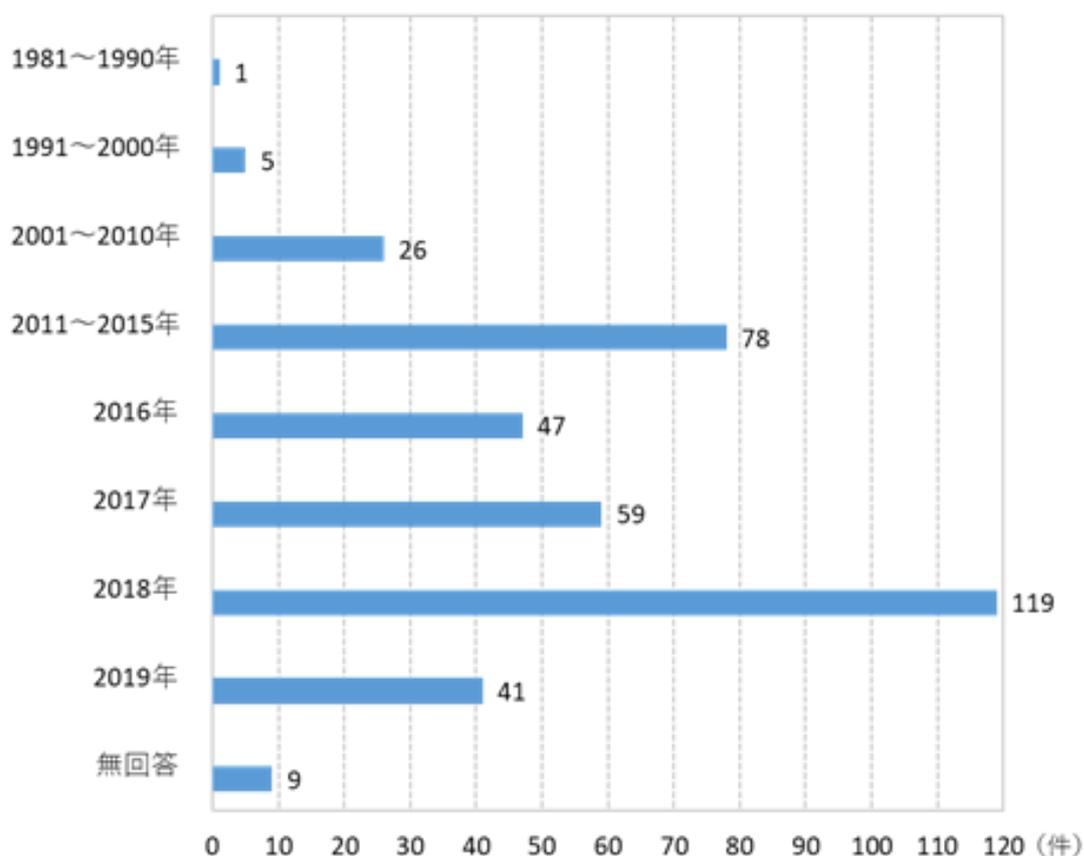
2.1. 多頭飼育者にかかる基本情報

（1） 最初の情報の把握年度

多頭飼育に関して自治体が最初に情報を把握した年度をみると、全体の 266 件（69.1%）が 2016 年以降に発生した事例を報告している。

最も古い報告は 1990 年と、最初に多頭飼育の状況を把握してから、約 30 年が経過しているものもある。

図 2-1 最初の情報の把握年度（単一回答, n=385）



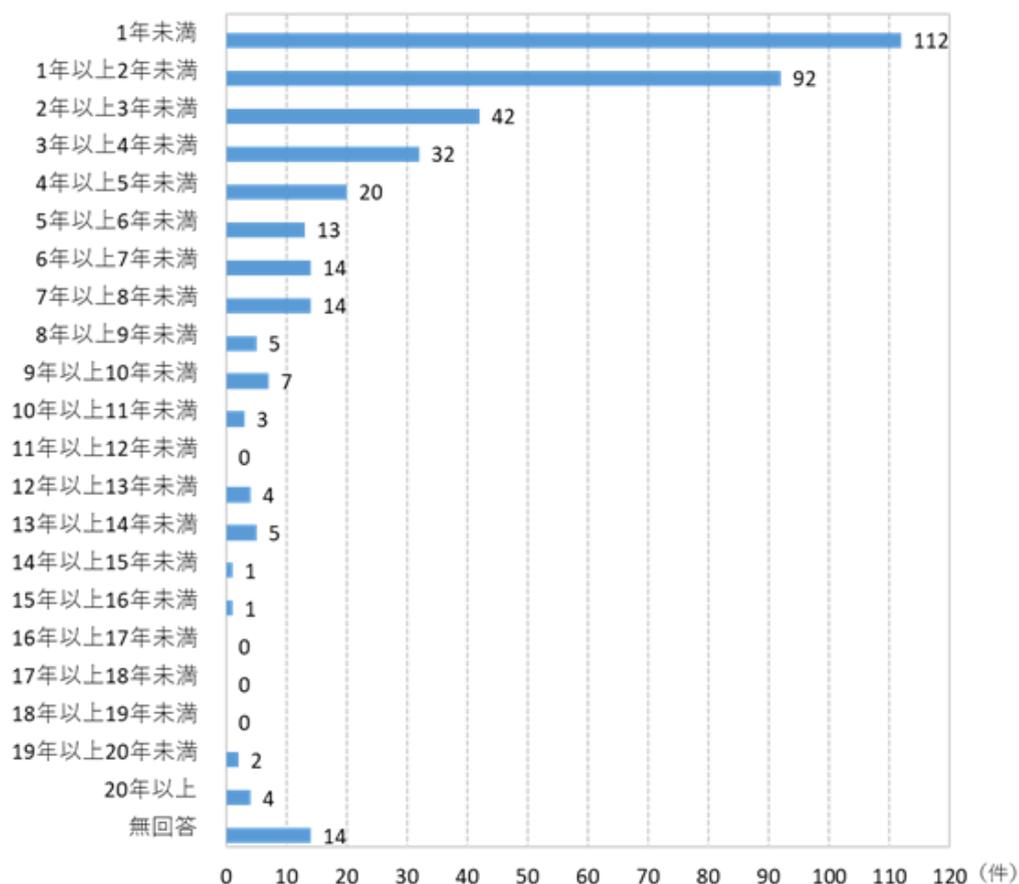
(2) 最初の情報把握から解決（あるいは継続中）の期間

多頭飼育に関して最初に情報を把握してから解決までの期間（継続している場合は現在までの期間）の平均年数は、3.0年であった。

また、2年未満が204件（53.0%）と全体の過半数を占め、1年未満は全体の112件（29.1%）と3割近く占めている。

一方で、10年以上経過しているものも20件（5.2%）存在し、最も古いものでは30年経過している。

図 2-2 最初の情報把握から解決（あるいは継続中）の期間（単一回答, n=385)



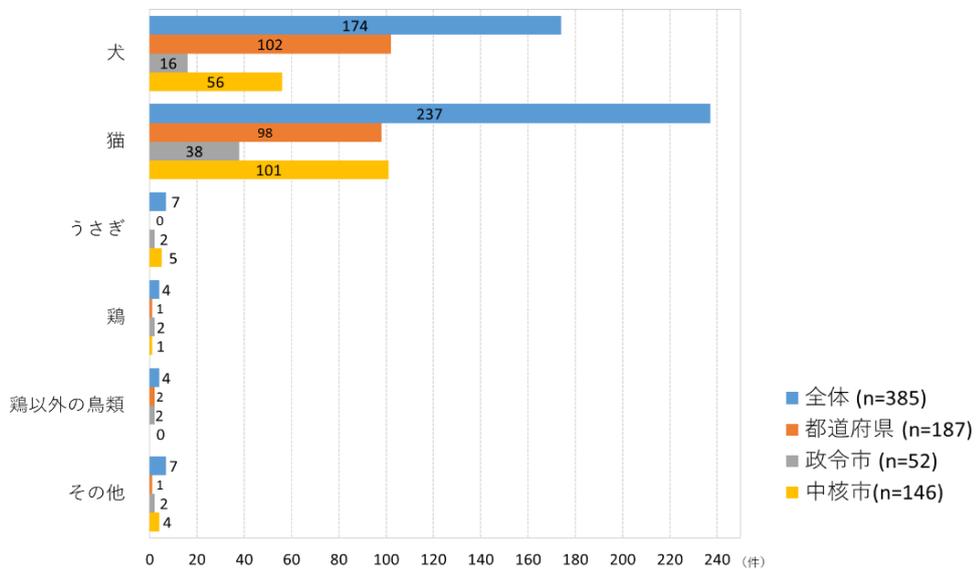
(3) 動物の種別

多頭飼育者が飼育している動物の種別は、多くは犬か猫である。「猫」が237件(61.6%)と最も多く、「犬」が174件(45.2%)と続く。

なお、犬猫以外の動物は、「うさぎ」が7件(1.8%)、「鶏」が4件(1.0%)、「鶏以外の鳥類」が4件(1.0%)とごくわずかである。

自治体区分別に見ると、都道府県では「犬」が102件(54.5%)であり、「猫」の98件(52.4%)をわずかに上回る一方、政令市及び中核市では、猫がそれぞれ38件(73.1%)、101件(69.2%)であり、政令市及び中核市では、犬の事例よりも猫の事例の数が多い。

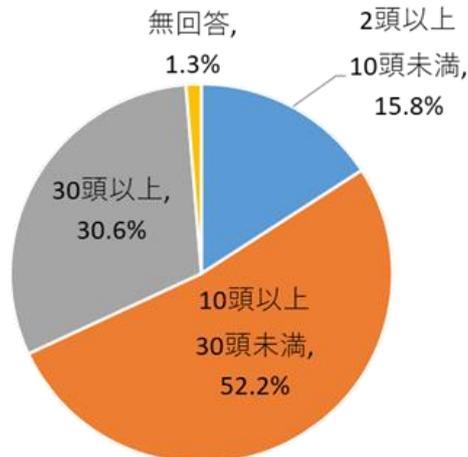
図 2-3 動物の種別（自治体区分別）（複数回答）



(4) 動物の飼育頭数

多頭飼育者の飼育頭数は、「10頭以上 30頭未満」(52.2%)が最も多く過半数を占め、「30頭以上」(30.6%)、「2頭以上 10頭未満」(15.8%)と続く。

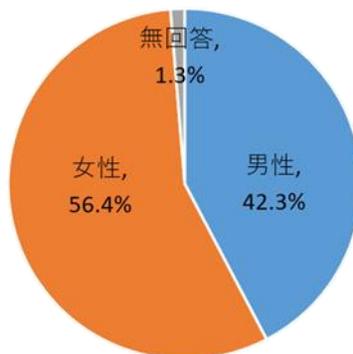
図 2-4 動物の飼育頭数（単一回答, n=385）



(5) 主たる多頭飼育者の性別

主たる多頭飼育者の性別は、「女性」(56.4%)のほうが、「男性」(42.3%)よりも多くなっている。

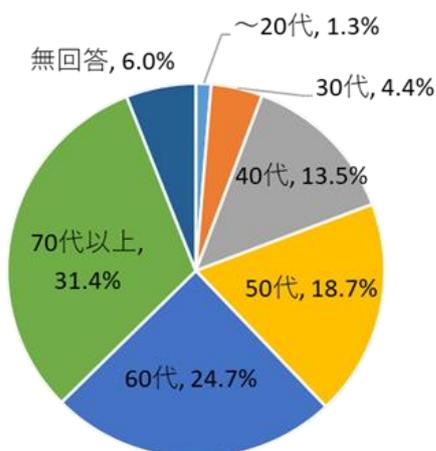
図 2-5 主たる多頭飼育者の性別 (単一回答, n=385)



(6) 主たる多頭飼育者の年齢

主たる多頭飼育者の年齢は、「70代以上」(31.4%)が3割を超え最も割合が高く、「60代」(24.7%)、「50代」(18.7%)と続く。60代以上の割合は、合計で56.1%と過半数を占め高齢世代が多い一方で、現役世代(59歳以下)も37.9%と全体の三分の一を占めている。

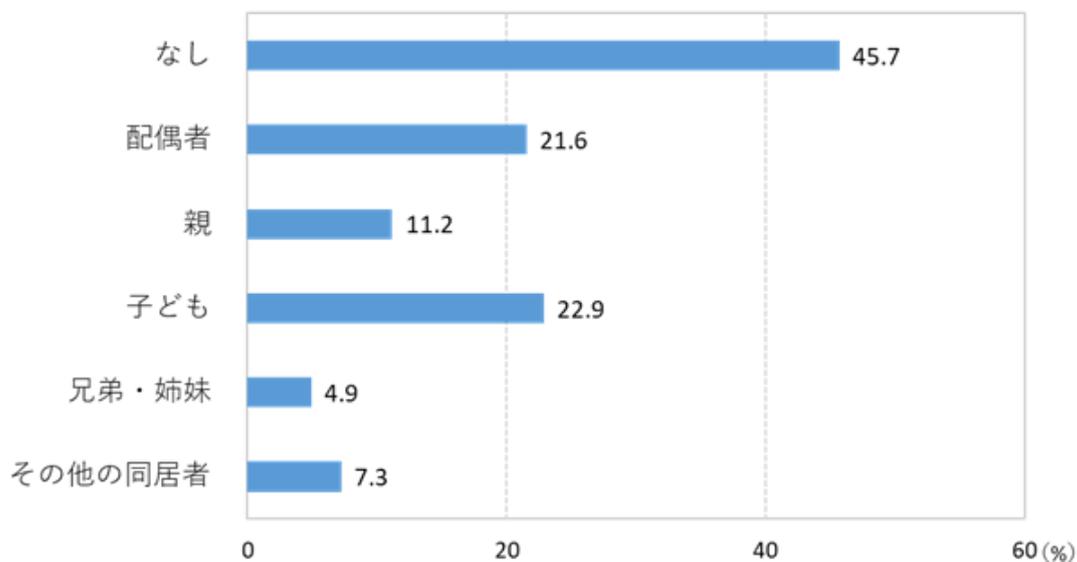
図 2-6 主たる多頭飼育者の年齢 (単一回答, n=385)



(7) 多頭飼育者の同居者

多頭飼育者の同居者について、同居者「なし」(45.7%)の単身世帯が最も多く、同居者のいる世帯では、「子ども」(22.9%)が多く、「配偶者」(21.6%)、「親」(11.2%)と続く。

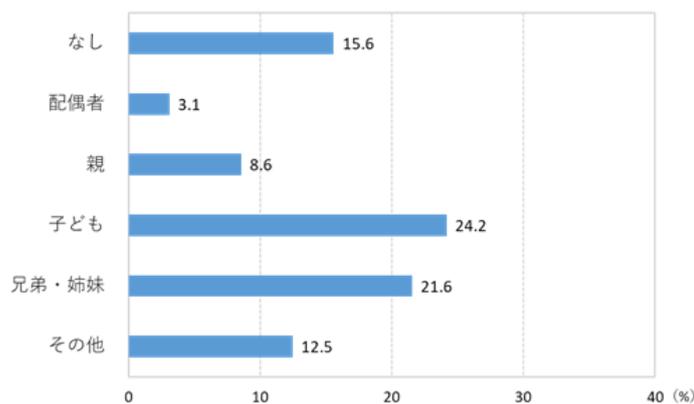
図 2-7 多頭飼育者の同居者 (複数回答, n=385)



(8) 同居していない親族の有無

同居していない多頭飼育者の親族については、「子ども」(24.2%)が最も多く、「兄弟・姉妹」(21.6%)、身寄りのない「なし」(15.6%)と続く。

図 2-8 同居していない親族の有無 (複数回答, n=385)

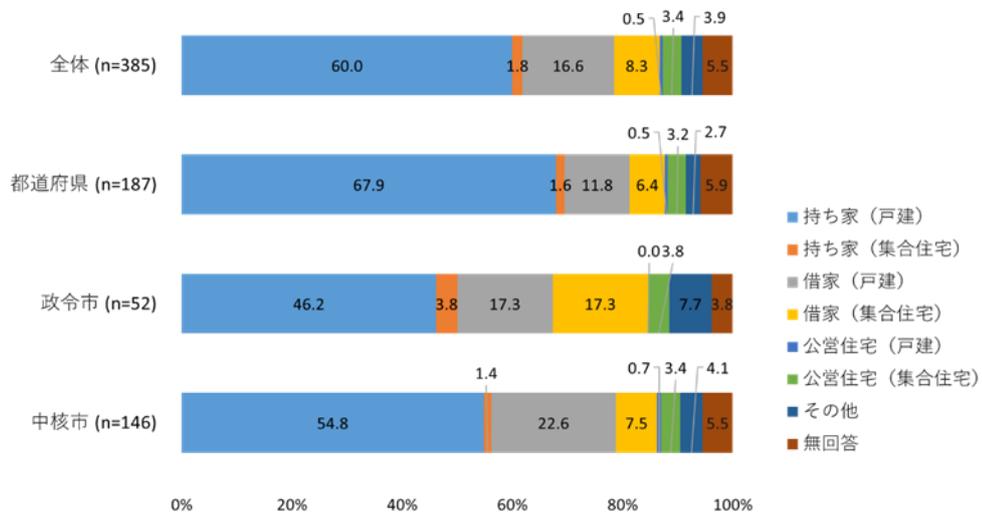


(9) 居住環境

多頭飼育者の居住環境については、「持ち家（戸建）」（60.0%）が全体の6割を占め、「借家（戸建）」（16.6%）、「借家（集合住宅）」（8.3%）と続く。

全ての自治体区分で持ち家（戸建て）が高い割合を示しているが、都道府県では67.9%と、政令市（46.2%）、中核市（54.8%）と比べると、顕著に高い割合を示している。政令市では、持ち家（戸建）が5割に満たない一方で、「借家（集合住宅）」（17.3%）の割合が他の自治体区分よりも高くなっている。

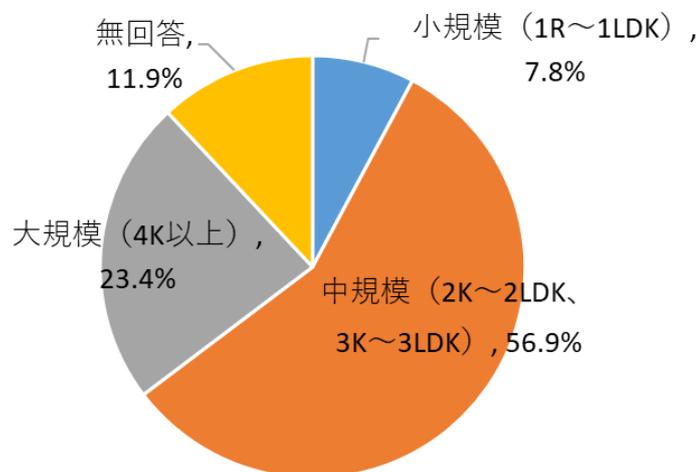
図 2-9 居住環境（自治体区分別）（単一回答）



(10) 住宅の規模

多頭飼育者の住宅の規模については、「中規模（2K～2LDK、3K～3LDK）」（56.9%）が過半数を占め、「大規模（4K以上）」（23.4%）、「小規模（1R～1LDK）」（7.8%）と続く。

図 2-10 住宅の規模（単一回答, n=385）

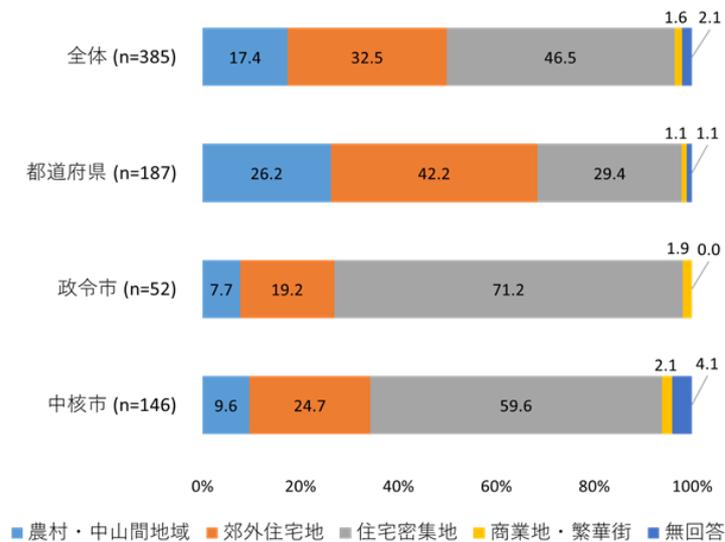


(11) 居住地の地域性

多頭飼育者の居住地の地域性については、「住宅密集地」(46.5%)が半数近くを占め、「郊外住宅地」(32.5%)、「農村・中山間地域」(17.4%)と続く。

自治体区分別に見ると、都道府県では郊外住宅地(42.2%)が最も高く、「農村・中山間地域」(26.2%)、「住宅密集地」(29.4%)と続く。一方で、政令市及び中核市では、「住宅密集地」の割合が最も高く、それぞれ71.2%、59.6%となっている。

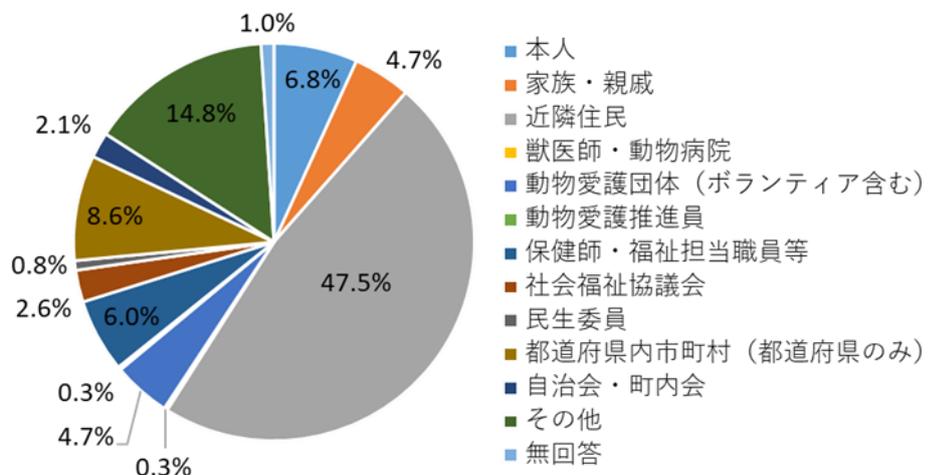
図 2-11 地域性（自治体区分別）（単一回答）



(12) 最初の情報提供者・機関

多頭飼育者の多頭飼育状況に関して各自治体に最初に情報提供を行った者又は機関については、「近隣住民」(47.5%)が半数近くを占め、「その他」(14.8%)を除くと、「都道府県内市町村」(8.6%)、「本人」(6.8%)と続く。

図 2-12 最初の情報提供者・機関（単一回答, n=385*）

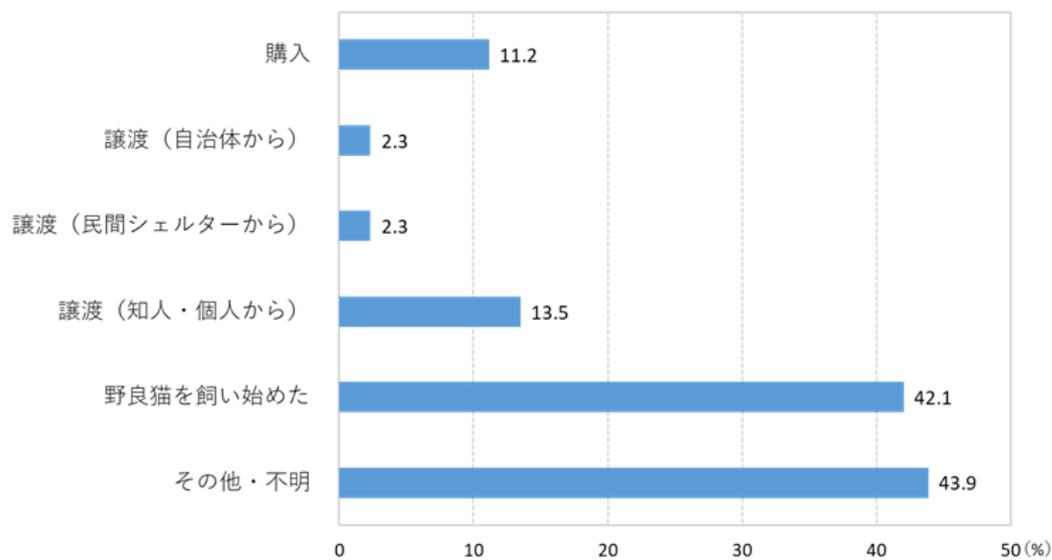


※：選択肢のうち、「都道府県内市町村」については都道府県のみ回答（n=187）

(13) 多頭飼育に係る動物を入手した経緯

多頭飼育者が不適切な多頭飼育に至る原因となった動物を入手した経緯について、「その他・不明」(43.9%)が最も多く、「野良猫を飼い始めた」(42.1%)、「譲渡(知人・個人から)」(13.5%)、「購入」(11.2%)と続く。

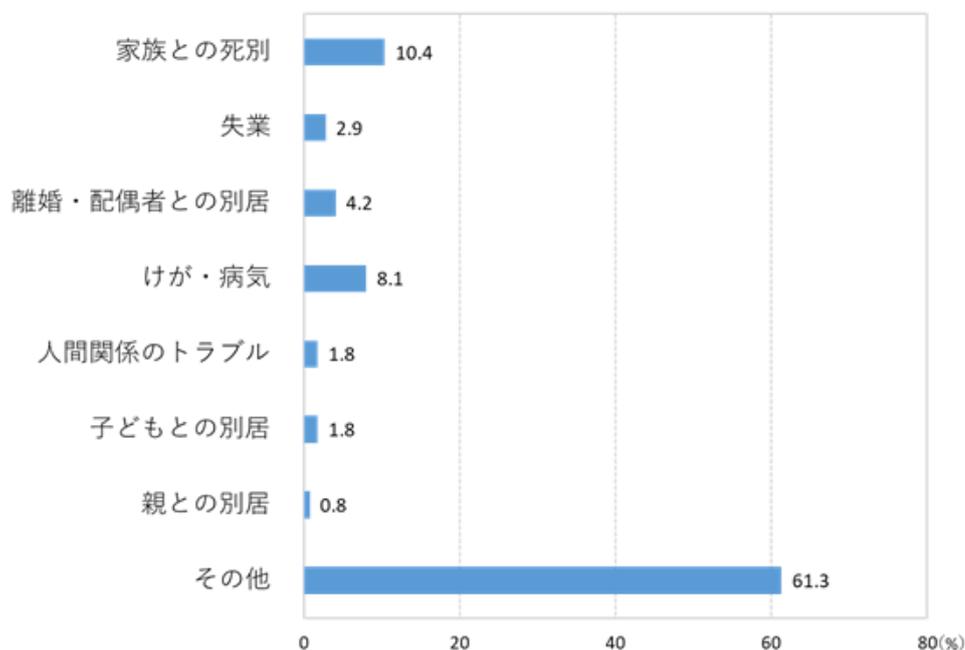
図 2-13 多頭飼育に係る動物を入手した経緯 (複数回答, n=385)



(14) 飼育者が多頭飼育状態に陥った経緯

飼育者が不適正な多頭飼育状態に陥った経緯について、「その他」(61.3%)と最も多く「家族との死別」(10.4%)、「けが・病気」(8.1%)と続く。

図 2-14 飼育者が多頭飼育状態に陥った経緯 (複数回答, n=385)

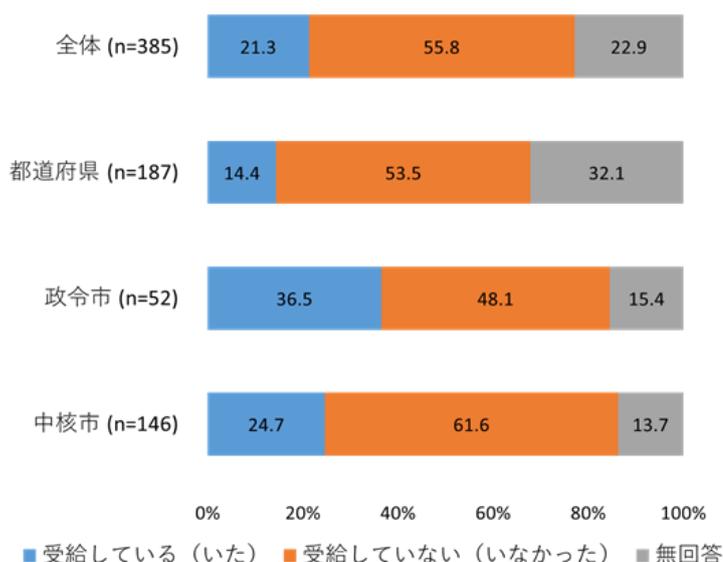


(15) 多頭飼育者の生活保護の受給の状況

多頭飼育者の生活保護の受給の状況について、「受給している（いた）」（21.3%）は2割程度であり、事例の過半数は「受給していない（いなかった）」（55.8%）である。

自治体区分別に見ると、都道府県では生活保護受給者は14.4%であるのに対し、政令市では36.5%、中核市では24.7%となっている。ただし、都道府県の場合、無回答が3割を超えており、生活保護の受給状況を把握できていない可能性も考えられる。

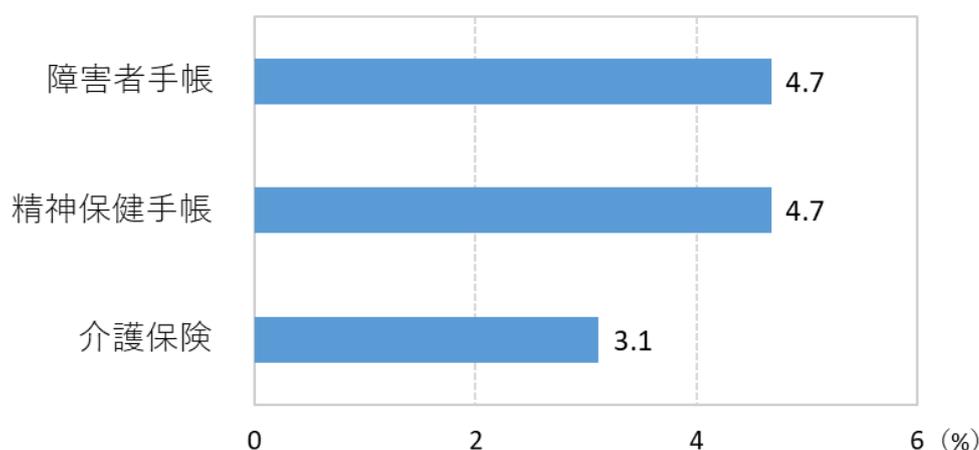
図 2-15 多頭飼育者の生活保護の受給の状況（自治体区分別）（単一回答）



(16) 障害等の認定の有無

多頭飼育者のうち障害等の認定を受けている事例の割合について、「障害者手帳」（4.7%）、「精神保健手帳」（4.7%）、「介護保険」（3.1%）といずれも5%未満である。

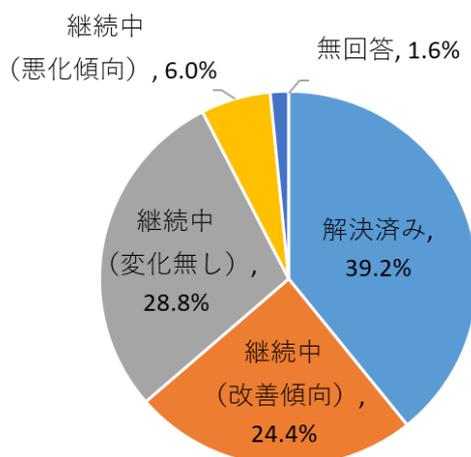
図 2-16 障害等の認定の有無（複数回答, n=385）



(17) 課題の解決について

多頭飼育の課題の解決について、「解決済み」(39.2%)が4割近くを占め最も多く、「継続中(変化無し)」(28.8%)、「継続中(改善傾向)」(24.4%)、「継続中(悪化傾向)」(6.0%)と続く。

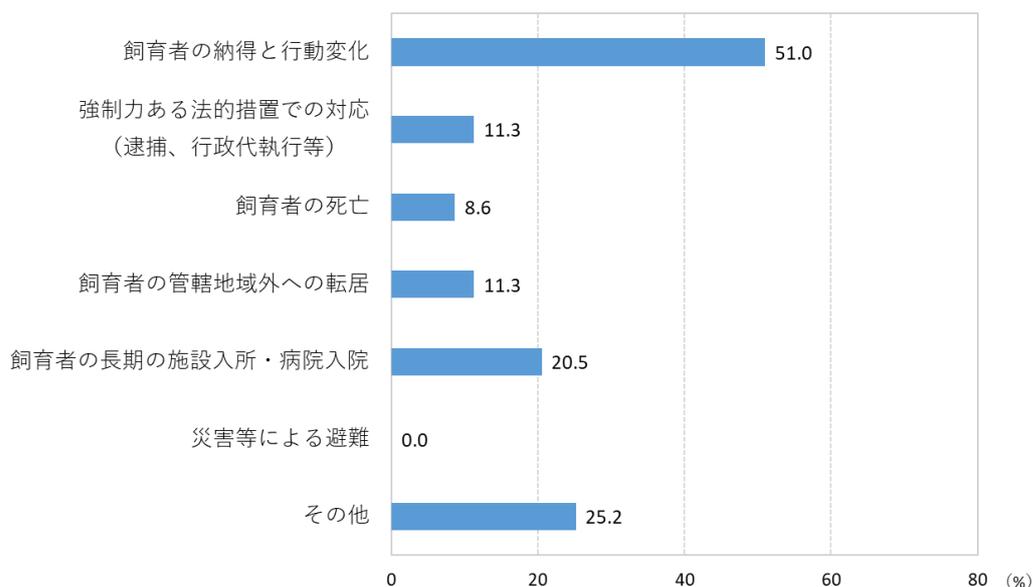
図 2-17 課題の解決について (単一回答, n=385)



(18) 事案終結の経緯 (飼育者の状況)

(「課題の解決について」の設問で「解決済み」と答えた事例について)、飼育者による多頭飼育事案終結に至る経緯について、「飼育者の納得と行動変化」(51.0%)が約半数近くを占め、「その他」(25.2%)、「飼育者の長期の施設入所・病院入院」(20.5%)、「強制力ある法的措置での対応(逮捕、行政代執行等)」(11.3%)及び「飼育者の管轄地域外への転居」(11.3%)と続く。

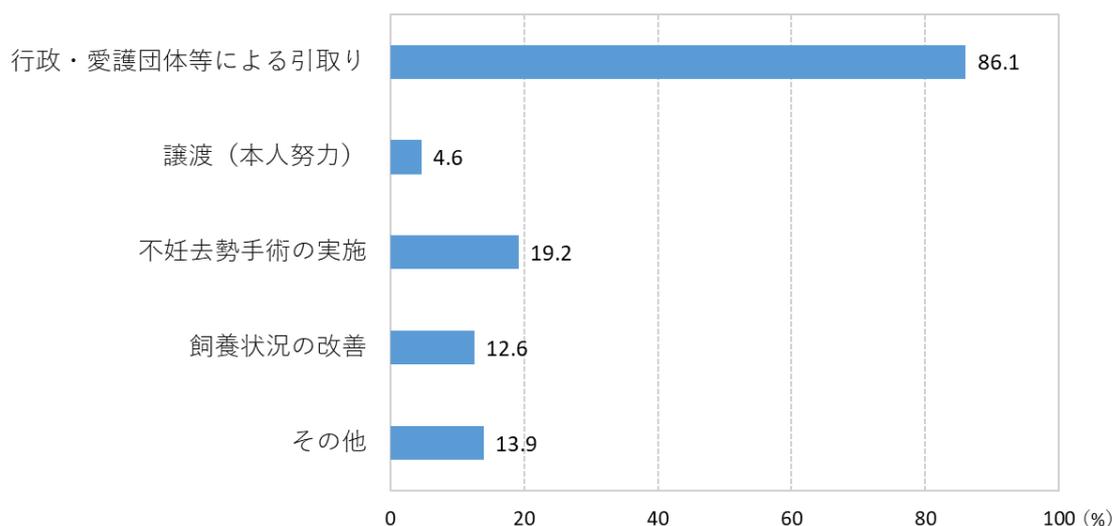
図 2-18 事案終結の経緯 (飼育者の状況) (複数回答, n=151)



(19) 事案終結の経緯（動物の状況）

（「課題の解決について」の設問で「解決済み」と答えた事例について）、多頭飼育事案終結に至る経緯における動物の状況について、「行政・愛護団体等による引取り」（86.1%）が9割近くを占め、「不妊去勢手術の実施」（19.2%）、「その他」（13.9%）、「飼育状況の改善」（12.6%）と続く。「譲渡（本人努力）」（4.6%）による事案終結はわずかである。

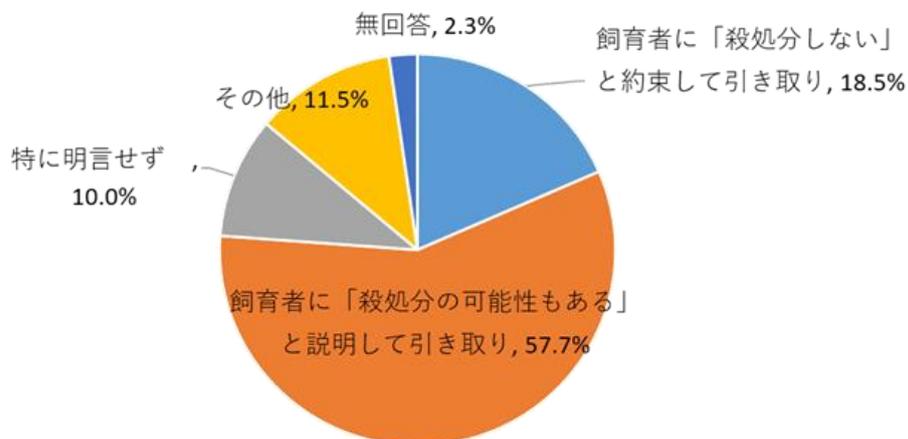
図 2-19 事案終結の経緯（動物の状況）（複数回答, n=151）



(20) 引取り時の説明

（「事案終結の経緯（動物の状況）」の設問で「行政・愛護団体等による引取り」と答えた事例について）、動物の引き取り時に飼育者への説明内容について、「飼育者に『殺処分の可能性もある』と説明して引き取り」（57.7%）が最も多く、「飼育者に『殺処分しない』と約束して引き取り」（18.5%）、「その他」（11.5%）と続く。

図 2-20 引取り時の説明（単一回答, n=130）



(21) 各自治体において把握している多頭飼育者の属性についてその他特筆すべき点 (自由回答)

① 飼育者の状況 (認知症・障害・健康問題あり)

分類	内容
障害あり	<p>飼育者宅は妻の実家。妻の父親が亡くなってから猫が増えたとのこと。地域猫を実施したが、途中で猫を連れてこなくなり頓挫した。妻は障害者で支援センターからヘルパーが来るが、ネコノミがひどいとのことで、支援が止まっている。</p> <p>元々は、同居していない姉が猫を拾って連れてきている。</p> <p>こども(妹)が主たる飼い主 主たる飼い主は、不登校でひきこもり生活。父親が保護受給、障害者認定有り。母親は就労。飼育頭数は、80頭強。</p>
聴覚障害あり	<p>飼い主は一人暮らしの60代男性。実家の家に住んでおり、そこで多数の犬を屋外で飼育している。頻繁に放し飼いになり苦情が発生している。聴覚に障がい(数十年前に聴覚障害2級)があり、指導は筆談で行っている。</p> <p>飼養者はろうあ者であり、他者とコミュニケーションをとることが非常に難しく、地域から孤立していた。また、家族等も周囲におらず、そのため猫の世話を執着していた様子であった。</p>
認知症あり	<p>飼育者が高齢になり、認知症悪化のため、適正な飼養が困難な状況である。</p>
知的障害あり	<p>多頭飼育に至る原因は、飼い主がノラ猫を拾ってくるため。</p> <p>多頭飼育の発覚したのは、近隣住民からの苦情による。</p> <p>兄妹でそれぞれ兄は犬(16頭ほど)、妹は猫(30頭ほど)の多頭飼育をしている。兄は管理ができるが、妹は知的障害があり適切な飼養が困難。</p> <p>本ケースは知的障がい者が複数いる家庭であり、うさぎ(ハムスター含む)の多頭飼育であるが、うさぎの入手先は友人及びネットの里親募集サイトである。里親募集サイトを使用し、無料で簡単に動物が手に入ってしまったことで、繁殖させてしまったということも引き金になっている。しかしながら、本ケースは補助人・補佐人としての弁護士(実際には担当弁護士の事務員)が仲介者として存在していたことは良かった点である。</p>
疾病あり (入院がきっかけで引き取り依頼)	<p>・多頭飼育に至る経緯:ノラ猫へ餌やりをして徐々に猫が増えていった。近所から苦情があったため、家の中と庭ですべての猫をケージに入れて飼うようになった。</p> <p>・発覚した経緯:飼育者と義母の二人暮らしであったが、飼養者が病気のため入院し、退院の見通しも立たなくなった。義母は足が悪く、猫の世話もできないため、保健所へ引取りを求めた。</p>

疾病あり	夫が死亡したため住宅ローンの支払ができず固定資産を任意売却することになった。引越先のアパートがペット禁止だったため飼育困難となった。病気もあり生活状況が悪化していた。
疾病あり (入院)	生活保護を受給していたが、金銭を管理していた内縁の夫が入院したため本人の生活がままならず、本人も入院したため猫の世話ができなくなった。
発達障害の 疑いあり	4人家族(父、母、姉、妹)。父、母が入院した期間に、動物のエサの散乱等により多数のゴキブリが発生し、不衛生な状態であると、自治会等から相談があったもの。詳細は不明であるが、母及び妹は発達障害等の傾向。妹は常に自宅にいるようではあるが、主に世話している者は不明。
精神障害あり (うつ病)	飼育当事者は50代の頃にうつ病を発症し、夜間出歩く等していた際に猫を保護していた。 最初の情報提供者はヘルパーからによる(母親がうつ病により家事ができず介護サービス受けており、ヘルパーが障がい者基幹相談支援センターに相談し、その職員からの通報)。 息子が猫を拾ってきて当初は3頭くらいで数年増えなかったが、4頭目を拾ってきたくらいから出産するようになり一気に増えてしまったとのこと。多頭になってしまった原因は不妊手術をせずにしたことで経済的に余裕がなかったとのこと(父親、息子2人は仕事をしており、経済的困窮とまではいかないが違うことにお金を使ってしまっていた)。 母親が大手企業に勤めており、家事等も担っていたがうつ病で退職後、収入も激減し家事もできずごみ屋敷状態になってしまった、それから猫も増えてしまった。
精神障害の 疑い (PTSD)	震災後、PTSDを発症し、多くの犬と生活することで精神的安らぎになっていた。
疾病あり	住宅地で犬の多頭飼育が問題になり、周辺に住宅のない地域に引っ越してきた。母親が体調を崩し入院したことにより、人との関りが一切なくなり、犬に対して過剰な愛着を持つようになったと思われる。
疾病あり (心筋梗塞)	飼育者は94才高齢女性。過去には屋外で猫へ餌付けを行い地域住民からの苦情記録があった。当件の頃には足腰も弱くなり、屋外には出られず、屋内に入った猫へ餌付けを行い、結果屋内で増えて生活空間の悪化に至った。 ちなみに、地域苦情の声も非常に少なくなった。当所、飼い主は「不妊去勢

	手術を行う。動物病院に通う」との話もあったが、結果動物病院は利用しなかった。さらに心筋梗塞の症状もあったこと、会話中にも息苦しくなる状態があったことから引取りを判断した。なお飼育者宅には 50 代の息子も同居している。一度「親の話に協力しろ」と職員に迫る時もあったが、ほぼ全く話に加わることはなかった。
高齢者（寝たきり）	飼育者は、70～80 代高齢女性。電話無。足元はおぼつかず対応後期はほぼ寝たきりであった。普段はデイケアに通っている。認知症でデイケア名や自宅の住所も思い出せない。デイケアの利用時は自宅に施錠もしていない。生活面・食事については両隣宅住民が行い、清掃などは包括支援センターが行っていた。当時飼育数は 7 匹と話す結果 10 匹は飼育していた。多頭飼育のきっかけは餌付けにより猫が集まったこと。「最大で 20 匹以上いたときもあった」と近隣からあった。当課への苦情は近隣住人ではなく、他地域に住む駐車場の管理者からフン被害があった。その苦情対応で飼育者の状況を知った。

② 飼育者の状況（その他）

分類	内容
世帯内にて暴力あり 放し飼い 狂犬病予防法違反	飼育者宅は飼育者本人が住み、そばの別の家に父親が自営業をして生活している。両親は離婚、飼育者は父親に暴力を振るう。飼育者は引きこもりだったが、外での仕事を始めた。犬の飼い方は首輪も係留もせず放し飼いで、不妊去勢手術には反対している。子犬が生まれると近くを通りかかった人から犬に囲まれて怖かったなどと苦情がでる。狂犬病予防法違反で警察が動いている。現在登録等について指導中。飼い主が菜食主義者（ビーガン）で、犬にも菜食主義を強要していること、子犬 11 頭が飢えまたは近親交配で育たず 2 頭になったことについて、虐待に当たると指導中。
ごみ屋敷 近隣からの苦情有り	飼育者は、犬猫の多頭飼育のほか、ゴミを自宅に溜めこみ、路上まであふれさせていた。 犬猫を飼養したきっかけは不明。犬は狩猟用の猟犬であるとのこと。 隣家に住む兄家族と折り合いが悪く、苦情通報のほとんどは隣家に住む甥からのものである。

<p>ごみ屋敷、 世帯内にて 暴力あり、 放し飼い</p>	<p>当初、70歳代の父と40歳代の息子（無職）の二人世帯で、屋内のごみの堆積と猫の多頭飼育を課題として、社会福祉協議会から行政に相談があった。数年前に父が亡くなって以来、息子の単身暮らし。</p> <p>以前は息子の母と息子の姉も同居していたが、息子からの暴力を理由に市内に別居している。</p> <p>家屋は父の死亡の後、相続の手続は完了しておらず、名義は父のまま（相続人は母、息子、息子の姉と思われる。）。建物の老朽が著しく、隙間が何箇所もあることから、猫は自由に出入りできる状態。</p>
<p>近隣からの 苦情有り （悪臭・騒 音・逸走・ 餌付け）</p>	<p>近隣住民からの悪臭・鳴き声・犬の逸走についての苦情が寄せられたことから発覚。6年前に15頭の犬を当センターで引き取った履歴あり。その後、SNS等で飼い主募集をしている犬猫を連れて帰って来ている模様。また野良猫にもエサやりを行っている。</p>
<p>世帯内にて 暴力あり 近隣からの 苦情有り</p>	<p>近隣住民からの情報で、同居の母と一緒にいる時は家庭内もうまくいっていたようだが、母が亡くなった後から妻への暴力もあり、妻が娘の家へ別居という形になり、犬に対しての執着、暴力がひどくなったと思われる。近隣住民からの情報により家族状況を知ることができたが、別居家族の連絡先を知ることができなかった。</p>
<p>近隣からの 苦情有り （悪臭・害 虫・餌付け） 生活保護受 給</p>	<p>飼育者は当時36歳。借家（ペット不可集合住宅）で、猫2匹へ餌付けから24匹（♂10♀14 全て不妊去勢手術無）に増やした。管理不動産から「早期立ち退き」を求められ、行政へ「飼い猫の引取り依頼」となった。引取り依頼であるが殺処分は望んでいない。飼育者は保護受給者であり、担当者からの対応依頼や現場で近所の方からも「飼育者宅から風向きにより「悪臭」が漂う」との相談があった。「近所の方」と飼育者の借家は道を挟んだ向かい側である。飼育者宅の飼育臭及び生活臭はかなり強くあった。また、飼育者宅に向かう共有の階段や通路にはゴキブリその他の昆虫の死骸を見た。</p>
<p>近隣からの 苦情有り （放し飼 い）</p>	<p>探知：猫の不適正な飼育（他人の敷地で小屋を作って放し飼い）と周辺環境への悪影響で、親戚からの苦情。</p> <p>概要：飼育者は場所を転々と移動して猫小屋を作り、そこで放し飼いをしており、徐々に苦情者宅に近づいてきた。飼育者は猫小屋付近に居座って苦情者宅を監視したりするなど、苦情者に不安を与えている。</p> <p>解決策：適正飼育指導は保健所。それ以外は警察に相談するよう指示。</p>
<p>家主からの 苦情有り （排泄物に よる汚損）</p>	<p>家主から犬の糞尿による家屋（借家）の汚損等について相談を受けて発覚したもの。飼育者は動物愛護団体の幹部を名乗り、至るところから犬を集めるが、繁殖制限措置がなされていないことから犬は出産を繰り返し犬の数が増加したが、所有権放棄も愛護団体への譲渡も考えていないとのことであった。</p>

動物への過度の愛着	猫への愛着が強く、引取りは拒否。
厚生年金受給	当該飼い主は厚生年金受給者。
飼育者の逮捕	野良猫に餌付けして家の中に入れ、不妊去勢手術をしないで飼っていたため、繁殖して増え、多頭飼育に至った。 飼育者とその娘が逮捕拘留され、残された息子が精神障害者であったため、市役所精神保健担当職員が訪問し、発覚した。
飼育者の同居者の逮捕	逮捕は同居者への暴力によるもの。同居者も家を出たため犬の世話をする者がいなくなり、多頭飼育崩壊した。
当事者意識低い	最初から終結まで、飼養者に逼迫している様子がなく、当事者意識が低いように感じた。
配偶者の死亡、本人の施設入所	飼育者の配偶者（男性）が亡くなり、飼育者が自立して生活ができる状態ではなかったため、施設に入所した。
飼育者の強制退去	強制退去により、猫は置き去りにされ、飼育者への「殺処分」の説明はしていない。
飼育者死亡	高齢夫婦二人暮らし。 飼主死亡により猫の管理できず繁殖。 親戚より相談。
飼育者承認要求強い	飼い主の承認欲求が強く、珍しい犬種を好む。
電磁波への拒否感	電波（電磁波？）に対して拒否感をもっており、携帯電話等を持たず、家の電気も通っていないとの話だった。

③ 飼育者の経歴（動物取扱業経験者・それに類するもの）

分類	内容
ブリーダー	ブリーダーの崩壊。 ペットショップで子犬を購入した客が当該ブリーダー宅を訪問し、生活困窮状況と犬の頭数と心配して行政に相談。 行政では以前から、頭数調整について指導していた。 飼育者である夫が死亡したことにより、譲渡が進んだ。 夫死亡により、第一種動物取扱業は廃業届出済み。 もともと小型犬のブリーダー兼販売業者として営業していた形跡あり。 飼育していた小型犬の度重なる脱走により通報あり。捕獲返還の際に指導実施。

	<p>ボランティア、福祉団体との協力により、少数を複数回引出し、譲渡を進めるが、避妊等を行わないため、数は変わらず。</p> <p>飼育者が死亡し、しばらく時間がたって発見されたため、犬もほとんど死亡していた。</p>
ブリーダー	<p>飼育者はブリーダー業を営んでいるが、親の介護のため、動物の管理ができない状態である間に猫が繁殖し、頭数が増えてしまった。娘も精神疾患を患っており解決を望んでいるが、飼育者は今後販売できると考えており譲渡等の考えはあまりない。娘は持病のため猫の世話が難しい。</p> <p>定期報告の記載以上に頭数があることが判明した。飼い猫と取扱業上の猫の区別があいまいである。</p> <p>飼育者は第一種動物取扱業者であり、登録申請により発覚。多種の動物を自宅で飼育し、繁殖をおこなっていた。子供が増え、配偶者と離婚。幼い子供を含め子育てと並行して多数の動物を飼育をしている。離婚後、一時期動物の種類及び数を減らしていたが、再び徐々に増やしており、動物の飼育管理が行き届いていない。</p> <p>住宅密集地で、ブリーダーを営んでいる。</p> <p>臭い、鳴き声により周辺から苦情が出ている。</p> <p>住民からの苦情相談は10数年前から寄せられていたが、ブリーダーであったため、管轄する都道府県へ情報提供していた。</p> <p>その7年後に限界に達した本人から譲渡の相談が当自治体に寄せられ、初めて事態の把握ができた。</p>
ブリーダーの疑い（動物取扱業未登録）	<p>動物取扱業の登録を行わずに犬を販売している疑いで情報が入り、多頭飼育が発覚した。</p> <p>近隣住民からの悪臭、鳴き声の苦情により把握。</p> <p>飼養者は聴覚障害がある（母親も同じ）。同居者も同様の障害あり（男性）。ペットショップで売れ残っていたのをかわいそうで購入したというもの、一切不妊手術はせず、動物取扱業（販売）の登録相談にきたこともあり、もともとブリーダー目的で増やしていたのではないかと思われる。登録要件を満たしていないため、再相談には来ておらず、現状は不明。</p>
第一種動物取扱業者	<p>元々取得していた第一種動物取扱業の飼養施設裏に賃貸アパートが建ち、臭気や吠声への苦情が出るようになった。</p>
第一種動物取扱業者	<p>第一種動物取扱業者（販売）であったが、廃業したため、多頭飼育者となった。</p>

(販売)	
猫カフェ (動物取扱業未登録)	飼養者は猫カフェを経営(動物取扱業未登録)していたが、避妊去勢などはしていなかった。(当自治体より第一種動物取扱業の登録を指導したが、動物取扱責任者の要件を充たしていなかったため、カフェの営業を中止)。 カフェの営業を中止した後、猫を室内で飼養していたが、繁殖の制限をしなかったため増えてしまった。
酪農家	犬が係留されていない、糞をされて困る、怖い等を近隣住民より相談され発覚。 以前は酪農家で乳牛を飼育していたが高齢になり管理が行き届かず不衛生な状態だったため、管轄する家畜保健衛生所の指導等もあり廃業している。 当時の担当者からはその時から犬の係留はしていなかったと聞いている。 情報把握年度は不明確だが、10年前から指導を行っている記録は残っている。

④ 多頭飼育に至る経緯(動物の保護・譲渡・購入、放し飼い等)

分類	内容
動物の保護・ 世帯主との死別	世帯主(男性)が元々野良猫を保護して世話をしていたが、世帯主が他界。多くの猫が残され、世話が追い付かなくなった。 本件は、飼い主のかかりつけ動物病院獣医師からの情報提供により発覚した。
動物の保護・ 配偶者との死別	10年程前に雄のマルチワワと雌のコーギー×柴の2匹を譲り受けた。飼養者の配偶者がガンの闘病ののち亡くなり、一人で働きながら2匹を懸命に育てているうちに増えたものと推察される。
動物の譲受・ 保護	複数頭飼育しているにもかかわらず、知人から犬を譲り受けたり、捨て犬を集めたりして多頭飼育になった。
動物の保護・ 不妊去勢手術未実施	本人、息子一人、娘の子二人(男女1名ずつ)の計4人で生活していた。息子が物心ついた頃から犬を拾ってきて飼育するようになり、経済的な困窮から不妊去勢手術をせずに次第に数が増えていった。住居は把握しているだけで4か所転居している。 主たる飼育者は、結婚している時は猫を3匹、不妊手術済で飼養。1匹の野良猫を保護し子猫を産んでも自己の努力により直ぐに新しい飼い主が見つかっていたため「子猫は産まれても直ぐに貰い手が見つかる」と安易に考えて不妊手術を行わなかった。次第に貰い手が無くなってきたことがきっかけで猫が増えていった。その頃には、不妊手術をしたいと思っ てはいたが、生活が困窮し、姉2人に援助は求められない、相談する人

	<p>もいなく、相談するという考えも思い浮かばないほど追い詰められていた。なお、主たる飼い主は、2年前くらいから知人宅に居候し派遣会社に在籍し勤務。借家には猫のみがいて、毎日通い猫の世話をしていた。</p> <p>もともと猫を3匹拾って飼い始め、それが子供を産んで増えてしまった。去勢避妊手術をしたが数多く間に合わなかった。災害で被災し、猫15匹以上連れてみなし仮設住宅に移り、去勢避妊手術をしていた夫が入院し、本人もその看病に追われ、猫の管理が出来ずに更に増えてしまった。発覚当初は殺処分前提での引き取りに難色を示していたが、借家の管理会社からの圧力があり、引き取りを希望された。</p> <p>①野良猫を保護した後に妊娠中だったと発覚した。不妊・去勢手術を行うも繁殖スピードの方が早く、後手後手に回ってしまった。</p> <p>②成猫の一部だけ引取りし、仔猫は譲渡に努めるということで合意したが、結果的に病気のため譲渡には至らなかった。</p> <p>拾ってきた数頭が自家繁殖した。</p>
動物の譲受・不妊去勢手術未実施	<p>飼育者は、元勤務先で飼われていた犬を譲り受けた。不妊去勢手術を受けさせていなかったために、自家繁殖して増えた。</p> <p>去勢オス2匹を飼養していたが、新たに子猫2匹(オス、メス)を譲り受け、不妊手術をしなかったため繁殖して爆発的に増えた。</p>
動物の購入・不妊去勢手術未実施	<p>ペットショップで購入した犬が飼育者宅で繁殖したもの。</p>
動物の保護・購入、不妊去勢手術未実施	<p>鳴き声と臭いに困った近隣住民の苦情により発覚。購入した犬や拾った犬が繁殖し多頭飼育になる。</p>
放し飼い	<p>飼い主は知的障がいがあり、行政機関の指導内容を理解できても実行せず、唯一の身内である子供も関与したがらず、同居者も猫を手放したがらない。また、家は年中季節問わず窓や扉が開け放された状態であり、猫が出入り自由であるため野良猫も入り繁殖し数が増えていった。</p> <p>飼い主が歩行に難渋しているにも関わらず犬を飼い始めたものの、犬の散歩ができないことから、放し飼いが始まった。ほどなくして、野良犬と交配し、子犬が生まれ、頭数が増えた。</p> <p>雌犬を番犬として屋外で飼育していたところ、野犬との子供ができどんどん増えた。災害が起こる前は農家をしており、犬のエサに困らなかった。飼育者が体を壊して多くの犬の世話ができなくなったこと、犬の鳴き声で以前から苦情が来ていたこと、逃げ出した犬が隣の犬を死亡させ</p>

	<p>近隣トラブルが起きたことがきっかけで近親者が引き取りを希望された。近親者（子）からの相談ではハスキー5、6頭と聞いていたが、センターが現地確認したところ、子犬を含め、雑種犬20頭いることが判明。</p> <p>野良犬が多数存在する島において、子犬を拾ったことが始まりと思われる。飼い犬の出産や拾った子犬により多頭飼育となる。犬の放し飼いに困った近隣住民の苦情により発覚。</p> <p>※猫を飼育し始めた経過：同居していた母が寂しくないよう対象者が数年前に保護した猫1頭を飼い始めた。</p> <p>※多頭飼育崩壊に至る経過：家屋への出入り自由な放し飼いににより繁殖した。</p> <p>※発覚の経緯：生活困窮による社会福祉協議会への相談から、動物管理センターへの通報。</p>
<p>放し飼い・ 不妊去勢手術 未実施</p>	<p>多頭飼育に至ったのは、不妊措置未実施であったため。 敷地内で放し飼いにしており、飼養犬が度々逸走している。</p> <p>本人は現状を「地域猫活動」と解釈しているが、避妊手術のため捕獲できない猫が数頭おり、これが出産を繰り返すことにより、頭数は増加傾向にある。猫の管理はすべて屋外で行っているが、近隣住民からの理解や協力は全く得られていない。</p> <p>行政が行う犬猫の殺処分に対し不満があった。最初に飼い始めた犬は行政から譲渡された犬だった。その後、別の放浪犬を自身で保護し、未避妊・去勢の状態を飼育していたため交配し毎年子犬が生まれ続けていた。はじめのうちは近隣住民が子犬の譲渡先を探す手伝いをしていたが、次第に協力が得られなくなり犬の飼育頭数増加に繋がった。このため、犬の室内飼いが困難となり敷地内屋外で係留し管理していたが、鳴き声や逃走、逃走時の犬同士の咬傷事故が発生し、保健所や警察署が対応する事態になった。また、猫については公園等まで餌やりに出向き、野良猫の子猫の保護を続けていた。</p> <p>ペットショップで購入した猫1頭を不妊手術しないで室内外自由にして飼っていたことが原因で多頭飼育に至った。 近所からの苦情により発覚。</p> <p>飼い自宅の庭に来る数頭の飼い主不明猫に給餌したところ、住み着くようになり、倉庫内にトイレやハウスを設置し、自己所有猫として管理を始めたところ、出産も加わり、飼養頭数が増加し、近隣への迷惑行為も拡大した。 屋内飼育、避妊手術等の適正飼養に関する指導については、改善するつもりはない。</p>

	<p>当該地区は、中小規模住宅が多く立ち並ぶ住宅地であったが、立ち退き世帯が飼育していた猫が放置されたことにより、当該飼い主を含む近隣住宅が給餌するようになり、同飼い主は、そのうち数頭を屋内飼育に切り替えたが、不妊・去勢手術を行わない猫は屋外・屋内ともに出産を繰り返し、多頭飼育に陥った。</p> <p>また、立ち退いた元飼い主が、定期的に給餌に来るケースも認められ、同飼い主は、これらの猫の世話もしている。</p>
不妊去勢手術未実施	<p>不妊手術未実施による繁殖。</p> <p>最近、保健所による引き取りを実施し、管理可能な頭数まで減らしたにも関わらず、残った動物の避妊を怠り、再度多頭飼育状態に戻ってしまった。</p> <p>避妊手術は知っていたが、10頭以上に増えた状況では経済的に手術実施ができなかった。</p> <p>避妊去勢手術は知っていたが、必要を感じた時には経済的に手術実施不可能となっていた。</p> <p>猫の生態に関して無知であり、避妊去勢手術を実施していなかったため子猫が産まれて頭数が増加した。</p> <p>猫を飼養したきっかけは不明。不妊去勢手術を行わなかったため、3匹から約30匹ほどまで増えた。</p> <p>不妊去勢が実施されていないため、子供が生まれ多頭になるケースが多い。</p> <p>不妊手術の未実施により頭数が増えたが、初期の段階では清掃もある程度は行き届いていたとのこと。飼育環境が悪化した一つの理由として、脳梗塞を患い身体の自由が利かなくなったことが挙げられる。</p> <p>本事案は悪臭についての苦情が近隣住民から寄せられたことにより発覚した。動物を手放すこと自体には同意しているにも関わらず、経済的事情により解決に時間がかかっている事案である。</p> <p>近隣住民から寄せられた糞尿被害についての苦情により発覚。繁殖制限措置が追い付かなかったことから、猫の数が増加したもの。</p> <p>項目7、8については、聞き取っていない。</p> <p>項目14については、飼育者が繁殖制限措置を講じていないことによる。</p> <p>項目15、16については、聞き取っていない。</p>
その他	<p>飼育者がアニマルホーダーであり、最初は3匹の猫が100匹以上に増えた。</p> <p>飼い主が在職中金融機関からお金を借り、取り立てなどが家に来るよう</p>

になり取り立て対策として飼育するようになった。その後ビーグル犬も飼育し、近親交配により頭数が増えて現在に至っている。

⑤ 多頭飼育の情報入手の経緯

分類	内容
本人から直接	<p>項目 7 については、飼育者である母親と娘が収容された子犬（3 頭）の返還のため当センターに訪れ、聞き取りする中で探知。</p> <p>項目 8 については、聞き取っていない。</p> <p>項目 14 については、不妊去勢手術の未実施。</p> <p>項目 15, 16 については、聞き取っていない。</p> <p>各設問について、項目 7～10 については、聞き取りしていない。</p> <p>項目 12 について、当該飼養者は犬の返還申請のために来所。指導のため聞き取りしたところ、多頭飼育が判明。</p> <p>項目 14 について、不妊去勢手術の未実施によるもの。当該飼養者は自身が所有する牛舎で犬 8 頭を飼養していたが、牛舎を引き払ったため自身が所有する畑に当該犬 8 頭を移動したところ、2 頭が逸走し、そのうちの 1 頭が当センターに収容された。</p> <p>項目 15～16 については、聞き取りしていない。</p> <p>本件は、多頭飼育者本人からの引き取り願いの届出により発覚した。野良猫をペットとして飼育し初め、不妊去勢手術（金銭的にできなかったとのこと。）を施しきれない状態で家屋内外を自由に出入りさせ、子猫が産まれるなどした。居住環境について、借家（長屋）である。</p>
近隣住民経由	<p>多頭飼育が発覚した経緯は、周辺住民から自治体への悪臭苦情による。</p> <p>当初同居していた母親が存命だった頃は、猫の管理も行えていたが、他界後は自分達の身の回りのこともままならなくなり、さらには繁殖制限に関する知識や金銭的な問題からや不妊去勢術を行うことができずに多頭飼育に至った。</p> <p>飼い主は夜間のパート勤務のみで生計をたてており、肉体的・精神的・経済的にも疲弊しているうえ、同居する弟は引きこもりで定職についていない。</p> <p>近隣の住民からの糞尿・悪臭等の苦情があり発覚した。</p> <p>多頭飼育者宅から犬が数頭逸走した際、犬を保護した住民から、「犬を飼い主に返還したが、飼育環境がよくない」と情報提供があった。情報提供を受け、保健所職員が飼い主宅を訪問したところ、不衛生な状態で犬を多数飼育している状況を探知した。</p> <p>近隣からの苦情（吠え、臭い）により発覚。</p>

	<p>飼育者は、両親との死別や負債等を機に、住居とは別の場所で多頭飼育を開始するに至った。近隣住民からの苦情により表面化し、数年間、行政に対する調査を拒否する期間が続いたが、法的措置も視野に入れ、粘り強く指導を継続している。</p>
近隣住民経由 (続き)	<p>近隣住民からの臭気・ハエ発生の苦情に基づき、現地調査を重ねたが飼い主と接触できず、室内の状態を確認できなかった。 最終的には家の大家からの通報により室内を確認することができた。</p> <p>近隣住民から「飼い犬を放し飼いにしている、犬があちこちで糞をして困る」と苦情があったのが端緒。 飼育者宅はゴミ屋敷状態であった。</p> <p>複数回にわたり、地域住民等から放浪犬の情報が寄せられ、指導の過程において実態が判明した。</p> <p>野良猫への餌やりから始まり、小屋を作成、給餌、排せつ物の処理、暖房及びベットの設置等、明らかに飼養している状態であったが、本人は飼養を否定。数年は頭数の増加は見られなかったが、当該年に大量の子猫が生まれ、周辺住民からの苦情もあり、本人が当所へ相談して発覚。</p> <p>飼育者（80代）とその娘（推定50代）で飼育している。2人暮らし。飼育者は主に野良猫を含めえさやり、娘が清掃等管理とえさやりをしている。</p> <p>近隣の者より糞尿等被害の申立があり、探知した。当県にて探知した以前より市町村役場の担当に近隣住民より申立はあった。 当初の飼育頭数は不明であるが、野良猫へのえさやりにより頭数が増加した。</p> <p>多頭飼育の発覚は、大家からの相談と、アパートの近くに猫の死体があり窓から落ちたものと思われたため近隣住民から動物愛護推進員を介して保健所に情報が寄せられた。</p> <p>不妊手術を行っていなかった猫が家の外へ出た際に妊娠し増えた。 飼育者が、別の場所へ引っ越し、猫だけが残っている状況（毎日給餌には来ていた）になったため近所から通報が入った。</p> <p>多頭飼育に至る経緯：飼養者が野良猫に餌をあげていて、家に出入りし始めたが、不妊手術をしていないため、増えた。 発覚した経緯：猫が近所の畑を荒らす、猫の糞尿による環境被害の苦情により発覚。</p> <p>当所3頭飼い始めたが、犬は増え続け、16頭となり近隣住民から苦情が発生したもの。</p>

	<p>長屋建て平屋の公営住宅の一室。近隣住民から猫による糞尿被害の苦情を数年に渡り複数受け、その都度指導するも改善せず。</p> <p>当自治体は、飼育者に動物の譲渡をすすめている段階である。経緯については、親の死亡により相続後、不適正飼養により繁殖を繰り返す。不適正飼養（放し飼い）による苦情により発覚。</p>
近隣住民経由 (続き)	<p>全頭不妊手術済である。</p> <p>全頭基本室内飼育にて自家繁殖により多頭化。多頭飼育及び室内ゴミの異臭による苦情により発覚。</p> <p>主たる飼養者が病気入院することになり、周辺住民が心配し役場に相談したことから発覚。</p> <p>犬好きであり、野犬や捨て犬を保護し、繁殖して多頭となった。発覚したのは、近隣住民から犬が放飼いになって困っていると市役所に通報し、市役所から当所に相談があった。現在は、動物愛護団体の協力により避妊去勢は実施されている。</p> <p>多頭飼育の発覚経緯は、公営集合住宅内での猫飼養による、近隣住民からの苦情や市町担当職員からの指導を受け、本人が保健所へ連絡してきたことから。</p> <p>近隣の住民からの苦情で発覚。複数の方から何度も保健所や市役所に苦情の電話がきている。</p> <p>飼育者は、種（ロシアンブルー）の普及のため、繁殖しているとの主張。多頭飼育が発覚したきっかけは、近隣住民から、においの苦情があったため。</p> <p>小型犬の多頭飼育（直近の頭数は12頭） 通常は全頭とも屋内で飼養している。 時々屋外へ脱走し、公共場所に出るため、捕獲依頼の連絡が寄せられたことにより発覚。</p> <p>飼育者本人の意思で飼っていた動物は犬1 野良猫2。ほかに犬2、室内猫2がいたが、2、3年以内に知人が預かってくれと置いていったまま死亡もしくは音信不通になったもの。室内猫は未手術の雌であったため、外に出てしまい帰ってきて子猫を産み、野良猫も子猫を産み、一気に頭数が増えた。 複数の近隣住民から保健所へ、猫の餌やり、糞尿害についての苦情、および、飼い犬の状態が悪いと虐待疑いの相談があったことで発覚。その後地域包括支援センターより、保健所と動物愛護団体に相談あり。 飼育者には10人ほど子供がいるが、事例発覚の半年ほど前に施設に入所した元同居の息子1名以外はまったく連絡が取れず、居場所もわから</p>

	<p>ないとのことであった。</p> <p>近隣住民から、犬を飼育している家の通気口から悪臭がするとの苦情があり発覚。 主たる飼養者の妻が入院後、世話が出来なくなり、衛生環境が不良となったもの。</p>
近隣住民経由 (続き)	<p>近隣住民から糞を主訴とした苦情があり、探知した。 苦情者に対しては、自衛策の一つとして、超音波発生器の貸出しをした。</p> <p>近隣住民から、隣の家が猫を残して引っ越してしまった、との連絡が保健所に寄せられ、発覚した。 当該宅は窓が開け放たれたまま放置されていて、猫が自由に出入りしていた。 また、当該宅は裁判所による不動産競売により、すでに業者に所有権が移っていたが、猫を含む動産の所有権は前所有者のままであった。</p> <p>近隣住民がネコノミ・悪臭に悩み、自治会長に相談し発覚。</p> <p>複数の近隣住民から、猫の糞尿被害に関する苦情があり、対象者宅を訪問したところ、多頭飼育が発覚。</p> <p>近隣住民から鳴き声や悪臭に関する相談が入った。</p> <p>犬の鳴き声に困った近隣住民の苦情により発覚。</p> <p>隣の住民より「窓が開くと、においがひどい」という申し出があり発覚した。飼育者はその1年前に猫とともに引っ越した。初めて室内を訪問した時に確認した猫はほぼ成猫で避妊去勢手術も実施済みであり、7割が15才以上の老猫だった。空気清浄機がありエアコンもあるが空気の入替えのため窓を開けていた。エアコンを付けて窓を閉め、換気扇に脱臭フィルタを付ける提案をし実施(フィルタは1年後)するも、窓が開くことや、洗濯物を干すことにより隣の住民からにおいに関する苦情が春から夏を中心に寄せられる。</p> <p>猫の悪臭・鳴き声、大量のハエ発生などの苦情が寄せられ、多頭飼育が発覚した。当該宅を売却する予定であるが、多数の猫がいることにより売却ができず飼い主も困っていた。民間団体を通じて不妊・去勢手術を実施し、一部の猫を保健所で引き取り、転居したことにより苦情はなくなったが、すべての猫の引き取りが完了しておらず、転居先で30頭以上の猫を飼育している。</p> <p>当該飼い猫による糞尿被害、車を傷つけられる等の被害により近隣住民から保健所に相談が寄せられた。 猫は基本的には室内で飼育しているが、子どもがドアや窓を開け放って</p>

	<p>しまう際に外に出てしまうとのことだった。</p> <p>指導に対し飼い主は了承するも、一向に改善の傾向は見られず、継続して近隣住民からの苦情が寄せられている。</p> <p>当該飼い犬の逸走事例が発生し、近所の住民が当市に逸走犬の捕獲依頼を行ったことで当市職員が飼い主宅を訪問した際に、多頭飼育が発覚した。</p>
近隣住民経由 (続き)	インターネット等に虐待を疑わせる内容を掲載するため、苦情が寄せられる。
親族経由	<p>多頭飼育していた飼い主の病死によって残された犬の処分について、隣地に住む親族からの相談があったもの。</p> <p>中型犬 85 頭 (子犬含む) を飼育。</p> <p>不妊去勢手術は一部の犬は実施していたが、未実施の個体が繁殖した。</p> <p>飼育状況をみかねた親族が動物愛護団体に相談し、表面化した。</p> <p>不妊手術を行わず出産し、子犬を手放すことができず、全頭、自ら所有・管理を続けたが、数頭は死亡した。</p> <p>飼い主の高齢、体調不良および入院により、飼養継続が難しくなった。</p> <p>飼い主の姉夫婦が犬 (8 頭) の管理を行っていたが、姉自身も高齢のため、継続した管理ができなくなり、飼い主の同意の元、本市への引取り依頼に至った。</p>
飼育者の知人 経由	最初の相談者は飼育者の知人であった。60～70 匹の猫をマンションで飼育しており、適正に管理出来ていないので指導に入って欲しいというものであった。当初、動物愛護センター職員がコンタクトを試みるも、飼育者に会うことは出来なかった。
保健師経由	飼養者は、ノラ猫を不妊去勢手術を行わず飼養し、多頭飼育状態となっている。保健師からの相談により発覚。
社会福祉課 経由	生活保護を受給していた主な飼育者である高齢女性が亡くなり、その娘と同居していた内縁の夫が残されたが、二人とも猫の世話が出来ないとのことで社会福祉課に相談があり、社会福祉課からセンターに相談があった事例。どのような経緯で猫の多頭飼育になったのかは不明。
福祉担当職員 経由	<p>飼育していた犬がどんどん繁殖してしまった。</p> <p>福祉担当職員が訪問時に把握した。</p>
保健福祉課 経由	福祉保健課によるゴミ屋敷としての探知が引き金となり、多頭飼育が発覚した。
生活保護係 経由	<p>猫への依存症と経済力不足による不妊去勢手術の未実施から。</p> <p>生活保護係より相談があり発覚。</p>

生活保護課経由	猫の所有者はもともと内縁の妻であり、内縁の妻の可愛がっていた猫なので手放さず世話していた。ただ、知識がないため自家繁殖し増えてしまった。猫の多頭飼育が発覚したのは、飼養者の死亡に伴い、生活保護担当者（市役所職員）が住居確認したため。
生活保護担当者及び動物愛護ボランティア経由	生活保護担当者がまず動物愛護ボランティアに相談して、当該ボランティアから当動物管理センターに連絡があり問題が発覚した。
生活保護担当部署	5年前にも飼い主は同一人物より引き取り事例があり、残った数頭の繁殖により本事例に至った。生活保護担当部署のケースワーカーの定期訪問時に探知。
公営住宅担当部署	公営住宅に居住中の住人宅より火事が発生し、住宅を管理している課より情報提供があり多頭飼育が発覚した。
住宅管理課経由	公営住宅（ペット不可）に住んでいたが、住民の苦情及び家賃滞納により、住宅管理課が訪問し多頭飼育が発覚した。 生活困窮もあったことから、住宅管理課が社会福祉協議会に協力を要請し、社会福祉協議会から保健所に相談があり探知した。
公営住宅公社経由	最初の情報提供者は飼い主が住んでいる公営住宅を管理している公社の職員からであり、猫の多頭飼育による他の住民からの苦情の発生（著しく不衛生な環境での飼育による悪臭の発生等）。
美化部局（ごみ収集）経由	ゴミ収集をしている際に犬猫の大量の糞や新聞紙、エサの空き缶を不審に思った美化部局が近隣に聞き込みをした結果、犬猫の臭い・鳴き声に困っているとの情報を得て発覚。
警察経由	10年ほど前に、猟銃免許に係る調査で警察が探知。捕獲檻を貸出していた経緯から市町から指導した。その後、飼養場所で火事が発生し犬が逸走し市町が探知、保健所に対応の助言を求めた。保健所が主導となり、飼養している犬を全頭係留させたが、頭数削減や登録・予防接種の実施について、進展していない。別の法律での行政の担当地区でもあり、指導の際には担当者立会いの元、動物行政担当者が指導を実施している。飼養場所は、住宅密集地から数百メートル離れた山のふもとの借地。 警察署から、逮捕・拘留した者が犬を15頭程度飼養しているため、犬の取扱いについて相談したいという旨の連絡があった。拘留中に飼い主と面会し、犬の所有権放棄に同意を得て収容することとなった。 なお、10年以上前にも同様の相談があり犬の捕獲を実施したが、その際は全頭捕獲することができなかった。 多頭飼育に至ったのは、不妊措置を怠ったため。

	室内飼いだいが、度々逸走するため警察署に通報があり、多頭飼育を把握した警察署から連絡があった。
都道府県経由	都道府県より情報提供があった。
市職員経由	山間の集落の端の方で、多数の犬猫を飼育。多数の犬は徘徊していると市の職員から通報があり、確認したところ、多頭飼育者であった。
自治会経由	自宅周辺に大量の古紙やガラクタを放置していることから、自治会より行政に相談があった事案。訪問し状況調査する過程で、猫の多頭飼育が発覚したもの。
介護支援専門員経由	当初父親（精神疾患あり）と二人暮らしであった飼育者が野良猫を家の中で飼うようになったが、不妊手術をしなかったため繁殖、多頭飼育に至った。発覚するまで少なくとも数年間、自宅の一室のみを猫の部屋とし、完全に室内飼いであったため、近隣からの苦情は寄せられなかった。父親が倒れ短期入院していたが、その父親が退院し在宅介護になることになり、介護支援専門員が自宅を訪問し発覚、情報提供を受け市が探知した。
社会福祉担当者経由	多頭飼育が発覚した経緯は、社会福祉担当者が訪問の際に猫の増加に気付いたことによる。 猫の引取りについては、飼主本人の体調等を考慮し、社会福祉担当者と地域包括支援センター職員が当所への搬入作業を行った。
社会福祉施設職員	社会福祉施設職員から当センターに、担当している家庭でたくさんの猫が劣悪な環境で飼育されていると相談があり。飼育者は一人暮らしの認知症の高齢者で、相談当初に猫は 20 頭以上いたが、自身で譲渡者を探しているうちにさらに数が増えてしまい、再度引取りの相談があったものである。
介護支援事業所職員	介護支援事業所職員から、介護を請け負っている家庭で猫が増え、住民にノミやダニによる健康被害が出ているとの通報で発覚。
介護事業者及び動物愛護団体経由	介護事業者から動物愛護団体に相談があり市への相談につながった。
デイサービス職員	金銭的な問題から不妊去勢術を行うことができずに多頭飼育に至った。デイサービスの職員から糞尿による住居環境の悪化についての相談があり発覚した。
社会福祉協議会のヘルパー	過去に飼い犬が人を咬んだ咬傷事例があったが、その後、社会福祉協議会のヘルパーから苦情が出ていて（飼育環境が劣悪で家への立ち入りが

及び市町村担当者	大変、訪問の際に軒先につながれている犬に噛まれる危険性がある)、事後策を協議したいと市町村の担当者から相談があったため、問題が発覚した。
民生委員、地域包括支援センター、福祉担当職員経由	飼育者は離婚により配偶者と別れるとともに、肉親（親、妹）とも絶縁状態にあり、孤独感ゆえに猫に依存するようになっていったものと思われる、また、アルツハイマー型認知症であったことも多頭飼育に至った原因の一つであると思われる。飼育者は経済的に困窮していることから生活保護を受けており、借家に居住していた。当該住居の玄関扉が開いた際には、屋外でも強い臭気が感じられたとのことで、近隣住民から家主へ臭気等苦情が相次いだため、家主から退去通告を受けることとなった。当該情報を民生委員及び地域包括支援センターを介して探知した福祉担当職員からの一報により動物行政担当が事態を知ることとなった。
町内会長経由	飼い主の父親が 10 頭前後、屋内飼育していたが、高齢で自立生活が困難になり、娘が同居し管理を引き継いで以降、屋外の飼い主不明猫にも給餌するようになり、出産を繰り返したことにより、近隣への迷惑が多くなり、町内会長から相談を受けた。
地域包括支援職員経由	地域包括支援職員が定期的に飼い主宅へ訪問していた際に、アパートの立ち退きの話があり、転居に伴う飼い猫の件で保健所へ相談し発覚。
地域包括支援センター経由	拾ってきた犬数頭が自家繁殖。 地域包括支援センターが義母から相談を受け介入開始。 地域包括センターより支援依頼。
地域包括支援センター経由	母親と飼い主の二人暮らし。 母親の介護ヘルパーによる気づきから地域包括支援センター経由の情報提供により発覚。 飼育者の過去の素行の状況から、近隣住民は通報できずにいた（仕返し等の恐怖）。 飼育頭数は、50 頭強で犬種は小型犬。
訪問介護関係者経由	飼育者の同居者が訪問介護を受けていたことにより多頭飼育を発覚できた。同居者が困っていたが、相談できるきっかけがなかった様子。一軒家の場合、閉鎖空間なので、訪問者がいないと発覚が難しかったと思います。
ボランティア経由	多頭飼育が発覚した経緯：ボランティアが多頭飼育を探知し、猫を引き出すために飼育者宅の清掃等の介入を行っていたところ、病気の猫を発見したためボランティアが病院に連れていく約束をしていた。ところが当日になって突然飼育者が接触を拒否したために、「動物虐待」であるとして警察と保健所に連絡が入った。

小学校の校長	小学校の校長より飼い主の子供の服が猫のにおいがし、そのせいで学校でいじめられているとの情報提供により発覚。
学校のソーシャルワーカー 経由	2人子供がおり、下の子の通う学校のソーシャルワーカーが情報提供をして探知。不登校傾向。
ケースワーカー 経由	譲り受けた猫を飼育し始め、不妊去勢手術の未実施により多頭飼育状態に。 矯正施設から息子（中学3年生）が出所するにあたり、生活再建を行うためにも引っ越しが必要と矯正施設や裁判所から促され、ケースワーカー同行のもと飼い主が来所し発覚。 息子は猫の臭気等が原因で不登校になっていたとのこと。
ケアマネジャー 経由	担当のケアマネジャーから情報提供があり発覚。 主な飼い主は高齢夫婦（夫は入院中、妻は認知症）。 4～5年前に夫が拾ってきた子猫と、孫の友達が連れてきた猫1頭が交配し多頭飼育に。 譲渡も行っていたようだが、未手術のため年々頭数が増加。 配偶者は内縁の夫。 最初の情報提供者・機関は地域包括支援センター職員（行政ではない福祉関係施設）。 飼育者本人が障がい手帳（視覚障害）を持っていたが自活できており長年多頭飼育はしていたが、症状等悪化により生活保護や介護サービス、精神保健手帳等の取得に向けてケアマネージャー等がフォローしていく中で動物担当部署に相談が来た。 多頭飼育になった原因は経済的に余裕がなく、不妊手術をする費用がないため放置されていたことが原因と思われた。 保健所の引き取りについては同居者は理解しており、知らない人に譲渡して人やほかの猫から虐待されるほうがかわいそうとのことであった。
ペットショップ 経由	ペットショップから多頭飼育の通報があったため表面化した。 飼い主は娘と一緒にタクシーに乗って移動し、数箇所のペットショップをめぐって、気に入った動物がいると購入するという行動を繰り返していたことにより、多頭飼育に至った。 ペットショップの従業員（動物取扱業者関係者）からの情報提供により探知した。

動物葬祭関係者	動物葬祭関係者より、猫の死体の持ち込みが多いことから虐待を心配して保健所に連絡があり、多頭飼育が発覚した。
集合住宅管理者経由	避妊去勢手術をしていなかったため、3匹の猫から17匹へ増えた。集合住宅であり、管理者等からの相談により発覚。
動物取扱業者経由	動物取扱業者から、購入者宅がゴミ屋敷と化しており適正飼養がなされていない、短期間に多くの動物を購入していくとの情報提供もあった。
不動産会社経由 (多頭飼育の再発)	野良猫を飼い始めたのが緒端であった。以前にも多頭飼育になったことがあり（外に出していたため自然に収束）不妊手術の必要性については認識していたが、今回はオスだったため安心していましたが、オスがメス猫を連れてきたため繁殖した。生まれた子猫も手術は必要と感じていたが、まだ小さいからと手術を先延ばしにした結果、10匹以上になり手がつけられなくなったとのこと。 どう対処したらよいかわからなくなり、一部の猫をケージに入れるなどしたものの、繁殖を止めるには至らず、30匹以上となった。 持ち家であったが土地の所有者が別におり、立ち退きについて調整していた不動産会社から保健所に相談があり探知したもの。 不動産会社から期限を示して立ち退きを迫られており、飼育者自身も問題解決が必要なことは認識していた。
その他	飼い主が入院前に犬を移送させようとしたときに犬が脱走したため、発覚した。 指導依頼があり、飼い主宅へ指導に行った際に発覚した。

⑥ 行政・その他機関による介入

分類	内容
警察の指導	周辺環境を害しているとして警察が指導した。
動物愛護管理法第25条第3項に基づく勧告、警察による事情聴取を経て所有権放棄	鶏の多頭飼育による糞尿や悪臭について、近隣住民から市役所あて苦情が入り、3年前くらいから当自治体で対応。最近、職員と家畜保健衛生所職員が当該住宅に立入したところ、屋内での猫の多頭飼育に気付いた。当該飼い主はペットショップから猫数頭を購入し、不妊去勢手術未実施のまま放し飼いにしていたところ子猫が生まれてしまい、親猫が子猫を世話する姿を見て可愛く思い、自家繁殖を繰り返し、多頭飼育に至ったと話していた。 当該飼い主に対し、県では動物愛護管理法第25条第3項に基づく勧告を行い、警察は告発状に係る事情聴取を行い、当該飼育動物の所有権放棄に至った。

保健所による介入	<p>本件について、多頭飼養、飼育困難となった背景に、独居となったことや子供が独立し、寂しいという思いが根底にあった。</p> <p>また、以前は頭数が増えてもインターネットで子犬を譲り渡していたが、販売が禁止されたことで、飼い主自身が増えた子犬を減らすことが出来なくなった（本人が販売をしていたかは確認取れていない）このことが直接的な要因となったケースと思われる。（本人は販売は認めておらず、その事実についても確認は出来ていないので、動物愛護法違反までの判断には至っていない）。</p> <p>本件の探知の経緯としては、飼い犬同士の闘争が頻発し、複数の犬が死亡するような事態となったことから、死亡した犬を火葬に来た際に、動物愛護センターに引き取りや譲渡等についての相談に来所したことによるが、この際には飼養状況等の詳細は話さず、行政の介入は拒否している。</p> <p>その後、近隣（借家大家）からの苦情により、保健所が探知し、介入開始となった。</p>
動物愛護管理部局による立ち入り	<p>以前飼養していた犬が死んだこと、また自身の転職がきっかけのようだ。飼い主の精神が非常に不安定であったため（多分通院していた）、家屋立ち入りは慎重に行った。</p>
保健所による動物の引き取り	<p>路上に交通事故死している猫が多いと通行人から相談あり。精神疾患で通院・入院していた頃は、自治体も立入りしていたが、退院後、落ち着いたということで自治体職員も訪問しなくなった。相談受理後、訪問して猫が 30 匹以上いることを確認した。飼い主も不衛生な環境により病状が悪化して緊急入院となり、残された猫をどうするのか保健所と協議をした。地域動物愛護団体には、個人情報伝えることになるため、飼い主の弟に協力してもらい、全頭を引き取ることにした。</p>
警察の指導 保健所による引き取り	<p>飼い主は犬を 10 頭以上飼育していたが、不適切な管理のため複数回逸走させ、複数回咬傷を起こしていた。また狂犬病予防法に基づく登録及び注射を実施していなかった。</p> <p>当該地域の複数の住民から自治会等を通じ、苦情が来ていた。</p> <p>飼い主は繁殖制限措置を実施していなかった。保健所では、繁殖制限措置を実施するとの誓約のもと、複数回引取りを実施したが、飼い主は約束を守らなかった。</p> <p>再度咬傷事故が発生し、警察からの強い指導を受け、飼い主自身が適切な管理が困難であると認め、全て保健所で引取ることとなった。</p>
行政による引き取り	<p>避妊・去勢をボランティアが実施。</p> <p>引取を行政が実施。（殺処分の可能性も説明）。</p>

<p>行政・動物愛護団体による引き取り</p>	<p>6年前から、別件（猫関連）で飼い主と接触有り。 その数年後、多頭飼育について把握。 飼育者は、借家（戸建 大規模 所管区内）で猫を多数飼育し、その後当該借家は家賃滞納で強制執行となった。執行日前に、担当弁護士から、飼育猫を引き取ってほしい旨相談があり、探知した。</p> <p>結局、飼育者は、強制執行前に別借家（所管区外）に猫を移動させたため、引き取りは行わなかった。</p> <p>その後、また別借家（集合住宅 中規模 所管区内）に猫を移動させ、1年後に規約違反のため再度強制執行を受けた。</p> <p>執行日前に、また弁護士や不動産会社、ボランティア等から相談が入り、探知した。</p> <p>執行日に、住居内に猫 24 匹（内 1 匹死亡）が残っていたため、行政と動物愛護団体で全匹を引き取った。</p>
<p>行政が連携し ての説得（生活保護担当部署、児童福祉担当部署、飼い主、動物愛護センター）</p>	<p>本市の児童福祉担当部署から、「猫を多頭飼育（15 匹）している飼い主がうつ病を患い、生活保護を受けている。猫依存が強いが、娘（高校生で寮暮らし）が猫を手放すよう説得している」との相談を受ける。次の飼主を探す努力をしたうえで、センターで引き取りは可能だが、殺処分を伴うものであるため、本人を含めて話し合いが必要と判断。後日、保護課（生活保護対応）、児童福祉担当部署、飼い主、センターの 4 者で話し合い、不妊手術した 2 匹以外を手放すことで承諾された。</p>
<p>福祉部局との連携</p>	<p>近隣住民から猫の糞尿被害の相談があり、相談者周辺の方にも聞き込みを実施したところ多頭飼育の情報が入った。現在も対応中であり、福祉部局と連携しながら解決に向けて取り組んでいる。</p>
<p>行政による引き取り</p>	<p>10 年ほど前、警察から「逮捕した窃盗犯が 20 頭以上犬飼育している」との情報が入る。その数年後、18 頭を誓約書付で不要犬引取り。さらに数年後、保護課（生活保護担当課）から放し飼いと不要引取り相談。後日、警察と保護課と自治会長と当センターで話し合い。その際既に犬は 17 頭以上いた。その後も継続して不要引取りがあり、数年前に 11 頭、その翌年に 7 頭引取りしている。飼い主は殺処分に抵抗があり。</p>
<p>行政による指導</p>	<p>再三の助言及び指導も、全く効果なし。（行政の助言・指導に対して、何一つ実行に移す考えがないと思われる）。</p> <p>当該飼い主の入院により、飼い主不在となった家に猫 44 匹が取り残されてしまい、生活福祉担当職員から相談を受けた。飼い主は飼養放棄の意思はあったが、数日後に死亡してしまった。飼い猫のなかには人に慣れていない猫も多数いたため、また、保健所の収容頭数の限度を超えたため、すべての猫の捕獲・収容に約 3 週間要し、その間の給餌等はこち</p>

	らの職員で実施した。
	市内の借家に当該飼い主が犬と共に転入したところ、犬の鳴き声がうるさいという近隣住民からの苦情が管理会社に寄せられ、管理会社から保健所に相談が寄せられた。飼い主も犬を減らしたいとの意向はあったが、譲渡先が見つからないようであり、早急な対応が必要となったため、保健所で引取りとなった。
行政・動物愛護団体による引き取り	<p>飼育者は猫の多頭飼育による近隣からの苦情が原因となって、大家からの退去を迫られていた。退去期限の最終日にセンターに相談があったが、すぐに全頭を引き取ることは出来ないため、1頭でも減らすよう譲渡先を探す等との取組をするよう伝えた。</p> <p>同日、地域の動物愛護団体に対し、「退去しなければならないため、公園に猫を遺棄しようと思う」と相談し、急遽動物愛護団体による一斉引取りが行われ、後日、一時的に動物愛護団体が引き取った猫について、計15頭を動物愛護センターに収容した。</p> <p>飼育者からの相談により発覚。ボランティアと調整し、飼育猫13匹中、7匹は動物ボランティアによる引取りであり、残り6匹は動物管理センターによる引取り。</p>

⑦ 事案の終結又は改善に向かっているもの

分類	内容
民事訴訟による強制退去	事案終結の経緯については、民事訴訟により住宅を強制退去となったため。
家賃滞納による強制退去	飼い犬が近所の人を咬み、以降、近所から鳴き声苦情が定期的に入った。飼い主が失業し引きこもり、家賃が払えなくなったため、裁判所から強制退去命令が出たため、センターが犬を引き取った。現在は、実家に住んでおり、精神疾患のため病院へ入院または通院中である。
近隣住民からの民事調停	飼い主は2頭の犬を飼育していたが自家繁殖で増え続け、近隣からの苦情により本件が発覚した当初、すでに飼育頭数は30頭前後になっていた。その後も増え続け最大45頭までになった。継続的に保健所、該当市町村等と協力し指導を行ってきたが、飼い主の飼い犬への執着が強く、譲渡などの飼育頭数削減ができなかった。最近、近隣住民から飼い主へ頭数削減や防音対策等について民事調停の申し立てがあり、その中で行政の指導を定期的に受ける旨の要望もあった。その後、保健所と該当市町村が指導について情報共有し共に指導を粘り強く行うことで、現在は

	<p>新しい飼い主の募集によって成犬を譲渡し、徐々に飼育頭数の削減を行っている。</p>
<p>動物愛護団体の協力による不妊去勢手術、譲渡</p>	<p>当該飼育者は長年、猫の多頭飼育を続けており、行政が問題発覚当初から不妊去勢手術の必要性を説明してきたが、手術費用や動物病院への運搬などが課題となり、なかなか問題解決に向かわなかった。しかし、今年度、愛護団体の協力が得られ、不妊去勢手術が実施され、猫の譲渡が推進したことにより長年の問題が解決した。</p>
<p>不妊去勢手術、逸走対策の指導、引き取り</p>	<p>近隣住民から糞尿被害の苦情が寄せられたことが事例探知のきっかけとなった。</p> <p>飼育者は住宅敷地内に猫専用の小屋を建て、餌・寝床を置き、飼養する猫及び野良猫が自由に出入りできる環境を設けていた。</p> <p>数年前に、飼育者は子猫1頭に餌を与え始め、約2年で約30頭に増えてしまった。飼育者は猫の管理に苦慮しており、近隣住民から保健所に苦情が入った同時期に飼育者自身から飼養状況について改善を図りたい旨、相談があった。そのため、飼育者と話し合い、飼育者が管理可能な頭数まで計画的に猫を減らし(保健所にて引取りを実施、「殺処分になる」ことを説明)、これと並行して、飼養継続する猫については不妊去勢手術を行うこと、さらに、室内飼育徹底のため、逸走対策を講じるよう指導を行った。最終的に3ヶ月かけて計26頭の猫の引取りを行い、残った6頭(うち、メスについては不妊手術済)については飼養継続することとした。</p> <p>今年、飼養状況の確認を行った結果大きな問題はなかったこと、保健所へ周辺住民からの苦情の問い合わせがないことから、本事例は解決とした。</p>

<p>不妊去勢 地域猫として 管理（猫を取 り上げずに終 結）</p>	<p>認知症のある高齢男性が室内外で野良猫への餌やりを数年にわたり行っていた。屋内は猫に占領されている状態で、社協の介入で玄関に本人の居住スペースがかるうじて確保されていた。猫への執着が極めて強く、猫の変化には敏感だが、それ以外のことには無頓着。近隣からは対策を強く求められたが、社協から相談を受けた動物愛護団体が県と協力し、当人のそばに猫を置いたまま、近隣住民には地域猫と位置付け猫を管理することを約束し、不妊去勢の実施、トイレの設置と管理を行った。猫を取り上げないことで、当人をあまり刺激することなく終結できた。</p>
<p>親族による引 き取り依頼</p>	<p>夫婦二人暮らしで犬が多頭となっており、放し飼いで苦情となっていた。夫は犬に困っていたらしく、夫から話を進め、引き取りをおこなった。</p> <p>認知症のある高齢女性がエサやりを行い、30頭以上に繁殖し、糞害などにより近隣より苦情が生じていた。同居の息子がネットを通じて譲渡を試みるも、健康状態が悪く、トラブルになった。息子が行政での引取りを希望し、全頭ひきとった。</p>
<p>入院が転機と なって室内飼 養</p>	<p>新築により近隣住民となった苦情者により、認知症高齢者の猫の飼養権剥奪と保健所におけるその捕獲、処分とそのための法改正要望が寄せられた極端な対応事例。一方で自身が苦情申し立て者である旨知られることへの恐れから、当初近隣の被害状況調査に同意を得られず。飼養者は認知症を疑う症状があり、市町村の担当保健師が受診を薦めるも頑なに拒否。感情の起伏が激しいため、猫の詳細な飼養状況確認も不可能。最近になって飼養者の入院が転機でその親族が対応するようになり、室内飼育への切り替え、近隣宅への苦情調査を経て、保健所による引取りにて終結。</p>
<p>入院による引 取り</p>	<p>本人が入院のため、引き取り手数料は息子が支払した。</p>
<p>動物愛護団体 の支援による 譲渡</p>	<p>高齢のため、数年前に動物取扱業（販売・繁殖）を廃業し、多頭飼育者となった。</p> <p>飼育者は、行政による引取りを求めてきたが、繁殖防止措置を講じた上で継続飼育するよう指導していた。</p> <p>飼育者自ら、動物愛護団体に支援を求め、団体の協力を得ながら、すべての犬を新たな飼主に譲渡した。</p>

飼育者の死亡	自宅敷地内（屋外）において、常時 10 頭以上の犬を飼育し、一部リードにつながれていない個体による繁殖や敷地外への逸走がたびたび発生し、近隣よりセンターに苦情・相談が寄せられる。最近、飼い主が死亡して息子が犬の所有・飼養管理を引き継いだ後は、頭数が減少傾向となっている。
借家の立ち退き	飼育者は日本人と結婚し、その後離別した外国籍の方。同じ国から来日していた友人たちが当地で飼っていた犬たちを次々と引き受けて多頭飼育状態になった模様。住んでいる借家の立ち退き期限が迫り、犬を連れて行けない公営住宅に転居することになったことで当動物管理センターに飼育者が相談に訪れ問題解決に向かったもの。
警察の協力による動物の遺棄者の確保・引取り	猫の引取り場所に指定していた支所に、引取り時間外での子猫の放置が続いていた。管轄の警察署の協力により子猫を遺棄しようとしていた者を確保することができた。その後飼い猫の一部引取りと継続飼養する猫に対する不妊去勢手術実施により解決。

⑧ その他

分類	内容
飼育者が失踪	飼養者の失踪。
地域猫として認知	地域猫として認知される予定。
中核市移行による所管変更	もともと都道府県で探知した事例を、中核市移行により当自治体が所管することとなった。

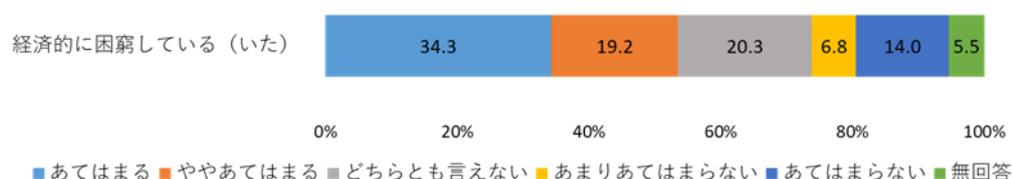
2.2. 生活状況

(1) 経済状況

生活状況において経済的に困窮しているかを問う設問について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」(53.5%)が全体の過半数を占めている。一方で、「あてはまらない」及び「あまりあてはまらない」(20.8%)が2割程度を占めている。

なお、生活が困窮状態にある飼育者は全体の約5割であり、「図2-15 多頭飼育者の生活保護の受給の状況」により生活保護の受給者は全体の2割程度であることから、困窮状態にある人のうち4割が生活保護受給者ということになる。

図2-21 経済状況 (単一回答, n=385)

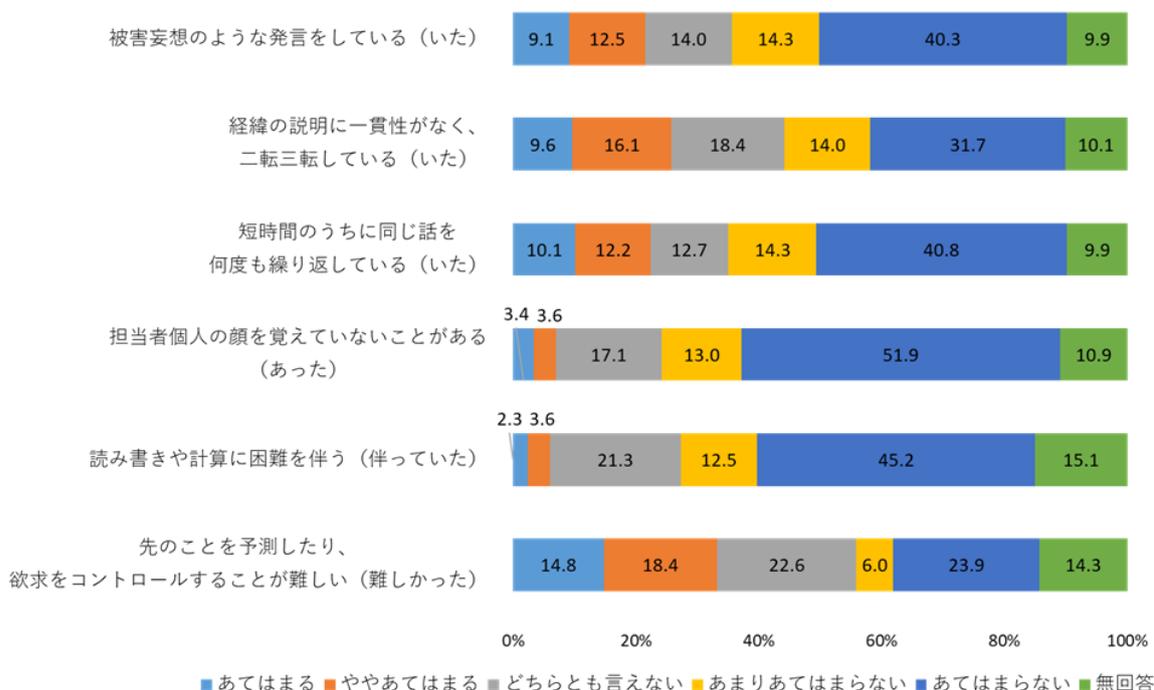


(2) 認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状

認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が最も高い項目は、「先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい(難しかった)」(33.2%)で、「経緯の説明に一貫性がなく、二転三転している(いた)」(25.7%)、「短時間のうちに同じ話を何度も繰り返している(いた)」(22.3%)、「被害妄想のような発言をしている(いた)」(21.6%)が続く。

しかしながら、「あてはまらない」及び「あまりあてはまらない」の回答は、「先のことを予測したり、欲求をコントロールすることが難しい(難しかった)」(29.9%)を除く項目で、4~6割と高い割合を占めている点に留意が必要である。また、「読み書きや計算に困難を伴う(伴っていた)」(6.0%)、「担当者個人の顔を覚えていないことがある(あった)」(7.0%)の項目では、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例は1割未満にとどまる。

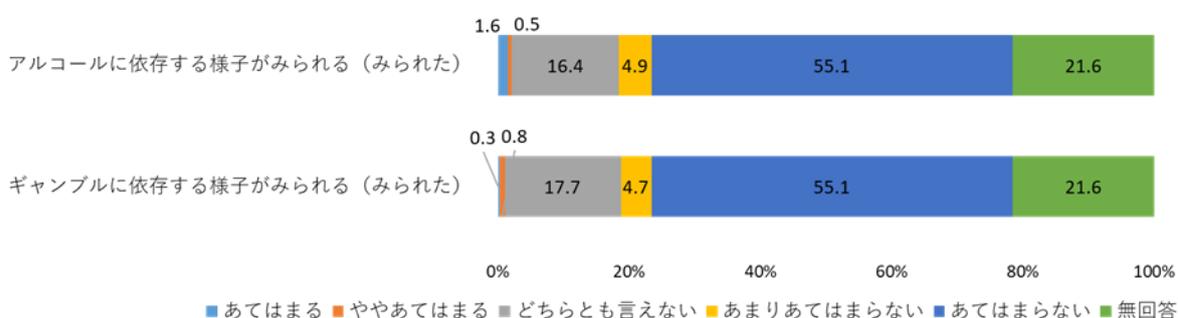
図 2-22 認知症、精神疾患、知的障害等が疑われる症状（単一回答, n=385）



(3) 生活の乱れ

多頭飼育者の生活の乱れに係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、「アルコールに依存する様子がみられる (みられた)」(2.1%)、「ギャンブルに依存する様子がみられる (みおられた)」(1.0%) とともに、きわめて少ない割合にとどまる。一方で、いずれの項目において、「あてはまらない」及び「あまりあてはまらない」の割合は過半数を超えている。

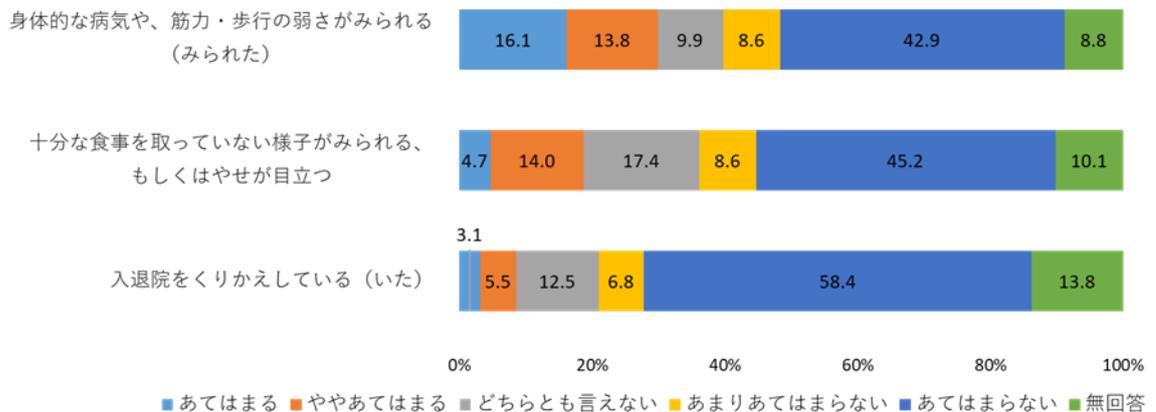
図 2-23 生活の乱れ（単一回答, n=385）



(4) 健康状態

多頭飼育者の健康状態に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が高い項目は、「身体的な病気や、筋力・歩行の弱さがみられる(みられた)」(29.9%)であり、「十分な食事を取っていない様子がみられる、もしくはやせが目立つ。」(18.7%)、「入退院をくりかえしている(いた)」(8.6%)と続く。一方で、いずれの項目においても、「あてはまらない」及び「あまりあてはまらない」の割合は過半数を超えている。

図 2-24 健康状態 (単一回答, n=385)



(5) 動物とのかかわりにみられる特徴 (ホーダー気質の有無等)

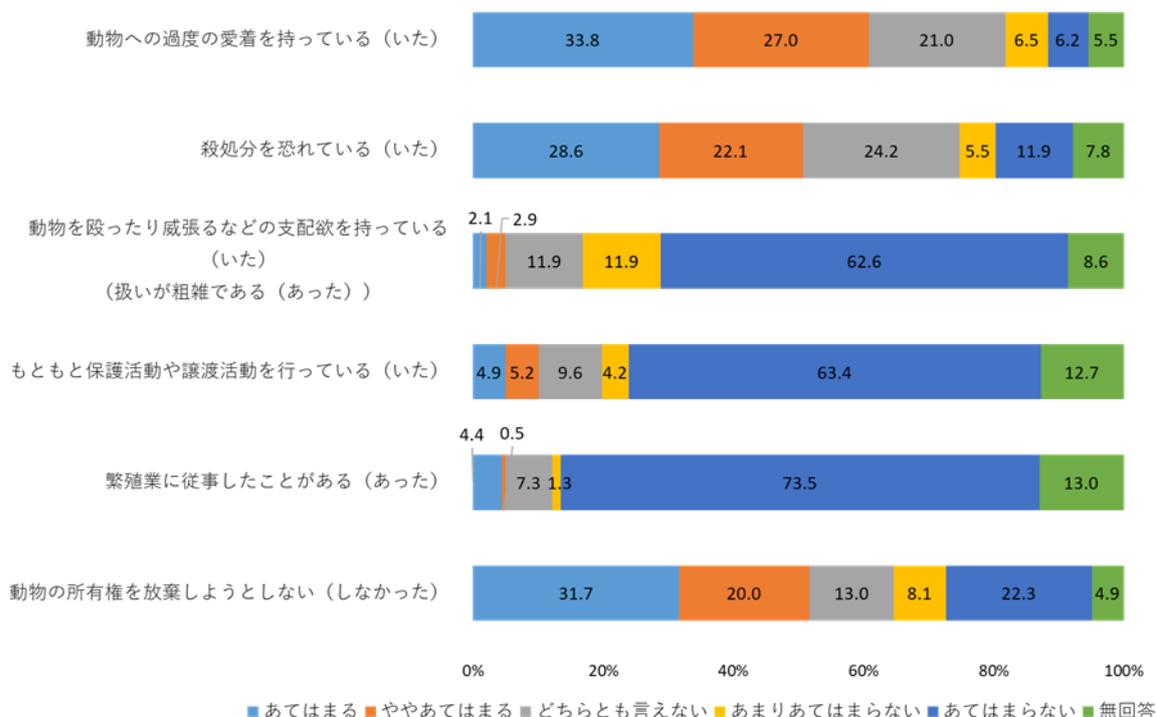
多頭飼育者の健康状態に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が最も高い項目は、「動物への過度の愛着を持っている(いた)」(60.8%)であり、「動物の所有権を放棄しようとしな(しなかった)」(51.7%)、及び「殺処分を恐れている(いた)」(50.6%)と続き、いずれも過半数を超えている。

一方で、「動物を殴ったり威張るなどの支配欲を持っている(いた)」の項目に、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の割合(4.9%)は少なく、「あてはまらない」又は「あまりあてはまらない」の割合(74.5%)が7割以上を占めている。

過去の繁殖業や保護・譲渡活動の経歴を問う設問について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合は、「もともと保護活動や譲渡活動を行っている(いた)」が(10.1) %、「繁殖業に従事したことがある(あった)」が(4.9%)と、わずかに存在する。

図 2-25 動物とのかかわりにみられる特徴（ホーダー気質の有無等）

（単一回答, n=385）

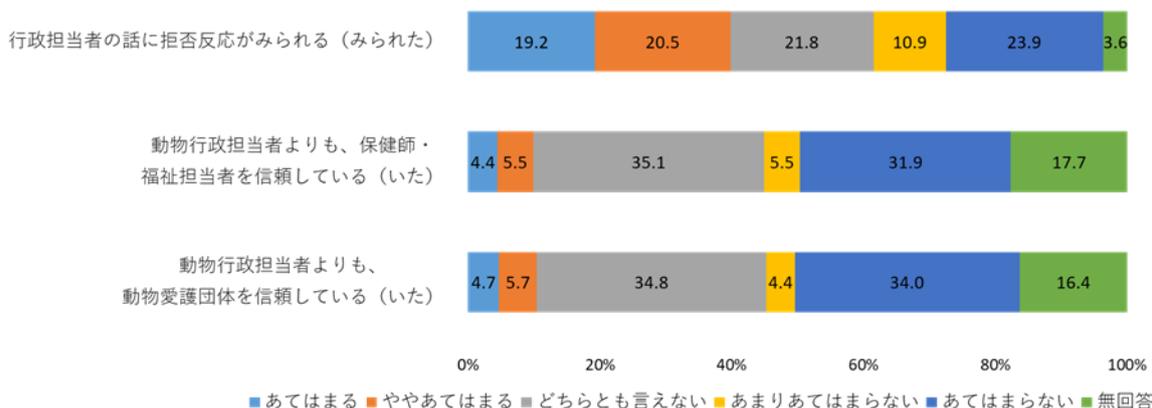


（6） 行政関係者との関係構築

行政関係者との関係構築に係る各項目について、「行政担当者の話に拒否反応がみられる（みられた）」という項目では、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合（39.7%）は 4 割程度であり、「あてはまらない」及び「あまりあてはまらない」の割合（34.8%）よりわずかに高くなっている。

なお、「動物行政担当者よりも、保健師・福祉担当者を信頼している（いた）」、「動物行政担当者よりも、動物愛護団体を信頼している（いた）」の項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」に該当する割合はいずれも 1 割未満に留まっている。

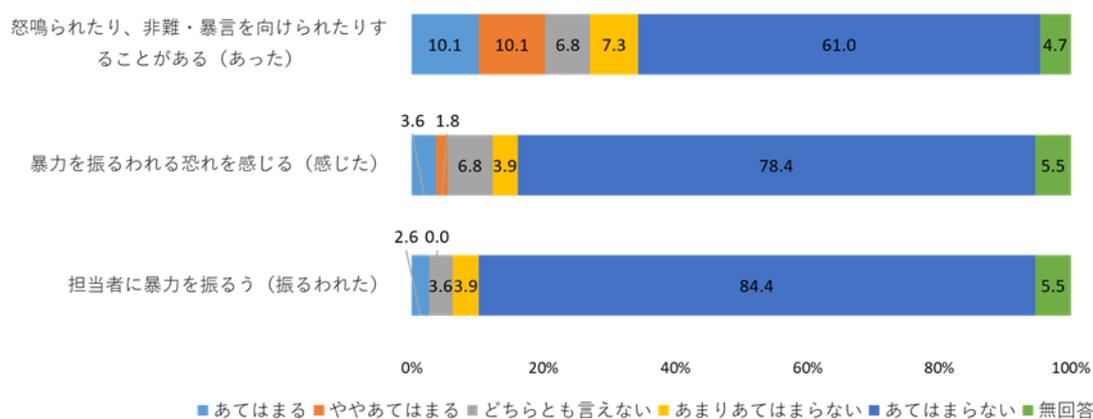
図 2-26 行政関係者との関係構築（単一回答, n=385）



(7) 暴力的な言動（コミュニケーション、社会性の有無）

暴力的な言動に係る各項目について、「怒鳴られたり、非難・暴言を向けられたりすることがある（あった）」という項目では、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合（20.3%）は約 2 割存在し、行政担当者が飼育者から、「暴力を振るわれる恐れを感じる（感じた）」では 5.5%、「担当者に暴力を振るう（振るわれた）」では 2.6%存在する。

図 2-27 暴力的な言動（コミュニケーション、社会性の有無）（単一回答, n=385）



(8) 生活状況に関連してその他特筆すべき点 (自由回答)

① 行政機関への対応

分類	内容
行政への問題行動なし	<p>本人の身体的、精神的な障害等は感じられず、行政担当者との接触を拒む様子もなかった。</p> <p>行政の話に対しては黙って聞いており反論しない。ただし、家族等からの動物を手放すことについての説得には、強い拒否を示し口論になるとのこと。信頼している人からの助力により、一時譲渡が進み頭数が減ったがまた増えている。</p>
問題行動はないが、課題への認識なし	<p>動物愛護担当職員に対しては、常識的な対応が可能であるが、猫の飼養管理については、給餌が最優先であり、屋外トイレの設置や近隣での迷惑行為への指導については、改善あるいは検討する意思がない。</p>
徐々に行政と関係を構築	<p>行政が行う犬猫の殺処分に対し不満があり、職員との接触を初期は拒んだが、その後は会話ができる関係になった。</p>
問題行動あり(保健所職員の訪問拒否)	<p>理由を付けて、保健所職員の訪問を拒否し、立ち入りや面談が困難だった。</p>
問題行動あり(攻撃的 等)	<p>日常の言動からは、多頭飼育による迷惑行為の飼い主とは思えないが、猫の話題になると人格が変わってしまい、攻撃的になるため、保健所の指導や助言も最後まで聞いてもらえない。</p> <p>過去記録では、近隣住民から飼い主へ苦情があり、職員との面談時において飼い主は職員の言葉に全く耳を貸さないうえ怒鳴り返す状況があったという。猫への過度な愛着を持つ印象をうけるが、その一方で、当地からは敷地内に産み付けられた所有者不明幼猫の引取り依頼が続いていた記録もあった。しかし、飼い主から「猫がいなくなった」旨の問合せは寄せられていない。飼い主は猫へ過度な愛着もあるが「別にいなくなっても構わない」との態度もあった。</p> <p>飼育者の飼い犬が逸走して当センターが捕獲収容した際、飼育者から返還を求められたが、収容された犬は盗まれたものであり警察署にも被害届出しているとのことから返還手数料は無料であると持論を主張、そのことに対して職員が応じないと数時間に渡って暴言を吐き続ける。</p>

	近隣から臭いや鳴き声について苦情があり、保健所職員が接触しようと試みたことがあるが、訪問に際し、怒鳴る、暴れるなどの拒絶反応が見られ、現場の確認ができなかった。
福祉関係者との信頼関係有り	以前から市の看護師やケアマネージャーが訪問しているので、こちらの担当者との信頼関係が強い。
立ち入り拒否	敷地内への担当者の立入りを拒否することがあった。
高圧的対応	譲渡というほどではないが、増えてしまった猫を知り合いに譲ったりしていたが、自分が挙げた猫が飼えなくなった場合は引き取っていた。最初の相談時は行政に対して高圧的な態度であったが、体調悪化後は外部を頼るようになっていった。
指導に従わず	環境破壊をしている人間から犬を守っているといった趣旨で、行政の指導等には全く従わない。 遠方の動物愛護団体からの支援を受けているとの情報があるが、近隣の団体等とは無関係。
問題行動あり（居留守・暴言）	かなり高齢で最近訪ねても居留守のことが多い。本人は痩せていて犬を追って係留することが出来ないと話す。 係留するよう話すと「それなら犬を取っていけ」と怒鳴る。
問題行動あり（暴言・虚言）	再三の指導にもかかわらず犬の係留、鑑札登録、ワクチン接種を行おうとしない。それなら犬を連れて行けという発言もある。 都合の悪いことがあると怒鳴ったり、虚言を繰り返したりする。
殺処分への抵抗有り	保健所の殺処分を特に非難する言動が見られた。
警察への問題行動あり（粗暴な対応）	警察に対して粗暴な対応が見られた。
行政関係者に不信感有り	飼育者は生活保護の受給経験があるが、担当者との折り合いが合わず、受給を中止した。それにより、行政職員に対して過度の不信感を持っており、まず信頼関係を築く必要があった。不妊手術、ゴミの処理等、相当な費用を要することが明らかであり、生活を立て直すためにも生活保護を再度受給するよう説得しているが、拒否している。
福祉関係者との信頼関係有り	飼主、生活保護課、福祉部局と動物愛護センター4者で話し合いをした際も、飼主は一切動物担当職員と直接会話せず、目の前にはいるものの、福祉部局職員に伝言するのみであった。

コミュニケーション困難	<p>職員の話をもとにどれだけ把握しているか不明。入所を断った時があり、理由のひとつに「猫と離れたくない」とあった。その一方で引き取り依頼や猫がいなくなっても「探さない」「気にならない」面もあり、過度な愛着と冷たさが普通に両立している印象をもった。飼い主の猫は引き取られ数匹殺処分となっているが、「それはそれで構わない」ような態度でもあった。</p> <p>こちらからの問いかけにも、小さくうなずくのみでほとんど明確な回答はない。</p> <p>訪問者が動物行政担当者であるという認識が記憶に残っていないのか、市町村福祉担当職員と混同しているようであった。このためか、動物に関する話については本人との間であまり進展させることができなかった。</p>
他社への依存傾向あり	<p>障害者手帳を所持しており、本人の栄養状態も悪かったことから、犬の世話も十分に行えていなかった。ボランティアや行政に対して拒絶反応はなく、むしろ使えるものは使おうと頼りきる姿勢が見られた。</p>

② 経済的な問題の有無

分類	内容
経済的な問題は認められず	<p>身なりは派手であった。</p> <p>就業の有無は不明。</p> <p>同年代の男性（恋人か？）と行動を共にしていたようで、金銭面での支援を受けていた可能性あり。</p> <p>飼育者自身は、就労（医師）しており、身なり等は清潔にしている。</p> <p>飼育者は、精神的な疾患があり、体調の浮き沈みがあり、動物の飼育環境があまり適正でないことの認識は持っている。</p> <p>当時飼育者自身は無職だったが、親の旧家での暮らしと仕送りがあつたらしく、金銭面はさほど困ってはいなかったようである。不妊去勢手術の実施にあたっては、捕獲・運搬をやらせてもらえれば手術代を支払う意向があった。</p> <p>飼育者は、飲食店を経営し経済的に自立していた。</p>
経済的に困窮	<p>飼い主は無職で、経済的に困窮しており、不妊・去勢手術を指導するが経済的理由により応諾できない。</p> <p>屋内でも 8～10 頭を飼育しており、屋外で給餌している猫を屋内管理に移行することもできない。</p> <p>雌だけでも屋内管理するよう指導するが、了承の返答のみで実行できていない。</p>

<p>経済的に困窮 (続き)</p>	<p>息子が日雇いで働いており生活保護は受けていないが経済状況は厳しい。</p> <p>生活保護の受給は途中で打ち切られた。打ち切りの正確な理由は不明。</p> <p>飼育者が経済的に困窮しており、不妊去勢手術を実施できない状況であった。</p> <p>生活から経済的に困窮していた様子がうかがえたが、主な飼育者であった女性は探知したときにすでに亡くなっていたため、飼育者の状況については不明。</p> <p>仕事はしていたようだが、金銭的には苦しい様子であった。税金の滞納もあった。</p> <p>行政の職員に対しても素直に話に応じることが多かったが、犬を手放すことについては、何かと理由を付けて拒んでいた。</p> <p>就業しても長続きせず安定した収入が得られていない。不妊去勢手術の重要性はわかっているものの費用負担の面で困難となっている</p> <p>経済状況に関し、飼育者娘からの聞き取りより、猫の頭数が減らず毎日の飼養管理に経費もかさみ、生活が困窮しているとの発言があった。困窮の程度は不明である。</p> <p>行政関係者との関係構築に関し、娘からの聞き取りより、自身は野良猫にえさを与えていないものの、母が野良猫へのえさやりを継続し飼養管理に困っている、行政で猫を保護するべきである、申立者は嫌であれば引っ越せばよい等他者への不満も述べていた。</p> <p>日雇い労働による賃金と年金が収入源だった。収入があるとパチンコに使ってしまっていた。また、心不全などがあり入退院を繰り返しており、猫の引取りが思うように進まない中で、猫が繁殖し増え続けた。指の欠損があり、自身で猫を捕獲しケージに入れるといった行為を行うことが難しかった。</p> <p>飼養者は独居の高齢者で、経済的に困窮していた。</p> <p>健康状態や認知機能には大きな異常はない様子だったが、借金をして猫の世話をするなどの行動が見られた。</p>
<p>経済的に困窮(生活保護受給)</p>	<p>PTSD を発症して就労できない期間は、生活保護費を受給していた。</p>
<p>経済的に困窮(生活保護受給)</p>	<p>不妊手術費用やえさを買うお金がない、引き取り手数料が払えないという説明を受けたが、旅行やインターネットの通信料にはお金をかけている。猫に執着しているわりに、猫にお金をかけないという印象を受けた。アパ</p>

	<p>ート退去の際には水を止めてしまったため、水等を与えておらず、鳴き声がうるさいと猫をお風呂場やトイレに閉じ込めたりしていた。たまたま保健所職員が市内を別件で走行中に引っ越し最中の飼育者に出会い引き取りとなったが、もし出会わなければ猫をどのように扱うつもりであったかは不明である。</p>
<p>経済的に困窮（生活保護受給）</p>	<p>生活保護を受給しているが、実家からの資金援助あり。薬物使用歴もあるとのことであった。</p>

③ 健康状態・障害等の有無

分類	内容
<p>疾病・障害等は認められず</p>	<p>身体的、精神的障害等は感じられなかった。</p>
<p>精神疾患等は認められず</p>	<p>対象者は就労しているとの申立て。ホーダー気質は認められるがそれほどメンタル面での特異性は認められない。</p>
<p>認知症あり</p>	<p>認知症。 ケアマネによると、認知症もあり、日々の食事を摂れていなかったとのこと。 夫婦ともに認知症と思われる言動が見られた。子が同居していたものの、ほとんど家におらず、状況が放置されていた。 妻は認知症とのことだが、会話に特に支障はなし（家族に情報共有してくれているかどうかは不明）。 息子夫婦は日中は不在のことが多くなかなか接触できず。 飼育者は年金暮らし、軽度認知症あり。居宅介護支援サービス、デイサービスを受けていた。</p>
<p>認知症の疑いあり</p>	<p>情報把握時は認知症の症状は見られなかったが、現在は認知症による介護認定を申請中とのこと。 本人は高齢で、やや認知症と思われる症状もみられました。 家族1名が精神疾患、知的障害等が疑われる状況 別の家族1名が怪我により急に入院している状況</p>
<p>聴覚障害あり</p>	<p>近隣からの犬の糞尿による悪臭や汚水の苦情に対しても客観的にとらえることができず、すぐに怒り出すため改善を促すこと困難である。 聴覚障害のため筆談でやり取りをするせいか、もどかしくとすぐに怒り</p>

	出す。また何か本人にとって不都合なことを指摘するとすぐに自分たちは耳が聞こえないからという話をして、しっかり話をすることが難しい。
聴覚障害・コミュニケーション上の問題有り	会話がかみ合わず、同じことを繰り返す等が認められるが、これは聴覚障がいによるものなのか、精神疾患によるものなのかは不明。
精神疾患あり	猫の具体的な頭数は把握しきれていない。病気の猫、高齢の猫を多く飼うため変動が激しい。地窓を閉め切れば苦情の回数が減るが、飼い主は窓を閉め切ることで猫のストレスが増加し健康被害があると感じているため、徹底して行うことができず、この点に関して平行線が継続している。引っ越しも検討しているが、資金面で実現していない。精神的に悩み「猫と死にたい」との発言もある。飼育者の同居者の状況は精神疾患をもっており、この点も窓のきちんとした閉め切りができない理由になっている。 精神疾患があり、最終的にはドア越しでしか話ができなくなった。過去に、増えすぎた犬の引き取りの件で動物愛護団体とトラブルになり、以降、愛護団体に不信感を持っている。 飼い主には精神疾患がある。 当事者は精神的に不安定であり、定期的に心療内科にかかっていた。精神的に落ち着いている時にはよく話を聞いてくれるが、高揚している時には、逆に自分の好き嫌いや意見を間髪入れないほどよく話す。
知的障害あり	飼養者は高齢女性と知的障害者の息子の親子。行政の介入を拒否するような態度である。
障害あり	障害により生活に多少の不都合は生じていた様子であったが、ヘルパーや民生委員との関わりはなかった。
疾病有り	配偶者が犬猫の飼養管理をしていたが、不治の病で緊急入院した。配偶者の病院の付き添いを理由に、日中は給餌、給水以外の飼養管理をしなかったため、室内には糞が山積していたが、本人は動物を入れない部屋で生活していた。見かねた近隣住民や家主が、清掃やゴミ出し等を手伝ったが本人は体調不良を理由に逃避し続け、責められると入院した。最終的に、飼えなくなった猫の引取り手続きについて、家主が代行せざるを得ない状況に陥った。 行政が多頭飼育を認知した時点で、当該多頭飼育者は病気によりコミュニケーションをとることが不可能であったため、上記は当該多頭飼育者の親族からの聞き取りにより得られた情報である。 統合失調症で通院歴があったが、長期間受診しておらず、病状が悪化しているようだった。

<p>疾病の疑いあり</p>	<p>本事案は、経済的に困窮している者による事案ではなく、保健・福祉の部署との連携も出来なかった。配偶者から、「(飼育者が) 数万人に1人が罹患する病気を持っている」との情報があったため、福祉関係部署に問い合わせたが情報は得られなかった。</p> <p>飼い主は保護活動家等ではないものの、家で生まれた猫については、知り合い等に譲渡をしていたとのことであった。</p>
<p>発達障害の疑いあり</p>	<p>発達障害が疑われ、複数の問題を同時に処理することが難しい様子あり 自宅訪問に抵抗があり、何度も直前にキャンセルされた。</p> <p>引き取り時に手数料が払えず、後日徴収する予定が先延ばしにされた挙句、連絡が取れなくなり徴収できなかった。</p>
<p>アルコール依存症</p>	<p>飼い主はアルコール依存症であり、訪問時も正常な会話ができないことが多かった。</p>
<p>高齢に伴う体力低下</p>	<p>飼い主は、高齢に伴う体力の低下に加え、判断力ならびに記憶力も著しく低下したが、温和な性格で犬をかわいがってきたものの最終的には、経済的に困窮し、姉夫婦に経済的に依存するに至り、両者を見かねた姪から保健所に、飼養を断念させたいとの相談したところ、飼い主は、殺処分も仕方ないとの気持ちで、保健所に引取りを依頼することについて応諾した。</p> <p>飼育者は90歳を越える高齢であり、認知症の疑念は抱かなかったが、年相応に会話がスムーズでない部分があった。</p>
<p>その他</p>	<p>アルコールと睡眠導入剤を一緒に服用しているため、度々昼夜逆転した生活を送っていた。1匹の犬に対してのみかなり愛着を持って接していて、他の犬との扱いが違っていた（特別扱い）。</p> <p>父親の保護受給担当者とは会話をしなかったが、動物関係者には猫のことについて情報を提供できる精神状態であった。</p>

⑤ 対人関係・コミュニケーションの問題の有無

分類	内容
コミュニケーションに問題なし	本人との面談においてコミュニケーション上の困難はなく、穏やかに会話をし、会話内容は正しく理解できているとみられる。
徐々に関係構築・改善の傾向	直接話ができるようになってからは、時間はかかったが円満に解決に向かった。
近隣との関係は良くない	近所の住民のうち折り合いの悪い人物には暴言を吐いたり、バットを振り回す素振りをするなど威嚇的な行動をとることがあった。この他、行政や関係機関の職員には穏やかに接している。
	指導に行く度に飲酒した状態で対応しており、近隣住民の一部からは、怖いという話が聞かれた。 適切に犬を飼養するよう指導しても、実行不可能な対応策を言うなど、計画実行能力に乏しい印象を受けた。
	住宅は築 50 年以上経過。2 階部分はアパートとして貸し出しており、姉が居住。姉は息子と二人暮らし。血統書付きの猫を飼育。 飼育者は、若年期に素行が悪く、近所からは恐れられている存在。 姉と母親は仲が良くない。姉は、弟には何も言えないような関係性。
コミュニケーションが困難、近隣との関係は良くない	飼養者は人とコミュニケーションをとる事が苦手な印象。はじめは猫が増えて困ると言っていたが、話をしているうちに猫がいると寂しくない、と譲渡にあまり気が向かないようだった。こちらから連絡を取ろうと試みた が、電話に出ない。
コミュニケーションが困難	本人のコミュニケーション能力に難があるため、姉が代理でやり取りをしていた。
	元教育者とのことで、自身の論理で話されるため、話が通じない。 会話の場合、内容の理不明瞭になるため、メール（文書）での連絡を求められた。
	飼い主は「自身は自閉症。鬱を患い職も失った」と話していた。職員が見た印象では飼い主は「おとなしい人物」。しかし管理不動産によると、飲酒時は態度も変化し、猫のこととなると不動産の方へ怒鳴りつけるとあった。しかし、不動産からの注意があるまでは飼い主は、改善への働きかけはない、「働きかけ」の行為も電話で「どうしたらいいでしょうか」旨を問い合わせるぐらい。

	<p>物事を自分の都合のよいように解釈したり、自分勝手な言動が見られた。</p> <p>自分は動物飼育のプロという自覚があり、困ってはいないと主張。同業者からの苦情を嫌がらせと受け取っている様子。</p> <p>多頭崩壊発生時は、飼い主は妊娠で入院中で、猫の世話や施設清掃、今後の対策等の一切を新たなパートナー（男性）が任されていた。また飼い主は精神不安定状態で、特定の者としか会話ができず、動物センター側は直接話ができている。</p>
孤立	<p>元々内向的であることに加え、相談者もおらず孤立した状態。</p> <p>人との関わりがあまりみられない</p> <p>頼る親族もなく、毎日ヘルパーが訪問し、食事を提供している。</p>

⑥ 動物の状況

分類	内容
悪臭はあるが一定の世話はされている	猫はほとんどが1つの部屋にいたが、臭いはあったものの糞や毛が床に堆積しているわけではなく、猫に一頭一頭名前を付けているなど猫に対して愛情があるように見られた。
動物への執着・ネグレクト	動物を収集することには過度に執着するが、購入後の扱いは物に近く、世話はあまり行われていなかった。
動物への粗暴な扱い（暴言）	当該飼主宅は一部天井が抜け落ち、屋根に穴が開いていたが、修繕しないまま放置されていたため、当初、当該飼主は経済的に貧窮しているものと思われた。その後、飼い主の話から、他県にある持ち家に引越すため支出を抑えて生活していることがわかった。 当該飼主は動物を殴ったりはしなかったが、訪問時に動物が騒いだ際、大声で動物を叱りつけることがあった。
不妊去勢手術への抵抗感強い	治療のための手術や、狂犬病の予防注射には抵抗が無いが、販売できる可能性はほとんどない雑犬種なのに、不妊去勢手術には必死に抵抗する。

劣悪な飼育環境	経済状況については詳細は不明だが、親の支援や知人男性の支援者が複数おり、本人は定職に就いている様子はなかった。また、拠点は親元の実家だが転々としており、車に犬とともに寝泊まりしていることもしばしばあった。その為、放置された犬の飼育環境も悪く、また本人の衛生面も良くはなかった。
	飼い主はおよそ 20 頭までの犬の名前と生年月日、特徴を覚えている。飼い主が菜食主義者で、犬にも菜食主義を強要している。子犬 11 頭が飢えまたは近親交配で育たず 2 頭になったことについて、虐待に当たると指導中。
動物への過度の愛着あり	飼い主は飼い犬とともに寝食をともにする程溺愛している。 自分の食事よりも飼い犬のエサを優先しているとの発言あり。 猫に対し、異常な愛着心を持っており、市職員の適正飼養の指導も相手にしてもらえない状態が続いている。
保健所引き取りへの抵抗感強い	仔猫を保護しようとした動物愛護団体に対しても抵抗し、動物から引き離すのが困難であった。 保健所引取り後、殺処分されていないか犬の様子を確認したい、確認できないと自殺する、等の過激な発言をしていた。 飼い主には複数の小さい子どもがいるため、飼い猫の保健所への引取りを提案したが、継続して飼い続ける意向である。
保健所引き取り・不妊去勢への抵抗感強い	子猫を保健所で引取る話をしたが、子の反対を理由に承諾しない。繁殖制限についても従わない。
野良猫への餌付け	野良猫に餌をやる前は、カラスに餌をやっていたとの情報有り。 もともと犬のブリーダーとして繁殖業を営んでいるが、管理できる状況ではないうえに、野良猫への餌付けも行っている。
その他	飼い主も飼養を負担に感じており、周囲への迷惑についての認識はあるが、積極的な行動をとらない。 飼養者は猫の保護活動を行っていたが、管理できる頭数以上の動物を飼養するなど、アニマルホーダー気質の傾向が見られた。

⑧ 同居者又は親族の状況

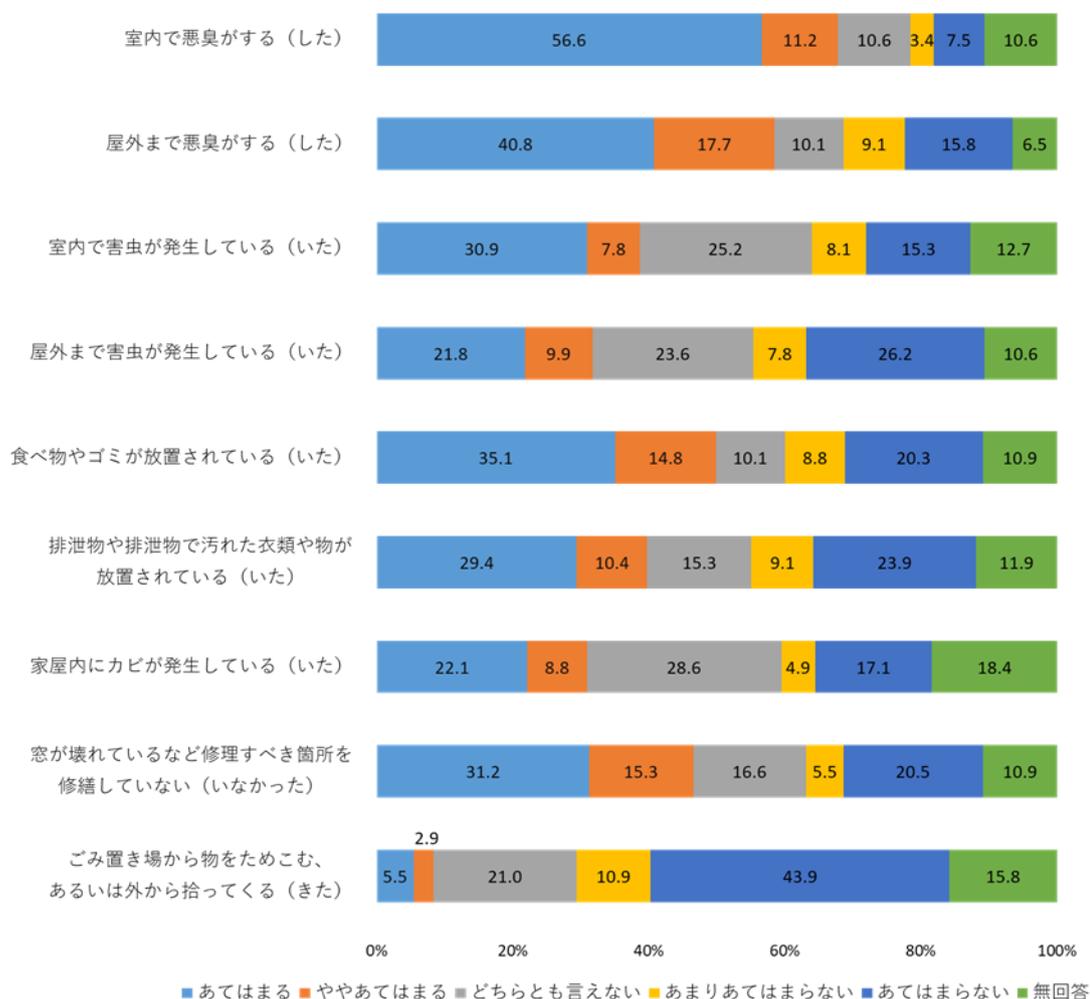
分類	内容
息子有り	同居する息子は、仕事が多忙との口実で猫の対処について非協力的。 <保健所が多頭飼育を把握してから、犬の引取りを実施するまでの経緯> 飼い主が認知症を発症したことをきっかけに、離婚した配偶者宅で同居することとなり、犬が飼い主宅に取り残される状態となった。空き家となった家及び土地を売却しようと考えた息子が、家に犬が多数取り残されている状況を探知し、保健所に相談してきた。 当初、保健所に犬を引き渡すことを反対していた飼い主だったが、息子等の家族の説得により、所有権放棄に同意し、保健所が犬を引き取った。引き取り終了まで飼い主息子が保健所とのやり取りの窓口となっていたため、飼い主と直接会うことはなかった。
内縁関係者有り	飼養者は、早朝に清掃の仕事を行っているのみで、一見すると現実的な生活力は乏しく経済的に困窮している状況であるとも考えられたが自立して生活は行えていた。このことは、内縁関係者の存在が大きかった可能性が考えられる。
父有り	対象者の父の退院後に訪問した際、父に職員の訪問を拒まれた。
妻・子ども有り	主な飼育者の夫（50歳代？）が家計を支えていた。中学生の孫が登校拒否になっていた。
子ども有り	弱視の上、白内障を患っており、個体識別が難しく、飼養管理が困難だった。 説明の内容は一貫性があったが、答えたくない部分は最後まであやふやな回答をしていた。 動物行政担当者にはなかったが、子供に非難・暴言を向けていた。 初めての飼い主との接触時は、忙しいとの理由で話を拒否されてしまった。その後、警察の協力により話をすることができ、保健所引取となったが、その後の対応は10代後半の息子がすることとなり、最終的には音信不通となってしまった。
配偶者有り	動物の所有者とは別に、全般の世話をする者はその配偶者である。所有者は限定的な期間犬種別に繁殖を繰り返していたが、第一種動物取扱業の登録は行っていない。また取扱業を行った記録もなかった。所有者にアニマルホーダーの特徴があるかは不明。配偶者はアニマルホーダーの特徴が見られた。

2.3. セルフ・ネグレクトについて

(1) 住宅内の衛生状態について

住宅内の衛生状態に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が、「室内で悪臭がする（した）」（67.8%）及び「屋外まで悪臭がする（した）」（58.4%）の二つの項目で過半数を超えている。その他の項目においても概ね3割から5割近くが「あてはまる」又は「ややあてはまる」と回答しており高い割合になっているが、「ごみ置き場から物をためこむ、あるいは外から拾ってくる（きた）」について、その割合はわずかに8.3%にとどまる。

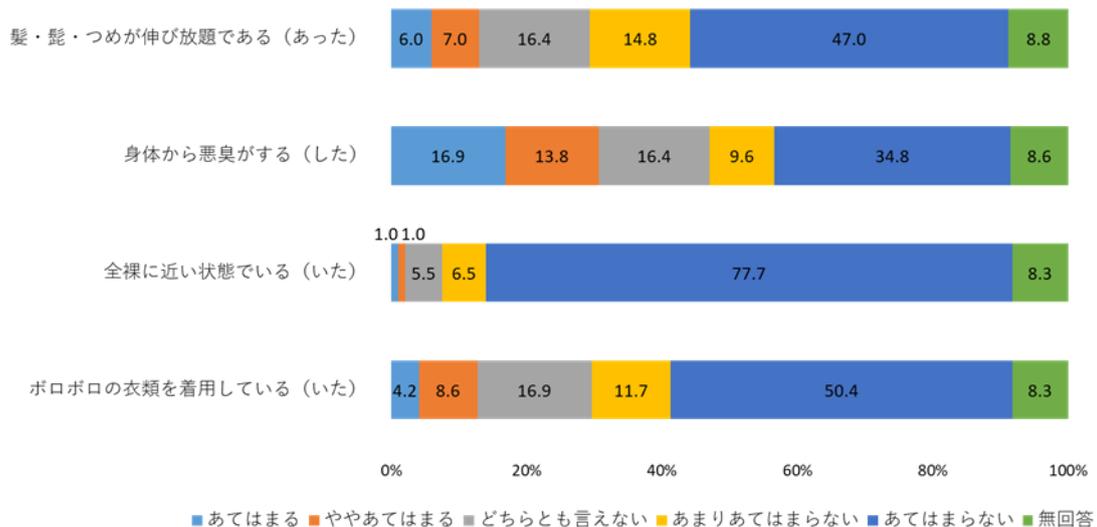
図 2-28 住宅内の衛生状態について（単一回答, n=385）



(2) 飼育者自身の衛生状態について

飼育者自身の衛生状態に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が最も高い項目が、「身体から悪臭がする（した）」（30.6%）であり、「髪・髭・つめが伸び放題である（あった）」（13.0%）、「ボロボロの衣類を着用している（いた）」（12.7%）と続く。一方で、「全裸に近い状態である（いた）」について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、わずかに2.1%であった。

図 2-29 飼育者自身の衛生状態について（単一回答, n=385）

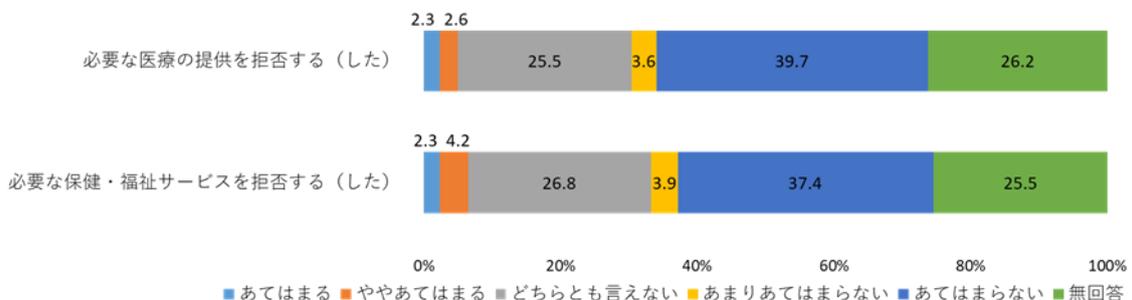


(3) 保健医療福祉サービスの利用状況について

保健医療福祉サービスの利用状況に係る各項目について、「必要な医療の提供を拒否する（した）」（4.9%）及び「必要な保健・福祉サービスを拒否する（した）」（6.5%）ともに、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が、1割未満である。

なお、いずれの項目も全体の四分の一が無回答である点に留意が必要である。

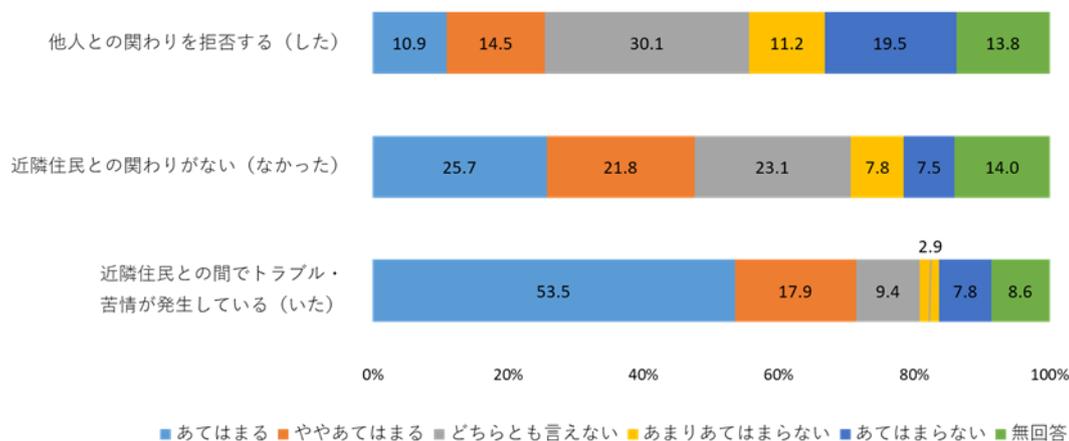
図 2-30 保健医療福祉サービスの利用状況について（単一回答, n=385）



(4) 他人との関わりについて

他人との関わりに係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が最も高い項目が、「近隣住民との間でトラブル・苦情が発生している（いた）」（71.4%）で7割を占め、「近隣住民との関わりがない（なかった）」（47.5%）、「他人との関わりを拒否する（した）」（25.5%）と続く。

図 2-31 他人との関わりについて（単一回答, n=385）

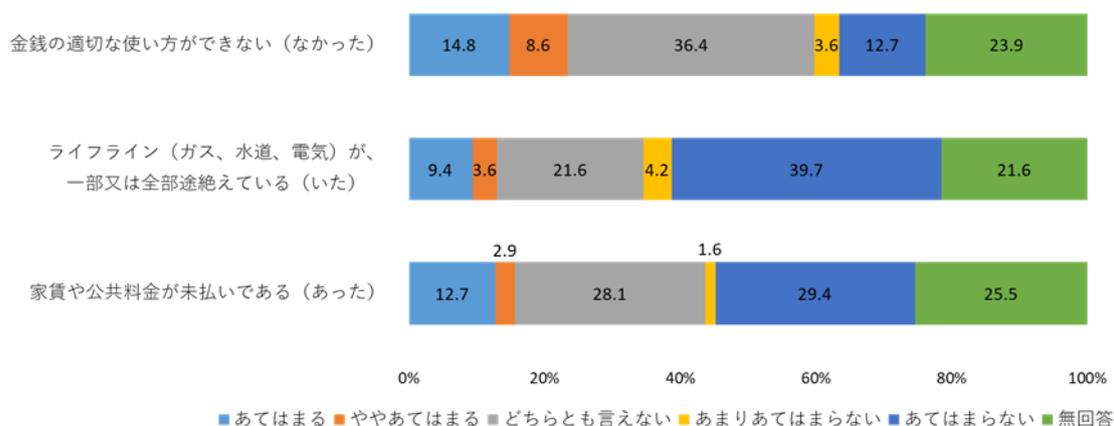


(5) 金銭・財産管理能力の有無について

金銭・財産管理能力に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合が最も高い項目が、「金銭の適切な使い方ができない（なかった）」（23.4%）であり、「家賃や公共料金が未払いである（あった）」（15.6%）、「ライフライン（ガス、水道、電気）が、一部又は全部途絶えている（いた）」（13.0%）と続く。

いずれの項目も全体の2割以上が無回答である点に留意が必要である。

図 2-32 金銭・財産管理能力の有無について（単一回答, n=385）



(6) セルフ・ネグレクトに関連してその他特筆すべき点 (自由回答)

① 家屋の衛生面の状態

分類	内容
特に問題なし	近隣住民との関わりをもたないようにする意思を感じたが、住宅、家族の衛生状態には特段の問題を感じなかった。
ごみ屋敷状態	<p>自宅内及び車庫内は足の踏み場もないほどゴミであふれかえっている状態であった。飼い主自身も、尿を漏らした服をそのまま着用している不衛生な状態で、非常に臭かった。</p> <p>数年前に猫を飼育していた借家(戸建 大規模 所管区内)は、屋外までゴミが大量に放置されており、ゴミ屋敷状態であった。 近隣住民から、ゴミ屋敷に対して行政に苦情が入っていた。 自宅がゴミ屋敷となっていた。</p> <p>家の庭など外は問題ないが、室内はいわゆるごみ屋敷状態であった。ただし、息子の部屋など3部屋は猫を絶対入れないようにしており、それらの部屋は特に問題はなかった。 近隣住民や友人との関係は良好なようであった。</p> <p>自宅敷地内は、可燃ごみ、金属・ガラスごみ等、適切に分類できれば、市が収集可能なものから、粗大ごみまでが散乱し、手が付けられない状態に陥っており、町内の人の手伝いにより、順次、片付けていくことを検討中である。 飼い主自身も、生活保護を受給中であるが、就業の意欲は全くない。</p>
ごみ屋敷状態 糞尿あり	<p>家の中は、生活ゴミであふれ、足の踏み場がない状況だった。 寝室も布団がしいたままの状態、その上にも猫の糞尿が放置されていた。</p>
ごみが堆積	<p>玄関のガラス扉の割れた部分から室内を覗いただけのため、玄関周辺しか室内の様子はわからなかったが、かなりゴミが堆積していた。飼養者の話では、猫を入れない部屋もあるが、室内のふすまなどは撤去してしまい、猫を隔離するなどして頭数を増やさないように対処するのは難しいとのことだった。</p> <p>住宅内の衛生状態について、ゴミを入れた袋が住宅内の1室をほぼ埋め尽くすほどに堆積されていた。</p>
ごみが散乱	飼養者宅敷地内には雑誌、衣類、空き缶等様々なものが散乱し、屋内も同様。

ごみ・糞が堆積	住居内は犬の糞尿とゴミが積み重なり非常に不衛生な状態であった。 自宅内がゴミや猫の排泄物で埋まっても気にならないようだ。
ごみが散乱	室内は足の踏み場もないほどごみや猫の糞が散乱した状態。
室内は問題なし、屋外は不衛生	当該飼主宅の室内において特に害虫の発生は認められなかったが、自宅庭に放置された鶏糞や汚水などのゴミからコバエなどの害虫が発生していた状況であった。
掃除ができない	部屋の掃除ができない。 庭の掃除ができない。
屋外にごみ・悪臭あり	家屋内は不明であるが、家屋外はゴミが散乱。また敷地内及び付近路上に糞が放置されており、悪臭あり。
一部ごみあり	対象者宅は犬猫関係のゴミ・用具等は外から確認できる場所に放置されているが、それ以外のゴミは見受けられない。
セルフネグレクトの傾向あり	ゴミや悪臭の問題から隣家が転居した。新たに転居してきた者からも同様の苦情が寄せられた。 飼養施設の清掃や飼養動物の管理（餌やり・排泄物の片付け）は自身や家族では行わず、仕事を通じて知り合いになった数名に有償で行わせており、その者からもネグレクトに関する相談が寄せられている。 住宅の状況等から、当該住宅での生活は困難だったと思われた。夜等の必要な時間は当該住宅に滞在していたが、仕事前等に内縁の夫等第三者宅に行き、シャワーを浴びていた模様。 当該住宅には使用されていると思われるような、衣類はじめ生活必需品は確認できなかった。 飼い主は、犬が鳴くことを防ぐために夜間は犬と一緒にいたが、当該住宅には十分に横になって体を休めることの出来るような場所はなく、睡眠を削ってどうにか生活をしていたようであった。このことから、程度はかなり軽いですが、犬のために睡眠時間等を削ったり、本人の時間を犬のために費やしており、極軽度のセルフネグレクトは認められた。
セルフネグレクトの状況	生活状況等については不明点が多いが、室内外に大量のゴミを貯めこんでおり、セルフネグレクトの状態であったことも疑われる。

悪臭あり (飼育者は 車中泊)	犬に家屋を明け渡し、本人は庭の自動車の中でキャンプ的な生活。しかし、毎日、髭は剃っていてシャワーを浴びているようだが、悪臭のするボロを着ている(夏は半裸が多い)。
悪臭あり	<p>ゴミの堆積は無いが、かなり家が古く一部屋根が崩れそうなどところがある。犬を係留している庭から排泄物臭がしていた。</p> <p>知り合いの方や親戚の方が時々放れている犬を係留してくださるので、人との関わりはある。</p> <p>玄関から覗いた程度で、屋内立入りをしていないが、悪臭は日によっては酷く、清潔とはいえない。</p>
悪臭・糞尿 有り	4階の室内へエレベーターに乗るところから悪臭が漂い、近隣からの苦情が寄せられていた。室内は足の踏み場もないほど汚れており、フローリングまで汚水が浸み込んでいた。
悪臭あり 害虫発生	<p>飼い主宅内からは、長期在席している職員が驚くほど非常に強い悪臭があった。宅内には家財道具はなく「ガラン」としていたが床や壁が湿っており、成猫子猫がたむろしていた。靴を脱いで入るのをためらう感じ。ゴキブリもおり、飼い主は素手でつかみ宅外にだした。</p> <p>飼い主の身なりはボロボロの服を着用し、頭髪も乱れていた。髭や爪ものびており、足や腕に何かに刺された跡又は皮膚病のようなものがあった。</p>
猫の死体有 り・糞尿堆 積	室内に糞が堆積、猫の白骨死体あり。
糞尿の堆積 害虫発生	飼い主は町内会の役員であることから、近隣住民との関わりがないとは言えないが、猫のことを近所に知られたくないという思いから、近所との付き合いもなくなっていったとのことであった。住居は糞尿の堆積が著しく、清掃業者に依頼する財力もないことから、動物愛護センター職員が清掃等を複数回に分けて実施した。害虫については、清掃後にハエの大量発生が見られた。

糞尿の堆積あり	台所床に複数の猫による多数のフンを幾度も見た。週に1回ヘルパーステーションより清掃が入るが「テレビ裏や部屋のあちこちで、猫フンが多くて困る」とあった。居間や床は汚れており素足で入るのを躊躇した。対応後期は寝たきりであったが、ヘルパーによると「おしめ」しているが尿がよく漏れ、冬場であるのに布団がぬれたまま一晩過ごしている時も度々あったとのこと。その時期例年より寒さがある年で、「ニュースで明日から、さらに寒さが厳しくなると報道していた」と話すと、普段飼い主からの返答はいつも曖昧な言葉であるが、この時は「本当」とたしかな返答があった。そこでヘルパーとともに「飼い主さん。担当者に入所を求めては」と幾度も説明した時もあった。
糞尿有り	猫が増えるにつれて部屋は汚染していき、最終的には風呂も使えないほどに糞尿などで汚れていった。
糞尿有り (児童相談所に保護)	屋内に犬を入れるため、犬の排泄物等により衛生状態は劣悪である。部屋の中が犬の糞尿だらけになり、不登校で室内にいた娘の子二人は児童相談所に保護された。
衛生状態悪い	家屋は古く、昔使っていた牛舎も残っており手入れが行き届いていない。 家屋は古く、衛生状態はあまりよくなかった。猫はエサを与えているだけで、敷地内および近隣で糞尿をしていた。 室内や敷地内は多数の猫により大変不衛生な状態であった。 家の中の衛生状況が悪く、自分が生活するために日中猫を家の外に出していたが、近所から苦情が来たことにより猫を室内に入れ、本人が住めなくなった。
衛生状態悪い 悪臭・害虫あり	当該所有者は、下半身の衰えと神経疾患による歩行困難に陥ったため犬の散歩にも行けず、1日中屋内飼育を続けたため、自宅の床には新聞紙を敷きつめ、排便・排尿をさせており、飼い主は、肘掛け椅子の上で睡眠をとっている。 その他の日常生活もほぼ犬と一緒に送っている状態で、飼い主宅の周辺では、犬の被毛が飛散し、アンモニア臭が漂い、衛生害虫の発生、犬の鳴き声等、犬が原因となる迷惑行為はすべて認めた。
ノミ・マダニ有り	飼い主は、一切のライフラインの支払いを父親に任せきりである。本人は引きこもりであったが、父親は普通に自営業(車の修理工場)を営んでいる。母親とは別離している(時期不明)全身にノミ、マダニに咬まれた痕が多数ある。
その他	初回訪問後、清掃したため多少の改善が見られたが、周囲からの相談はある。

<p>調査時は冬季であったが、玄関扉等を開けっぱなしにしており、悪臭や害虫については確認できなかったが、夏季であれば発生していた可能性は高い。部屋の前に廃自転車を多量に集めていた。</p>
--

② 居住実態

分類	内容
居住地と飼養場所が別	<p>現在は居住していない住宅と敷地が犬の飼養場所となっているため、上記項目については不明。</p> <p>飼養者は別宅に居住しており、現在の住宅事情は未確認。犬はかつての自宅で飼養しており、毎日通いで世話をしている。</p>
	<p>拠点である実家以外にも保護施設と称して、山中の古い家を賃借、また別の山中にコンテナハウスを置き、その中で複数頭の犬を飼育していたが、いずれも劣悪な環境であった。</p> <p>借家に転居を繰り返していたが、居住実態はほとんどなく、常に借家は犬小屋化し、糞尿まみれの状態。ペットフードの袋等、ゴミは屋外に山積みになっている。</p> <p>最終的に飼主は、元の住居（市営住宅）を猫の飼養場所とし、別の住居で暮らしていました。</p> <p>犬の飼養場所は、自宅（借家）から離れているため自宅は不衛生ではない。</p> <p>飼養者は空き家を使用しており、当該住居には居住していない。複数の家屋を所有している。</p> <p>現在は建築物の解体業を営んでいる。</p>
飼育空間と居住空間は別。飼育部屋のみ不衛生	<p>2Kの間取りで、1部屋のみが飼育部屋と化している状態。それと比べて寝室とダイニングは不衛生ではなく、家庭内環境は落ち着いている。飼育部屋は不衛生。</p>
自宅はあるが本人は車中で生活	<p>屋内では生活していなかった様子。勝手口より、トイレ、浴室、冷蔵庫の使用感があった。脱衣所の洗面台で煮炊きしている様子であった。車の中で生活していたようである。生活用品はテラスにあった。</p>
親族所有の戸建てで独居	<p>親族所有の広大な敷地内にある戸建住宅で独居状態。閉鎖された空間で長期間飼育されていたもよう。</p>
ガス・電気を止められている	<p>家の内外にゴミが堆積している。車検切れの車が放置されている。トイレは自宅を使わず、近くのコンビニエンスストアのトイレを使用。ガス・電気を止められているため、灯油燃料・自家発電機を使用。</p>

その他	建物は、4階建て鉄筋コンクリート造であり、一階部分はテナントが入れるスペースになっている（出入口は別）。以前はテナント収入があったが、最近は入っておらず、年金収入のみとのこと。
	元々いた町から半年前に越してきた。猫の多頭飼育が原因のようだ。
	子が同居していたが、ほとんど家におらず、状況が放置されていた。

④ 他人との関わり

分類	内容
他人と関わり有り。(町内会役員)	住宅、飼養者の衛生状態に特段の問題は感じられなかった。 本人は町内会の役員を務めており、苦情者にお詫びに訪問する等他人との関わりを拒否する姿勢は見られない。
他人との関わり有り	地元住民の話によると、飼育者は自治会に加入しており、時折、行事に出席することもあるとのことであった。 飼育者は、自身が好意をもっている人との関わりは好むが、行政や愛護団体に対しては警戒心が強い。
近隣との関係悪い	近隣住民は、当該飼い主の猫による迷惑行為について、直接苦情を呈したが、一向に改善せず、飼養頭数は増加傾向にあるため、現在では、周辺の全世帯が近所付き合いは行っていない。 住宅密集地で、近隣とのトラブルとなっている。 撒いたエサにカラスなども群がっているとのこと。 飼育者は室内飼いを徹底していたので、近隣住民から多頭飼育に伴う直接的な苦情はなかったが、近隣住民との関係性は良くなかった。
対人トラブル多い	対人トラブルが多い印象を受けた。
家主とのトラブル	家賃の滞納の関係もあり、貸主からの相談があった。 完全室内飼いのため、周囲で猫の存在に気付かなかった。
その他	苦情主と飼育者の間で、平時からの関わりはほとんどなかったとのこと。

⑤ 動物の状況

分類	内容
劣悪な飼養状況・放し飼い	飼い主は2階の1室で居住。それ以外の部屋で犬を放飼いにしており、糞が堆積し、床も一部が朽ちて、床下の奥の方にも犬が隠れている状態。
劣悪な飼養状況	屋外で飼育する動物の飼育管理を適切に行うことができていない。 複数の部屋があり、そのうち、2部屋はフンで山ができていているような状態であった（高さ50センチ、幅は、直径1メートルほど）。 子犬は弱っており、おそらく、複数頭が生後間もなく死んでいたと予測された。飼い主の寝室は犬が入れないようにしてある様子。 妊娠しているとみられる犬から引き取りを行ったため、対応中に増えることはなかった。

	<p>室内外に物が散乱。</p> <p>猫の一部は屋外のケージで飼育しており、糞尿の清掃が十分でないため悪臭あり。</p> <p>飼い主宅は多数の猫、猫の排泄物、その他のゴミ、大量のハエ等により居住できる環境ではなく、飼い主は市外へ転居しており、猫の世話や片付けの為に家を訪れている状況であった。</p>
虐待の可能性(未確認)	<p>ペットの飼育が許可されていないアパートで飼育しており、大きな声で鳴いたりする猫はお風呂場で沈めたというようなことを本人から聞かされたことと友人等から情報提供は受けた。保健所はそういった事実確認はできていない。</p>
その他	<p>飼養動物は屋外飼育のため、室内の確認はしていない。</p> <p>新築一戸建て購入時の1回目と化製場の許可取得時の室内監視は受け入れたものの、その後は知らない人が来ると犬が体調を崩すということで飼育環境は確認できていないため詳細は不明。</p>

⑥ 本人の状況（健康状態）

分類	内容
認知症	<p>社会福祉協議会担当者によると、認知症の症状があり適切なケアが必要な状況であった。</p>
統合失調症	<p>精神保健福祉担当からの情報提供により、統合失調症の治療歴があり、治療が中断していることが判明した。</p>
疾病	<p>行政が多頭飼育を認知した時点で、当該多頭飼育者は病気によりコミュニケーションをとることが不可能であったため、上記は当該多頭飼育者の親族からの聞き取りにより得られた情報である。</p>
身体障害	<p>住民内の衛生状態は良くないが、飼育している動物への水、エサは適切に与えていた。金銭的に余裕がないわけではないようであった。自分は車椅子を使用しエサを買いに行けないが、人に依頼（金銭で）してエサを購入していた。</p>
脳梗塞罹患歴有り	<p>飼育者は、脳梗塞の罹患歴がある。</p>
疾病	<p>旦那さん(本人)は、仕事に就いているらしく、夕方一度帰ってきてすぐ出て行く様子。家には殆どいない。奥さんは、病気のため殆ど動けない。奥さんは投薬治療が必要だが、その管理を旦那さん(本人)はあまりしていない。猫の糞の苦情を伝えても、近所の人から直接言われないのでそんなことはないと言い張る。</p>

心筋梗塞・死亡	95才なので、多少の臭いにも無感覚になっていたと感じる。門から玄関までは猫の飼育臭やフンの臭いがあった。飼い主は当初服装の乱れはなかったが、心筋梗塞後は、頭髪の乱れや一度衣服から胸をだしたまま職員へ対応したことがあった。隣近所との関係は、猫苦情もあり倦厭されていたと思う。最近、女性へ苦情を申し立てていた方と偶然出会った際「(女性が) 死んだので、状況はよくなっている」と話していました。また2階に住む息子も高齢である母親の生活空間について清掃など協力を行っていないと感じた、これについて生前「息子の力は借りれないよ」と飼い主も話していました。
劣悪な衛生状態	庭で排泄行為を行うなど、衛生状態は極めて悪い。
社会福祉協議会の支援有り	生活困窮者自立支援事業の継続により、社会福祉協議会の関与が継続中。
地域包括支援センター、ケアマネジャーによる支援有り	地域包括支援センター、ケアマネジャーが関わっているが猫の多頭飼育により介護サービスの提供に苦慮している。
保健師、地域包括支援センターの支援有り	保健師、地域包括支援センターが関わっているが猫の多頭飼育により介護サービスの提供に苦慮している。
その他	生活状態がよくなかったので生活支援センター等連絡する場所をアドバイスし、自身で連絡し生活の問題解消を図っていた。

⑦ 本人の状況（生活面）

分類	内容
経済的な問題なし	定職に就いており、日常生活は正常に営まれている。
経済的な問題なし	飼い主は、定職に就いており、住居も親族が他界した後、譲り受けたものであり、経済的に困窮している様子はない。 自己所有猫以外の猫への給餌、出産により、飼い主の自宅周辺には猫が一気に増加し、環境が著しく劣化していることから、近隣からの苦情が続いているものであり、飼い主の日常生活については、問題を認めることはない。

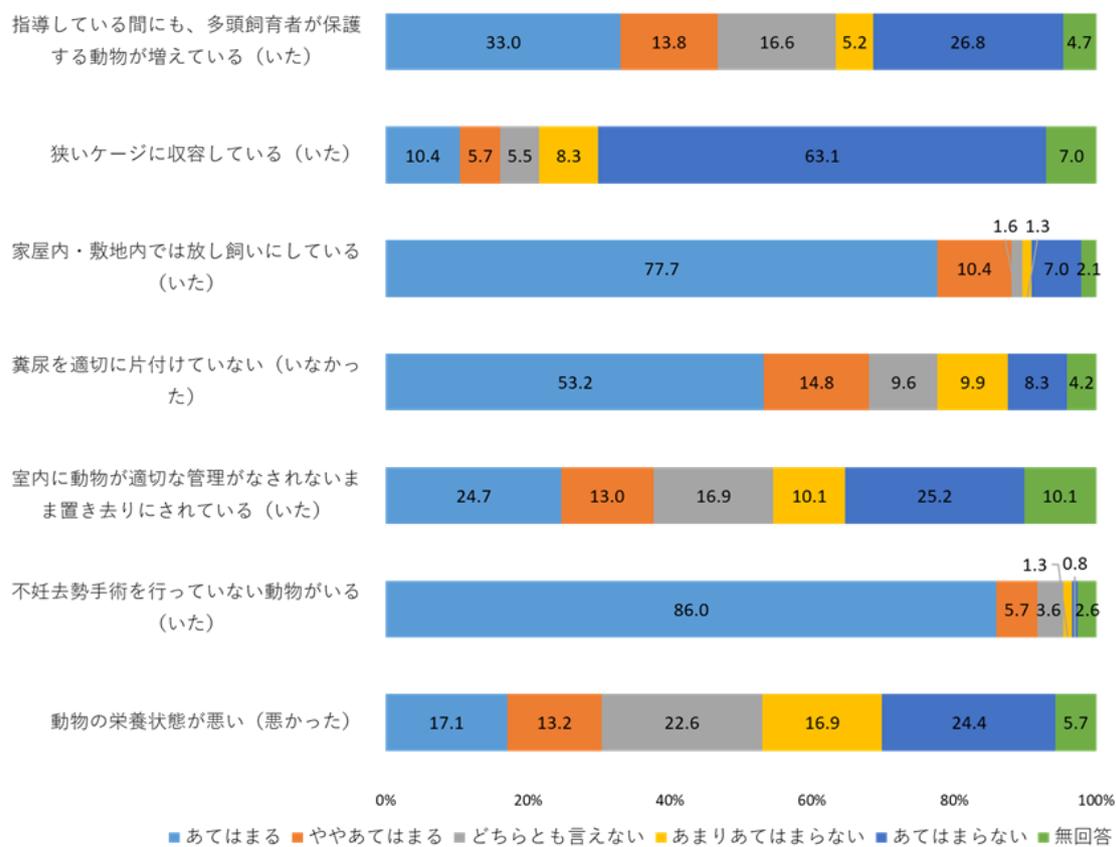
必要な生活は維持	身の回りのことはなされているように見受けられた。生活のことはこちらではわからないことが多い。
家賃不払い	家賃不払いにより、強制退去命令を受けた。
経済的に困窮、生活の管理が困難	ほぼ失業状態にも関わらず、収入は全て犬の登録・注射に充てるという発言をしたり、発言の真意が不明で、生活の管理もできていない印象をうけた。
経済的に困窮	<p>経済的に困窮しているほか、借金をして猫の世話をするなどの行動がみられた。また、室内や敷地内は多数の猫により大変不衛生な状態であった。</p> <p>犬の返還手数料を工面するのに相当な苦勞をしていた。</p> <p>高齢の母親が障害者の息子を介護している家庭であり、経済的にも困窮しているため、住居内は清掃等が行き届かず不衛生な状態である。</p> <p>悪臭が発生し、近隣苦情となっている。</p> <p>財産は社会福祉協議会が管理しており、本人の食費として手渡す現金で動物の餌を買い、自分の食事を抜いていて、その後低栄養等で入院した履歴あり。</p>
生活の管理が困難	<p>飼育者は、清掃作業が難しいらしく、室内には動物用トイレ以外にも排泄物が放置（ウエットな状態のもの）されていた。</p> <p>室内は、空調管理されていた。</p> <p>近隣住民との関係は、自ら話しかけることはなさそうだが、話しかけられれば対応し、苦情を言われれば、謝罪している。</p> <p>室内の清掃ため、収納家具等を購入するも、敷地内駐車場に梱包されたままおいてある。</p> <p>入浴や衣類の洗濯がほぼできておらず、猫の獣臭や糞便の臭いのため、身体にかなりの悪臭がある。</p> <p>毎日部屋を 3 時間かけて掃除をしていると電話のたびに言われていた。生活は破綻していなかったと思うが、本人からの猫のふん尿の臭いが著しかった。</p> <p>近隣住民とのトラブルはわからないが、借家の管理会社との関係は悪化していた。</p> <p>地震の際にみなし仮設に引っ越しているため、家賃の滞納等はなかった。</p>
生活の管理が困難（金銭管）	食費がなくなり、食べるものがなくなることがあっても、一方で収入が入るとタクシーを使って買い物に出かけるなど、金銭管理ができない状況であった。
震災被災者	地震で取り壊した家屋の再建を行う予定だった。
仕事により多忙	仕事が忙しく、深夜にかかったり、休みを取得することが困難な状況であった。

2.4. 動物の様子

(1) 動物の飼育の状況について

動物の飼育の状況に係る各項目に対し、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答は、「不妊去勢手術を行っていない動物がいる (いた)」(91.7%)、「家屋内・敷地内では放し飼いにしている (いた)」(88.1%) において約 9 割とかなりの割合を占め、「糞尿を適切に片付けていない (いなかった)」(68.1%)、「指導している間にも、多頭飼育者が保護する動物が増えている (いた)」(46.8%) と続く。

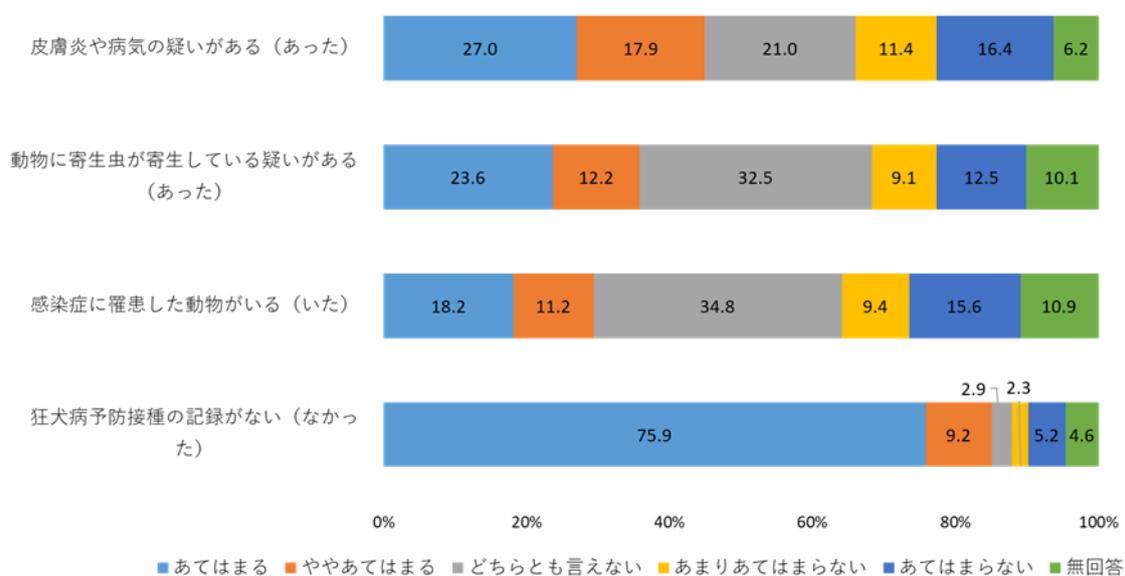
図 2-33 動物の飼育の状況について (単一回答, n=385)



(2) 動物の衛生状態について

動物の飼育の状況に係る各項目に対し、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答は、「狂犬病予防接種の記録がない（なかった）」（85.1%）において犬の事例の8割以上を占め極めて高い割合となっている。続いて、「皮膚炎や病気の疑いがある（あった）」（44.9%）が半数近く、「動物に寄生虫が寄生している疑いがある（あった）」（35.8%）が3割以上を占めている。

図 2-34 動物の衛生状態について（単一回答, n=385*）



※：選択肢のうち、「狂犬病予防接種の記録がない（なかった）」については犬の事例のみ回答（n=174）

(3) 動物の様子に関連してその他特筆すべき点 (自由回答)

① 指導の状況

分類	内容
狂犬病登録・ 予防接種の指 導に対応	狂犬病予防接種と登録については、指導に従い最近全ての飼養犬の登録を実施し、予防接種について実施している。
不妊去勢手術 の指導に対応	犬に関しては、飼い主に指導したところ、迅速に不妊去勢手術を受けさせた。猫に関しては、飼い主自身が随時不妊去勢手術を行っていた。これは自身が多少金銭的に余裕があり獣医療を受けさせる必要性を理解していたことや、理解のある開業獣医師の協力があったためである。 また、飼い主やその家族以外の者が、犬の散歩や糞の片付けなどを無償で手伝っていた。 猫は全頭(32頭。子猫含む)不妊手術を行っておらず、次々に生まれては死亡する状態であったため、緊急避難措置として、飼育者の生活改善等の目的より福祉部局からの依頼を受け、動物センター側でメス猫全頭の不妊手術を行った。
不妊去勢手術 の指導に応じ ず	不妊手術をするよう指導した経緯はあるが、本人の理解・協力が得られなかった。
屋内飼育の指 導に応じず	猫を可愛がる気持ちが異常に強く、常識の範疇を超えた接し方をするが、屋内飼育の指導には応じてもらえない。
予防接種の記 録確認済み	狂犬病予防接種の記録は、管轄市役所から口頭で確認した。

② 動物(犬の健康状態)

分類	内容
健康面は問題 なし・衛生面 の課題有り	犬への給餌・給水は毎日行われており、健康状態に異常は見られず、飼養者にもなついている。 清掃が行き届いておらず、環境は不衛生。
犬・飼育者と もに疥癬あり	経済的理由から犬の不妊去勢手術はされていないため、数が増えている。犬には疥癬がはびこり、飼い主にも感染が見られる。以前には保健師とともに訪問し受診勧奨を行ったが、経済的理由から受診には至らず、市販の薬(一般的皮膚疾患治療薬であり効果はない)を塗布する程度である。犬に対しても市販の軟膏剤を塗布している。獣医師を受診させる経済力はない。

衰弱、毛玉あり	引き取りした犬の状態について、引き取り時に数頭衰弱していた。また顎がない（先天的か後天的かは不明）ものもあった。 毛玉だらけで、目が隠れてしまうほど、毛が伸びきった状態であった。
咬み傷有り ノミ寄生	犬同士が噛みあった外傷が見られた。ノミ寄生が重篤だった。重度の真菌症感染の個体もいた。
耳ダニ、フィラリア、削瘦 爪・毛玉 骨折	耳ダニやフィラリアが寄生している個体があった。 削瘦している個体が多く、爪がのびていたり、毛玉ができている個体もいた。 下顎や肢が骨折して放置されている個体もいた。
健康面は問題なし	確認した範囲では、犬の健康状態は保たれていたが、屋内の奥の様子やすべての犬の状態はわからない。
ノミ、シラミ、アレルギー性皮膚炎、削瘦 奇形、矮小個体あり	飼い犬は子犬も含めて最大 31 頭いたが、子犬が死亡し、現在 22 頭程度。ノミやシラミがおり、アレルギー性皮膚炎などで脱毛が著しい個体もいる。削瘦著しく、また体重も正常個体の半分以下と思われる個体もいる。近親交配による足の形成不全による奇形や、矮小個体もいる。現在、狂犬病予防法に基づく登録と予防注射、囲い込んでの飼養のため、強固な係留柵の設置、および適正飼養できる頭数まで削減するよう指導中。
皮膚炎 狂犬病予防接種なし	飼い主が飼育頭数を把握していなかったり虚偽の報告をするが、繁殖制限をせずに数が増えてしまったと見受けられる。 後肢に腫瘍がある犬や、皮膚炎で全身脱毛した犬は現認している。 狂犬病予防歴が無く、再三の指導により数頭ワクチン接種するも登録まで費用が出せないと言う。
衛生上の課題あり、奇形	特定の犬以外、特に出産に関しては無関心である。不衛生極まりない。 一部、近親交配による奇形も見受けられた。
寄生虫、腫瘍、感染症	保護した犬数頭に寄生虫や、目視できる腫瘍、感染症の罹患が認められた。
共食い 餓死	飼育者は定期的に給餌給水のため借家に戻っていると主張していたが、犬の世話はほとんど子供に行わせ、犬同士の共食いや、餓死等があったことも判明した。

健康状態不明 ノミあり 雄のみ去勢	<p>8頭（雄1頭、雌7頭）の犬を屋内で飼っており、散歩等で屋外に出したことがほとんどないため、餌は十分に与えられていたにもかかわらず、外貌的には健康との判断はできない状態であった。</p> <p>8頭のうち、雄にのみ去勢手術を行っていた。</p> <p>全頭、ノミの寄生を認めた。</p>
-------------------------	---

③ 動物（犬）の飼育の状況

分類	内容
健康・衛生上の問題はなし	動物の管理はこまめに行い、犬の健康状態、衛生状況は保たれている。
栄養・衛生上の問題はなし	動物の栄養状態、衛生状態には特段の問題を感じなかった。 時折犬の運動を行う等、動物への一定の愛情は感じられた。 犬の登録、狂犬病予防注射制度への疑問を口にしていた。
健康上の問題なし 衛生上の課題あり	飼養動物について、健康状態には大きな問題はみられなかった。糞尿の始末をしておらず、飼養環境は不衛生であった。また、犬について、市への登録や狂犬病予防注射等の措置を行っていなかった。
健康上の問題なし 狂犬病登録・予防接種なし	飼養動物について特段の異常はみられなかった。犬の市への登録や狂犬病予防注射等の措置を行っていなかった。
訓練業の登録あり 無計画なブリーディングはなし	訓練業の登録もしていたため、一般飼育者から「手に負えなくなった」と相談があった場合、問題行動のある犬を引き取っていた。 頭数の増加は、無計画なブリーディングによるものではない。
健康・衛生上の問題はなし 近親交配あり	犬は長毛種であったが、毛玉があるわけでもなく、きれいな状態であった。性格も友好的であり、訪問者を威嚇するようなこともなかった（誰に対してもはしゃいでじゃれつくような感じであった）。 飼育者の息子（親元を離れて県外に居住）によると、犬が近親交配を繰り返し、流産・死産をしたり、奇形や虚弱体質の子犬が生まれているとのことであった。
健康上の問題なし、 犬が噛み付く	目視では犬の体調不良はなさそうだが、人への警戒心が強く放れている間は家のある区画一帯を縄張りにして入ってきた人を追いかけて咬む。

健康上の問題 なし 不妊去勢手術 実施済み	犬自体の健康に異常はみられない。現在は動物愛護団体の協力により不妊去勢を実施している。当初 20 頭前後飼養されていたが現在は 10 頭弱となっている。
放し飼い 餌をばらまき 給餌	家屋内及び家屋外にある小屋の中の様子は不明であるが、複数頭の犬の鳴き声が聞こえる。係留されて犬については、散歩に連れて行っている様子はない。近隣住民の話によると、飼育者は不定期（数日に 1 回程度）にエサを敷地内にばらまきに来ているとのこと。全ての放し飼いの犬がそのエサを食べられるわけではなく、中には削瘦している犬もいる。
給餌・排泄は 適宜実施 狂犬病予防接 種歴なし	給餌や排泄の片付け等は適宜行われていた。 登録は 1 頭のみ。近年の狂犬病予防注射歴なし。
指導中も購入 放し飼い	指導している間にも、動物取扱業者で購入をしようとしたが、業者により販売はなされなかった。 狭いキャリーに閉じ込めた状態で野外に放置する、屋内外で放飼いするなど、動物の状況は様々であった。 動物以外にも、植木や自転車等を敷地内に溜め込み、道路にあふれ出る状況であった。
狂犬病登録・ 予防接種済み	47 頭、全て登録注射済の犬。
庭にて飼育 (室内不明)	庭にいる犬は確認できるが、室内にいるのかどうか不明。犬以外の動物も不明。庭の犬は複数の犬が一つの仕切られた場所を移動している。特に削瘦等は見られない。
放し飼い	対応した 4 か月ほどの間、ほぼ毎週のように放浪犬の苦情が寄せられた。放浪の原因として、飼い主の妻がリードを外してしまうとの説明であったが、認知症のため、指導や説得に効果がなかった。 そのため、リードへの施錠など物理的な方法による指導も行ったが、アルコール依存症の飼い主が暴れて施錠を破壊するケースもあった。
放し飼い 不妊去勢手術 なし、狂犬病 予防接種なし	屋内で放し飼いにされており、床は糞尿とゴミで埋め尽くされていた。 避妊去勢手術や狂犬病の登録注射は行われていなかった。
不妊手術、雌 雄分離対応済	現在は新規に動物を取得することはなくなった。ボランティアの助けを借り、不妊手術または雌雄分離を実施済みである。

み	
雌雄混合で飼育	当該飼養者は自身が所有する畑にてワイヤーメッシュで囲い、当該犬 8 頭を雌雄混合で飼養していた。
逸走	自宅敷地外への逸走により、センターや警察に抑留される事例が多々あった。
庭で飼育	飼い主宅の敷地は広く、植栽（生垣、中高木）はあるが、フェンス等の遮蔽はない。飼養環境は屋外の檻または鎖での繋留。檻は自作で頑丈ではない。
狂犬病登録・予防接種なし	登録、狂犬病予防注射を全く行っていなかった。
屋外の檻で飼育、一部放し飼い	屋外の檻で、一部屋根掛のある施設で飼育。一部は離れており周辺を徘徊している。 1 日に数回、えさやりなどに来ている様子。
その他	生まれたばかりの子犬がいた。 高齢犬から 1 歳前後の犬まで年齢層が幅広く、犬の交配が起きていた可能性がある。

④ 動物（猫）の健康状態

分類	内容
削瘦・猫風邪（疑い）	給餌や排泄物の処理等一定の飼養管理を行い、屋内飼養に取り組む等動物への愛情は感じられたが、一部削瘦や猫風邪様の症状を呈する個体もあり、飼養環境は良好とは言い難い。
概ね良好（一部体調不良の個体有）	動物の状態は概ね良好であったが、もともと野良猫であるため、状態の悪い猫がいることは否定できない状況だった。
削瘦・疾病（疑い）	飼養管理していた猫のうち、メス 1 頭が重度に削瘦しており何らかの疾患が疑われた。 その後動物病院で不妊手術実施の際に診察を行い、回復した模様（具体的な疾患名は不明）。
怪我あり	飼育環境（屋外）に放置されたガラス破片等を踏んだことにより、複数の猫が受傷していた。
良好	動物（猫）の栄養状態は良好で、人慣れしていた。
風邪	猫はエサを与えているだけで、風邪などが蔓延し、健康状態はあまりよくなかった。

削瘦、猫風邪・エイズの症状	常に戸を開け放し、猫は自由に出入りできる状態。風呂場のプラスチック製換気口を自身で破壊し、猫の出入口にしていた。猫は、削瘦や猫風邪、エイズが疑われるような症状を呈するものも見られた。
目やに、一部体調不良の個体あり	動物の餌と水の給餌はされていた。 妊娠、子育て中の動物とそれ以外は、3階と2階以下に分かれていた。2頭ほど、目やにがある個体が見られた。 飼育者情報によると、おなかが弱い個体が1頭いるとのことであった。飼育者の方針は、飼育頭数を減らすため、自然繁殖により生まれた仔猫はすべて譲渡し、繁殖ができなくなったのちも終生飼養する。妊娠可能な猫は年々減っており、昨年春の時点では2頭のみとなっていた。
皮膚病の症状有	猫が室内で自由に行動していること及び猫が多数いたため、糞尿の処理が追いつかなかったものと思われた。 高齢の猫1頭だけ皮膚病様を呈していたが、他の猫の外観に特に異常はなかった。
異常は見られない	屋外で飼養されており、訪問時に確認できた個体には異常な点はなかった。
疥癬（疑い）	猫の一部は屋外のケージで飼育しており、糞尿の清掃が十分でないため悪臭あり。 疥癬疑いの皮膚炎あり。
栄養不良	完全室内外で近親での交配のためか小さな個体が多く、栄養状態も悪かった。
歯が抜けた個体あり	猫の年齢は比較的若いと思われたが、歯が抜けている個体が多かった。近親交配の影響が疑われたが、原因は不明であった。
悪い健康状態	多数の猫を放し飼いにしていた。不妊去勢手術は行っていなかった。猫の健康状態は著しく悪く、適切な飼養管理は行われていなかったと思われる。
悪い健康状態	飼い猫や世話をしているノラ猫が増えすぎて、管理しきれない様子であった。猫の状態も悪く、死亡する猫もいる様子だった。
FVR 症状	本事案は、不妊去勢手術を実施していないことによる多頭飼育崩壊である。軽度の FVR 症状を呈している猫がいたが、極度に栄養状態の悪い猫等は見当たらなかった。
一部体調不良個体あり	自宅周辺の猫の健康状態は悪くないようだが、弱った個体が少し離れた公園などでたむろしていることがある。
死亡した個体あり	猫の衛生状態は悪かった。1匹は対応中亡くなった。

FIV ウイルスに感染	基本的には家の中で飼っていたが、屋内外自由に行っている猫もいた。一部は狭小なケージの中に入れられていた。大部分が FIV ウイルスに感染していた。
良好、ただし悪化の懸念あり	猫の栄養状態は良好で、感染性疾患への罹患も認められないが、不妊・去勢手術を行っていないことより、頭数は増え、倉庫内に密集し、喧嘩や発情による外傷等が増え、同グループ内の猫の健康状態は、徐々に低下していくことが考えられる。
眼病有り	子猫の一部は眼病を呈しており、動物病院から処方された点眼薬の投与を試みていた。
給餌の不足による栄養不良	20 頭を超える猫への給餌量としては不足気味であり、猫の栄養状態は病的ではないものの良好ではない。猫は、近くの果樹園内で1日を過ごすため、ストレスは少ない。

⑤ 動物（猫）の飼育の状況

分類	内容
給餌量には問題なし	猫への餌付けは十分に行っていたようだ。
室内飼育、近親交配、不妊去勢手術なし	屋内飼育している猫の不妊去勢措置をしていないため、繁殖した。猫への給餌はしており、栄養状態は良い。近親交配で、短命傾向にあるようだ。指導に訪問した際は、「猫を外に出さないように。」「繁殖制限」について肯定はするが、実施されずに経過している。50 匹以上いた時期もあったが、現在は 10～20 匹内になっている。
餌やりのみ	室内飼いだいが、餌をあげるのみで、野良猫に近い状況であり、人には慣れていなかった。
放し飼い→室内外→ケージ飼いへと変遷 糞尿が体積	鶏は、飼い始めた当初は屋外（庭）で飼養していたが、室内で飼養するようになった。室内ではケージ内で飼養していたが、一部放し飼い状態。猫は、飼い始めた当初は室内で放し飼いされていたが、猫が天井に上るようになり、配線を悪戯して火事になることを心配し、立入する半年前位からケージ飼いに変更。お気に入りの猫を除いてケージ内で飼養。ケージ内の猫は過密状態でケージ内に糞尿が堆積している場所もあったが、三段ケージを除いた連結されたケージ内では猫が自由に行き来できるような構造になっていた。立入当初、猫の被毛や栄養状態について、外観上特に異常は認められなかった。

雌雄分離	二段ベッドの上下段にフェンスを取り付けて雄雌を分けて飼育していた。
野良猫と飼い猫の混合	野良猫と飼い猫が入り乱れて 30 匹以上いる。エサは床にばらまき、猫のトイレ用に新聞紙を床に敷き詰めている。猫自身は普通の体格でエサは行き渡っている様子。
不妊去勢済（飼い猫のみ）、野良猫の餌やり	屋内飼育している猫については一部避妊去勢手術済。 屋内飼育以外の野良猫に自宅の庭で餌付けをしている形跡が認められたが、本人は野良猫については明言しない。
衛生状態悪い	増加していたが、衛生状態がよくないので、一定数以上は増えずに 40 頭前後で推移している。
不妊去勢手術未実施	調査時には、ほとんどの猫をケージに入れているが、普段は放し飼いの様子。繁殖の管理ができていない。不妊去勢手術はほぼしていない。
糞尿処理なし	1 匹ずつケージ内に収容。エサと水は与えられているが、糞尿の処理がされておらず、ペットシートと糞がケージ内で積み重なっていた。
放し飼い・ケージ飼い	飼い主本人の部屋や屋根に穴が開いており、屋外と自由に出入りできる動物がいる一方で、狭いゲージに何頭も入れられている動物もいました。
悪臭有り、一定程度衛生は保持	猫は家の中で野良猫状態（2 年前くらいから）。多少の悪臭はするが、主たる飼育者が衛生の保持に努めていたことは感じられた。
室内飼い、近親交配	家屋内から外に出さず飼育しており、室内で放置するうち交配が進み飼育頭数が増えていった。 飼育者は、経済的に余裕が無い中餌代は惜しまない等、飼い猫に対する強い愛着が見受けられるが、近親交配のリスクや飼育頭数といった適正飼育に関する理解に乏しい。
清掃なし（糞有り）	猫用トイレはあったが清掃されておらず、室内のいたるところに糞あり。飼い主は息子の出所前に引っ越しを行い、猫の世話は定期的に通いながら行っていたようだが、エサは多めに与えていたようで消瘦等は確認できず。
猫への愛情あり（人に早く慣れた）	愛情はあったようで、猫は怖がってはいしたが、比較的早く人に慣れていった。
複数の死体あり	複数の猫の死体が建物内にあった。

飼育者も近寄れない猫有り	飼い主でも近寄れない猫がおり、家庭内野良の状態だった。
不妊去勢手術未実施の個体あり	オスの去勢手術は比較的实施していた、しかし、未手術がいたため、増えてしまっていた。
給餌されていない	飼い猫は窓が開け放たれた状態で家に置き去りにされており、給餌等はされていない。
人馴れしていない個体有	室内で飼育されていたにもかかわらず、人慣れしていない猫が多く、捕獲できない猫が家に残っている。
不妊去勢手術未実施	飼い猫が増えすぎて、管理しきれない様子であるが、飼養者は不妊去勢手術を実施することに拒否感があり、行政が指導をしても拒まれる。
悪臭有り	猫の世話はお風呂にいれたりするなど、こまめにやっていたが、頭数が多いため、猫トイレのにおい（尿）が常に室内でしていた。
飼育頭数増加	初回相談時に聴取した飼養頭数から、二度目・三度目の相談時に聴取した飼養頭数が増加していた（保護ではなく繁殖による増加と考えられる）。
近親交配、体の小さな個体有	本事案において、少なくとも収容した動物の中には著しく状態の悪い個体等はいなかった。ただし、近親交配が進んでいるためか、明らかな奇形の個体は認めなかったものの、成猫であるにも関わらず一般の成猫よりも小さな個体が複数頭認められた。
不妊去勢手術未実施	全ての猫へ避妊去勢手術をしていなかったため、多頭状態となった。
繁殖による飼育頭数増加	繁殖を繰り返し飼い猫が増えている状況。
悪臭・不衛生等の問題により立ち退きの問題あり	不適切な飼育状態（制限頭数を超える飼育数及び悪臭を発するほど不衛生な状態）により家主から住居からの立ち退きを迫られていた。
人馴れしていない個体有	屋内と屋外を自由に入出りできる状態にしており、ほとんどの猫が全く人に慣れていなかった。このため譲渡活動が行えなかった。
感染症のコントロールに問題あり	飼い主から預かり入院させている猫と保護した野良猫を同一ケージに管理しており、感染症のコントロールができていない状況だった。
実質的に放し飼い	猫は成猫2匹と生後数か月の子猫8匹。成猫は窓から屋内外自由に行き来していました。子猫は当初、自作のケージに入っていました。成長とともにケージからだして部屋中を自由にしておりました。成長につれ

	ていずれは屋外にも出ていたと思います。「子猫たちは職員が対応する客間とは別の部屋に粗相している。片付けきれない」と話していました。引取り後猫の状態をみた獣医師からは「様態は、あまり良くない」とありました。
放し飼い ノミ有	成猫は屋内外自由に行き来し、当初子猫は宅内のみであったが成長とともに屋外自由に出歩くにつれ、さらに地域から糞尿被害の声が寄せられた。飼い主宅内にノミがいたので猫からのものと感じた。猫の衛生面の管理については「私は保護世帯で、お金がないので病院利用や薬は購入できない」と話していた。
糞が体積	飼育状況は劣悪で、猫は一室に閉じ込められ床一面に糞が堆積するなど非常に不衛生な上、えさや水が不十分なために猫は重度に消瘦していた。
実質的に放し 飼い、猫用ト イレは不足	猫は、概ね 10 頭を屋内、残りを屋外で管理されており、猫用トイレも自宅敷地内に設置されているが、数は全く不足している。 外観から、栄養状態が低下した個体は認められない。

⑥ 動物（犬猫・その他）の飼育の状況

分類	内容
動物（犬猫）の飼育の状況	室内に放し飼いにしている群と、ケージ飼いでいる群がいた。餌を大量にばらまいて給餌していたようで、肥満気味の個体が多かった。糞尿の堆積した場所で飼育されていたため、衛生状態は悪く、ノミ等の寄生がみられた。フィラリアが寄生している個体もいた。
動物（犬猫）の飼育の状況	小動物の繁殖販売のため不妊去勢手術をしていないが、ペットの犬猫については保護動物で不妊去勢手術をしている。
動物（うさぎ・その他）の飼育の状況	毛玉だらけのうさぎや、キャリーケースのまま飼育されている動物がいた。 現場で掃除を指示して実施させても、糞尿が残っているなど適切に掃除をすることができない様子だった。 水入れはあっても空の状態である等十分な世話ができていないのに、出産させたり、新たに購入したりして、動物の頭数を増やしていた。

⑦ 訪問・指導の状況

分類	内容
訪問・立入の状況	飼育者は、職員が飼養場所（私有地）に立ち入ることを決して許さない。職員が無断で立ち入った際は「ぶっ殺す」など高圧的な態度を取る。従って動物の飼育の状況、衛生状態について不明な点が多い。

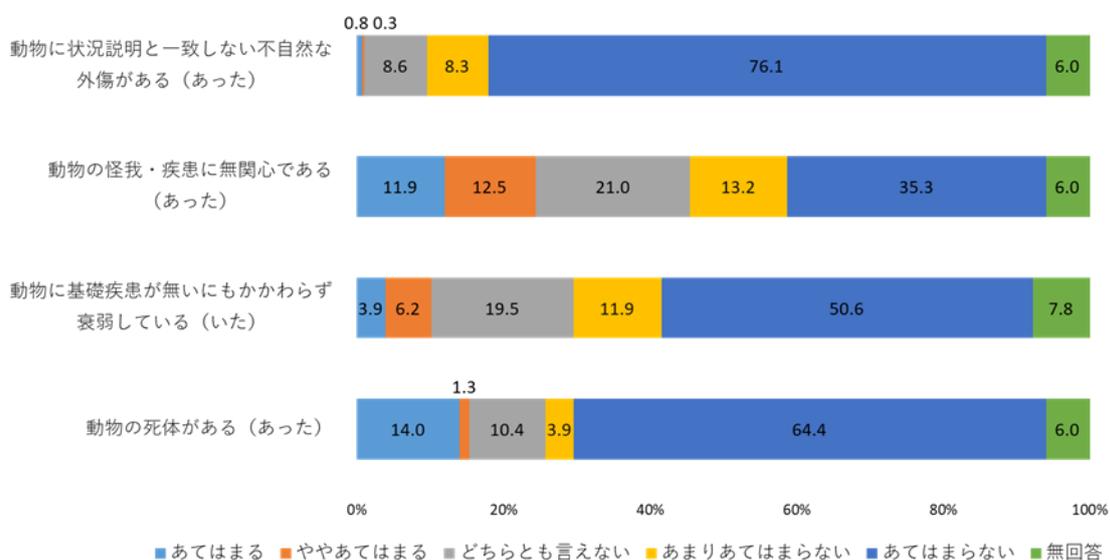
	<p>部屋の中への立ち入りを断られたため、猫の状態を確認できたのは、遠目で1匹のみである。</p>
	<p>飼い主宅を訪問時も退去後も掃除機をかけていた。</p>
	<p>室内への立入りは行っていない。飼養猫の状況を詳細に見ていない（屋外から窓越しに確認したのみ）。</p>
	<p>飼育者は失踪前に、親族へ犬の世話を依頼していた。</p>
	<p>アポイントを取ってから訪問しているため、市内は臭いが多少あるものの清掃されていた。</p> <p>不妊去勢手術は行われていないが、ケージで雄雌を分けていた。</p>
	<p>家の中には上げてもらえないため、室内の様子と何頭の犬猫を飼育しているかは不明。</p>
指導の状況	<p>不妊手術をするよう指導した経緯はあるが、本人の理解・協力が得られなかった。</p>
	<p>狂犬病予防接種の記録は、管轄市役所から口頭で確認した。</p>
	<p>犬に関しては、飼い主に指導したところ、迅速に不妊去勢手術を受けさせた。猫に関しては、飼い主自身が随時不妊去勢手術を行っていた。これは自身が多少金銭的に余裕があり獣医療を受けさせる必要性を理解していたことや、理解のある開業獣医師の協力があったためである。</p> <p>また、飼い主やその家族以外の者が、犬の散歩や糞の片付けなどを無償で手伝っていた。</p>
	<p>猫を可愛がる気持ちが異常に強く、常識の範疇を超えた接し方をするが、屋内飼育の指導には応じてもらえない。</p>

2.5. 虐待が疑われる状況

(1) 動物への虐待の可能性

動物の虐待の可能性に係る各項目に対し、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合について、「動物の怪我・疾患に無関心である（あった）」（24.4％）が最も高く、「動物の死体がある（あった）」（15.3％）、「動物に基礎疾患が無いにもかかわらず衰弱している（いた）」（10.1％）と続く。一方で、「動物に状況説明と一致しない不自然な外傷がある（あった）」について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合は1.0％に留まる。

図 2-35 動物への虐待の可能性（単一回答, n=385）

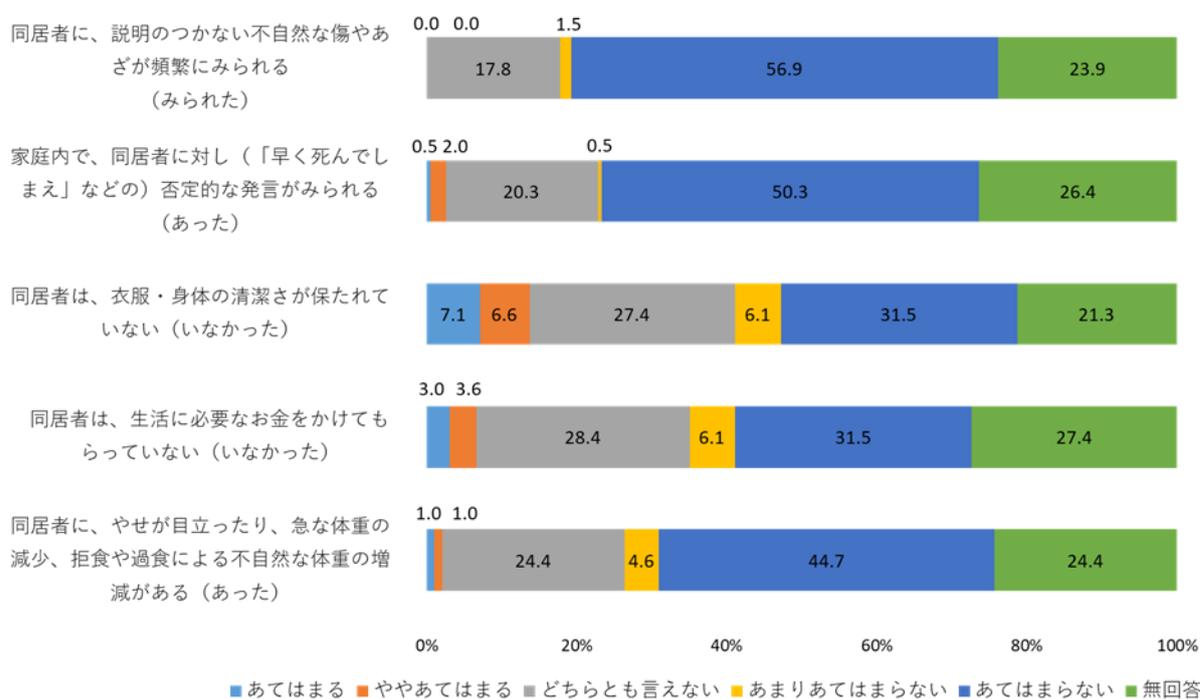


(2) 飼育者の世帯における人への虐待の可能性

飼育者の世帯における人への虐待の可能性に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合は総じて高くはなく、1割を超えるのは「同居者は、衣服・身体の清潔さが保たれていない（いなかった）」（13.7%）のみである。なお、いずれの項目も全体の2割以上が無回答である点に留意が必要である。

図 2-36 飼育者の世帯における人への虐待の可能性【同居者が居る事例のみ】

(単一回答, n=197)



(3) 虐待が疑われる状況（自由回答）

① 虐待事例への該当なし

分類	内容
虐待の形跡なし	動物に虐待の形跡は見られない。(13件)

② 動物への虐待（暴力・暴言・ネグレクト）の有無

分類	内容
動物への虐待（ネグレクト）あり	家屋内の犬については不明である。家屋外には数台の廃車があり、その中に複数頭の犬がいる。真夏はドアが開け放たれているが、それ以外はドアが閉められた状態であり、自由が制限されている。車内は糞尿だらけである。家屋外に係留されている犬及び放し飼いの犬の顔ぶれが毎年変わっており、死体の確認はしていないが、定期的に多数の犬が死亡していると思われる。
動物への虐待（ネグレクト）の可能性あり	本人及び同居人たちは犬が好きなので、ネグレクトやバイオレンス等の虐待はない。しかしながら、経済的理由により病気の犬を受診させない等の所見は認められる。
動物への虐待（ネグレクト）あり	多頭飼養のため、ネグレクト、虐待の状況となっていたと考える。また、過剰のストレスによる、死亡個体が出るような過度な闘争が起きていたことは確かであり、子犬については、確認時、十分な水分が取れていなかった可能性があるなど、熱中症をおこす可能性が強く示唆された。
動物への虐待（ネグレクト）の可能性あり	発症した犬は病院に連れて行くが、予防には無関心。しかし、死んだ際には嘆き悲しみ弔う。
動物への虐待あり	動物虐待の恐れがあったため、現場で警察に通報した。その後飼い主は起訴され、動物愛護法第44条第2項違反により罰金刑となった。
動物への虐待有無は不明（動物病院受診）	飼育者の話では、犬が体調を崩したら動物病院に連れて行っているとのことであった。
動物への虐待は見受けられず	猫には餌は与えており、積極的な虐待があるとは思えない。同居者への虐待は確認していない。
動物への虐待（ネグレクト）あり	飼育動物を絶対に手放さないといいながら、不衛生な環境や粗末な施設で動物を飼育し、動物病院にも連れて行かない。

動物への虐待（ネグレクト）の可能性あり（餌が不十分）	飼育者の経済状態から推測すると、餌が十分に与えられていたとは言い難いところはあるが、猫の外観上は特に異常がなく、毛並みも良好（普通）であった。
動物への虐待（暴力）あり	高齢夫婦は子猫の時は可愛がるが、大きくなると叩いたり蹴ったりすることがあるとの情報あり。
動物への虐待は見受けられず	当該事例は飼養者の受け答えから虐待を疑うものではなく、不妊手術未実施のため犬が繁殖し、増えすぎたことによる鳴き声や臭いが問題となっている。
動物への虐待（ネグレクト）あり	えさが足りておらず、ほとんどの個体がやせこけて、猫風邪をひいていた。自分たちの気に入っている個体とそれ以外について区別していた（気に入っている猫には名前がついていたがそれ以外はなし）。
動物への虐待有無は不明（本人はセルフネグレクト気味）	同居者（母親）も特定の犬に対する愛情は持っていた。ただし、母親の介護ヘルパーによると、入浴時に皮膚炎がひどく、気になったとのこと。母親は家で入浴はしていなかった様子。
動物への虐待（暴力・暴言・ネグレクト）の可能性高い	虐待と思われる鳴き声による苦情が寄せられていた。
動物への虐待（ネグレクト）の可能性あり	引取り後獣医から「様態は良くない」旨ありましたが、現場では猫は見た目は元気そうに見えました。食事も与えていたと思います。しかし「近親交配」と感じる状態の猫で、皮膚病もありました。また飼育者は猫へ危害を加えることもありません。 地域からは敷地管理者から敷地内に産み付けられた幼猫について窓口に引取り依頼が幾度かありますが、女性から「猫がいなくなった」または「探している」旨の問い合わせは一度もありません。猫のことで面談した職員に怒鳴るなど猫へ強い愛着を感じるが、猫がいなくなっても探さないという大いに反面した行為を感じた。
動物への虐待（ネグレクト）の可能性あり	猫の状態は良好ではなかった。屋内飼育であったことから近親交尾により増えたものと感じた。また飼い主は猫へ暴力は振るわない。
動物への虐待（ネグレクト）の可能性あり	飼い主は猫の病気や疾患等に興味はなかったように感じた。興味があるのは「餌」。猫へ食事を与えることだけが関心事で、猫が居なくなることや猫が病気、他の猫が来ること、頭数の増減などには、全く無関心だった。しかし、猫の餌がなければ、隣住民が用意した自分の夕食も猫に与えていた。

動物への虐待（ネグレクト）の可能性あり	同居している精神障害を持つ息子は動物の飼育に関与していなかったが、息子の寝室にも掃除が不十分な動物のケージが置かれており、非常に不衛生な状況であった。
動物への虐待有無は不明（動物病院受診）	現在は、猫への虐待は認められないが、給餌のみを続けていくことは、力量を超えた多頭飼育に陥り、個体管理ができなくなることであり、いずれは虐待に繋がるのが理解できない。
動物への虐待（ネグレクト）の可能性あり	猫は若干の栄養不足を認めるものの、治療が必要な状態にまでは陥っていないが、飼い主は、これらの猫を負傷や疾患により受診させたことはなく、軽度の疾病等であっても、罹患後は多くの猫が死亡していることが考えられる。
動物への虐待（ネグレクト）の可能性あり	保健所の引取りには拒絶反応を示すが、不妊去勢しないため増えた子犬が交通事故により死ぬのは構わない様子だった

③ 動物の死体のある（あった）事例

分類	内容
衰弱死・死体の放置	適切な世話を行わないことにより、衰弱死したと憶測される動物の死体が放置されていた。
衰弱死（暴力はなし）	○犬への虐待の可能性 引取りした犬に故意にできたような傷は見受けられなかった。衰弱しているものも見受けられたが、発育に問題は見受けられなかったため、餌や水は適度に与えられていたように思われる。 自宅内が足の踏み場もないほどのごみ屋敷だったので、身動きが取れなくなったと思われる犬が数頭死亡していた。（浴槽内で2、3頭死亡を確認した。おそらく浴槽内に入り込み、出られなくなり、そのまま衰弱死したと思われる。）
死体を見たという報告あり（未確認）	近隣住民から「室内に猫の遺体があった」と相談があった。調査に行った際には確認できず。
犬の白骨死体が放置	繁殖制限がなされていなかったため、子犬が産まれるがいつの間にかいなくなる（恐らく死亡）ということが何度も繰り返された。行政が関与した当初は犬の白骨死体が屋内に放置されている状況だった。
子猫の白骨死体あり（暴力はなし）	子猫と思われる白骨化した死体の一つあった。詳細不明。猫に手を挙げたりすることは一切ない。
死亡を確認	最終的な引き取り時、1匹の死亡を確認。

死亡した個体をフリーズドライ（暴力はなし）	積極的な虐待などは認められず。 犬への愛情が無い訳ではないと思われるが、ネグレクトの様相がみられる反面、歪んだ執着が見られ、死亡した個体の数体をフリーズドライにして崩壊した無人の施設に置いているという状況であった。
殺したという報告あり	けがをしても気づかず動物病院へ連れていかなかったため、ヘルパーから通報があったこともあった。 子猫が生まれた場合、大人の猫がしっぽをかじってしまった、殺してしまったことがあったなどという話を本人から聞いた。
複数の死体あり	動物虐待の疑いがあるということで、警察と連携して立入を行なった。立入時、明らかに衰弱しているような個体はいなかったが、複数の猫のものと思われる死体が発見された。
立ち入り検査で猫の死体あり （獣医師による多頭飼育）	事前連絡無しに立ち入り調査を行った際、猫の死体1体を発見した。飼い主自身は全くそのことに気づいていなかった。 往診獣医師であるため、診療室・手術室・入院室や検査機器等を有しておらず、患畜に対し簡易な対処療法（抗生剤投与など）しか行っていない。
数十体の猫の死体あり（飼育者は猫及び死体に執着あり）	重度の削瘦（BCS：1）が見られ、初めての訪問から解決まで1ヶ月を要しなかったが、この間に1匹が衰弱のため死亡した。また、数十体の猫の遺体が保管されていた。飼育者は猫自身及び遺体に対する執着が非常に強かった。

④ 同居者への虐待（暴言・暴力・ネグレクト）

分類	内容
同居者への虐待の有無は不明	主な飼育者から同居者に対し強く批判する発言が時々見られた。 愛情はあったようで、虐待を疑う状態は特に確認できなかったが、猫の身体は尿臭が強かった。
同居者（妻）への虐待が疑われる（DV被害の可能性）	飼い主の妻によるとDV被害を受けているという。但し、妻も認知症であり、自宅から犬とともに行方不明で保護されるなどの状況であるため真偽は不明であった。
同居者（子ども）への虐待（ネグレクト）あり	不潔な服のまま、糞の片付いていない床に子供たちが平気で座っており、子猫が衰弱している事をたいへん気にしていた。

同居者（父親）への虐待（暴言）あり	飼養者は父親に対して気に入らないことがあると暴れて家や車を破壊することがある。犬は、古い犬ほど人懐っこいが、若い犬は人を見ると逃げ惑う。あまり世話されていないことがよくわかる。ただし、家にいるときは古い犬ほど他人に吠えつき、危ないとのこと。
同居者（娘）への虐待（暴言）あり （同居者はひきこもり）	飼育者は娘に対してやや暴言を言う傾向があり、娘も応戦するのでよく口喧嘩になる。娘自ら警察を呼ぶこともしばしばある。もう一人の娘も精神疾患があるらしく引きこもっているとのこと。
同居者（子ども）への虐待（ネグレクト）あり	同居の子供の通園通学バッグ等の持ち物に臭気があるなどの問題があり、子ども家庭の担当部署も注視している。
同居者（新生児）への虐待（ネグレクト）あり	糞尿まみれの借家にて、出産した新生児と数日間暮らしていたことから、新生児は一時保護された。
同居者（子ども）への虐待（ネグレクト）あり、不登校	子供たちが犬の世話をしているようで、不登校気味である。過去に、子供の一時保護や施設への入所等飼育者が拒んでいたとの情報あり。
同居者（息子）への虐待（ネグレクト）あり	残された息子（同居者）は精神障害者で、保健所職員が立ち入りした際には、すでに衣服・身体が清潔ではなく、食事もきちんととっていなかった。
その他 （同居者から飼育者への虐待あり）	本ケースの場合は、飼育者の同居者のほうがお金などの決定権を握っており、同居者から虐待をうけていたと福祉部局から情報提供を受けていた。しかし、本センター（動物愛護担当部署）に相談があり介入した時点では、飼育者が精神的に不安定になって、同居者が介護により精神的に追い詰められた状況で立場が逆転していた。
その他 （同居者（夫）から飼育者への虐待（暴力）あり）	同居者(夫)が飼育者に対して暴力的な行為があった。

⑤ その他

分類	内容
飼育者に問題の認識がない	飼い主は、衰弱した犬に対し治療するという概念がなく、すべてのケースが自然死と解釈している。

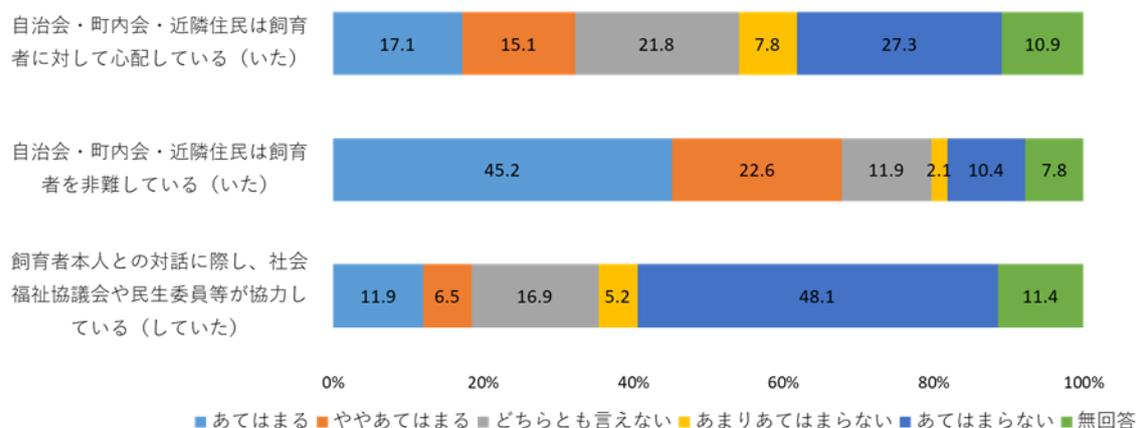
	飼い主の本来の考え方であるか、認知症あるいはその他の疾患に起因するかは不明。
家庭環境は落ち着いている(2Kのうち飼育部屋が不衛生)	2Kの間取りで、1部屋のみが飼育部屋と化している状態。それと比べて寝室とダイニングは不衛生ではなく、家庭内環境は落ち着いている。飼育部屋は不衛生。
その他	当初、探知時は一人暮らしであったが、鳴き声の苦情により、実家へ引っ越した。経済状況は不明であるが、同居の母と本人に特に困窮している印象はなかった。 この件に関する苦情は受け付けておらず、失踪者の家族が飼育の負担を保健所へ相談した。

2.6. 関与する民間団体の様子

(1) 自治会・町内会等との関係

自治会・町内会等との関係に係る各項目に対して、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合について、「自治会・町内会・近隣住民は飼育者を非難している（いた）」（67.8%）が6割と高い一方で、「自治会・町内会・近隣住民は飼育者に対して心配している（いた）」（32.2%）は3割程度である。また、「飼育者本人との対話に際し、社会福祉協議会や民生委員等が協力している（していた）」（18.4%）も2割以下に留まる。

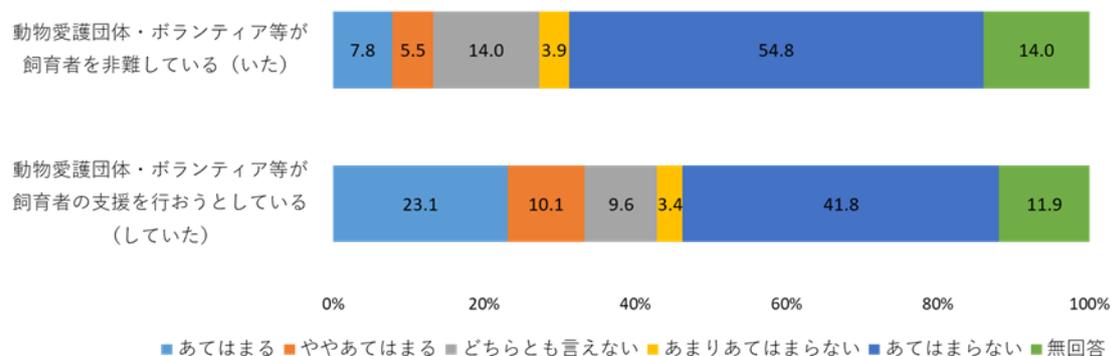
図 2-37 自治会・町内会等との関係（単一回答, n=385）



(2) 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員等の関わり

動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員等の関わりに係る各項目に対して、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合について、「動物愛護団体・ボランティア等が飼育者の支援を行おうとしている（していた）」（33.2%）が3割を超え、「動物愛護団体・ボランティア等が飼育者を非難している（いた）」（13.2%）よりも高くなっている。

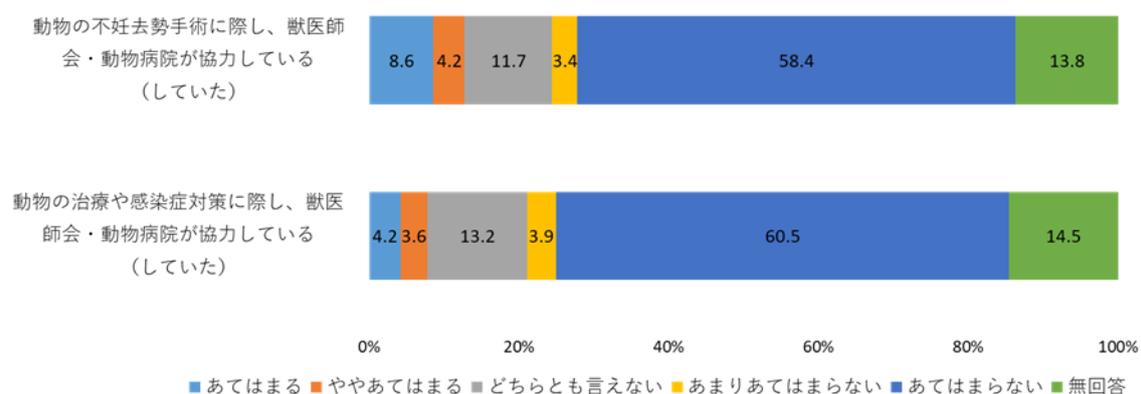
図 2-38 動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員等の関わり（単一回答, n=385）



(3) 獣医師会・動物病院による支援の状況

獣医師会・動物病院による支援の状況に係る各項目に対して、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合について、「動物の不妊去勢手術に際し、獣医師会・動物病院が協力している（していた）」（12.7%）及び「動物の治療や感染症対策に際し、獣医師会・動物病院が協力している（していた）」（7.8%）のいずれも1割前後に留まる。

図 2-39 獣医師会・動物病院による支援の状況（単一回答, n=385）



(4) 関与する民間団体の様子に関連してその他特筆すべき点 (自由回答)

① 民間団体の関与なし

分類	内容
民間団体の関与なし	民間団体等は関与していない。(2件)
民間団体の関与なし(近隣住民から苦情)	当時の担当者の異動により、詳細不明。 近隣住民からの苦情により発覚。 団体や病院等の関与無し。
民間団体の関与なし	関係機関等との関わりは不明。団体等による支援等はなし。 近隣住民からの懸念の声は一部あるが、大きく問題化はしていない。
民間団体の関与なし(近隣住民は心配)	近隣住民は、飼養者が話の通じる人間であるだけに、今後の顛末について懸念している(指導に従うふりをして、改善を行わないのではないか)。 民間団体等は関与していない。
民間団体の関与なし(近隣住民は心配又は非難)	近隣住民との関わりがほとんどないことから、近隣住民は飼養者に対し心配や非難がある。 民間団体等は関与していない。
民間団体の関与なし(近隣住民から苦情)	近隣住民から鳴き声に係る苦情が度々寄せられている。 民間団体等は関与していない。
民間団体の関与なし(近隣住民との関わりなし、趣味では社会とつながりあり)	粗野な性格により近隣住民、ボランティア等との関わりはほぼ無い。 聴覚障害があるもの趣味で出展活動をするなど趣味の領域で社会との関わりはある。
民間団体の関与なし	民間団体との関わりはほとんどみられなかった。 愛護団体や獣医師会などとの関わりはなかった。 最初は近隣住民からの苦情により発覚したが、その後、町内会の会長からも相談が寄せられた。 動物愛護団体・ボランティアの耳には入っているが、静観しており、現在のところ協力体制等は一切ない。

② 自治体と民間団体による介入・支援等

分類	内容
自治体と民間団体（動物愛護団体）による介入（不妊去勢手術）	自治体と動物愛護団体が主体となり、NPOの無料不妊去勢を活用し、屋内外飼養猫の全頭不妊去勢を実施。その後、全頭、屋内飼養継続中。
不動産業者による強制退去命令により、自治体と民間団体（動物愛護推進員）による介入（引き取り）	<p>本件は、最終的に不動産事業者による強制退去命令等の強制的な介入（引き取り手数料について、事業者が保険にて負担）が加わったことが解決につながる大きな要因であった。</p> <p>行政の介入が始まった時点で、既に飼い主自身が問題意識を感じていたが、具体的な問題解決の能力はなかった（当初は行政介入自体を拒否していた）。動物愛護推進員である動物愛護団体の協力もあり、行政のみの説得ではなく別の角度からの説得もあったため、行動変化があり、全頭行政引取りを行うこと出来た。しかし、行政の介入から引き取り時まで、一部の犬の行先が不明のままになっている。</p> <p>行政での引き取りの実施については殺処分の可能性もある旨の説明を行った上で実施したが、協力していた動物推進員が、行政収容の動物の引き出し譲渡の活動を行っており、活動している推進員から、行政引き取り後の動物の引き出し及び譲渡の可能性を強く説明することが出来たことも、飼い主が動物を行政引き取りに出すことをためらっていた気持ちに変化を起こす一因となったと思われる。</p>
自治体（都道府県及び域内の市町村）と民間団体による介入（譲渡）	<p>都道府県の保健所（衛生課）、市役所（福祉課、環境衛生課）、民生委員の3者で定期的に飼育者宅を訪問し、飼育頭数の削減（保健所への引取り申請）と不妊去勢手術の実施を説得した。一時は説得に応じる姿勢を見せたが、いざ犬を引取りに行くと、居留守を使うなどして引渡しを拒否した。</p> <p>その後、事態は膠着していたが民生委員や問題解決に前向きな近隣住民（苦情者とは別）が飼い主を説得し、一緒にゴミの片付けをすることとなった。その中で、飼い犬についても2頭のみ（いずれもオス）を残して、青の他の犬は保健所に引き取ってもらうよう飼育者を説得し、飼育者もそれに応じた。</p> <p>飼育者は、保健所が犬を殺処分することを危惧していたため、保健所ではあらかじめ譲渡ボランティアにもらい手探しの協力を仰いでいた。</p>

自治体と民間団体（ボランティア）による介入（譲渡）	成犬や子犬の一部については、センターやボランティアが譲渡斡旋を実施した。
自治体と民間団体（動物愛護団体）による介入	市から動物愛護団体に協力を要請し、初回の訪問から同行してもらった。その後、団体が主体となって猫を引取ることとなり、団体が往診型の動物病院（愛護団体の活動を支援している県外の動物病院）に協力を要請したことにより、一斉に不妊去勢手術、FIV/FeLV ウイルスチェック、検便等を行うことができた。その後、30頭を団体が、4頭を市が引取った。なお、20頭以上がFIV陽性であり、団体がFIV陽性猫の飼い方について啓発しながら譲渡を進めた。
自治体と民間団体（地域包括支援センター職員、居宅介護支援サービス職員、動物愛護団体）による対応（苦情者への対応）	近隣住民が飼育者本人に直接苦情を言うことで、本人が塞ぎ込み食事も摂らなくなるため、苦情主へは可能な限り、地域包括支援センター職員、居宅介護支援サービス職員、動物愛護団体、保健所等から説明を行い、理解を求めるようにした。
自治体と民間団体（動物愛護団体）による支援	保護課同行にて適正飼育可能な数まで減らすよう指導を行い、引取対応には納得するが期日がくると行政機関への引取りを拒否。飼育者との信頼関係を構築し愛護団体を紹介。
自治体（ケースワーカー）と民間団体（町会、民生委員）による検討	町会やケースワーカー、民生委員が対策会議を行っていたが、猫の所有権について本人の意思表示が困難なため、猫の処遇について定まらないままになっている。

③ 地域社会との関係

分類	内容
地域社会から孤立	飼育者が地域から孤立している。近隣住民は飼育者と関わりたくないようである。
	飼育者が地域から孤立している。
	自治会での話し合いもしたが、本人が途中から近隣住民との関りを拒否したため、対応に行き詰まってしまった。
	集合住宅のため、近隣とのかかわりが無い。

地域社会から孤立（親戚関係のみ）	親戚の方は気にかけているようだが、咬んだり吠えたりするので近隣の方は恐怖心があり困っている。
地域社会から孤立（非難の対象）	長年犬の係留違反で近隣住民に迷惑をかけているにも関わらず、自分の犬は人を咬まない、そもそも放していないと言い出して問題解決に非協力なので、地区からは非難の対象となっている。
地域社会から孤立（子どもの生活環境への心配あり）	近隣住民は飼育者を非難する一方、子供の生活環境を心配する声がある。
地域住民と対立あり	昔からの農村地帯で、近隣住民は飼育者を幼少の頃より知っており、心配している反面、本人が忠告を聞き入れず犬を次々に保護し、周りに騒音・悪臭・逸走による咬傷事故などを起こしていたので訴訟にまで発展するくらいに対立していた。 猫を放し飼いしていたため、糞尿や敷地への侵入を巡って、一部近隣住民との関係は非常に悪かった。
近隣に友人あり	第一報が近隣に住む友人だった。
近隣トラブルあり	猫をめぐる近隣トラブルがあり、以前から保健子ども課に近隣から相談が来ていた。
近隣住民は飼育者の猫を心配	近隣住民は、置き去りにされた猫の健康状態を心配していた。また、猫を保健所が引き取るにあたり、猫の捕獲をボランティア団体が協力してくれた。
近隣住民は飼育者の子どもを心配	近隣住民は、飼い主の子どもについて、きちんと面倒を見てもらっていないのではないかとこの心配をしている。
近隣住民と対立あり（心配する人あり）	多数の猫を放し飼いしていたため、糞尿や敷地への侵入を巡って、一部近隣住民との関係は悪かった。その一方で、身寄りのない飼養者を心配し、気にかけている近隣住民もいた。
近隣住民と対立あり（町会の協力あり）	多数の猫を放し飼いしていたため、糞尿や敷地への侵入を巡って、町会や一部近隣住民との関係は悪かった。 猫の不妊去勢手術や地域猫活動等については、町会から解決に向けての理解や協力があった。
近隣住民とトラブルあり（町内会対応）	周辺住民とのトラブルで町内会が対応歴ありとのこと。

近隣住民とトラブルあり	近隣住民のうち、半分は現在でも同飼い主の多頭飼育に対し怒りを持っているが、半分はあきらめており、町内でも本件に関する考え方は2つに分かれている。
ごく周辺の住民と問題となっている	ごく周辺の住民以外ではあまり問題となっていない様子。市内でも有数の大きな町内会の地区であり、町内会全体での対応等は行われていないとのこと。
身近な人に協力を依頼できない	飼い主は、過去には餌付けする猫へ繁殖制限を講じていなかったと推測するが、当件の頃には不妊去勢に興味がある旨を話していた。しかし、高齢であり自ら運転できないことから協力者を募ることとなるが、飼い主自身から「頼める人はいる。大丈夫。」と返答もあったが、実はそれが難しかったのではと感じた。また同居する息子も協力をしていない。振り返ると女性の態度も「様々な手配は全て私が行うんだ」との気持ちを持つ印象であった。
地域社会との関わりあり	飼い主宅は市内でも、珍しい「長屋」で両隣宅との関係は良好に見えました。隣の住民は少し時間があれば様子を見に来ていました。まだ飼い主が室内は歩けたころ、飼い主宅で台所からヤカンの湯が沸いた音がした際、隣住人が「火は大丈夫」と即訪問してきたのを見ました。しかし、被害を受けている住民からは、「お年寄りではあるが」との前置きはあるが、強く非難の声がありました。事実、フン被害は数か所に集中している状況も確認しております。
友人あり	飼育者本人が付き合いのある友人に猫のことを話し、それを問題と認識した友人がボランティア団体に相談したため、ボランティア団体も把握することとなった。
苦情を改善する意思なし	「猫がかける迷惑」や「猫が起こしたイタズラ」について、理解できず、周囲からの苦情に対しても、改善する意思はない。
その他	不妊去勢手術や譲渡活動について、市を通じて市内動物愛護ボランティアに協力を要請している。

④ 通報等

分類	内容
通報等	動物愛護団体から、動物虐待（ネグレクト）の可能性のあることについて、警察に情報提供があった。
	場所が山中のため、周辺住民がおらず、車で通りかかった人からの通報が複数回あり。

通報者が譲渡のために支援	通報者（ペットショップの従業員）が、鳥のボランティア団体に連絡して引取ってもらうなど、飼養数を減らす支援を行った。
--------------	---

⑤ 民間団体等に対する飼育者の対応

分類	内容
動物愛護団体を信頼	十年以上前、飼い主の母親が生存していた頃は生活状況もよく、動物愛護団体から猫を譲り受けた経緯があり（当該猫は既に死亡している）、飼養者は同団体を信頼していた。拘留中の飼育者と会話す際には、同団体の代表者に同行してもらい、保健所の引取りは拒否されたが、同団体による引取りを承諾させた。
動物愛護団体との関係悪化	<p>飼育者は、SNSにより支援を呼びかけるため、動物愛護団体やボランティアが協力や支援を申し出て、実際にエサ等の支援を受けていたが、保護活動や譲渡に関する意見の相違により最後は物別れになるということが多かった。</p> <p>探知と同時頃、動物愛護推進員と個人ボランティア数名のグループが飼養動物を全頭引取る方向で当該飼主に接触していたが、当該飼主がなかなか飼養状況の改善や動物を手放す意志を示さなかった。そのため、推進員らは当該飼主に対し、柔和な態度から急に強固な態度をとったため、当該飼主との間に信頼関係を築くことができず、飼養動物の引取りが難航した。</p> <p>当該グループが SNS 等を通じ当該飼主宅の情報を発信したことにより、当該グループ以外のボランティアやTV局が当該飼主宅を訪問するようになり、当該飼い主は他者に対し警戒心を強く持つようになり、立入りを拒むようになった。</p>
飼育者から動物愛護団体に相談せず	動物愛護団体等に対して、飼育者が相談を行うことはなかった。
不動産管理会社が支援（接触・説得・搬送等）	<p>当該飼い主との接触、説得・調整は飼い主宅の管理会社の担当者と連携して実施した。</p> <p>また、飼い犬の搬送も管理会社の担当者が協力して行った。</p>

動物愛護団体による支援のうち、関係悪化	<p>かかわりを持ったボランティアの方々が、猫を救うことだけでなく、飼い主の生活環境の改善も視野に入れた支援活動を行った。ケース会議にも参加したことで、比較的短期間で猫の引き出し及び飼い主の生活環境の改善が実現した。</p> <p>しかしながら、猫が手元からいなくなった後、この事態を招いた責任が自分にあるという認識がなく、猫を引き出したボランティアに対して恨みを抱き、長期間にわたって嫌がらせの電話や手紙等を出し続けた。</p>
動物愛護団体からの譲渡の支援を拒否	<p>近隣住民との関係は不明。本人は餌を持ってきてくれたりして良好であると説明している。愛護団体は一度譲渡のお手伝いが出来ればと依頼を受けたが本人が拒否した。かかりつけの動物病院があると、本人は説明しているが、施設名等把握できていない。</p>
動物愛護団体との関係悪化により行政が対応	<p>当初、動物愛護団体に相談していたが、相談者と動物愛護団体の折り合いが悪く、行政が対応することとなった。</p>
地域社会との関係	<p>当市転入前の自治体では、動物愛護団体とトラブルを起こしているとの情報があつた。</p>
ボランティア等への引き取りは考えていない	<p>犬を手放すことは考えていないので、ボランティア等に飼育を委ねるあるいは第三者に譲渡する等の対応は不可である。</p>
町内会の支援に消極的	<p>飼い主は社交性が乏しく、町内会長からの手助けの申し出にも消極的なため、猫への対応が進まない。</p>

⑥ 民間団体の関与

分類	内容
民生委員・地域包括支援センター	<p>○関係機関との連携について</p> <p>飼い主がごみ屋敷に住み、犬を多頭飼育しているという状況は、民生委員及び地域包括支援センターは以前から把握していた。しかしながら、飼い主が認知症を患い自宅を出たことによって、犬が取り残されているという状況は把握していなかった。</p>
動物病院	<p>愛護団体関連の動物病院が出張し、不妊手術を実施した。</p>
動物愛護団体（譲渡）	<p>指導や動物の引き出しに関して、自治会や動物愛護団体、獣医師会等との関わりはなかった。※引き出し後の動物に関しては、譲渡の推進のために動物愛護団体への情報提供を行った。（2件）</p> <p>ボランティア団体等は、当該多頭飼育崩壊を把握していなかった。保健所に収容後は譲渡推進等で協力して頂いている。</p>

動物愛護団体 (不妊去勢・譲渡)	数年前、市町村から紹介のあったボランティア団体より捕獲器、ケージ等を借り、その団体と提携している動物病院にて猫 14 匹に対し不妊去勢手術を実施したとのことであった。不妊去勢未実施の個体も複数いる。その後の飼養管理への助言、猫の譲り受け等のやりとりはおこなっていないとのこと。頭数の明らかな減少は確認できない。
動物愛護団体 (譲渡)	自治会や近隣住民との関わりはない。動物愛護団体が積極的にかかわり、当初は団体が開催する譲渡会への参加を呼びかけていたが、飼い主は参加しなかった。その後猫は全匹その団体へ譲渡される形となった。
動物愛護団体 (保護)	犬猫はそのほとんどを動物愛護団体が保護している。
動物愛護団体 (不妊去勢・譲渡)	ケアマネから動物愛護団体、動物病院に相談があり、不妊去勢手術や譲渡が行われた。
動物愛護団体、 動物病院	動物病院からの直接の協力は確認していないが、愛護団体を通しての動物病院等の支援はあった。
動物愛護団体 (捕獲・運搬・ 不妊去勢手術)	猫の捕獲・運搬・不妊去勢手術についてはボランティア団体が協力してくれた。
動物愛護団体 (搬送・譲渡)	愛護団体が当該猫を不妊去勢手術するために動物病院への搬送を行い、また、譲渡活動の支援も行った。
動物愛護団体 (譲渡)	病気の猫の治療は飼い主が動物病院へ連れていっている、また避妊去勢手術も行っている。地域猫活動をしていたことがあり、関連するボランティア団体とのつながりがあったため、ボランティア団体が現場へ行ったり、働きかけをしたり、預かった子猫の里親探しに協力をしてもらったこともある。
動物愛護団体 (不妊去勢)	ボランティアが入り、全頭の避妊・去勢手術を実施した。
動物愛護団体 (基金の活用)	民間団体の基金の多頭飼育崩壊支援を受ける方向で調整中。
動物愛護団体 (不妊去勢)	動物愛護団体が不妊化手術に向けて協力中。
動物愛護団体 (不妊去勢)	動物病院による不妊去勢手術代の優遇措置があり、全頭の不妊去勢手術が完了した。

動物愛護団体 (譲渡・不妊去勢)	犬については、行政職員とボランティア数名が協力し譲渡を行い、飼育頭数を減少させることができた。 開業獣医師による治療代や不妊去勢手術代の優遇措置があったため、飼い犬全てに不妊去勢手術を受けさせることができ、繁殖防止と円滑な譲渡活動を行うことができた。
動物愛護団体 (不妊去勢)	動物愛護団体が不妊手術実施の支援を行ったが、費用の未払い等により、途中で支援を中止することとなった。
動物愛護団体 (引き取り)	動物愛護団体は引取に関して関与した。
動物愛護団体	飼養者自身がボランティア団体に相談し、ボランティア団体からの相談を受けて保健所が協力する運びとなった。
動物愛護団体・獣医師	動物愛護2団体が協力(うち1団体は獣医師が運営)。
かかりつけ獣医師	かかりつけの獣医師があり、治療等は行っているとのこと。
獣医師会 (不妊去勢手術)	避妊去勢手術を当センターが引き取った後に市の獣医師会の協力をいただき実施しました。
動物愛護推進員	動物愛護推進員が不妊去勢手術を受けさせたり猫の受診のサポートをしている。 受診の際は動物病院からも飼育状況の改善について指導しているが、聞く耳を持たず、改善が見られない。
ボランティア	飼養していた猫はすべて過去にボランティアの関与により不妊手術が実施されていた。
民生委員(関与可能性)	譲渡希望を募る等助言したが、実行しておらず愛護団体等の目にはとまっていない。 民生委員等がどの程度関わっているかは把握していないが、一定の協力はしていると思われる。
地域包括支援センター、ケアマネジャー	地域包括支援センター、ケアマネジャーが関わっているが、多頭飼育の問題について本人は聞く耳を持たず改善の意思は見られない。
動物病院	残した犬への狂犬病予防接種や不妊去勢手術は、動物病院へ協力要請し、実施させた。

動物愛護団体、市会議員、動物愛護推進協議会、開業獣医師（譲渡・不妊去勢）	動物愛護団体が現地確認をする際に市議会議員も同行している。動物の収容については、動物愛護団体と事前に協議をして、センターにて1カ月くらいを期日とし収容することとした。また、飼い主からの引き取りには手数料が発生するため動物愛護団体から10匹の成猫を引き取る形にして対応した。収容した猫は譲渡すると決定したため、まずは、動物愛護推進協議会にて協議を行い、市内開業獣医師に協力を得て、通常より安価と思われる料金で不妊手術と混合ワクチンを実施した。動物愛護団体の提案によりセンターに収容した猫について取材を受け、同時に猫の適正飼育について伝えたことが新聞記事となり、電話による問い合わせや譲渡希望者がセンターに来所するなど反響があった。結果、収容した猫の殺処分はなかった。
民生委員、獣医師、動物愛護団体（引き取り）	飼育者は民生委員を信頼し、委員は対応していたが、その他の近隣住民や自治会等は関与していなかった。 飼育者が信頼する動物病院の獣医師と、市が協力を依頼した動物愛護団体に、飼育者との対話・猫の飼育・引取りまで協力支援していただいた。
不動産会社	アパートを貸している不動産会社が飼養者の状況を心配していた。

⑦ その他

分類	内容
市職員による継続的な接触	飼い主には子供がいるので、市の職員が積極的に連絡を取ろうとしていた。
苦情は継続	ボランティアや動物病院に関しては不明。町内との関わりもわからない。鳴き声の苦情により引っ越したが、実家に引っ越したあとも、一部鳴き声に関する苦情はあるようである。
地域猫への申請あり	数年前に指導に入った際に4匹不妊手術している旨説明を受けている。その1年後に地域猫の申請があり、7頭手術済み。その後は連れてこなくなり、収束してしまった。最近指導に入った際には、Vカットの猫も2、3匹残っていた。
継続して指導を実施	5年ほど前に指導に入った際に2匹不妊手術しているが、1匹しか残っていない。その1匹は尿漏れがある、手術のせいだと言って犬を出さなくなって不妊去勢手術が頓挫した。現在、犬を囲い込むための柵を作成させ、犬を一度全部引き上げて飼育環境の清掃と不妊去勢手術を済ませよう指導中。

経済的に困窮	近所に長年のかかりつけ獣医がいるが、金銭的な問題ですぐ全頭不妊去勢手術が難しい。
不妊去勢手術の実施	雌犬は全て避妊手術をして、新しい飼い主を見つけていた。
動物を治療	比較的動物病院へは通っており、保護猫としての一定の治療は受けていたようである。
苦情はなし	室内飼育であったため、近隣からの苦情は来ていなかった。
飼育者死亡による発覚	広大な個人の敷地内で戸建住宅内という閉鎖された環境の中で犬が飼育されていた。飼育者の死亡により、多頭飼育の問題が発覚した。
飼育者が獣医師である事例	安価で犬猫の治療や不妊去勢手術を行っているため、一部の動物愛護活動者からは支持されている。一方、不妊去勢手術後の予後不良で犬猫が他院にかかることもあり、飼い主が行っている獣医療に疑問をもつ者もいる。
多頭飼育の問題認識なし	屋外飼育によって近隣に及ぼす悪影響について、あまり理解できない。

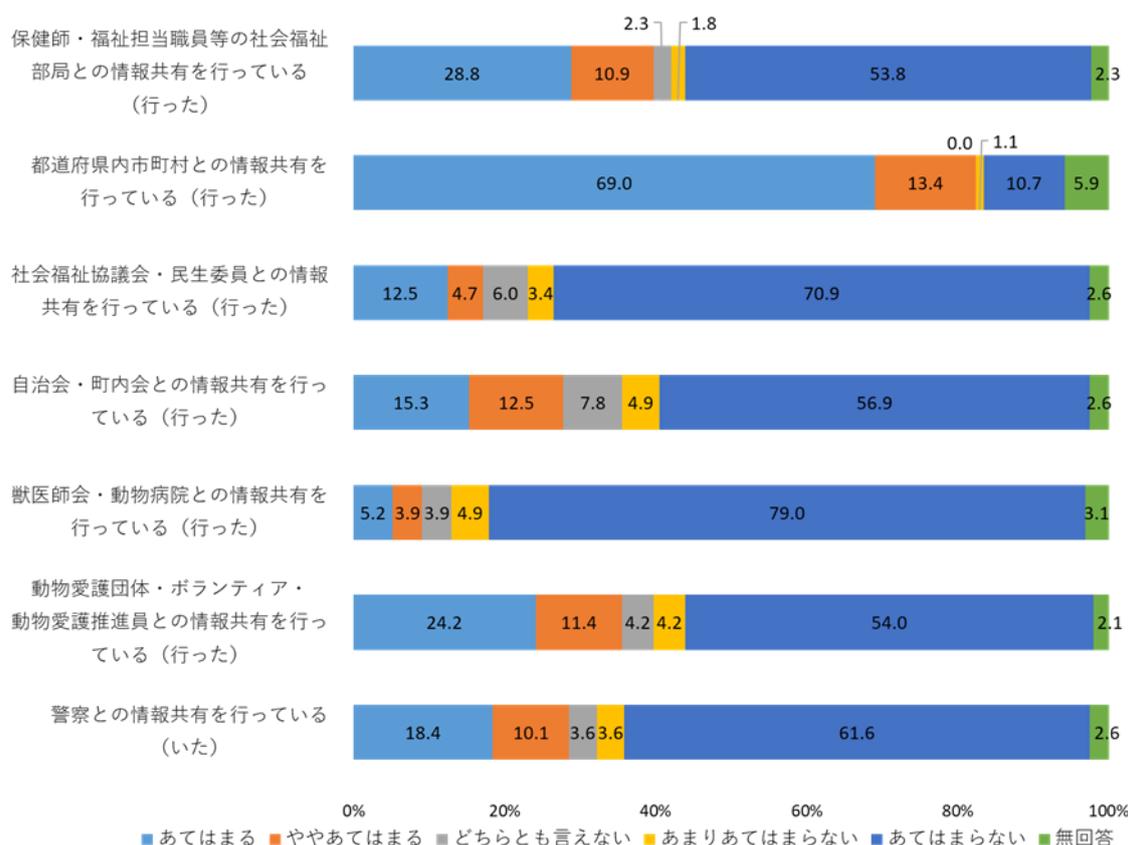
2.7. 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策

(1) 他の部署、他の機関との情報共有の状況

他の部署、他の機関との情報共有の状況に係る各項目について、「あてはまる」及び「ややあてはまる」の回答の割合は、都道府県のケースで「都道府県内市町村との情報共有を行っている（行った）」(82.4%) が 8 割を超え最も高く、「保健師・福祉担当職員等の社会福祉部局との情報共有を行っている（行った）」(39.7%)、「動物愛護団体・ボランティア・動物愛護推進員との情報共有を行っている（行った）」(35.6%)、「警察との情報共有を行っている（いた）」(28.6%) と続く。

一方で、「獣医師会・動物病院との情報共有を行っている（行った）」について「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した事例は 9.1% と 1 割未満であった。

図 2-40 他の部署、他の機関との情報共有の状況（単一回答, n=385*）



※：選択肢のうち、「都道府県内市町村との情報共有を行っている（行った）」については都道府県のみ回答（n=187）

(2) 各事例に対する行政側の課題・対応・対応策に関連してその他特筆すべき点 (自由回答)

① 取組上の課題について

分類	内容
個人情報保護の問題あり	<p>動物愛護団体・ボランティア等からは、執拗に情報の提供を迫られたが、個人情報保護の観点及び警察の捜査内容に関わることから、ボランティアに対しての情報提供はほとんど行わなかった。</p> <p>個人情報保護の観点から、警察及び行政関係機関以外とは情報共有を行うことができなかった。</p> <p>ケースワーカーと同行して対応しているが、個人情報に係ることなので、行政関係機関以外には情報提供ができない。</p> <p>動物愛護団体から本事例に関して保健所に問い合わせがあったが、個人情報のこともあり情報共有は行わなかった。</p>
生活保護担当部署との認識の違い	<p>生活保護受給中のため、引き取り手数料の件などで担当部署と情報共有等は行ったが、生活保護担当部署としては、飼育者たちについてそこまで介入が必要なケースととらえておらず、必要な手続きのみの関係と思われた。またこちらが飼育者とトラブルになっていた際にも生活保護担当部署は関わらないほうがいいとの判断で仲介等してもらえなかった。</p> <p>最終的に 29 頭引き取り、次のアパートで飼育許可されている頭数(2 頭)を手元に残すとのことであったが、実際には 5 頭連れて行っており、不妊手術未実施の雄雌であったため、ボランティア団体に協力を依頼しボランティア団体が全額負担し、5 頭すべて不妊手術を実施した。</p> <p>動物愛護担当職員が、犬の引き取りに出向くまで、体調不良の犬がいることが判明しなかった。同飼い主は生活保護受給者であることから、本市のケースワーカーが定期的に家庭訪問していたが、「治療を必要とする犬がいる」ことまでは認識できず、飼い主が経済的に困窮し、犬の飼養継続が難しくなるまで対策が必要との判断ができなかった。</p>
連携への協力が得られず (社協)	<p>社会福祉協議会等も事例があまりないせいか、相談しても担当でないというような回答であり、現時点で連携の難しさを感じる。</p>
連携への協力得られず (ソーシャルワーカー)	<p>ソーシャルワーカーから、保健所が介入することで作られた信頼関係を崩したくないとの意向があり、適正飼養や繁殖制限の助言や指導を直接出来ない状態であった。一度、直接助言等を行った後は、ソーシャルワーカーから情報が提供されなくなったため、現状不明である。</p>

連携への協力が得られず（ケースワーカー）	当該飼い主の人物像や多頭飼育に陥った背景等について情報収集するためにケースワーカーに問い合わせを行なったが、非常に消極的で、協力を仰ぐことは出来なかった。
飼育者の貧困が優先	関連部署は飼い主の貧困については動けるが、猫の問題については積極的な介入ができない。
飼育者とのコミュニケーション困難	飼い主は著しく協調性がなく、協力して猫問題を解決していこうという気持ちがない。
啓発活動が効果につながらない	猫の適正飼養についての啓発チラシを当該地区で配布または回覧し、近隣住民からも説得等を行ってきたが、効果はなし。
改善は一時的で解決困難	現在、動物取扱業となっているため、所管している県と共同での指導歴あり。 指導後に一時的に改善されることはあるが、解決には程遠い。 住宅密集地のため苦情が複数回あり。

② 苦情者へのフォロー

分類	内容
苦情者への経過報告	苦情者への定期的な経過報告を実施中。
駐在所と住民へ苦情の経過報告	町内会とは情報共有というよりは、もともと苦情依頼が出ていたので、要望により差し支えない範囲で経過報告を駐在所と住民に行う形になっていた。

③ 警察対応等

分類	内容
情報提供（警察）	現場確認は市町村担当者で行い、必要に応じ警察へも情報提供を行っている。
	管轄市役所から警察への情報共有は行っている（定期的ではない）。
	多数の犬の鳴き声に対する苦情について、自治体とは事件発生前から共に対応していた。飼い主逮捕後は警察と情報共有し、犬の処遇についての対応を依頼したが協力は得られなかった。

情報共有 (警察、役場、自治会)	役場、警察署及び自治会と常に情報共有しながら対応した。
協力的な対応 (警察)	本件を機に、警察署が犬猫に関する相談事例に対し協力的に対応するようになった。
)	警察へ相談したところ、近所から通報があれば対応するとの回答であった。
動物愛護管理法違反 (警察)	合計で44頭引取り。 警察は、「動物の愛護及び管理に関する法律」違反で対応。
狂犬病予防法違反で告発(不起訴)	狂犬病予防法違反(無登録、無注射)で告発したことがある。結果は不起訴だった。
訪問同行 (警察)	本事案は警察と近隣住民の協力があつたため、現在は改善傾向にある。警察と当センターともに、定期的に訪問を行って状況把握をしている。
警察立入に関する協力	動物担当者との面会を拒否され続けたため、帰宅時刻等、事前に把握した限りの情報を警察へ提供し、警察の協力を得て警察官の訪問という形式をとり動物担当者が住宅内へ入ることができた。
警察が頻繁に対応	放し飼い等により、警察が頻繁に対応していた。 保健所職員よりも、社会福祉協議会やボランティアとの接触が良好であった。
立入検査 (警察)	近隣住民から「怪我した猫や死体を放置しており、虐待に当たるのでは」と一報が入ったため、警察と協力し立入調査を行った。
行方不明者探索(警察)	警察は行方不明者の捜索を行いその際の犬の制御を保健所に依頼した。
立ち合い (警察)	市町村の動物業務担当者、管轄する警察署に協力を依頼し指導の際立ち会ってもらっている。 保護檻の設置の際は地区長にも協力を要請。
動愛法違反で書類送検 (警察)	飼育者は、猫の引き取り後に動愛法違反で書類送検されており、行政にも警察からの照会等があった。

通報(警察)	脱走した犬が土佐犬だったため、警察に通報し、市町村の担当者とも情報共有を行った。
--------	--

④ 他部署・他機関との情報共有・連携について

分類	内容
情報共有等(役場)	役場とは情報共有しながら対応している。
情報共有・訪問協力(地域生活支援センター)	地域生活支援センター(都道府県の地域福祉のセーフティネット事業の受託者)と情報共有や手分けしての訪問。
同行訪問(市役所)	悪臭の観点から、市役所職員同行の下自宅訪問を行った。
同行訪問(役場)	役場とは情報共有を密にし、指導に同行するほか、役場単独でも現場確認等を行っている。
情報共有(社協、市役所、ボランティア)、往診(獣医)	社会福祉協議会や市役所、ボランティアと情報共有を行い、協力を得た。また、狂犬病の注射の際には、動物病院に往診の協力をお願いした。
高齢者への啓発(社協)	今回は社会福祉施設職員からの相談により発覚した事例であるが、センターに相談がなければ把握できないものである。当センターは今年度、市町村の社会福祉協議会を通じて、高齢者世帯等を対象とした動物愛護に関するリーフレットの配布を行った。
会合での協議(保健所、社協、市役所、自治会長、民生委員)	保健所、社会福祉協議会、市役所、自治会長、民生委員と会議を実施し、飼育者へのケア、飼育犬の譲渡等について、対応策について協議を行った。
苦情(自治会)	奥さんが難病のため保健所と関わりがある。地域の自治会から市町村に苦情申し立てがある。
立入検査	県の家畜保健所と協力し立ち入り調査を行っている。

(県)	
情報共有 (福祉部局)	福祉と積極的に連携しているわけではないが、町の動物主管課が保健福祉部門のため、町レベルでは情報共有が行われている。
情報提供(動物愛護推進員)	動物愛護推進員からの情報提供があった。
情報共有(社協)	市町村の社会福祉部局へは社会福祉協議会から情報提供してもらった。動物愛護推進員に譲渡についての助言をもらった。
情報提供・指導依頼(都道府県内市町村)	市町村担当部署へ情報提供し、飼い方指導及び狂犬病予防法に基づく登録及び予防注射を指導依頼。
相談(裁判所)	裁判所の執行官から相談があった。
情報共有(福祉部局、警察)	娘の福祉担当職員から屋内の猫の悪臭が酷く、訪問やヘルパー利用、本人の病状に支障がある旨別途相談があり、情報共有中。また、飼育者と娘の喧嘩で、娘自ら警察を呼んだ後に、警察から当課に電話で情報共有があった。
情報共有(福祉部局)	福祉担当職員から訪問や面談時に様子を聞いてもらい共有した。また、こちらで得た情報も福祉担当職員と共有した。
情報共有(福祉部局、消防部局)	担当地区の保健師や障害関係部署、介護保険関係部署と情報共有したが、関わっている部署はなかった。 町内会から、敷地内の梱包されたままの荷物について、放火等が心配だとの申し出があり、消防部局と情報共有し、飼育者へ近隣住民が心配していることを伝えた。
情報共有の可能性(ボランティア等)	今後、ボランティア等との情報共有を行っていく可能性はある。
情報共有(公営住宅部局、生活保護担当部局)	公営住宅管理担当部局・生活保護担当部局との情報共有を図りました。

指導（生活保護）	現在、生活保護受給を申請中。飼い主が「犬の世話があるので仕事ができない」と言っていることから、生活保護担当者から減頭するよう指導を受けている。
情報共有（学校）	学校教育部門との情報共有を心掛けました。
情報共有（民生委員、地域包括支援センター、福祉部局、動物愛護団体）	<p>本事案の情報共有についての補足は以下のとおり。</p> <p>近隣住民から相談を受けた民生委員が、地域の高齢者による困りごととして地域包括支援センターに相談するとともに福祉担当部署にも相談。情報を入手した福祉担当部署が動物行政担当者に相談。</p> <p>動物行政担当から福祉担当部署を介して地域包括支援センターに以下内容を助言。</p> <p>飼い主が殺処分の可能性がある引取に同意しないのであれば行政引取は困難である。よって行政以外への譲渡を模索すべき。</p> <p>地域包括支援センターが、親身に対応してくれる動物愛護団体（避妊去勢手術を実施したうえで譲渡）を探し当て、飼い主に対して粘り強く説得を実施し、ついに解決に至った。その間、飼育者が入院する可能性が高まったとき等必要に応じて、福祉担当部署が動物行政担当へ相談や情報共有を行った。</p>
情報共有（ケースワーカー）	生活保護受給者であったため、猫の引き取り後に担当ケースワーカーに本事例を情報提供した。
情報共有（ケアマネ、動物愛護団体、動物病院）	ケアマネ、動物愛護団体、動物病院に手術や譲渡についての情報共有を行っている
協力依頼（住宅管理者、社協）	気分の浮き沈みが激しく、不要猫引取りの日程や飼育状況確認のための訪問について、飼育者は何度も約束を延期し、延期しないときは逃げて会話ができないときがあった。そんな時には、賃貸住居の管理者や熊本地震被災者支援をしていた社会福祉協議会にも協力をお願いした。
相談、ひきとり（児童福祉担当）	本人が全く動物愛護センターと意思疎通ができないため、全て保健子ども課の担当職員が対応していた。最後の猫の持ち込みも本人は一切来ることなく、保健子ども課の担当職員が行った。
情報共有（ボランティア）	個人ボランティアが動物の世話に入っており、情報共有していた。

飼育者の捜索(警察)、猫捕獲(ボランティア)	飼い主が猫を残して転居してしまったため、飼い主の居場所の特定や接触が困難であり、警察に協力を求めた。また、外に放たれてしまった猫たちの捕獲について、ボランティア団体の協力を得た。
現地調査協力(環境部局)、捕獲・搬送・不妊去勢手術(ボランティア)	臭い等の苦情が市役所の環境部にも寄せられており、現地の調査等を協力して実施した。また、自治会長からも相談が寄せられており、自治会長への経過の報告を行ったが、自治会の協力は特に得られなかった。 飼い猫の捕獲・搬送・不妊・去勢手術についてはボランティア団体の協力により実施した。
情報共有(社協、地域包括支援センター)、不妊去勢手術(ボランティア)	猫の世話をを行うことで生活が困窮していたため、社会福祉協議会や地域包括支援センターとも情報共有を行い、共に解決を目指した。 また、市内動物愛護ボランティアに協力を要請し、不妊去勢手術を実施した。
情報共有(地域包括支援センター、ボランティア)	地域包括支援センターや町会と情報共有を行い、共に解決を目指した。また、市内動物愛護ボランティアに協力を要請し、不妊去勢手術や譲渡を実施した。
他の機関との情報共有等・連携(障害者福祉部署、生活保護担当部署、高齢者福祉部署、保健師、動物愛護団体)	市の障害者福祉部署、生活保護担当部署、高齢者福祉部署、保健師等と協力し解決に向けて取り組んでいる。 また、不妊去勢手術や譲渡活動について、市内動物愛護ボランティアに協力を要請している。
他の機関との情報共有等・連携(県住宅管理事務所)	本ケースはペット禁止の県営住宅での多頭飼育であり、住民から県住宅管理事務所にうさぎの撤去の要望書が提出されていたため、県住宅管理事務所とも協力して対応した。
他の機関との情報共有	事例の引継に際して、都道府県の担当部署との情報共有を行った。

等（都道府県）	
情報共有等（保健師、地域包括支援センター、動物愛護団体）	動物管理センターを仲介して、保健師、地域包括支援センター、動物愛護団体と相互に情報共有している。
情報提供（保健師）	保健師、地域包括支援センターに情報提供している。
情報共有、転居支援（動物愛護団体）	動物愛護団体と情報共有を行い対応してきた。 飼い主は借家から転居することとなったが、転居先も動物愛護団体の関係者が紹介することとなった。
情報共有（同居者の入院施設）	飼い主には2人の息子と1人の娘がおり、3人とも精神障害の認定を受けているが、このうち1人の息子が入居している施設と、飼い主（母親）の動物の飼養状況や衛生状況について情報共有を行った。
情報共有・連携（ヘルパー、ケアマネージャー）	主に自宅を清掃にくるヘルパーやケアマネージャーと確認をとりながら対応した。

⑤ 行政上の要請・措置

分類	内容
動愛法第25条の措置要請	動物愛護管理法第25条に基づく措置を県に要請した。（4件）
ごみ屋敷条例認定案件	本事例は、当自治体の「ごみ屋敷条例」認定案件である。（2件）

⑥ 情報共有なし・他部署の関与の無いもの

分類	内容
情報共有なし	他部課と情報共有するまでの事例ではなく、動物愛護管理の苦情として対応している。（2件） 室内飼育をしており、近隣住民からの苦情等はなく、訪問指導している民生委員等福祉関係者のみ状況を把握していた。

大家から対応指示あり (他部署の関与なし)	大家から期限付きで対応を指示されており、数匹の猫は知人に譲渡したが、数十匹が手元に残ったとのことであった。飼い主は経済的に豊かではないものの、職には就いており、市の福祉・生活保護担当等の関与はなかった。
住宅管理公社から発覚 (他部署の関与なし)	今回の事例は、住宅を管理する公社からの相談で発覚したものであり、社会福祉部局等とは一切情報共有を行っていないものである。

⑦ その他

分類	内容
飼育者の能力の問題	市の担当職員及び民生委員からのアドバイスに、対応する能力がない。
近隣の関与	近所の人は苦情を連絡するのみで、直接的な関わりを持とうとしなかった。
飼育者の疾患	飼養者は現在心療内科にて加療中。
通報先（警察）	警察に相談が寄せられることが多い。
情報共有なし	当時は生活保護の受給や介護等の認定を受けていなかったことから、行政関係機関には情報共有を行っていない。

2.8. その他、本事例に関する特記事項

2.8.1. 各該事例において、状況の改善または解決に寄与した、他部署・他機関との連携・協力等のプロセスや、その他の要因についての気づき（自由回答）

① 関係機関との連携・情報共有

分類	内容
情報共有（役場・警察等） 継続的な訪問・指導	役場、警察署等、関係機関との情報共有を密にし、飼養者の連絡先を知ることができず接触が困難であったが、粘り強く定期的に訪問して家族を通じて指導したところ、改善を行おうとする意思は感じられた。
連携のための協力（保健師・警察・家族・動物愛護団体）	保健師の協力により統合失調症の治療が必要であることが明らかとなった。 警察及び弟の協力を得られたことで、動物の保護及び入院治療につなげることができた。 動物愛護団体により、新しい飼い主を見つけるまでの飼養と譲渡が可能となった。
清掃・飼養環境の改善（ボランティア）	ボランティアの協力により、住居の清掃や飼養環境の改善が見られた。
引取りの説得（警察）	屋内、屋外で多頭飼育を行った事例で、周辺環境を害するとして市町村から通報があり、警察とともに説得を行い全頭の引き取りを行った。
事前の調整（都道府県内市町村）、飼育者への定期訪問・指導、譲渡支援	近隣住民と近い関係にある該当市町村に、近隣住民からの相談が多く寄せられていたので、相談内容を共有しつつ指導方針や飼い主との接触の方法等について詳細な打合せを行った。また、指導においては定期的に訪問し飼い主と意思疎通を図ることで話のできる関係づくりに努めるとともに新しい飼い主の募集について飼い主に任せきりにせず助力を行ったことが、飼育頭数削減の一步になったものと思われる。

情報共有（ボランティア）、説得・立ち合い（警察）	動物愛護推進員ら当該ボランティアグループの関与により、良くも悪くも関係機関同士で情報の共有ができ、市担当部署や警察との連携・協力体制が図れた。その一方で、当該ボランティアグループと関係機関の間では信頼関係は築けなかった。 警察の関与により、当該飼主の事情聴取の際、飼養動物の所有権放棄の説得に協力してもらったり、その後の引き上げ作業の際に現場に立ち会ってもらったことで、円滑に作業を進めることができた。
関係者と手分けして訪問・情報共有	手分けして訪問・情報共有することで、飼い主の心情等（犬が死んで悲しい・〇〇が欲しい など）を把握できる機会が増えた。それを話題に、コミュニケーションを取ることができる機会が増えたことは、信用度アップの一助となった。
警察の介入	有償引取りのため、頭数分の手数料の準備に時間がかかった。 警察が介入したため、実効性のあるものとなった。
警察と行政による指導	警察と行政で指導を行ったことが、飼育状況の一部改善に繋がった。
デイサービス利用による生活改善・犬依存への軽減（社協）	社会福祉協議会の勧めにより飼育者がデイサービスに通い始め、生活の改善が行われるとともに、犬に対しての依存が軽減し犬を引き取りに出すに至った。全頭引き取りには出しておらず、継続飼育している個体については市役所と県保健所から獣医師会所属の獣医師に依頼し全頭登録注射を行った。また、ボランティアの協力により避妊去勢手術による繁殖制限も行い、飼育頭数が減少したことにより、給餌等の飼育状況が改善した。
引き取り同行等支援（社会福祉施設職員）	本事例では、相談のあった社会福祉施設職員に間にあっていただき、飼育者への説明や引取り時の同行等に協力していただいた結果、迅速に対応することができた。
情報共有（民生委員）	民生委員など福祉関係者による当該飼育者に対する監視体制がしっかりしていたため、飼育者の配偶者が亡くなった事実について、速やかに探知することができた。
立入（保健所、市役所）	保健所と、犬の登録等の業務を行う市役所とが協力して立入等を行ったため、より円滑に指導が可能となった。
裁判所からの強制退去命令	裁判所より強制退去命令が出ていたため、他所との連携が取りやすかった。

捕獲箱設置の協力(町役場)	町役場から捕獲箱設置等の協力があり、確認された犬全頭の捕獲に成功した。
積極的な介入、住民の不満解消(町)	地域の課題として町が積極的に介入している。解決はしていないが住民の不満解消にも役立っている。
保健所引き取りの判断	猫の飼養状況(衛生状態)が極端に悪く、飼養者以外の人に慣れていなかったため、すぐに他人への譲渡をすることは難しかった。また、家に残った義母は猫の世話ができるような方ではなかったため、保健所での引取りがやむを得ないと判断した。
ケースカンファレンスの実施(地域包括支援センターによる弁護士、社会福祉協議会、居宅介護支援サービス、動物愛護団体、保健所)、積極的な声かけ(保健師、ヘルパー)	<p>地域包括支援センターが法テラスの弁護士、社会福祉協議会、居宅介護支援サービス、動物愛護団体、保健所の関係者を集め、ケースカンファレンスを行って方針を決め、随時情報共有を行い対応した。ここで飼育者の認知症に配慮し、減らす動物の範囲を慎重に決めたことは、当該事例では良かった。(本人が可愛がっていた野良猫1と犬1を残した。猫は不妊手術を行い室内飼育へ)。</p> <p>皮膚炎などが見られた動物の治療と、猫の不妊手術については動物愛護団体が実施。犬猫の引取・譲渡については動物愛護団体と保健所が協同で行った。</p> <p>本人が納得してやめても忘れて行ってしまう、野良猫への置き餌などは、訪問した保健師やヘルパーが声をかけて片付けることを根気よく続け、犬や猫を譲り渡したことについても、本人が忘れる都度説明を行った。再度動物を増やすことなく維持できているのは訪問サービス職員の力によるところが大きいと思われる。</p>
近隣住民の支援(住民、自治会)	<p>飼い主が入院しているときは近隣の住民が犬の世話をを行うなど手助けをしてくださっている。当該飼い主宅の問題は犬だけではないため、近隣自治会としても様々な対応を行っているようである。</p> <p>加害者、被害者というだけの関係ではなく、地域の問題として考えている点が時間がかかっているものの多少でも改善につながっているのではないかと考える。</p>

飼育者情報の聴取（近隣住民）、金銭的困窮が無かったこと	金銭的困窮はなかったため、引き取り手数料について期限を決めて支払させた。また、近隣住民からの聴取で、飼育者の性格を把握できたこと、また、警察に協力要請したことが解決へ大きく寄与した。 地域包括支援センターからの電話には飼育者の親が応じてくれたため、間接的に飼育者へ行政が関与し始めていることを知らせることができた。
飼育者への継続的な訪問（地域包括部門）	動物愛護担当部署で対応できたのは、当該世帯訪問時に単独では訪問せず、常に地域包括部門（社会福祉事業団・訪問介護施設担当者）と協力して訪問したこと、頻繁に訪問したことにより何度も顔を合わせて、飼い主本人及び同居家族と信頼関係を築いたことによるので、こうした地域連携が大切だと感じました。
関係機関との連携・情報共有（高齢福祉課、ケアマネジャー、動物愛護団体）	他部局（高齢福祉課）、他機関（担当ケアマネジャー）、民間の動物愛護団体との連携・協力により、当初行政で引取りを行っていたが、最終的には動物愛護団体で引取りを行うこととなった。
関係機関との連携・情報共有（生活困窮者自立支援センター、動物愛護団体）	飼い主は、10年前に配偶者を亡くし、ペット飼養不可物件で犬の飼養を続けていたもの。今回、市の生活困窮者自立相談支援の窓口である生活困窮者自立支援センターが、本来飼い主が受け取ることができるものの受け取っていなかった遺族年金の受け取り手続きや、新しいペット飼養可の住居探しなどの生活にかかる支援を行った。また、複数の動物愛護ボランティア団体に協力を求めたことで、動物愛護ボランティア団体が協力し、動物の引き出し及び不妊手術を実施した結果、行政への引き取り申請は0件となった。

<p>新聞取材・動物愛護団体による情報拡散・迅速な譲渡（動物愛護団体）</p>	<p>地方裁判所の執行官からの相談により本件が発覚。家賃の滞納による立ち退きを命じるが、多頭の犬を飼っており犬の処遇をどうしたらよいか、との相談であった。</p> <p>執行官からの相談があった日から一週間後に立ち退き期限が到来予定であった。この1週間以内に犬42頭を引き取らなければならず、収容上限（約28頭）を優に超える引き取りのため、殺処分も視野に入れて引き取りを行った。しかし、相談日から二日後に22頭引き出したところ、その二日後には全て譲渡につながり、さらにその翌日には残りの頭数を全て引き出せた（期限内に全頭譲渡となった）。</p> <p>前半の譲渡に関しては、新聞の取材や動物愛護団体の情報拡散のおかげで各地から犬の引き取り希望者が訪れたことにより可能となったため、改めて、情報拡散は積極的に行っていくべきと考える。</p>
<p>不妊去勢手術（動物愛護団体、獣医師会）</p>	<p>不妊手術の費用の面で動物愛護団体の協力と、獣医師会所属病院の有志による手術実施の協力が得られ、繁殖制限措置が完了した。</p>
<p>飼育者との連絡調整（住宅管理会社）</p>	<p>当該事例は、借家の管理会社が直接の苦情を受け、飼い主との接触、説得・調整、動物の搬送等を管理会社の担当者が協力をしてくれたために、解決ができた事例である。特に、飼い主は日中不在のことが多く、管理会社が飼い主の職場に連絡するなどにより、うまく進めることができた。</p>
<p>飼育者との接触（警察）、捕獲（動物愛護団体）</p>	<p>警察の協力により、飼い主と話をすることができた。また、ボランティア団体の協力により、猫の捕獲を完了することができた。</p>
<p>関係機関との連携・情報共有（市域包括支援センター、町会、市内動物愛護ボランティア）</p>	<p>飼養者は障害によりコミュニケーションをとることが難しく、動物の適正飼養について指導を行うことが大変困難であったが、本人も以前からこの状況に危機感を抱いていた様子であり、行政の説得に協力的な姿勢であった。</p> <p>最終的に、市域包括支援センター、町会、市内動物愛護ボランティアが協力し、地域の問題として取り組み、解決することができた。</p>

関係機関との連携・情報共有（自治会、派出所）	飼主及び家族とは話をしたが、犬猫の確認拒否など抵抗的な態度をとられた。自治会の役員さんや派出所のおまわりさんと情報共有し対応に当たった。派出所のおまわりさんが地域内のもめごと程度ですむようと奔走され、その結果、複数の愛護団体が介入し、犬猫を引き取った。その後、飼主は管轄外に引っ越された。
飼育者への説得（警察）	集合住宅管理者等からの相談により、多頭状態が発覚。管理者が警察へ相談し、動物管理センター職員と警察署員とともに飼育者へ訪問し、飼育者を説得し、所有権を放棄した。猫 17 匹中 9 匹は飼育者の知人へ譲渡したが、残り 8 匹を動物管理センターで引取りした。警察署員との連携により、速やかに対応できた。
関係機関との連携・情報共有（ケアマネージャー、地域包括支援センター、等）	ケアマネージャー、地域包括支援センター職員等、普段から接している方の仲介により状況が改善された。
飼育者との接触（警察）	飼育者本人とはほとんど会うことができなかつたため、離れて暮らす親族と連絡を取り合っていたが、途中から親族と連絡がとれなくなったため、警察に連絡をとってもらった。
同居者（子ども）のソーシャルワーカーを通じた情報の把握	飼育者に不登校の中学生の子がおり、スクールソーシャルワーカー（ソーシャルワーカー）も関わった。そのソーシャルワーカーから飼育者及び家族の状況を知ることができた。
法令違反として警察を説得、張り込み警邏（警察）	本件では深夜から早朝といった人目がない時間帯に遺棄が行われており、担当課だけでは対応が不可能であった。指定した引取り時間以外に自活不可能な離乳前の子猫を放置することは愛護動物の遺棄にあたり警察署に説明し続け、協力を求めてきた。警察署担当課の理解が得られ、警察官が夜間の張り込み・警邏を行うようになってからは短い期間で解決に向かった。

立入り・同行の連携（警察）	<p>担当課だけでは飼い主に会うことや連絡を取ることも難しかったため、警察に立ち入り調査時の同行を依頼するなど、長年に渡り協力を求めてきた。</p> <p>飼い主宅を立ち入り調査し、飼養中の犬の全頭確認を行った。その後、「狂犬病予防法」に基づく登録が行われているか確認しており、警察から定期的に「捜査関係事項照会書」が届き、飼い犬の登録状況について情報提供を行っている。</p>
飼育者の支援会議の実施（精神保健担当、主治医） 動物の保護（動物愛護団体、獣医師）	<p>・飼育者は飼育の不適切さを認識できず、自身の生活もままならない状態であったことから、精神保健担当が主導し主治医を交えた支援会議を行った。病状については入院治療を要す状態にあり、猫の飼育は他者に委ねる必要があるとの意見から、関係者間で支援の方向性を検討した。結果、精神保健担当職員が入院支援を行うこととなり、親族の協力のもと飼育者は入院治療のため自宅を離れることとなった。猫については動物保護団体と飼育者が信頼を寄せる臨床獣医師が全て保護した。</p>
通報（動物愛護団体）	<p>動物愛護団体からの通報によって初めて、センターで当該事例を把握した。</p>
飼育者との連絡（ケースワーカー）	<p>連絡が取れなくなることが多々あり、ケースワーカーに状況の確認を行った。</p>
来店情報の取得（ペットショップ）	<p>ペットショップに協力を仰ぎ、来店したら情報を提供してもらっていた為、動物を増やすことはなくなった。</p>
飼育者の自宅清掃（ボランティア）	<p>行政（当動物管理センター）職員が通常の業務範囲を超えて、多頭飼育者の住居を清掃した。猫を収容するため、関わった動物愛護ボランティアが第2種動物取扱業（譲渡目的の保管施設）を設置するに至った。</p>
ごみ・衛生害虫の対応（環境衛生部署、環境政策部署、清掃事業部署、道路事業部署等）	<p>ゴミや衛生害虫の発生について、市の環境衛生部署、環境政策部署、清掃事業部署、道路事業部署等と連携を行った。主に環境政策部署が中心となり、問題の解決をめざした。</p> <p>最終的に飼養者は長期入院し、隣家に住む甥がボランティア団体を介して犬猫の譲渡を行った。</p>

不妊去勢手術（社会福祉協議会や地域包括支援センター）	社会福祉協議会や地域包括支援センター等の高齢者支援部署と連携したため、ボランティアを介した不妊去勢手術等の処置を行うことができた。飼養者本人も以前からこの状況に危機感を抱いていた様子であり、行政の説得に協力的な姿勢であった。
指導（県及び域内の市）	取扱業を県が所管していることから県と市で指導に行くことで、一定の効果があると考える。
動物の捕獲・運搬（住宅公社）	住宅公社の担当職員が変わったことをきっかけに、迅速に解決に向かった。 問題解決のためには行政が引き取りをせざるを得ない状況だったが、飼い主の身体的な問題や収入の問題により、猫の捕獲・ケージへの収容や引取り施設までの運搬を飼い主自身で行うことができず解決に時間がかかっていた。これらの点について公社職員の方々が、業務の範囲を超えて協力してくださったため解決することができた。
情報共有（動物愛護推進員）	動物愛護推進員が行政と飼育者の間に入ることで、行政に対する飼育者の姿勢が和らぎ、飼育状況等の情報が得られるようになった。
信頼関係あり（市町村環境部局）	市町村環境部局がゴミ収集を支援しており、担当者と一定の信頼関係がある。

② 福祉部局による情報共有・連携等

分類	内容
福祉部局とは別々に対応	社会福祉部門と情報共有をしているが、多頭飼育について福祉部門が関わると福祉についての対応がうまくいかなくなるため、飼育者に対しては別々に対応し、各担当部門についてのみ指導している。
情報共有（生活保護担当部署、ボランティア等）	生活保護担当部署、ボランティア等と情報共有を図り、当該飼い主や飼育動物の飼養状況について一定程度把握することができていたので、適宜対応をとることができた。
福祉部局への研修実施、早めの相談の重要性説明（生活保護担当部署）	生活保護を担当する部署より相談を受けて、センターとして本事例を探知した。毎年、生活保護受給者や高齢者、障害者等と関わりのある福祉関連部署の初任者に対して研修を行っており、訪問時において不適正飼養事例等を探知した際には、問題が大きくなる前に早めに相談いただくよう説明している。

ごみ問題の観点から相談（地域振興課、消防）	他部署（地域振興課、消防）にも相談をし、ゴミ問題の観点からもアプローチした。
動物の引き取り対応（保護課）	保護課と同行し猫の引取り対応をおこなった。
立場の違いについての理解、新聞取材	お互いの立場を理解し関係者の連携や協力等が得られたことが問題の解決に繋がったと感じた。 動物の命に関わることなので期日を設け対応することが難しいが、限られた予算・人員の中で対応するためには必要だと感じた。 取材を受け新聞記事となることで沢山の協力者が現れると感じた。
指導の実施（生活保護担当）	飼養環境の改善を期待し、生活保護担当者と合同による適正飼養指導を実施も、全く効果が見られない。 飼養環境の改善を期待し、生活保護担当者と合同による適正飼養指導を実施も、全く効果が見られない。
その他	生活福祉担当職員の情報提供により事案が発覚したが、その後の対応についての協力は得られなかった。
ごみ処理等の協力（環境部） 捕獲（動物愛護団体）	飼い主との接触には環境部の協力が得られた。また、当該飼い主は屋内のゴミの処分についても困っている状態であったため、ゴミ処理についても相談を実施した。また、屋内で放し飼いにされていた猫は人慣れしていない個体がほとんどで、捕獲が困難な状態であったため、ボランティア団体の協力が不可欠であった。
情報共有（保健師）	当市保健所に所属する保健師より、飼い主宅への新生児訪問時に犬が多頭飼育されていたとの情報提供を受けたため、保健師と情報共有を行った。
福祉部局との連携（障害者福祉部署、生活保護担当部署、高齢者福祉部署、保健師等）	市の障害者福祉部署、生活保護担当部署、高齢者福祉部署、保健師等と協力し、また市内動物愛護ボランティアに協力を要請し、解決に向けて取り組んでいるが、飼養者が猫を手放すことや猫に不妊去勢手術を行うことを拒んでいる。

連絡調整（環境衛生部局、福祉部局、包括支援センター）	当初、訪問・手紙等により接触出来ず。他法令に触れているおそれがあったため環境衛生部局と情報共有。独居老人で家屋内も不衛生であったため、福祉部局に連絡後、包括支援センターが接触したが、出来ることはないとの回答。最終的に保健所で全頭引取りを行った。
高齢者の疾病等・精神疾患が疑われる場合は他部署へ相談	親族と連絡を取るためには、他部署の協力が不可欠であるため、高齢者や精神疾患が疑われる方については、他部署へ問い合わせるようにしている。
他部署からの早期の相談（社会福祉部局）	本市においては他部署との連携は構築されていないが、当該事例においては社会福祉担当者から個別に相談を受けていたため、早めに対応することができた。

③ キーパーソンとの接触

分類	内容
区長	当初、入院した飼養者に代わって猫の世話に通っていた兄夫婦との話し合い、現地確認ができずにいた。近隣への被害状況の聞き取りをしようと、区長さんに協力依頼をしたおかげで、近隣の飼養者兄夫婦と面識のある方が直接連絡してくださったことにより現地確認や話し合いができる状況となった。
付き合いのある近隣住民	最初に介入したボランティアと飼育者との関係が悪化したため飼育者は周囲への警戒心を強めていたが、地域住民（以前から付き合いのある特定の人物）による説得と別のボランティアの働きかけによってほとんどの猫を手放した。社会福祉部局とも情報共有を行い、一度は本人との面談を実施してもらったが、本人の希望がなければ支援が難しいとのことで関係は継続していない。
マンション管理者、社協	約束していた飼主自宅訪問した際に、本人に連絡が取れず、現場に掲示されていた当該マンションの管理者に連絡をし、協力を仰いだ。 他にも、飼主と連絡が取れなくなった際に飼い主の子供（成人）に電話したところ、飼い主本人と話をしている社会福祉協議会の担当者に連絡された。その担当者から飼い主の状況を確認してもらい、センターに情報を入れてもらっていた。

家の所有者 (貸主)	家の貸主が、飼い主に退去してもらうために、退去に係る費用（引っ越し代、新しい住居の敷金礼金、必要であれば新たな家具代等）を全て負担するとの申し出をしたことにより、飼い主が退去に納得し、猫を手放すことを決断した。（37匹の猫を連れて引っ越せる場所は無いため）。 今回の解決においては貸主側の尽力によるところが非常に大きいと思われる。
土地所有者 (貸主)	動物愛護団体が主体となり獣医師との連携が図られたことにより、速やかに手術等の処置ができた。また、飼育者に立ち退きを求めている土地の所有者が手術代等を支払う意志を示したため、費用面での問題が生じず、団体も動きやすかったものと思われる。
自治体の顧問 弁護士の助言	途中より市の顧問弁護士に相談し、専門家の意見を求めることができたことが解決に寄与した最も大きい要因であった。
積極的な保健師	包括支援センターが中心となって、関係者（ケアマネ、保健所精神難病班、障害福祉課、長寿課、民生委員、動物担当部署等）による会議を2回行っている。 実際に訪問して対応したのは包括支援センターの保健師とケアマネージャー、動物担当職員であった。本ケースでは包括支援センターの保健師が積極的に介入してくれたため飼育者とコミュニケーションがとりやすかった。 こういったケースでは明確な担当部署というところはなく、それぞれが「ここは担当だが、それは担当ではない」という感じで線引きをしあっており、たまたま本ケースでは支援に積極的な保健師がいたため解決した事例と思われた。
飼育者の友人	当初、行政の話はあまり聞き入れなかった。その後、地域包括支援センターから対象宅の衛生状態で相談があり、協力して説得に当たった。最終的には、近所に住む友人の説得により、猫の引取り及びエサやりを止めることを了承した。

④ 強制的な介入・法律上の対応等

分類	内容
罰金刑(狂犬病予防違反)	警察が積極的に動き、立件から罰金までいった事例で、狂犬病予防法違反で20～30万円の罰金となり、その後、登録・注射及び不妊去勢手術を少しずつ進めるようになった。

賃貸住宅の明け渡しの強制執行(家賃滞納)	<p>本事例は、賃貸住宅の家賃滞納に伴う明け渡しの強制執行の催告により、当該飼育者が飼養していた猫を連れて管轄外へ移転したことで結果的に解決となったものであった。明け渡しの際、飼育者が猫をおいていった場合には保護・譲渡できるように準備を進めていた。</p> <p>また、事例探知から解決までの間には、飼育者が逮捕・勾留され、その間職員が給餌・給水を実施するといったことも発生した。</p>
住居の大家(貸主)による立ち退き	<p>住居の大家から立ち退きが通知されていた。これに対して飼い主自身も弁護士に相談したが、引越しすることを勧められたとのことである。</p> <p>大家側の弁護士との話し合いにより、最終的に、引越して猫を知人に預かってもらっているとのこと。</p>
抵当権の消滅	<p>持ち家の抵当権を失い、強制退去であったため、最終的に引取ることができた。</p>
強制執行	<p>数年前の強制執行時に、飼育者が新しい猫の飼育場所を確保できなかったために、所有権を集合住宅所有者にうつし、引き取りを行うことができた。</p> <p>そのタイミングを逃さなかったことは良かったと考える。</p>
法的な文書による改善請求	<p>苦情の通報者の家族が弁護士で、その弁護士が被苦情者へ文書で期限を付した状況改善を求めた。その文書には、期限までに改善又は回答がない場合は民事訴訟を起こすと記載されていたとのこと。これを契機に市外への転居を決意した模様。</p>
狂犬病予防法に基づく捕獲	<p>市では有料かつ持ち込みによる犬猫の引き取りを行っているが、本例では出張での引き取りを実施した。</p> <p>費用については、通常の引き取りでは支払いが困難であったため、一部を狂犬病予防法による捕獲とし、処分を行った。</p> <p>飼い主が増えすぎた犬に困って、どうしていいかわからない状況であったため、解決方法を提示したことで解決に向かったと考える。</p>

⑤ 飼育者への親身な生活一般の助言

分類	内容
生活支援(福祉担当者・民生委員・社会福祉協議会)	<p>最終的に当センターが動物の引取りを行うこととなったが、市の福祉担当者・民生委員・社会福祉協議会が事例発生者に対し親身に生活面を含めた助言・支援により事象の解消となった。</p>

関係者の立場の明確化、情報共有	行政やその他団体等の介入において、それぞれの立場をはっきりさせ対応し、介入する関係者が情報共有し連携を行うことで、飼い主本人との信頼関係（話を聞く、飼い主本人が困っていることに対して何らかの援助が出来る者が必要）を構築することが出来るのではないかと考える。
飼育者の情報収集（民生委員等）、連絡体制の構築（福祉課、環境衛生課、保健所衛生課）	飼育者は当該地域で生まれ育った人物であるため、民生委員や一部近隣住民は飼育者の人となりや生活状況をよく知っており、行政側が対応策を考えるうえで有益な情報を提供してくれた。 民生委員と一部近隣住民は、飼育者の行動を非難するというよりも飼育者の身を案じているようであり、犬の問題やゴミの問題を何とか良くしようという姿勢があった（飼育者と一緒にゴミの片付けを一緒に行う等）。 市福祉課が開催するケース会に、市環境衛生課と保健所衛生課も参加して意見交換と情報共有をおこなった。これ以外にも、3者の間で随時連絡を取り合い、当該飼育者の状況把握に努めた。
係留用具の提供	緊急性の回避のため、係留用具の不用品の提供を行政が行った。

⑥ 譲渡に係る活動の助言

分類	内容
譲渡の助言	飼養犬の頭数を減らすため、譲渡活動の手段を助言し、譲渡された犬もいる。
譲渡の支援（保健所、社協）、不妊去勢手術（動物愛護団体）、家族の協力	保健所と社会福祉協議会の協力により、新しい飼い主探しや雌雄を分けての飼育環境の整備が行われた。 社会福祉協議会により、遠方（東京）で暮らす娘の協力が得られることとなり、不妊去勢のための資金援助、新しい飼い主探し、娘による猫の引取りも行われた。 愛護団体による不妊去勢手術への協力（病院への搬送）が行われた。
所有権放棄の助言（自治会）	単身高齢であって生活に困窮する飼育者が重病を呈して入院した結果、10数頭もの飼い犬を飼養管理する者がいなくなり、それを知った自治会が飼育者の親族に対して、飼育者に犬の所有権を放棄することの説得を掛け合ったことから、全頭の犬が行政による引取り対応となり、事案終結に至った事例である。 事案終結の背景には、飼育者が犬の所有権を放棄する意思を決定した後に自治会が飼育者のために当該犬の譲渡先を探すことの協力や親族からの経済的協力があり、問題解決の大きな要因となった。

情報共有（市町村、警察）	脱走した土佐犬が発見されるまで、市町村の担当者、警察と犬の捜索・情報共有等を行い、協力した。その後、飼い主が長期入院するにあたって、飼い主が知っている犬のブリーダーに犬を引き渡した。
指導（警察）	当初は放れ犬ということで、駐在と協力し原因者に指導を行ったところ一時的な改善が見られていた。その後も続いたため、警察と協力し原因者に指導を行ったことで、事の重大さを受けたと思われる。
ケージの貸出、	雄と雌を分けるための大型ケージの貸し出し。 本人による里親募集での譲渡。
譲渡の支援（ケアマネ、動物愛護団体、動物病院）	ケアマネ、動物愛護団体、動物病院の連携により手術、譲渡が行われたが、未手術の猫が出産したため現在も指導継続中。
引き取り・助言	元より繁殖制限や適切な飼養について理解のある原因者であったので、最小限の引取と助言に留まった。
譲渡の実施	飼犬 8 匹のうち 3 匹譲渡、残りも少しずつ対応している。
引き取り・譲渡の実施	飼育者の死亡により多頭飼いが発覚したが、飼育場所となっていた戸建住宅の処分は緊急を要しなかったため、当動物管理センターへの引取りを計画的に日数を空けて譲渡を進めながら行った。12 頭のすべてが同一犬種で、これらの譲渡希望する方が比較的多かった。

⑦ 親族・同居者の判断等

分類	内容
同居者（息子）による引き取り	犬の引取りにより、放浪等の苦情は解決した。引取りには同居家族（息子）の決断が必要であった。当初、息子は家族の意思を尊重し、ペットロスなどの精神的影響を考えて、引取りに否定的であった。 しかし、度重なる苦情の発生と保健所の指導や改善が見られない状況から、飼い主の反対を押し切って引取り申請に至った。
同居者による引き取り	エサやりから、繁殖を繰り返し増頭し、近隣から苦情が出た事例。本人に動物への執着は見受けられず、家族の手により、行政に放棄された。
飼育者及び親族（子）の努力	近親者（子）の協力と飼い主の努力により、メス犬は全て不妊手術をして、数頭は次の飼い主へ譲渡することができたとの報告があった。最終的に不要犬として飼い主が持ち込んだのは 6 頭であった。

親族・同居者の判断	親族が猫ボランティアに、当該猫の不妊手術の協力依頼・相談をしている。
同居者の入院、生活困窮	訪問時、家族の急な入院により経済的に困窮した状況であったことが、短時間で解決（行政による引取り）につながった要因。
飼育者の入院	飼育者の入院後、飼育者の親族が残された犬たちの世話をしながら、間隔を空けて2～3頭ずつ当動物管理センターに持ち込んだ。当センターでは犬たちの性質・相性を観察して譲渡を進めた。いずれも小型の室内犬で、譲渡希望者も多く、短期間のうちに譲渡が進んだ。

⑧ 適正飼養の指導

分類	内容
指導（保健所）	保健所の指導により屋内飼養を試みる等、本人には改善の意思が見られる。
指導（役場）	飼養者は問題意識を持っており、改善しようとする意思は感じられたことから、役場とともに定期的に訪問し飼養管理について助言を重ねている。
指導、譲渡（動物愛護団体）	本人に猫を飼養している自覚がなかったため、飼っているということから自覚してもらうことから始めた。 飼っていると自覚してからは、愛護ボランティアに譲渡を依頼する等、円滑に猫の数を減らすことができた。
訪問同行（市職員）	市職員が訪問に同行したことにより、飼養者と行政の間で円滑に話ができたと感じる。
住宅の退去措置（公営住宅管理部署）	同行した公営住宅管理部署の職員が、再三の改善指導に従わなかったことから、改善（猫の飼育中止、破損個所の修繕）がない場合の退去期限を通告し、その後退去となった。
訪問指導同行（ケースワーカー）	担当ケースワーカーと共に飼育者宅を訪問し、動物の状態の確認や飼育者への説明をすることで、頭数の把握や、引取りまでの調整をスムーズに行うことができた。
指導 引き取り後の継続的確認（ケアマネジャー）	引取対応したが、引越後にも前住居に戻って野良猫に餌を与えているとケアマネから連絡があった。今後、再度同様の事態が起こりかねないため、飼い主と接触を図っている。

<p>適正飼養の方法について具体的に指導</p>	<p>全頭不妊去勢の実施が、飼い主に対して「これ以上増えない」という安心感を与えたのか、屋内飼養の徹底や飼養環境の改善に対する飼い主のモチベーションアップに寄与したように感じる。</p> <p>ただし、飼い主はトイレの設置や清掃の仕方など、適正飼養についてのノウハウは一切持たないため、動物愛護部局から、可能な限り具体的な方法を説明しないと、実行に移してもらえない。適正飼養について、法律や条令には細かい規定がない以上、動物愛護部局は具体的な方法を挙げにくい立場ではあるが、積極的に説明しなければ状況は変わらないものと経験した。</p>
<p>継続的な訪問・説得</p>	<p>相談当初は、近隣住民からの苦情と管理しきれない頭数の猫で手一杯であったためか、保健所から室内飼養と不妊去勢手術について指導を行っても、話を理解できていない様子であったが、訪問を繰り返し、猫を減らす計画について話し合った。</p> <p>保健所で猫の引取りを行い管理頭数が減るにつれて、冷静に現実を受け止められるようになり、室内飼いの環境を整えることになり、メスの不妊手術を実施することについて前向きに考えられるようになった。</p>
<p>不妊去勢手術の支払方法について支援（動物愛護団体）</p>	<p>親からの SOS であったこと。両親との関係が良好であったため、行政の方針にも比較的従順であった。</p> <p>タイミングよく愛護団体で抱えている頭数が少ない時期であり、譲渡対象の猫として受け入れてもらえた。</p> <p>愛護団体による不妊手術代金については、分割ではあるものの銀行からの毎月の自動引き落としにする（2年半かけて完済）、お気に入りの猫や譲渡が難しそうな猫を残し地元のボランティアに地道な譲渡活動に協力してもらうことで継続して関わる事ができた。</p> <p>継続して関わり、飼い主（家庭）自身が成功体験できるように導いたことが解決に寄与したと考えている。</p>
<p>不妊去勢手術の協力</p>	<p>1度目は引き取ったが、再び増えていたため、今後は増やさないという約束のもと、避妊・去勢に協力した。</p>
<p>指導</p>	<p>雌雄を区別して飼養する、運動をさせる等、一定程度の飼養管理を行っており、定期的な訪問により状況を確認して必要な指導を行っている。</p>
<p>指導</p>	<p>当課から猫の里親を探すなどの対応をとるよう提案したが、受け入れられず「自らで全ての猫を最後まで飼養する」と譲らなかったため、今後繁殖させないよう指導した。</p>

指導	屋内飼養の徹底やエサ、トイレの管理が出来ないため、継続飼養は困難と考えて説明を試みたが、管理の必要性については理解が進まず、飼養者が飼養断念に納得できずにいる。苦情についても、本人が直接言われていないので苦情があることを理解できないでいる。
指導	全ての犬（22頭）を飼うことができると思って疑わない。苦情についても、本人が直接言われていないので苦情があることをあまり理解できていない。警察に言われたので親犬から登録しなければならないと思っている。

⑨ 動物愛護団体等による積極的な対応

分類	内容
保健所収容時の連携	動物愛護団体と協力して収容したので、保健所の収容頭数を超えて収容することはなかった。
不妊去勢手術の実施	動物愛護推進員をはじめとするボランティアの協力により、先日一斉不妊手術を実施した。
不妊去勢手術の実施、動物の引き取り	親族が最初に相談した動物愛護団体の対応が早く、複数の動物愛護団体が連携し、飼育動物の不妊去勢手術と動物の引取りを行った。
猫の収容の支援	動物愛護団体が猫の収容に積極的に協力してくれたこと。
不妊去勢手術の実施	行政が事案を探知する前に、動物愛護団体による猫の不妊去勢手術が積極的に行われていた。
健康管理・譲渡の支援	当該多頭飼育者の住所地域にいる動物ボランティアと連携、協力した結果、飼育動物の健康管理が適切になされ、譲渡を進めることができた。どうしても譲渡できない動物（2頭）のみ行政で引取りした。
飼育者への寄り添い・支援	猫への執着心が強い当人に対し、猫を取り上げることなく、また、生活環境も激変することなく対応できたことで、大きなトラブルなく終結できた。協力した動物愛護団体が、猫の保護を第一に考えるのではなく、飼い主の身体的状況に寄り添いながら対応することを実践されたことが状況の改善につながったと考える。
不妊去勢手術の実施	動物愛護団体に協力している動物病院が飼育者に対し不妊去勢手術代について分割払い等相談に応じてくれたことで、メスの不妊手術を順次実施し、繁殖制限を行うことが可能となった。

不妊去勢手術の実施、動物病院の紹介	動物愛護団体に多頭飼育者の猫の不妊去勢手術を低価格かつ迅速に実施してくれる動物病院を飼育者に紹介してもらったことにより、オス全頭の去勢手術を速やかに実施し、繁殖による飼育頭数の増加を抑制できた。
譲渡の支援	動物愛護団体の協力により、譲渡によって数を減少させる事ができた。
不妊去勢手術の実施	市から動物愛護団体に依頼して、不妊去勢手術を実施。現在、譲渡による数の減少を計画中。
譲渡の支援	動物愛護団体が、本人に寄り添い、犬の譲渡先を探してくれたこと。地元の警察職員が飼養状況改善及び引取りの説得に協力してくれたこと。
治療・不妊去勢手術の実施、譲渡の支援	動物愛護団体との連携による飼育動物の治療・避妊去勢・飼養環境改善・一部動物の譲渡先の確保
情報提供	動物愛護団体へ親族が犬の保護を直接求めた。保健所は動物愛護団体と犬の行方について情報提供を受けた。
動物の保護	動物保護団体が動物を保護することで、飼主は動物を手放すことができたと考えます。
引き取りに関する支援	当該事例については、多頭飼育当事者が殺処分等を含めた引取りについて特に消極的（排他的）な反応であったため、動物愛護団体から主にアプローチしてもらった。
動物の保護活動の支援	飼養者は個人で猫の保護活動を行っていたため、市内動物愛護ボランティアと協力をするようアドバイスした。また、動物飼養施設を建設し、その中で動物を飼養することによって、近隣とのトラブル解決を図ったようである。
不妊去勢手術の実施	動物愛護団体とは日頃から情報交換会を実施するなど情報共有を行っている。本事例のように猫の不妊去勢手術が問題解決には必要不可欠な場合に、動物病院との協力関係を築いている動物愛護団体の協力が得られれば、問題解決が一気に図られる可能性が高いと考える。
譲渡の支援	本人が里親募集サイトにうさぎを掲載したことから、ボランティアが探知し介入があり、結果的にうさぎがすべて住宅からいなくなった。

不妊去勢手術の実施、清掃	<p>相談受付当初は飼い方指導で訪問をしていたが、ボランティア団体が把握し介入した。ボランティア団体は野良猫の不妊手術を行うことも目的とする団体であったが、本ケースの飼い猫も対応してくれて、室内で捕まえて動物病院に手術のために運んでくれた。また、ボランティア団体の協力動物病院もボランティアからの仲介により通常よりもかなり安い金額で不妊手術をしてくれた（費用は飼育者負担）。</p> <p>飼育環境改善のため、ボランティア団体と動物愛護職員、飼い主家族で家の大清掃を1日かけて行った。</p>
動物の引き取り支援	<p>長期間継続して指導を行っていたが改善しなかった。その後、愛護団体及び警察と連携して介入することになり、愛護団体が犬を全頭引き取った。</p>
動物の保護	<p>近隣住民からの苦情により事案が発覚し、飼育者も猫の世話や飼育環境整備にも比較的努めていたため、ボランティアの協力により全ての猫を保護することができた。</p>
譲渡の支援	<p>殺処分の承諾を含むセンター収容について、娘さんや保健子ども課の担当者が飼い主に何度も説得した結果、引き取りになり、多頭飼育については解決。しかし、センター収容後、即殺処分は行わず、必要な治療をしながら次の飼い主を募集した。成猫の譲渡には時間がかかり、一時期殺処分になる恐れがあったが、愛護団体の協力の元、殺処分は免れた。全て譲渡されるまでに半年かかった。</p>
不妊去勢手術の実施	<p>介護事業者から動物愛護団体への相談、動物愛護団体から動物管理センターへの相談、保健師、地域包括支援センターから動物管理センターへの相談を契機に、動物愛護団体が多頭飼育者への猫の不妊手術への支援を行うに至った。</p>
動物愛護団体等による積極的な対応	<p>当件に関して動物愛護団体が解決に寄与した部分は大きい。</p>

⑩ その他

分類	内容
拒絶により断念	<p>犬の所有権放棄について説得し、一時は獣医師会への協力依頼までこぎつけたが、直前で本人が拒否反応を示し実行できなかった。</p>
早期の情報提供を希望	<p>市の職員が以前から飼い主宅に訪問し、多頭飼育の情報を知っているのなら、早い段階で当所に情報提供してほしいと思った。</p>

動物の頭数は減少	最近、飼い主が死亡して息子が犬の所有・飼養管理を引き継いだ後は、頭数が減少傾向となっている。
転居前から他党飼育状態	情報提供者である友人等の話によると、本市に引っ越してくる前（他県に住んでいた）にも、同様（頭数はもっと多かったとのこと）の事態が発生してしまったと本人が話していたとのことであった。
不妊去勢の説得や実施	福祉部署の協力を仰ぎたいケースであるが、飼い主自身が行政職員（特に福祉担当）に対し極度の嫌悪感を示しており、実現に至っていない。本案について、警察への情報提供は行っていない。
連携に至らず	多頭飼育の状況把握後、対象者との接触はまだ2回と、対象者を取り巻く環境も不透明な部分が多いため、他部署、他機関等との連携には至っていない。
飼い主の入所	数年前に、飼い主は入所となった。しばらくして猫は離散を開始し、当該地域からの苦情がなくなりました。苦情があった方達からは「初めて家庭菜園ができる。窓を開けて生活している」との声や「本当に（女性が）いなくなったのか、どうりで猫の姿がなくなったわけだ」との話がありました。また「私は苦情を寄せたことはないが」との方から、電話で飼い主の入所を歓迎するような声もあった。飼い主の餌付け地域へ相当な被害を与えていたと実感しました。
飼育者の問題の対処能力の不足	自立生活のできない父親の世話と猫の世話の掛け持ちは、飼い主のやる気と能力では難しい。
飼育者の死後、家族は所在不明	本来の飼い主（女性）は寝たきり状態のため、夫を対応窓口として改善を求めてきたが履行されていない。 ゴミ屋敷としても市民から苦情が寄せられている。 夫は妻の死亡後自宅に寄りつかず、接触できない状態（所在不明、電話応答なし）。

2.8.2. 各該事例において、解決を困難にしている要因や、直面している課題等についての気づき（自由回答）

① キーパーソン・協力者の不在

分類	内容
孤立・協力者の不在	飼育者の高齢と認知症に加え、親族とは疎遠のため、キーパーソンとなる人物がいない。
家族の協力が得られない	女性の家族（息子）からの協力ができないこと。不妊去勢手術や譲渡会などへ向かう車両の協力ができていれば、今回の「屋内の猫の件」以前に地域の環境改善への前向きな行動がとれたと思う。また女性の「私がすべて行っただ」との意見を強く感じるが、しかし年齢から考えて至極困難な進み方を選択したことも、事例を難しくした要因と感じた。
親族の協力が得られない	20頭の飼養猫のうち8頭を保健所で引き取りすることとなったが、残った猫について再三の指導にも関わらず避妊去勢術を行わなかったため元の頭数に戻りつつある。 当該者を含め高齢者ができることは限られており、家族・親族の協力が得られない場合は根本的な解決は難しい。
飼育者の孤立（家族あり）	本多頭飼育崩壊の事例は、実娘からの生活相談の中で福祉部局が探知したものであり、完全室内飼養のため、近隣住民からの苦情相談もなく、また飼い主が精神不安定で社会的孤立状態であったため、仮に市で多頭飼育届出制度があったとしても探知しえない事例であった。

② 飼育者とのコミュニケーションが困難・説得が困難であること

分類	内容
飼育者の指導が困難	飼育者は、動物愛護、地域猫の名の下に地域住民の理解・合意がないまま、自宅に寄りついている飼い主不明猫にもえさやりしており、周囲の意見を聞き入れようとしない。
	飼育者は精神障害があることと、その場しのぎの嘘を言う人物である。現在は親の年金で生活しておりペットショップで犬を購入してくる。
	経済力はあるが、考え方の違いがあり、行政の話の聞き入れてくれない。
	自身の考え方に固執しており、法や条例、周囲への迷惑を説明しても理解しようとしなない。 正確な住所など不明な点が多く、動物愛護担当だけでの対応が困難であるとする。

	<p>世間話には応じるが、指導には応じない。</p> <p>飼養者の理解がすすまないこと。自身の考えていることと違うことを言われると黙ってなにも言わなくなる。</p> <p>飼い主の個性。正義感は強いが独善的。他者、特に行政や警察をあまり信用していない。助言等を素直に受け入れられないことが多い。一方で他者(行政や警察含む)に対して、批判的な言動が多い。</p> <p>当事者本人は、行政への引取は望んでいない。しかし、自己管理を含め、猫の適正飼養が十分でないため、結局猫が増え、近隣への迷惑につながっている。本人も、近隣への迷惑については避けたいと思っはいるものの、実際に対策のための行動には移せていない状況が見受けられた。</p>
職員に対する問題行動 (暴言・拘束)	<p>飼育者は、飼い犬が敷地外で捕獲された場合は、その犬は盗まれたものと持論を主張するほか、自らが飼い犬と認めない限り繫留義務違反者にはならないとの認識があり、犬の一切の所有明示措置を実施しないとしている。飼育者は、経済的に余裕があるとみられるが、犬を多頭飼育する目的は不明である。</p> <p>なお、管轄警察署においては、犬を盗まれたと主張する飼育者を繫留義務違反者に該当させることは難しいと見解を示している。</p> <p>この飼育者は、職員に対して長時間にわたる拘束や暴言などの威圧的な態度で接してくることから、常に不当な要求を行う飼育者に対して適正飼養の促進を図っていくことは容易でないと考えている。</p>
職員に対する問題行動 (暴言)	<p>飼育者は、80頭以上もの猫を室内で多頭飼育しており、悪臭、衛生害虫等が発生したことから複数の近隣住民より苦情が寄せられている。飼育者は、他人との関わりを強く拒否する傾向が見られ、自宅を訪問した際には居留守を装ったり、面会出来た場合でも行政からの指導には一切耳を傾けずに、職員に対しては恫喝を含んだ自己主張と持論を長時間にわたって展開する。飼育者には、室内へ立入検査することを幾度となく求めたが、これに応じず飼養状況が確認出来ない状況から、近隣住民が問題としている悪臭の発生の改善が図られないことのほか、そもそも80頭以上もの猫の適正飼養の確保が懸念される状況であり、本来必要とされる飼育者に対する指導等が実施されずに見過ごしてしまった可能性があることを危惧している。</p> <p>飼育者は、常に職員に対して暴力的な言動や態度を示し、担当職員が、職</p>

	<p>務上の安全確保の観点から自宅を訪問する際は管轄警察署との連携が必須な状況である。</p> <p>改正法において立入検査が可能となるが、行政の言い分を全く聞き入れないこのような飼育者への適用は容易でないと思慮される。</p>
職員に対する問題行動 (虚言)	<p>動物愛護部局が指導しても強制力がないため何も効果がなく、生活費を支給している生活保護担当部署のほうで猫の飼育について規制したほうが実行性があるのではないかと思われた。</p> <p>本ケースの飼育者たちは金銭、猫、仕事、訪問日時などすべてにおいて嘘をつくことが多く、実態の把握が難しかったうえに、その情報に振り回されることも多く困難な事例であった。</p>
立入に応じず	<p>入院していた父及び母が退院し、室内の状況が多少の改善が見られたものの、父親は保健所の訪問を拒否している。</p> <p>飼育者は、行政の調査に全面的には応じておらず、適正飼養等必要な指導が実施できない状況が継続している。</p> <p>今後、もとの状態（多頭飼育）に戻らないよう見守りが必要であるが、飼育者からは面会や立ち入りを拒否されることが多く、状況把握が難航している。</p> <p>完全室内飼養の個人の飼い猫であるために、TNR 活動及び地域猫活動に対する助成の対象にはならず、不妊去勢手術の費用の捻出が難しい。また、本人も、部屋の中を見せることを拒否している。</p> <p>立入を拒否される。立ち入り権限がないために飼育環境の確認ができない。譲渡を勧めても犬を手放すことを嫌がるため、適正に飼養管理できる頭数に減少させることができない。</p> <p>実際の頭数について対象者が教えてくれず、敷地内への立ち入りも拒否されている事。</p>
立入に応じず 強引な持論の展開	<p>飼育者宅の近隣住民から放浪犬の苦情を頻繁に受けており、数年前から現在までに飼育者宅周辺を放浪する犬 17 頭を捕獲収容している。それらの犬は、飼育者の飼い犬が逸走したものと推測したが、飼育者によればそれらの犬は全て野良犬であるとのことだった。飼育者は、自宅敷地内で 20 頭以上もの犬を繋留して飼養管理しているが、そのうち 1 頭が自分の飼い犬でありそれ以外は保護犬であると主張し、同敷地内には繋留されずに放浪している犬も数頭見られたが、それらは飼い犬でなく野良犬であるから捕獲収容しても差し支えないとのことだった。飼い主には、犬の所有権を不明確にすれば、狂犬病予防法をはじめとする動物愛護管理関係法令等の規制を受けずに犬を継続して飼養管理できると意図している様子が伺えた。加えて、飼育者には、立入検査（任意）の実施を求めても必ず予定が</p>

	<p>合わないことを理由に拒否する姿勢が見られた。今後も近隣住民から放浪犬の苦情を受けた場合は、捕獲収容を行う必要があるが、飼育者が不適切な飼養の結果、繁殖させた犬を捕獲収容して処分しているという疑念を持ったまま対応することについて職員が精神的に苦痛を感じるものが危惧される。</p> <p>この飼育者はコンプライアンス意識が低い上、法律の隙間を突くような主張や持論を展開し、かつ、行政の言い分を全く聞き入れないことから、効果的な指導を行う手法を見い出すことに苦慮している。</p>
立入り困難	<p>強制力をもって室内に立ち入ることができないため、現状把握が難しく、犬猫の正確な数の把握や飼養状況の確認が困難である。また、飼育者には所有権放棄する意志がないため、苦情が寄せられる度に登録・注射、適正飼養について指導を行うが、改善される様子はない。</p>
動物への一貫しない思い入れ、粗野な対応	<p>犬に対して溺愛の感情を表現する一方で、一部の犬については動愛法に基づく引き取りを申請するなど、犬に対する思い入れに一貫性が見られない面がある。指導に当たっては筆談が中心となりお互いに真意が伝わりにくい。暴力をふるうことはないが感情が粗野で態度にも表れる。そのため、十分な指導に至らず解決を困難にしている。</p>
不妊去勢手術に対する拒絶	<p>動物愛護団体は、不妊手術等について支援をしようとしていたが、素直に応じようとしなかったため、その必要性について当センター及び動物病院で助言を行った。</p>
所有権放棄・不妊去勢に応じず	<p>飼養者が猫を手放すことや猫に不妊去勢手術を行うことを拒んでいるため、解決が困難となっている。また、不妊去勢手術を行う場合、金銭的な負担を行うことができるかという問題がある。</p>
立入・所有権放棄に応じず、関係者の連携不足	<p>当該飼主は当初改善する意志を示してはいたが行動が改善に結びつかず、また飼養動物の所有権放棄に応じなかったため、説得に時間を要した。</p> <p>当該ボランティアグループが SNS 等に当該事件について情報発信し、関係機関の対応について電話等で意見を伝えるよう働きかけたため、それを受け関係機関あてメールや電話が殺到し、その対応に追われ通常業務に支障をきたした。また、その際、行政機関が飼主の承諾なしに、強制的に動物を引き取ることができる人があることがわかった。</p> <p>当該飼主が電話などの連絡手段を持っていなかったため、飼主と連絡が取れなかった。また、短期間に多くのボランティアや関係機関職員が当該飼主宅を訪問したため、登場人物が多すぎて当該飼主が訪問者をすぐに認識できず、会えても立入に応じないなど現地調査に苦慮した。</p>
所有権放棄に応じず	<p>飼主は自身の年齢から、犬の世話をする体力に限界を感じはじめているが、行政への引き取り申請には踏み切れない。</p>

	<p>飼育者は殺処分の可能性を危惧し、当センターが飼い猫を引き取ることを拒否。愛護団体へ相談することを勧めるも、感染症にかかっている猫が多いことから、譲渡は諦めている様子。苦情を受ける度に訪問し、繁殖制限措置を実施し室内飼養をお願いするも、前進しない。</p>
	<p>飼育者が動物を手放したがらないこと。自身が健康管理を行うことができる頭数以上の頭数を飼育していること。</p> <p>本人が犬を手放せないでいる。実家の援助が続く限り、本人が健康を害さない限り解決しないと考えている。</p> <p>当該事例は、公営住宅を管理している他課より情報提供があり発覚した。住宅管理者はペット飼養不可の住宅であることから、飼育している動物の引き取りを希望していたが、飼育者が所有権を手放すことを強く拒んでいること、室内飼育であり放し飼いではないことより状況改善には至っていない。</p> <p>動物が衰弱していくことが分かっているにもかかわらず、不法侵入等に抵触するため、動物を保護することが困難であった。</p> <p>所有権放棄の承諾書を本人に記入してもらえない状況になかった。</p> <p>複数の動物取扱業者から動物を購入していたため、動物取扱業者は適正飼養が不可能な多頭飼育者だと分からず販売をしてしまった。</p> <p>本人の経済力、責任能力、生活の管理能力が乏しく、常識的に見れば管理できる頭数を超えているのにも関わらず犬を手放そうとしない。自治会の申し入れや行政の指導に対し、その場逃れの口約束をしては、実行しないということを繰り返し、改善対策が進展しない。</p> <p>コミュニケーションや価値観において一般常識が通用しない面があり、普段から関係の深い行政担当者が、意思確認や助言のために立会い、仲介に入っている。</p>
飼育者の理解力の欠如、所有権放棄に応じず	<p>飼育者は、猫を手放す意思は全くなく、さらに妄想等の強い症状が見られ通常の会話が成立しないため、手放すように説得するのは、困難であった。</p> <p>行政での引き取り後も執拗に返還を要求してきたことから、もし新たな飼育場所を確保していたら、解決は困難だったと考える。</p>
所有権放棄に応じず 行政への不信感	<p>当該事例については飼養者が親族からの説得に応じないため、引取に関して行政が手出しできず、手詰まりの状態である。また現在、行政への不信感から親族からもこれ以上の接近を拒否されている。</p>
所有権放棄に応じず、 経済水準が	<p>経済状況が良く、社会的地位もあり、病識もあることにより、家族からの相談も無く、行政サービスの対象から除外されてしまうこと。</p> <p>飼育者の精神疾患によるものも関係しているのか、引き取りについては絶</p>

高く行政サービスの対象外	対に応じず、終生飼養を希望していること。
飼育者の説得が困難 不妊去勢手術費用が捻出できない、	高齢の一人暮らしで、話は通じるが、何回言っても同じことの繰り返りで改善されない。また、市町村の福祉部局に問い合わせたところ、特に障害等はなく、福祉部局との関りがないため、協力は困難な状況。避妊去勢手術実施の費用を出す余裕はないが、育てるのもやめられず、猫が増える一方である。
動物愛護団体との関係悪化	ボランティアとの関係が構築されたのち、しばらくは引出が順調であったが、頭数が減ると連絡を渋るようになり、関係が悪化した。 少数の犬を引き出すことで施設面、経済面で余裕を与え、さらに頭数を増やすきっかけとなった可能性があると考ええる。
動物の捕獲が困難 所有権放棄に応じず	基本的には柵や鎖により係留されているが、部品の老朽化による破損や床が土のため掘って穴をあけるなど脱走が容易である。また、敷地外に出るのも容易である。 脱走したら捕獲ワナ（ハコワナ）での捕獲を試みるが、犬が学習し警戒しているため、容易に捕まえることができない。 飼い主は高齢で、入院加療を必要とする体調の時があるが、強制力をもって収容することはできないので、所有権放棄の意思がなければ劇的な改善は見込めないと考える。現状では福祉等の連携が密ではないため、飼い主の生活状況の把握は困難である。
飼育者の所有権を制限できない	解決を困難にした要因：飼い主の所有権。飼養者としての資格に関する法の未整備（誰でも、どんな家でも、どんな飼い方でも動物を飼えるという現状）。 すべての人に人権がある以上、精神的・経済的その他の事情があるにせよ、どのような人であっても動物を飼育することができる。 人が動物を飼養する以上、予期せぬ生活環境の変化や健康状況によっては、飼養継続が困難になることも当然のことながら起きえる。 「殺処分ゼロ」などと声高に譲渡推進を強く言われているが、今の状況では二律背反に陥っていると感じる。
飼育者（獣医師）の指導が困難	飼い主自身、獣医師であることが何よりも解決を困難にしている。

③ 各々の飼育者の疾病・障害等に起因する問題

分類	内容
飼育者が認知症	<p>当該事例では、飼い主が認知症の症状を患っているため、飼い主に指導をしてもなかなか徹底されず、家族がいない間に放してしまうことが継続している。認知機能に障害がある飼い主への指導方法に苦慮している。</p> <p>本人の認知症の進行等。</p>
精神疾患のある飼育者への対応が困難	<p>精神状態により、話が変わること、きつく話をすると、話ができなくなってしまう。</p> <p>精神疾患、うつ病患者への対応が難しいこと。</p> <p>飼い主が精神疾患を抱えており、自身が置かれている危機的状況への理解が不足している。</p> <p>過度に危機意識をあおっても精神疾患を悪化させてしまうだけになる恐れがある。</p>
精神疾患のある飼育者との会話が困難	<p>精神疾患があり、直接会話をすることが困難な状況があった。</p>
精神疾患のおそれあり	<p>精神的な疾患の可能性がある。</p>
アルコール依存症により指導に対応できない	<p>飼い主はアルコール依存症であり、配偶者は認知症のため、近隣住民からの苦情や当所からの指導にも正常に対応できる状態ではなかった。</p> <p>また、口頭指導、文書指導や注意票交付等を行ったが、飼い主に責任能力を問えるか疑問であり、それ以上の事務的処分等を行えなかった。</p> <p>飼育者自身の生活面や精神面が解決を困難にしていた。改善へ向かう手段を説明し、飼育者からは了承の旨返答もあるが、全く手を付けない状態が数か月あった。現在転居先の集合住宅の管理者によると「アルコール依存症では」とあった。「保護費受給後は使えるだけのお金で、連続して飲酒を続けている」とのこと。お金がなくなれば飲まない（飲めない）くなるので落ち着いた時に、今後について説得する時もあるとのこと。</p>
聴覚障害者への騒音の説明が困難	<p>飼い主の被害妄想とみられる考え方が顕著であり、静かに話をすることができず、問題解決には至っていない。近隣住民があきらめている状況。完全室内飼育のため外部からは把握できないが、飼い主たちが外部を拒否しているため、こういった事例は対応困難と思われる。</p> <p>飼い主は聴覚障がい者であるが、聴覚に障害のある人に対して犬の鳴き声の苦情を説明することの困難さを感じた。</p>

<p>手話通訳者を介するため意思疎通に時間を要する</p>	<p>高齢者や障害等で他者とのコミュニケーションをとることが困難な状況であると、周囲と孤立してしまい、トラブルが大きくなってしまうため、しっかりと意思の疎通を行いながら、周囲と連携して支援を行うことが大変重要であると感じた。特に本事例では、面談を行うことで、飼養者自身が猫の扱いに困っているながら、どこに助けを求めてよいかわからないといった状況があることが判明したため、コミュニケーションの重要性をあらためて感じた。</p> <p>また本事例においては、飼養者とのコミュニケーションをとる手段が、文章のやり取りや市の手話通訳者を介してであり、解決に長い期間を要した。</p>
-------------------------------	---

④ 飼育者とのコンタクトが困難

分類	内容
飼育者との接触困難（電話なし）	<p>高齢であること、連絡手段が少ない（電話を所有していない）こと等から、十分な管理が継続的になされるか懸念される。</p>
飼育者との接触困難	<p>飼い主とコンタクトがとれない。</p> <p>近隣住民、行政との接触を避ける状況。</p> <p>飼養者とは、保健所職員も直接話をできたことが少なく、基本的に行政との交渉を行うことができなかつたため、問題が長期化した。</p> <p>対応最終期は、飼養者が入院していたため、譲渡のためにボランティアと繋ぐにしても、保健所が引取りをするにしても、飼養者の同意がとれてからでないとなかなか動けなかつた点が難しく感じた。</p> <p>飼育者が行政機関に対し、強い不信感を抱いており、保健所職員が何度か飼育者との接触を試みていたが、飼養状況の確認をすることができなかつた。</p>
飼育者・親族と意思疎通困難	<p>身内も認知症のために入院しており、猫に関する意思表示をできる者がいないため、既に多頭飼育崩壊を起こした後となっている。</p>
自宅と飼育場所が別	<p>飼養者本人が現場住宅に居住していない。</p>
自宅と飼育場所が別（飼育確認困難）	<p>飼養者は自宅に住んでおらず、飼養状況確認の為の連絡が困難であった。飼養場所となっている自宅は、敷地外から中が見える構造になっておらず、飼養動物の状況を目視で確認できなかつた。</p> <p>指導の途中から、飼養場所へ立ち入る了解を本人から得られなかつた。</p>

飼育者との 接触困難 多頭飼育の 再発	当初、近隣からの苦情をもとに立ち入りを行った際は10頭程度であった猫が約1年後に約50頭になった。避妊去勢手術及び譲渡を進めると飼主は言っていたが、その後連絡が取れない（電話に出ない、置手紙に返事しない等）状況になってしまった。当初の立ち入り時以降継続的に状況を確認できれば良かったと考えます。
居留守、電話 に出ない	訪問をしても居留守を使ったり、電話に出ない等、飼育者と連絡が取れないことから状況把握や、指導が困難となっている。
電話、手紙に 応じない	子が同居していたにも関わらず、状況が放置され、あまり協力を得られなかった。一時協力するような連絡があったものの、その後、電話連絡をしても、手紙を送っても、反応が無くなった。
飼育者は日 中不在	当該飼育者は1人暮らしで日中不在にしていることが多く、直接、本人に会って話をする機会がなかなか取れなかった。 当該事例では「地域の力」があったため、事態が改善したが、行政だけでは改善は難しかったと思う。
所在不明、居 留守	飼育者が居住していた当初は直接指導ができていたが、所在不明になってからは飼育者との面会ができなくなった（不在、居留守）。指導書を家のポストに投函しているが、見ている形跡はない。放し飼いの犬については、敷地外で捕獲できるものについて行っているが、警戒心が強く困難を極めている。敷地外にいる犬について、飼育者の犬（所有物）かどうかの確認ができないことから、口頭・文書指導のみにとどまり、解決に至っていない。
居留守	本人及び家族が行政担当者のみならず近隣住民との関わりを極力もたないようしておらず、特に本人とは在宅していることがわかっているにもかかわらず一度も面会がかなっていないことから、動物の飼養状況に係る本人の意思を確認すること及び指導が困難である。
不在がち	飼い主は一人暮らしで留守することが多い上、飼育場所と飼い主宅が別々なので、すぐに連絡が取れないことが多く、指導が行いづらい。 当事者と話し合いをしたい場合に、日中仕事をしているため、なかなか連絡等が取りにくい状況があった。（在宅の姉妹はいたが、猫に関する話は、日中働きに出ている方（妹）にしてほしいとの要望のため。）家族がいる家庭であっても、決定権が特定の人物にあるケースは多いと思われ、その人へ伝達してもらおうという方法ではうまく伝わらなかったり、反応が滞ったりする。

失踪	所有者が失踪しているので犬の引取などを判断する人がいなかった。
所在不明、飼育者の指導が困難	飼い主の所在が不明であったこと、所在地が判明した後も、会うことができなかつたり話を拒否されたりしたため、なかなか進展しなかつた。また、猫が外に放たれてしまったため、ほぼ野良化してしまった猫の捕獲に時間を要した。 家を明け放して出て行ってしまふ前の段階で、飼い主自身から相談をもらうことが早急な解決に必要であった。
飼育者との引き取り調整が円滑でない	当該事例において、調整した引取り日が猫の所有者の仕事の都合により変更になることが度々あり、状況の改善に時間を要している。

⑤ 行政上の課題、他部署・他機関との連携不足等

分類	内容
行政の介入困難	飼養者が助けを求めている事例では行政の介入は難しい。
法 25 条関係の権限の行使の規定	飼育者は、中核市に住むものであり、同市保健所が中心となって約 80 頭もの犬の適正飼養の確保に努めている。しかしながら、飼育者の管理不行きで頻繁に犬を逸走させたり、時に咬傷事故にも繋がり近隣住民の問題にまで発展するケースも見られている。このような住民の生活環境をおびやかすような事態の改善を図るためには、市長でなく都道府県知事が周辺の生活環境の保全等に係る措置（以下「動愛法 25 条関係」という。）を講ずる必要があるが、行政特有の縦割り構造の弊害により事前に当該飼育者の飼養管理状況などを詳細に把握しておくことが困難な状況にあり、今後、中核市や保健所設置自治体における法 25 条関係の権限の行使が明確に規定されることが望まれる。
動物愛護団体の資金的な問題	動物愛護団体は寄付等を原資に活動しており、金銭的に困窮していることから、多頭飼育者の問題解決に行政が協力を求めにくい。

動物愛護管理法上の規定（猫の所有者の明示の必要性）	<p>行政の指導範囲について：2019年の動愛法改正では追加されませんでした。猫の場合、犬の狂犬病予防法の抑留のような規定が無いので、室内飼いでない時点で即座に不適正飼養状態とはならないが、猫は人が管理すべき愛護動物である以上、飼育者の目の届かない管理区域外に自由に行き来できるような飼養形態は不適正なので、周辺環境への影響の有無にかかわらず所有者明示、完全室内飼育を義務化することが必須と考えます。</p> <p>当該事例は動物（猫）が介在しているが、親戚同士のしがらみが主と思われる、行政の指導範囲を逸脱している要素が多く、根本的な解決は困難と考えられます。</p>
情報把握の遅れ（民生委員、地域包括支援センターによる把握）	<p>保健所は、近隣住民や家族からの相談がないと、なかなか多頭飼育の状況を探知することができない。しかしながら、本事例は飼い主と距離の近い存在であった民生委員や地域包括支援センターの職員が、多頭飼育の状況を以前から把握していた。</p> <p>多頭飼育崩壊が起こった時は、時間的な余裕がないことが多く迅速な対応が求められる。以前から多頭飼育の状況を把握できていれば、崩壊を防ぐ指導（繁殖制限や譲渡の推進等で飼育頭数を減少させる）ができる。また飼養犬の注射・登録を徹底させれば、登録の事務を行っている市町村も多頭飼育を把握することができる。</p> <p>保健所、市町村、福祉部署（職員）との連携が取れば、多頭飼育崩壊を防止できるのではないかと思う。</p>
担当者間の目標の相違	<p>担当者同士の目標の相違があるため、解決が難しい。本人が所有権を放棄しない限り、生活環境の改善は困難と考える。</p>
収容能力の限界により引き取り困難	<p>当所では収容動物が多く、引取り相談に応じることが困難。</p>
譲渡見込みのない動物の引き取り困難	<p>飼い主に適正飼養を行う能力はない。猫の飼養に強い執着があるわけではなく、猫を引取れば、容易に解決できる事例である。しかし、殺処分が悪という風潮に押されて、県が殺処分を停止しているため譲渡見込みのない猫を引き取らないため、解決に至らない。</p>
情報把握の遅れ 飼育者の意向の優先	<p>課題としては、多頭飼育崩壊してから情報が入ったため、解決するのに多大な時間と労力がかかった。</p> <p>福祉部局は動物について対応できず、本人の意向を尊重するので問題の芽が小さいうちに対応することがない。保健所への随時相談もないため、本人が強制入院や死亡等により飼育できなくなり、どうしたらよいか相談し</p>

	てくる。生活保護受給者が多頭飼育であっても強く指導していないのが現状である。
情報提供の遅れ	<p>当該飼い主は生活保護を受給していたことから、もっと早い段階で情報提供を受けられればより早い解決が望めたと考えられる。また、飼い主から飼養放棄の意思を確認した後、書類の手続き等をする前に亡くなってしまったため、その後の手続きが煩雑になってしまった。</p> <p>飼養者は市町村に相談をしていたが、市町村から当所への情報共有はなかった。また、完全屋内飼養により苦情等の通報もなかったため、事態を把握するまでに時間を要した。</p> <p>保健所やその他機関などが事前に苦情などを把握しておらず、どうしようもない状況になってから発覚する事例は、行政が引取りをせざるを得ないことが多いことが問題であると考えられる。</p> <p>親族、近隣住民等が、多方面に犬の引取りについて相談していたが、飼い主自身が譲渡について消極的であったため、譲受け希望者の募集や保健所への引き取り依頼、病畜への対応など、すべてが遅れてしまった。</p> <p>このような場合、同宅を定期的に訪問していたケースワーカー担当部署と動物愛護担当部署が情報共有していれば、円滑な対応が可能となったと考えられる。</p> <p>生活保護受給担当からの動物愛護管理部局への早期相談があれば、もっと繁殖させずに済んだと感じた。</p>
民間の協力の必要性	保健所のみで対応することにも限界があること、対応の仕方によっては原因者と接触ができなくなる可能性がある為、民間の協力も得なければ解決に繋がらないケースがある。

① 飼育者の経済上の問題

分類	内容
飼育者の経済的困窮	飼育者に経済的な余裕がないと解決が難しい。
飼育者の経済的困窮（清掃）	飼養環境改善のため、清掃等を実施したいが業者依頼が必要であり、費用面から困難。
飼育者の経済的困窮（不妊去勢手術）	経済的理由により、不妊去勢手術の実施やその他の繁殖を防ぐための策を講じることが困難である。
飼育者の経済的困窮（不	飼い主の経済状況により避妊去勢手術が実施できないこと。

妊去勢手術)	<p>多頭飼育者が独居の場合、多頭飼育崩壊寸前の状況にならないと、多頭飼育していたこと自体に気づかないことが多い。また、体力的、金銭的な問題等（パソコンが使えないことも含む）により、飼育者単独で不妊去勢手術や里親探し等を行うことはほぼ不可能。</p> <p>生活困窮者が多頭飼育に陥る事例が多くあるが、行政が引取りするにあたり手数料がかかるため、飼育者自身が動物を減らす意思があっても、手数料の支払いが難しいとのことから、市との調整に苦慮した。</p> <p>飼養者が経済的に避妊去勢手術の実施が困難であり経済面や猫の飼養管理に関して家族が協力的でないこと。</p> <p>飼養者は普段から近隣住民との接触がなく、孤立していること。 金銭的に余裕がなく不妊化手術実施が難しい。</p> <p>市町村の福祉部局によると、飼養者本人、同居家族共に知的障害があるが、障害者就労施設で就業している。 居住地は農村地帯だが、自家用車を持っておらず、私生活では主に自転車で移動する。 経済的にも猫の不妊去勢手術費用の捻出が難しい。</p> <p>当センターやボランティアが一部個体を譲渡斡旋して飼育頭数は減少しているが、不妊去勢手術が施されていないことから、頭数が増加する懸念が残されている。本事例のように経済的に自立していない飼い主にとっては、多額の出費を伴う不妊去勢手術の実施が困難である場合が多く、費用負担の側面が問題解決を困難にさせている。</p> <p>避妊去勢の未実施、飼養者の健康状態の悪化や経済的問題や高齢化が考えられる。</p>
飼育者の経済的困窮、飼育者への接触が困難	<p>当該飼い主が仕事で不在であることと生活の拠点が別の場所であったため、初めに接触するまでに長期間を要した。また、経済的に困窮していることにより、保健所への飼養放棄が困難であるため、現在も30頭以上の猫を飼育している。さらに、保健所の収容頭数に限度があること、人慣れしていない猫が多いため、保健所収容後の猫の譲渡先がなかなか決まらないこと、いまだに捕まらない猫がいること等、多くの課題が残っている。</p>

飼育者の経済的困窮（不妊去勢手術）	<p>飼養者は生活が困窮しており、不妊去勢手術を行う経済的余裕がなく多頭飼育問題が発生した。</p> <p>市内ボランティアに猫の譲渡を依頼したが、猫の健康状態が悪く、譲渡完了まで想像以上に長い時間がかかった。</p> <p>動物の不妊去勢手術を行う経済的余裕がない飼い主は、結果的に多数の動物を飼養するに至り、それが原因でさらなる貧困となる悪循環に陥いる。</p> <p>生活困窮者に対する動物の適正飼養指導について、金銭的な援助なども含めた効果的な方法が必要であると感じた。</p>
飼育者の経済的困窮（不妊去勢手術）	<p>猫の多頭飼育に陥る原因として、不妊去勢手術の必要性は分かっているが手術費用が負担できないなどの経済的理由が考えられる。動物愛護団体からの協力は問題解決には必要不可欠であるので、協力団体の確保が今後の課題であると考ええる。</p>
飼育者の経済的困窮（狂犬病予防接種、不妊去勢手術）	<p>飼育者本人は行政への引き取り依頼は殺処分の可能性があり当初から躊躇している。</p> <p>犬の登録、狂犬病予防注射の費用負担もままならず、不妊去勢手術の実施は経済的に困難な状況にある。</p> <p>本人の里親募集は携帯電話を利用して行っていたが、滞納のため解約されておりそれが行えない状況にある。</p>
飼育者の経済的困窮（ごみの処分、不妊去勢手術）	<p>清掃時に大量に出たゴミの処分費用や動物の引取手数料、不妊手術費用等を飼い主自身が工面出来ず、経済的事情により進捗が遅れている。</p>
飼育者の経済的困窮	<p>今後は高齢者の一人暮らしの方のペットの飼育に係る相談等も含め、同様のケースの増加が想定されることから、社会福祉部との連携の必要性があるものと考ええる。</p> <p>飼い主が不妊去勢手術費用を捻出できなかったため、飼育個体数の増加に至ったことから、不妊去勢手術に係る何らかの助成措置は必要があるものと考ええる。</p>
飼育者の経済的困窮 山間部で飼育	<p>現在の飼育者である女性は生活保護を受給しており動物の飼育は認められない状況である。また、女性は居住している公営住宅から山間部にある犬の飼養施設に通っているが、現在、飼養施設に電気・ガス・水道は通っていない。女性が犬の飼養を適切に続けることは経済的にも身体的にも難しい状況であるが、現在残っている犬の譲渡や保健所への引き取りを考えていないため解決が困難になっている。</p>

② 飼育者の動物への強い愛着・思い入れ

分類	内容
不妊去勢手術に消極的	猫について愛情があるため、不妊手術について積極的では無い。また、経済的にも実施できない。
不妊去勢手術に応じず	ご家族に「動物は自然のままに」という気持ちがあり、不妊手術に対して抵抗があるため繁殖制限の指導に難色を示している。
動物愛護団体とトラブルあり	飼育者自身は保護活動をしているという意識であり、本来行政が取り組むべきことを代わりに行っているのだからそれなりの支援をすべきであると主張し、行政等へのクレーム攻撃を続けていた。また、猫への執着が強く、猫の譲渡先を頻繁に訪れるため猫が返還されたり、再譲渡先の情報を提供しない愛護団体を SNS で攻撃するなどして関係を悪化させ、愛護団体を敵視するようになったため、猫を受け入れる愛護団体があるにもかかわらず、飼育頭数を減らすことができなかった。
餌やりのみ実施、その他飼養は家族が実施	飼養猫が家の中や敷地内と敷地外の出入りを自由にできる状況である。室内飼養の徹底、敷地内で複数トイレ設置等による近隣への糞尿被害の低減策を講じる等指導を再三おこなっているものの改善はされていない。 飼育者（80代）へは以前市町村や当県の担当者が野良猫のえさやりについて指導したものの、猫がかわいそうである、えさを与えることが猫のためであると強く思い、えさやりのみ継続し、えさやり以外の飼養管理へ着手する等の改善がされない。家の中や敷地内の糞尿処理等えさやり以外の飼養管理は娘がおこなっており、ほぼ一日を飼養管理に費やし経費もかさむことに娘は不満を抱いている。
衛生状態は良くないが、給餌には問題なし	飼い主は体が不自由（車椅子を使用）であるが、金銭面ではあまり問題はない。飼養場所の衛生状態は良くないが、エサ、水は適切に与えており、猫ともふれあいを行っている。猫の世話が生き甲斐になっており、猫を手放すことを断固拒んでいる。
飼育者の動物への強い愛着・思い入れ	飼主の犬への思いが強く、他の人や団体に譲渡したがない。
所有権の放棄に応じず、新たに飼育	飼育者の生活困窮。 飼育者の動物への執着（引取りへの難色、新たな動物の飼育）。 譲渡が困難な動物（感染症に罹患、人慣れしていない）の譲渡先の確保。

精神的に不安定	当事者本人の性格。猫への愛着が強い（特定の猫に対して特に強い）。しかも、精神的不安定さも重なり、一度約束したこと（口約束だが）を後日一転して白紙に戻したりといったことが多かった。人の好き嫌いが特に激しいように見受けられた。
---------	---

③ 飼育者の問題認識の欠如

分類	内容
所有権放棄に応じず、経済的困窮	同居している息子の生い立ちについては詳細が不明であるが、息子にとって犬は家族以上の存在であり、生活を再建するために、適正な数に犬を減らすことは全く念頭にない。また、娘の子にしても生まれた時から多数の犬に囲まれた生活をしており、異常数の存在や居住空間の劣悪さに違和感がない。さらに経済的困窮もあり、根本的な解決には至っていない。
指導時に約束を守らず	指導時は行政に従う返答をするが約束を守らない。守ろうと努力しない。
矛盾した主張	【兎に角、理屈では無い】ことが困難にしている要因（具体例としては「犬が増えたら困るが、不妊去勢はもっと困る。でも他人に譲りたくない。だから自分で飼うが、お金も無いので犬が増えたら困る。」と矛盾した主張をすること）。
動物の習性などの知識なし、動物の所有者の自覚なし	今回引取りを行った猫について、本県の動物管理センターで実施している譲渡仲介事業で譲渡することができた猫もいたが、譲渡適正があっても全てを譲渡することは難しく、多くが致死処分となった。 本県の動物愛護管理推進計画においても犬猫の引取頭数のさらなる減少と譲渡事業の推進を目指し、様々な取組みを行っているが、特に猫については、餌を与えている者自身に「猫の所有者である」という自覚が乏しいことが多い。 また習性・生態を理解していなかったため、所有者が把握しないうちに頭数が増え、近隣住民からの苦情につながるケースが多く、県民への適正飼養に係る知識が浸透していない実態がある。 また、1頭でも多くの犬猫に生存の機会を与えるには、人員面、施設面、制度上において行政のみでの対応は困難である。
行政の指導に応じない、反省なし	当該多頭飼育者について、犬の放し飼いをやめること、そのために飼育環境を改善すること（犬が自由に外出できないように）飼育頭数を増やさないこと、そのために飼育動物の不妊去勢手術を実施すること、悪臭・害虫等が発生しないよう管理することなど、9年以上、毎年のように指導するも、行政の指導に耳を貸す様子もなく反省がみられない。

飼育者の問題認識の欠如	飼養者自身に、多頭飼育を解消したいという気持ちがない。
	猫を多頭飼育している高齢者からの相談が年々増加しており、当該事例は表面化した1つに過ぎない。相談の際、適正飼養について説明しても行ってもらえないことも多く、更に状況が悪化することもあり、対応に苦慮している。
	犬及び猫の適正飼養について、飼養者の理解が不足していた。
飼育者の問題認識の欠如（係留義務、咬傷事故）	飼い主に適正飼養する能力がなく、係留義務も理解しないし、平和的な解決は望めない。 咬傷事故を繰り返すので、未係留時に捕獲を試みるも住宅密集地で犬の逃げる隙が多かったり、捕獲器にも警戒して入らなかったりと難航しているが飼い犬であるので薬物使用も行いにくい。
飼育者の問題認識の欠如	飼養者の理解がすすまないこと。
	返還時及び飼養者宅訪問時に不妊去勢手術の実施や子犬の譲渡について指導したが、「もう少し飼いたい。」など消極的な発言から、今後多頭飼育となる可能性がある事例。
	家に多数の猫がいる状態に満足しており、問題意識がない。
	本人は「猫が起こす迷惑行為」ということを理解していない。
	飼い主に、猫の迷惑行為に対する認識がないこと。
	猫を屋内で管理することについて、技術的、経済的及び体力的に必要な要件について理解が低かったこと。
	飼い主は、前飼主である父親が突然、自立生活不能に陥ったこと、猫の生理についてあまり詳しくなかったこと及び社交性がなく、近隣との付き合いが全くできなかったことから孤立してしまい、敷地内はゴミ屋敷になり、飼い主単独での回復は困難と判断し、町内会役員に猫の避妊手術の手助けなどを依頼した。

	<p>飼養者は、飲食店を経営しており、自宅の環境が悪化してからは店舗に寝泊りして自宅にはエサを与えに通うのみの状況となったため、飼育者自身が状況を改善する緊急性を感じていなかったことが、解決までに時間がかかった要因と考えられる。その後、家の借主から退去を求められたことにより、猫を手放す結果となったが、期限を決めて退去を求められなければ、状況はさらに悪化した可能性がある。</p>
飼育者・同居者の問題認識の欠如、行政の権限の限界	<p>飼養者本人に問題意識が希薄であること。 飼養者の家族が問題解決よりも家庭の安寧を優先していること。 現行法における保健所職員の権限が弱いこと。</p> <p>不適切な飼育状況に対する問題意識が低い。 主な飼い主である高齢夫婦では対応できないにもかかわらず、息子夫婦や孫の関心が低く非協力的である。 手術や譲渡にかかる費用の大半は愛護団体や動物病院が負担しており、同様の事例に対し同じような対応を取るの難しい可能性が高い。</p>
飼育者の問題認識の欠如 地域猫に対する誤った認識	<p>飼い主は、屋外飼育の猫に避妊手術を行い給餌しているが、これを「地域猫活動」と称し、継続してきたが、猫の生態等について誤った知識を持っていたため近隣に迷惑をかけ続けていることが理解できず、アドバイスを誹謗中傷と受け止め、当該地域内で孤立してしまった。 地域猫活動の必須条件である地域の同意を得ることなく、自宅敷地内で給餌していたが、十分な避妊手術を行っていなかったことが多頭飼育の問題ケースになった原因と考えられる。</p>
飼育者の判断能力の欠如	<p>うさぎがいなくなったものの、その後友人からハムスターをもらってきて30匹になってしまい、それらも再度ボランティアが引き取った。その後、逃げていたハムスターから再度増え、28匹になってしまうなど、同じことを何度も繰り返してしまっており対応に苦慮した。 本人が引っ越した先(市外)に、ハムスターを連れて行ってしまっており、そちらでの繁殖が懸念されている。 他部署の担当との温度差を感じた。他部署の担当者が動物に興味がない等の場合、情報共有が難しい。 本ケースはうさぎであったため、市が引き取ることもできない。たまたまうさぎ専門のボランティア(市外)が関与してくれたが、飼育者たちは判断能力が乏しく、お金もないためボランティアがいなかった場合は解決の方法はなかったと思われた。</p>

飼養改善に 取り組まない	<p>本人が主体的に動かない。</p> <p>苦情内容が、法令等に基づくものではないため、強制力がないことと、多頭飼養者が苦情に対応する意志がないように感じている。</p>
野良猫のえ さやり	<p>本飼育者は、多頭飼育だけでなく、飼い主のいない猫への餌やりをしており、周辺住民とトラブルになっている。</p>
適正飼養の 指導に応じ ず	<p>飼い主が再三の指導に聞く耳を持たず、問題に目を向けない。</p> <p>犬を放す時間帯が夜中で職員が現認しづらいため、係留違反だけで話を進めることがしがたい。</p> <p>法に基づき犬を引き取ると伝えるとかわいそうという感情により拒否し、飼育可能頭数に減らすなど解決策をいくつか提示するも費用のかかることは出来ないと取り合ってくれない。</p> <p>行政の助言・指導に対して、何一つ実行に移す考えがないと思われる。</p> <p>敷地内を柵等で完全包囲することで近隣への猫被害を防止出来ると強く思い込んでいる。</p> <p>(実際は敷地が広く、包囲することは非常に困難)</p>
不妊去勢手 術・所有権放 棄に応じず	<p>当事者の問題意識が低く、また経済的負担などから手術や譲渡への取り組みが進まない。</p> <p>自宅訪問に対する抵抗が強く、最終的に引き取りを行うまで現状の把握が困難であった。</p> <p>殺処分に対する抵抗があり、引き取りの意思を確認しても、実行までに時間を要した。</p>
所有権放棄 に応じず	<p>生前、飼い主は「譲渡して頭数を減らす」と主張し、所有権放棄の意志を示さなかった。犬も財産となるので所有の意志を示した場合には、限定的な対応しかとれず解決が困難となってしまう。</p>
動物の捕獲 が困難	<p>屋内に2群があり、そのうちの1群については飼っているとの認識がなく管理ができていない。そのため、不妊去勢や譲渡を目的とした捕獲器の設置に同意するものの捕獲器周辺にエサを置かれてしまい捕獲に至らない。</p>
福祉的支援 の拒絶	<p>いわゆるセルフネグレクトと考えられる事例であった。自治会・近隣住民からの協力や申し出、行政の福祉的支援の提案も全て拒否され、問題解決に至るのが困難であった。</p>

飼育者の動物依存	猫の習性を理解せず飼育したために多頭飼育となり、近隣とのトラブルに発展したにもかかわらず、猫に依存して数を減らすこともできず、最終的に不要猫（殺処分前提）として引き取りになった。もともと精神疾患もあり、猫依存に繋がったと考えられる。金銭的支援の必要な生活保護者や正常な判断が困難な方が、繁殖力のある猫を不妊去勢手術もせず容易に飼育はじめることは大変危険である。
動物の管理能力の欠如	飼い主の猫の管理能力が低く、飼い猫と野良猫の区別や、子猫が何匹生まれているのか状況を把握していない。人に慣れていない猫も多く、飼い主でも捕まえることが出来ないため、屋内飼養や、不妊手術もなかなか進まない。個人で解決するには難しい状況であるため、動物愛護団体の協力が必至であるが、団体への協力依頼は飼い主自身の判断によるため、解決を困難にしている。
飼育者の責任感の欠如	飼い主自身の責任感の無さや、自身の行為が罪にあたるという認識が希薄であった点。
飼育者が飼養の改善に取り組まない	室内のみと内外出入り自由な形態を混在させて猫を飼養している。その結果、他の猫が飼養者宅に寄りつき近隣での糞尿被害につながっている。近所に迷惑をかけているとの認識はあるが、飼養方法を改善していない。
飼養改善が不十分	飼い猫による糞尿被害、車を傷つけられる等の被害について、飼い主に継続して指導を実施しているが、子どもが勝手に戸を開けてしまう等の理由で全く改善が見られない。また、飼い主は不妊・去勢手術は全頭実施していると言っているが、本当かどうか疑わしい。
飼養改善に取り組まない	住居内に尿による激しいアンモニア臭はあるものの、糞の堆積等が見られるわけではない。飼い主に対し、譲渡先を探し1匹でも譲渡するよう指導しているが、自分の年齢や体調等を言い訳にして自ら取り組もうとしない。 多頭飼育崩壊あるいは不適正な多頭飼育において、「飼い主責任」を全うしない無責任な飼い主が多くみられる。周辺の住環境への影響を考えると、速やかに引き取ることが望ましいとも考えられるが、一方で飼い主に一定の責任を果たさせることもやはり重要であると考えられる。こういった無責任・無気力な飼い主への対する対応に苦慮することが多い。

飼育者の問題認識の欠如 警察の協力が得られない	動物虐待（餓死、共食い等）を警察に相談するも、協力は得られなかった。また、現行法では、住居の中から犬を無断で保護することができないため、飼い主の説得を試みたが、本人は所有権を放棄するつもりも、アニマルホーダーであるという認識もないため、強制的に犬の保護ができなかった。（割れた窓ガラスから敷地外に出てきた犬を狂犬病予防法及び県条例により捕獲した）。
飼育者の問題認識の欠如	対象者自身、現状に対しての問題意識が低く、近隣への迷惑よりも自身の猫との生活を優先しているように見受けられる。近隣との関係性も悪く、同居者がいないことから、より孤立感を深め、猫への執着を強くしているものと考えられる。近隣住民の話では、何十年も前より多数の猫を飼養しているとのことで、適正飼養に関するお願いだけで対象者の考えが変化することは非常に困難と思われる。
飼育者の問題認識の欠如 経済的に困窮	数年前に、飼育者から「保護費が受給された」との理由から依頼により2匹引取りました。その後、手数料が捻出できる毎に引取りを行う予定でしたが残り2匹となった時点で「これ以上はできない」と引取りは中止となりました。その後猫は4匹に増えています。 飼育者は認知症であり保護世帯で「生活が困窮している」旨の話が幾度もありました。適切に世話できる健康面・体力・経済力がないにも関わらず「餌は与えたい」との思いを感じました。周辺の被害について幾度も説明しましたが、飼育者がどれだけ地域被害を認識していたか不明です。飼育者が「状況を理解していない」ことが解決を困難にしている大きな要因でした。
ホーダー気質	ホーダー気質があり、改善する意思がなく、指導して動物数を減らしても元に戻ってしまう（新たに購入するなど）ため、解決に至っていない。
野良猫の餌付け	全ての猫を動物愛護団体が引取り、いったん解決したが、飼育者の拘留が解かれ帰宅した後、再び野良猫に餌付けして飼養しているとの情報があったため、精神保健担当と情報共有しながら、訪問や見守りを継続している。

④ 多頭飼育の再発

分類	内容
餌やりの継続	本件では犬の飼育頭数を十数頭から3頭まで削減した（猫は削減できず）ところで、飼い主が犬猫を連れ他市へ転出したため、一旦事態は収束した。しかし、数年後仕事の都合で再び市内の住宅密集地へ犬猫を連れ転入したことで近隣住民から苦情相談が入るようになった。 個人での収容管理限界を超えていても、多少金銭的に余裕があるためか犬の飼養や野良猫の保護・餌やりを頑なに止めようとしなない。

	原因者の退去により、一旦解決したと思われたが、市の指導を受けにくいよう少しずつ場所を変えながら付近での餌やりを再開し、問題が継続している。
引き取りの繰り返し	現在も多頭飼育継続中である。センターからは誓約書の内容（係留義務、不妊去勢手術、次の飼い主を探す努力）の徹底を指導しているが、自己主張ばかりで話し合いが困難。繁殖を繰り返すメス犬を飼い主自身が捕獲できないため、引き取りを繰り返しても多頭飼育が改善しない。
指導に応じない、引き取りの繰り返し	当該多頭飼育者に対し、飼育頭数を増やさないこと、そのために飼育動物の不妊去勢手術を実施すること、自身で譲渡先探しを行うことなど、再三にわたり指導するも遵守する様子がない。近所への迷惑防止のため、やむを得ず行政による引取りを繰り返している。
引き取りの繰り返し、繁殖制限の不徹底による再発	全頭引き取りをすすめたが、手元に4頭残したい（お金がないため雄雌分けて飼育する）といていたため残したところ、結局1頭妊娠してしまった。また新たに子猫を拾ってしまったこともあった。最終的には引っ越しすることになり全頭引き取りとなった。増やしてはいけないという意識は改善されていたが、わかっているにもかかわらず徹底することができないところに限界を感じた。
引き取り後の継続的な見守りの必要性	5年前にも同一人物より引き取り事例があり、残った数頭の繁殖により本事例に至った。多頭飼育に陥ると生活環境の面にも影響がでることから、人だけでなく飼養状況についても継続した見守りが必要と思われる。
引き取り後の継続的な見守りの必要性	飼い主は引取り時にした保健所との避妊手術実施の約束を守らず、残った猫から再度繁殖させてしまった。一度多頭崩壊を起こした飼い主は再び同じ状況を起こす可能性が高いことから、飼い主を引取り実施後も定期的なケアが必要だった。

① 動物取扱業者及びそれに類するもの・その他

分類	内容
繁殖させる意向が強い（動物取扱業者等）	第一種動物取扱業者であり、生計を立てるために繁殖を続けたい意向がある。取扱業を継続する意思があることで、推進員等の協力が得られていない。

繁殖目的（動物取扱業者等）、ややホーダー気質あり	飼育者は第一種動物取扱業者であり、小動物（主にマウス、ラット）を営利目的で飼育繁殖している。 その一方、保護した犬猫や多種の哺乳類、鳥類、は虫類をペットとしても飼育しており、（販売用も多数含む）ホーダー気質をやや疑う面もある。
繁殖目的 繁殖制限に否定的	本人曰く、生活の生業として犬の繁殖を行い、授与し、いくばくかの対価を得ているため、繁殖制限や頭数削減に否定的であり、指導に従う気が毛頭ない。
ブリーダー業の疑いあり（第一種動物取扱業未登録）	本件では飼養されている犬が、純血種の小型室内犬であり、粗雑な飼養管理状況に係らずミックス犬がほぼいない。また、1歳前後の若い犬もおり、交配が起きている可能性も考えられる。加えて、飼い主以外の車が飼い主宅付近で停車している様子も報告されており、飼い主が意図的に交配を行い、第一種動物取扱業の登録を受けず子犬を販売している可能性も否定できない。現在まで、販売の事実を決定付ける証拠を集めることができていない。
養豚業	養豚業を営んでおり、犬を猪除けとして放し飼いしている。 里道や川の水質汚濁について争っている。

② 清掃が困難

分類	内容
臭いの除去困難	屋内の高い位置（換気扇など）や手の届きにくいところの清掃が困難で、こびりついた臭いの解消が困難。
衛生環境の整備が必要	・不衛生な状態を、飼い主が自覚できない。猫の不適正飼養というより衛生的な生活環境の整備が必要。
清掃頻度の不足による飼養環境の悪化	不妊手術をしたため、その後猫は増えていないようだが、猫トイレの清掃頻度が足りておらず、猫が猫トイレ以外で排泄することは少なくなったものの継続していた。半年後、訪問した際には猫や物は増えていなかったが、掃除の頻度が足りていないことや猫の爪とぎによる部屋の不衛生な状況はもと通りとなっていた。不妊手術により頭数増加を止めることができたが、生活環境改善については困難であった。

③ その他

分類	内容
飼育頭数増加	飼養の絶対数が多く、不妊手術を行っていないことから繁殖による飼育頭数の増加が懸念される。
飼育頭数の	犬の頭数が多く不妊去勢手術が進んでいないため、さらに犬が増え続ける

増加	要因となっている。
飼育者も触れない個体がいる	人を警戒し、飼養者も触ることができない個体や、屋外飼養される個体がいること。
経過を見守り中	雌雄を区別して飼養していること、一定の動物の管理を行っていることから状況を見守っているところだが、時折逸走が見られること、頭数の絶対数が多いことから近隣住民から鳴き声に係る苦情が寄せられること、飼養者本人が通院していること等から今後の飼養管理について注視している。
早期対応が困難	相談が寄せられた時点ですでに多頭飼育崩壊に陥っている状況。
家庭内トラブル	家庭内トラブルが起因となった事例と思われる。
近隣住民の被害状況	飼養動物による苦情調査においては、苦情者宅以外の飼養者近隣宅における被害状況を確認することが重要であるが、苦情者により拒否されると被害の実態が把握できないため、対応が進まない。また、実際には苦情対象者が飼養する猫以外の猫による被害だったとしても、申立者が飼養者を断定する状況の場合、行政の対応について申立者、飼養者双方の理解が得難い。
ボランティアの理解	本事例の解決には、ボランティア等の協力は必要であるが、ボランティアと行政との考えの違いや、できることとできないことについてボランティアの理解を得ることが業務を遂行するうえでネックとなることが多い。
譲渡先の確保	多頭飼育崩壊における、譲渡先の確保。(今回の事例においては、管内のボランティアによる協力があつたが、今後、緊急性のあるものについては、譲渡先の確保が難しい)。
死亡時の対応の検討の必要性	現在は平衡状態であり周辺への影響などの状況は比較的落ち着いているものの、犬が置かれている環境は好ましいものではない。また、飼養者自身が高齢となつてきており、飼養者に身寄りがないため、万一死亡した場合の対策が課題となっている。
動物愛護団体を紹介	当該飼育者は、門扉にチラシを貼り新たな飼い主を募っており、譲渡の意思があることから、ボランティア団体が主催する譲渡会を紹介。 雌雄分けて飼養すること、不妊去勢手術の実施を助言。 狂犬病予防法に基づく登録及び予防注射は市町村へ指導依頼。

市町村への指導を依頼	飼養犬について、不妊去勢手術の実施、新たな飼い主への譲渡、狂犬病予防法に基づく登録及び予防注射の実施を指導。また、市町村へ当該飼養者に対する狂犬病予防法に基づく登録及び予防注射の実施について指導依頼。
同居者の入院による解決の遅れ	同居していた妻が入院中であり退院の目途がたっていないことから、今後も飼養困難状態続くのか、改善するのか、譲渡を考えて譲渡先を探せるのか等が見通せない。
持ち主不明の動物への餌やり	飼育者は、元々猫を室内飼養していたが、家族のためにバリアフリー改修してから内外出入り自由な形にし、飼い主不明猫にもえさやりしている。
不妊去勢手術実施の確認とれず	飼い主宅に犬を3頭残すこととなり、その犬の不妊・去勢手術について指導を実施しているが、手術実施の確認がとれていない。
苦情通報の継続、精神福祉分野の対応要	当該事例においては、飼養者は必要な対応を実施したが、すでに近隣との関係が著しく悪化していたため、苦情通報が継続している状態である。飼養者はややアニマルホーダー気質の傾向が見られたため、保健師と協力など、精神福祉方向からの対応も必要であるかもしれない。
近隣トラブルの継続	申し出者も精神的に追い詰められており、窓の開閉とにおいて平行線が続いている。引っ越しが解決策となりうるが、物件が見つかっていない。